

# タイの地方自治



2019年9月



一般財団法人  
自治体国際化協会

## はじめに

タイ王国（Kingdom of Thailand。以下「タイ」という。）は、インドシナ半島の中央部・東南アジアの西部に位置し、北部から西部にかけてはミャンマー、北東部はラオス、東南部はカンボジア、南部はマレーシアと国境を接し、面積は 513,120 km<sup>2</sup>（日本の約 1.4 倍）である。人口は、6,918 万人（日本の約半分）である（2018 年）。

タイの政治体制は、国王を元首とした立憲君主制の国家である。選挙による民主政権と軍によるクーデターが繰り返され、プラユット陸軍司令官（2014 当時）をトップとした軍事政権による暫定統治<sup>1)</sup>を経て、2016 年 8 月に実施された国民投票により新憲法案が可決され（2017 年 4 月に新憲法（以下「2017 年新憲法」という。）発布）、2018 年 12 月の総選挙を実施するための関連法案の施行により、2019 年 3 月 24 日に総選挙が実施された。同年 5 月 8 日にはタイ選挙委員会から総選挙の公式結果が発表され、非軍事政権として過去に長く政権を執っていたタクシン派のタイ貢献党が第 1 党になったものの、軍事政権に反対する 7 政党連合の合計議席数は過半数に届かず、同年 6 月 5 日に実施された首相指名選挙において、軍事政権を率いてきたプラユット暫定首相（当時）が首相に選出された。そして、同年 7 月 16 日にプラユット首相が率いる内閣が発足し、5 年振りに民政復帰となったが、軍政を引き継ぐ形の新政権となった。

タイの地方自治については、日本と同様県や市町村という地方自治組織があるものの、国による地方行政が強く機能しており、地方のニーズに合わせた行政運営が課題となっているところ、新たな政権の下、地方自治の仕組みがどのように変わっていくかが注目される場所である。そして、日本とタイの関係においては、1887 年 9 月 26 日に国交が樹立して以降、人的交流の拡大、経済関係の強化等益々緊密度を増している。2017 年 9 月には日・タイ修好 130 周年を迎えた。タイ人の対日関心は高く、日本食のみならずアニメ、漫画、映画等の日本のポップカルチャーも広く浸透している。また、2013 年 7 月に日本がビザ免除措置<sup>2)</sup>を実施して以来、日本を訪れるタイ人の数は増加し 2018 年の訪日タイ人の数は約 113 万人<sup>3)</sup>に達している。このような状況から近年、日本の地方自治体のタイに対する関心は年々高まっている。

本稿は、日本の地方自治体を始め、関係者の皆様がタイの地方自治制度を理解し、日本との官民における連携を進めていく上で必要となり得る事項をまとめた。今後タイとの連携を深めるに当たり、基礎的資料として御活用いただくと共に、内容改善のための御指摘や御教示をいただければ幸いである。

なお、本稿作成に当たっては、タイ内務省、タイ地方分権委員会、タイ財務省、タイ選挙管理委員会、タイ人事委員会、プラチャーティポック王立学院、タマサート大学、シーサケート県、バンコク都、パッタヤ市、スコータイ県自治体、シーサケート県自治体、チェンマイ県自治体、シーサケート市、チェンマイ市町自治体、メーヒア市町自治体及びノンオータムボン自治体の方々から実際の実務のヒアリング調査に対応いただいた。この場を借りて心から謝意を表したい。

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長

## 目次

### 概 要

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| <b>第 1 章 タイの概要</b> .....          | <b>6</b>  |
| 第 1 節 一般的事項 .....                 | 6         |
| 第 2 節 基本情報 .....                  | 6         |
| 1 国旗・国歌.....                      | 6         |
| 2 地理 .....                        | 7         |
| 3 気候 .....                        | 7         |
| 4 人口 .....                        | 8         |
| 5 民族・宗教・言語 .....                  | 9         |
| 6 国の統治機構.....                     | 10        |
| 第 3 節 タイの経済 .....                 | 11        |
| 1 特徴 .....                        | 11        |
| 2 指標・基礎情報 .....                   | 12        |
| 3 輸出入状況.....                      | 15        |
| 4 投資環境・投資状況 .....                 | 17        |
| 5 ダウエイ経済特別区 .....                 | 27        |
| 6 タイを取り巻く経済環境と今後 .....            | 29        |
| 7 日本との関係.....                     | 29        |
| <b>第 2 章 タイの歴史</b> .....          | <b>32</b> |
| 第 1 節 先史時代から国家建設 .....            | 32        |
| 第 2 節 王朝時代 .....                  | 32        |
| 1 スコータイ王朝（1238-1438 年） .....      | 32        |
| 2 ランナータイ王朝（1296-1558 年） .....     | 33        |
| 3 アユタヤ王朝（1351-1767 年） .....       | 33        |
| 4 トンブリー王朝（1767-1782 年） .....      | 34        |
| 5 チャクラー（ラタナコーシン）王朝（1782-現在） ..... | 34        |
| 第 3 節 絶対君主制から立憲君主制 .....          | 35        |
| 第 4 節 民主政権と軍事政権 .....             | 36        |
| 1 タクシン政権.....                     | 36        |
| 2 軍事政権.....                       | 38        |
| 3 新政権樹立.....                      | 40        |
| 4 今後の展望.....                      | 40        |
| <b>第 3 章 国家統治機構</b> .....         | <b>43</b> |
| 第 1 節 国家元首 .....                  | 43        |
| 第 2 節 立法制度 .....                  | 46        |
| 1 国会 .....                        | 46        |
| 2 立法過程.....                       | 51        |

|  |           |
|--|-----------|
| 第3節 行政制度                                   | 52        |
| 1 内閣                                       | 52        |
| 2 首相                                       | 53        |
| 3 国務大臣                                     | 53        |
| 第4節 司法制度                                   | 55        |
| 1 タイの司法制度の歴史                               | 55        |
| 2 タイにおける裁判所の種類                             | 55        |
| 第5節 憲法における地方自治規定                           | 62        |
| 1 2017年新憲法における地方自治                         | 62        |
| 2 2017年新憲法と旧憲法（2007年憲法）における地方自治規定に関する相違点   | 64        |
| <b>第4章 地方行政体制</b>                          | <b>68</b> |
| 第1節 行政体制の概観及び歴史                            | 68        |
| 第2節 中央行政（Central Administration）           | 71        |
| 1 中央行政（Central Administration）概要           | 71        |
| 2 内務省（Ministry of Interior）                | 71        |
| 第3節 国による地方行政（Provincial Administration）の体制 | 78        |
| 1 県（チャンワット）                                | 78        |
| 2 郡（アンプー）                                  | 79        |
| 3 行政区（タムボン）                                | 79        |
| 4 村（ムーバーン）                                 | 80        |
| 第4節 地方自治行政                                 | 80        |
| 1 一般地方自治体                                  | 81        |
| 2 特別地方自治体                                  | 93        |
| <b>第5章 地方自治体の実例</b>                        | <b>94</b> |
| 第1節 バンコク都（特別地方自治体）                         | 94        |
| 1 執行機関                                     | 96        |
| 2 議会                                       | 96        |
| 3 歴史                                       | 96        |
| 4 担当事務                                     | 97        |
| 5 その他                                      | 97        |
| 第2節 パッタヤ市（特別地方自治体）                         | 98        |
| 1 執行機関                                     | 99        |
| 2 議会                                       | 99        |
| 3 歴史                                       | 99        |
| 第3節 スコータイ県自治体                              | 100       |
| 1 執行機関                                     | 101       |
| 2 議会                                       | 101       |
| 3 スコータイ県自治体内の行政機関数                         | 102       |

|   |            |
|---|------------|
| 第4節 シーサケート県自治体及びシーサケート県   | 103        |
| 1 シーサケート県自治体  | 103        |
| 2 シーサケート県   | 105        |
| 3 県（チャンワット）から見た県自治体（オボチャー）、市町自治体（テッサバン）<br>及びタムボン自治体（オボトー）〈シーサケート県聞き取り〉 | 106        |
| 4 県自治体（オボチャー）から見た県（チャンワット）〈シーサケート県自治体聞き<br>取り〉                          | 106        |
| 第5節 シーサケート市自治体  | 108        |
| 1 執行機関  | 108        |
| 2 議会  | 108        |
| 3 その他（シーサケート市自治体聞き取り）   | 109        |
| 第6節 ノンオータムボン自治体   | 111        |
| 1 執行機関  | 111        |
| 2 議会  | 111        |
| <b>第6章 地方財政制度</b>   | <b>112</b> |
| 第1節 概要  | 112        |
| 1 地方自治体予算の形状  | 112        |
| 2 予算編成  | 113        |
| 3 地方自治体の財政規模  | 114        |
| 4 財政運営  | 115        |
| 第2節 地方自治体の歳入歳出予算科目  | 118        |
| 1 概要  | 118        |
| 2 歳入予算科目  | 119        |
| 3 歳入予算科目一覧  | 120        |
| 4 歳出予算科目一覧  | 123        |
| 第3節 地方自治体の歳入  | 128        |
| 1 概要  | 128        |
| 2 自主徴収歳入  | 129        |
| 3 分配税（政府徴収分及び地方分与税）   | 131        |
| 4 補助金   | 133        |
| 第4節 バンコク都財政   | 135        |
| 1 予算編成スケジュール  | 135        |
| 2 歳入  | 135        |
| 3 歳入歳出予算  | 136        |
| <b>第7章 税制</b>   | <b>137</b> |
| 1 概要  | 137        |
| 2 税法体系  | 137        |
| 3 税務行政  | 138        |

|                               |                        |            |
|-------------------------------|------------------------|------------|
| 4                             | 国税                     | 139        |
| 5                             | 地方税                    | 141        |
| 6                             | 加算税及び延滞税               | 141        |
| 7                             | 地方自治体への税源移譲            | 142        |
| <b>第8章 選挙制度・公務員制度</b>         |                        | <b>143</b> |
| <b>第1節 選挙制度</b>               |                        | <b>143</b> |
| 1                             | タイの選挙・選出の種類            | 143        |
| 2                             | 選挙の実施機関・選挙監視体制         | 143        |
| 3                             | 下院議員選挙                 | 147        |
| 4                             | 上院議員選出                 | 152        |
| 5                             | 地方選挙（地方議員選挙・首長選挙）      | 154        |
| 6                             | 近年の取組事例                | 156        |
| <b>第2節 公務員制度</b>              |                        | <b>156</b> |
| 1                             | 国家公務員                  | 157        |
| 2                             | 地方公務員（特別地方自治体を除く）      | 166        |
| 3                             | 特別地方自治体公務員             | 171        |
| 4                             | 公務員制度に関する運用実例（ケーススタディ） | 174        |
| <b>第9章 タイの地方自治制度における課題と展望</b> |                        | <b>176</b> |
| 注釈                            |                        |            |
| 参考文献                          |                        |            |

## 第1章 タイの概要

### 第1節 一般的事項

|        |  |
|--------|--|
| 正式名称   | タイ王国 (Kingdom of Thailand)   |
| 面積     | 513,120 km <sup>2</sup> (日本の約 1.4 倍) *                                   |
| 首都     | バンコク (Bangkok)   |
| 国家元首   | マハー・ワチラロンコン・ボテインタラーテーパヤワランクーン国王陛下 (ラーマ 10 世)                             |
| 政体     | 立憲君主制  |
| 議会     | 国家立法議会 (220 名) ※暫定政権下  |
| 政府     | プラユット・ジャンオーチャー首相   |
| 人口     | 6,861 万人 (2018 年 7 月) *  |
| 民族     | タイ族 (約 85%)、華人系 (10%)、マレー系、カンボジア系、インド系及び山岳民族等) (2017 年) **               |
| 宗教     | 仏教 (小乗仏教と呼ばれる戒律の厳しい南方上座仏教) 94.6%、イスラム教 4.3%、キリスト教 1%、その他 1%未満 (2015 年) * |
| 公用語    | タイ語  |
| 気候     | 熱帯モンスーン気候  |
| 通貨     | バーツ (THB) * 1 バーツ 3.51 円 (2019 年 7 月時点) ***                              |
| 日本との時差 | - 2 時間   |

\*出典 (CIA“World Factbook”<sup>i)</sup>)

\*出典 (「タイ国経済概況」)

\*\*\*出典 (Bloomberg)

### 第2節 基本情報

#### 1 国旗・国歌

タイの国旗は、1917年にラーマ6世により制定された。上から順に赤、白、青、白、赤の5本の横帯で構成されており、タイ語で「Thong Trairong (トン・トライロング)」と呼ばれ三色旗を意味している。中央の青色は「国王 (王室)」を、その上下の白色は「宗教 (仏教) の潔白」を、外側の赤色は「国王 (王室) と宗教 (仏教) を守る国民の団結心」を表している。

【図1：タイの国旗】



タイの国歌は「Phleng Chat (プレーン・チャート)」と呼ばれ、1932年の立憲革命によりタイの政治体制が絶対王政から立憲君主制に移行したことを契機にして、1939年に制定された。「タイの国歌」を意味しており、歌詞を訳すと次のような意味となる。

<sup>i</sup> <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/th.html>

「タイ国はタイ民族の血肉から成り、民衆の国家である。タイ国民は、誠意を尽くし一致団結して全国土の安定を維持していく。タイ国は平和を愛するが、いざ戦いとなれば臆することはない。誰からも独立の自由を脅かされることはない。タイ国民は血の全ての滴を国に捧げよう。タイ国に勝利とさらなる栄光あれ。」

## 2 地理

タイは、インドシナ半島の中央部、東南アジアの西部に位置し、北部から西部にかけてはミャンマー、北東部はラオス、東南部はカンボジア、南部はマレーシアと国境を接している。国土は南北約 2,500 km（北緯 5 度 30 分～21 度）、東西 1,250 km（東経 97 度 30 分～105 度 30 分）に伸びている。

タイは、①北部山岳地域（North）、②西部山岳地域（West）、③東北部高原地域（North-East）、④東部沿岸地域（East）、⑤中部平野地域（Central）、⑥南部半島地域（South）の 6 つの地域に区分されている。北部地域は山脈と盆地からなる地域、東北部高原地域は高台で土壌が痩せており洪水や干ばつの影響を受けやすい比較的貧しい地域、中部平野地域は肥沃なデルタ地帯、南部半島地域は海と湾に挟まれ低い山が連なる地域である。また、国土面積の約 40% を農地が占めている。

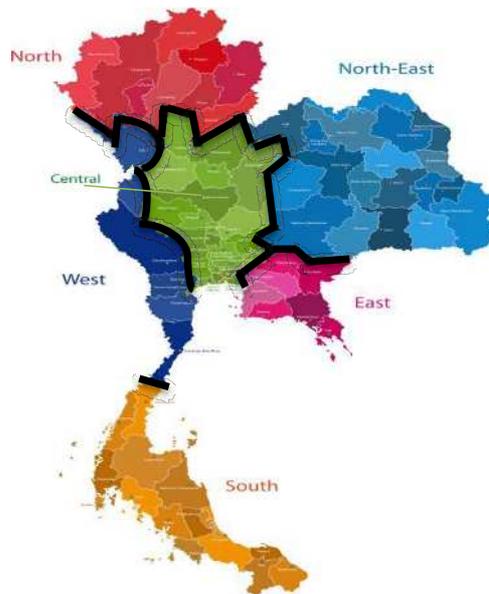
## 3 気候

タイの気候は熱帯モンスーン気候であり、高温・多湿で、年間の平均気温は約 28℃である。1 年を通して雨季（5 月～10 月）と乾季（11 月～4 月）に大別され、乾季はさらに寒季（11 月～2 月）と暑季（3 月～4 月）に分けられる。雨季は南西モンスーンの影響を受け 1～2 時間程度激しい雷雨を伴うスコールが降る日が多い。特に 9 月～10 月は降水量が多い。寒季には北東モンスーンの影響を受け日中は 30℃になるものの朝晩は涼しく湿度が低い。1 年の中で 3 月～4 月が最も暑く、日中は気温が 40℃近くに達する日もある。首都バンコクの年間平均気温は 29℃（最高気温 39.1℃、最低気温 16.6℃）、平均湿度 73%（年間降雨日数 128 日、年間総雨量 1,131.1mm）と高温多湿で年中蒸し暑い。

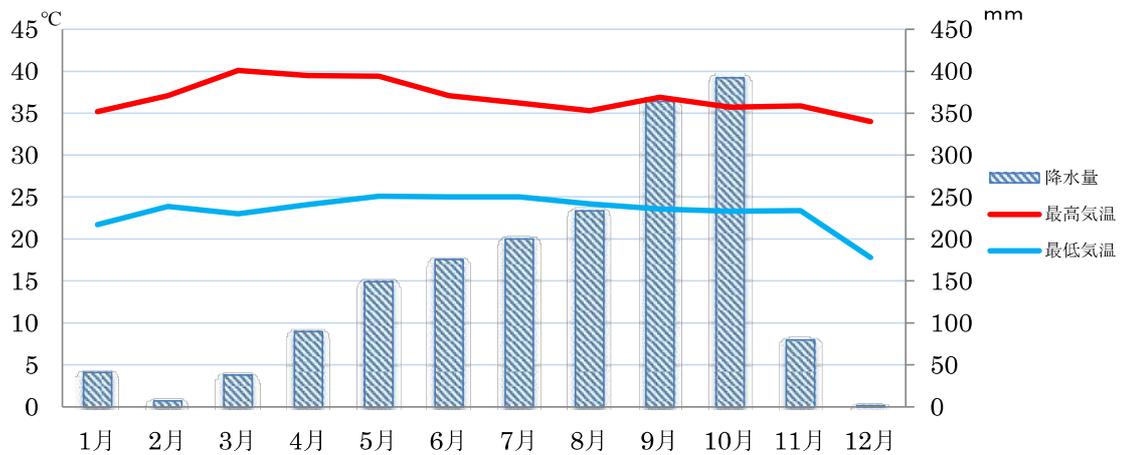
【図 2：タイの位置】



【図 3：タイの地域】



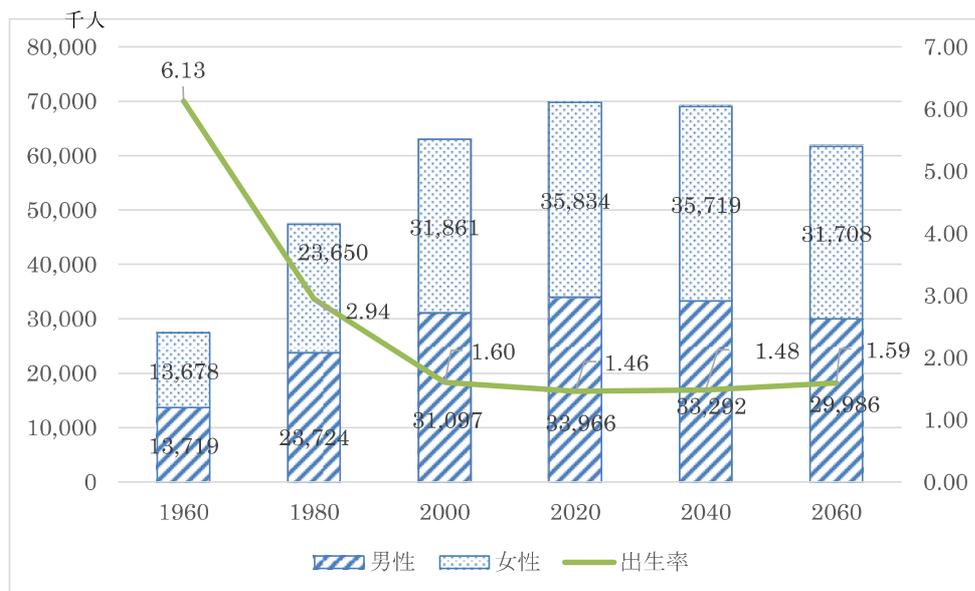
【表 1 : バンコクの気温と降水量】



出典 (タイ国経済概況)

#### 4 人口

【表 2 : 人口及び出生率の推移】



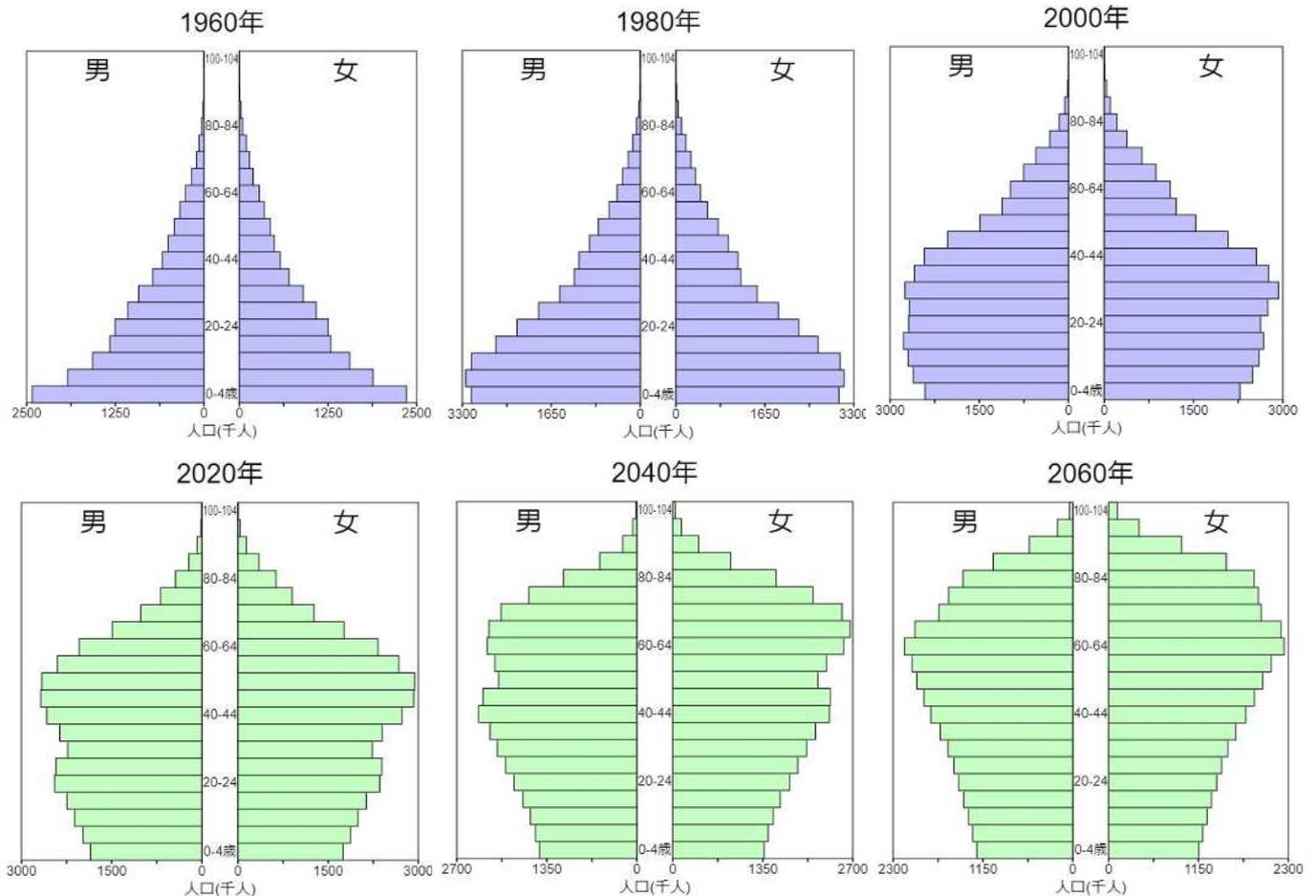
出典 (国際連合 (United Nation) ” World Population Prospects 2019” を基に作成)

タイの人口は、6,861 万人であり、平均年齢は、38.1 歳となっている (2018 年) <sup>i</sup>。出生率は、1960 年までは比較的高い水準 (6.13) を維持していたが、その後低下傾向となり、2016 年には 1.482 と日本の 1.44 とほぼ同値に、現在では人口置換水準 (現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安) も下回っており、今後の見通しとしても少子高齢化が加速することが見込まれる。

<sup>i</sup> 出典 : CIA ” World Factbook”

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/th.html>

【表3：人口ピラミッドの推移】



出典（国際連合（United Nation）” World Population Prospects 2019” を基に作成）

## 5 民族・宗教・言語

タイは多民族国家で、タイ族（約85%）、華人系（10%）、マレー系、カンボジア系、インド系を中心に様々な民族で構成され、民族間の混血がかなり進んでいる（2017年）。また、タイには、カレン族、モン族、ラフ族、アカ族、ミエン族、リス族、ティン族、ルア族、カム族、ムラブリ族等の、山地民（山岳民族）が住んでおり、それぞれに異なる文化や伝統を持っている。

タイの国旗からも分かるように、国民は国王への忠誠心と仏教への尊崇心を心の寄り所としている。

スコータイ王朝（1238-1438年）のラムカムヘーン王により仏教が国教として定められてから現在も国民の94.6%が仏教を信仰しており、全国の仏教寺院数は約3万、僧侶は約29万人と言われている。憲法により信仰の自由は保障されており、仏教の他、イスラム教、キリスト教、ヒンズー教、シーク教、山岳民族固有の宗教等がある。

公用語はタイ語で、文字は13世紀末にカンボジアのクメール文字をベースに作られた表音文字が改良されて現在の形になったとされ、文字には44の子音文字と

32の母音文字があり、これらを組み合わせて音節を作り、5種類の音調により発音される。

## 6 国の統治機構

詳細は第2章で述べるが、概要を以下に述べる。

### (1) 政体

タイの政体は立憲君主制であり、国王ラーマ7世時の1932年、前国王ラーマ6世の財政上の失策や世界大恐慌の影響による国家財政の窮迫等、国王の統治に不満を持った一部軍人が起こした「立憲革命」により約700年間続いた絶対王政（専制君主制）が終焉し、現在の立憲君主制に移行した。

### (2) 憲法

タイで初めて憲法が発布されたのは1932年12月10日のことである。それ以降、度重なる軍部によるクーデター等により、「政権の交代→憲法の廃止→総選挙→新憲法の制定」というサイクルが繰り返され、2017年新憲法が暫定憲法を含め20番目の憲法となっている。2017年新憲法には、第14章地方行政に地方自治に関する規定が盛り込まれており、積極的な地方自治が求められている。

### (3) 元首

元首は国王である。国王に関しては、2017年新憲法に「タイ王国は、国王を元首とする民主主義政体の統治を有する。」<sup>ii</sup>、「国王は、崇敬された神聖な地位にあり、何人も侵すことはできない。」<sup>iii</sup>、「国王は、仏教徒であり、かつ宗教の擁護者である。」<sup>iv</sup>などと規定されている。

現国王は、2016年10月13日に即位した第10第ワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）である。

### (4) 国会

立法機関である国会は、2014年5月のクーデター以前は、下院（公選の計500名）及び上院（公選と任命の計150名）の二院制を執っていたが、クーデター後は廃止となり、新たに設置された一院制の国家立法議会が上下両院の役割を果たす立法機関となっていた。

2017年新憲法にて、国会は下院（公選の計500名<sup>v</sup>）及び上院（任命の計200名

---

i 2017年新憲法第249条から第254条まで

ii 2017年新憲法第2条

iii 2017年新憲法第6条

iv 2017年新憲法第7条

v 2017年新憲法第83条

i) の二院から構成されると規定され<sup>ii</sup>、2019年3月の総選挙を経てまた二院制に戻ったところである。なお、上院については、2017年新憲法施行（2017年4月）から5年間は250名全員が任命制となる特例規定が設けられている<sup>iii</sup>。

【参考：選挙制度】

上院は任命制<sup>iv</sup>、下院は小選挙区比例代表併用制<sup>v</sup>である。

選挙権は選挙実施年の1月1日に満18歳以上のタイ国籍者に与えられる<sup>vi</sup>。また、被選挙権は上院が満40歳、下院が満25歳以上のタイ国籍者に与えられる<sup>vii</sup>（詳細は第8章第1節を参照）。

### 第3節 タイの経済

#### 1 特徴

タイは2010年に高位中所得国<sup>4</sup>入りを果たしているが、近年、賃金の上昇や若年人口の減少等から、労働集約型産業への依存は難しくなっており、産業構造を高度化しなければ、人件費の上昇や技術革新の遅れで成長が停滞する「中所得国の罠」に陥るとの懸念も浮上している。こうした状況に危機感を抱いたタイ政府は、2015年に、産業構造高度化を通して経済のステージアップを狙う「タイランド4.0」という構想を打ち出した。

この経済計画は、2015年時点での一人当たりGDP5,831USドルを2036年までに1万3,000USドルまで上げ、高所得国<sup>5</sup>の仲間入りを目指すというものである。その中でも次の10分野を特に重視している。

- ① 次世代自動車
- ② スマートエレクトロニクス
- ③ メディカル・ウェルネスツーリズム
- ④ 農業・バイオテクノロジー
- ⑤ 食品関連
- ⑥ ロボティクス
- ⑦ 航空
- ⑧ バイオ燃料・バイオ化学
- ⑨ デジタル
- ⑩ メディカルハブ

特に⑨のデジタルは、「タイランド4.0」達成の鍵となるため、タイ政府は、上述の経済計画とは別に、「タイ・デジタル経済社会開発20ヵ年計画」を2016年4月に策

---

i 2017年新憲法第107条

ii 2017年新憲法第79条

iii 2017年新憲法第269条

iv 2017年新憲法第107条

v 2017年新憲法第83条、第86条及び第87条

vi 2017年新憲法第95条第2号

vii 2017年新憲法第97条第1号及び2号並びに第108条第1項第1号及び第2号

定し、「デジタル立国」を目指している。

また、デジタル産業推進のため、情報通信技術省は、2016年9月から新たに「デジタル経済社会省」に改組された。

「タイランド 4.0」の実現には、多数の大卒・大学院卒のエンジニアが必要となるものの、タイは理工系大学生が少ないという弱点を抱えているので、こうした労働力不足に対し、タイ政府が、保育サービスの充実等による女性の就業機会の増加、高齢者の就業率の増加、外国人労働者の誘致といった施策によってこの問題をいかに克服していくかが、今後のタイ経済の行く末を左右する重要なポイントとなる。

また、タイの金融政策は、2000年5月以降、インフレ・ターゲティング<sup>6</sup>を基本に運営されているが、インフレ率は1%台であり、物価は安定している。財政運営も堅実であり、景気対策による歳出増加で一時的に赤字が拡大しても、その後の景気回復に伴う税収増加で財政赤字が解消されるというパターンが概ね維持され、財政規律が失われてはいない。また、タイの公的債務残高の対GDP比率は約42%（2017年時点）と、新興国全体の平均値50%より低い<sup>i</sup>。

## 2 指標・基礎情報

タイにおける2017年現在の主な経済指標は以下のとおりである。

【表1：主な経済指標（2017年）】

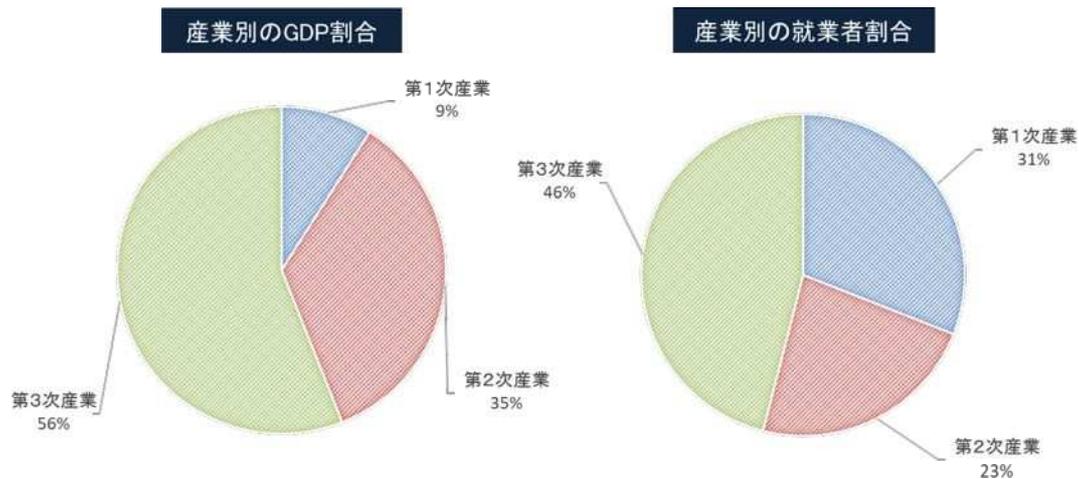
|             |   |
|-------------|---|
| 名目 GDP      | 4,553 億 US ドル<br>※同年の日本の名目 GDP（4兆8,721 億 US ドル）の概ね 10%の水準 |
| 1人当たり名目 GDP | 6,591 US ドル<br>※同年の日本の1人当たり名目 GDP（38,983 US ドル）の概ね 17%の水準 |
| 実質 GDP 成長率  | 3.9%  |
| 失業率         | 1.2%  |

出典（日本貿易振興機構（JETRO）Web ページを基に作成）

また、タイの経済状況を把握する上で基礎的な情報となる、タイの産業構造、ASEANの経済成長率・人口割合・人口ピラミッド、タイの所得層別割合は、以下の図4から8までのとおりである。

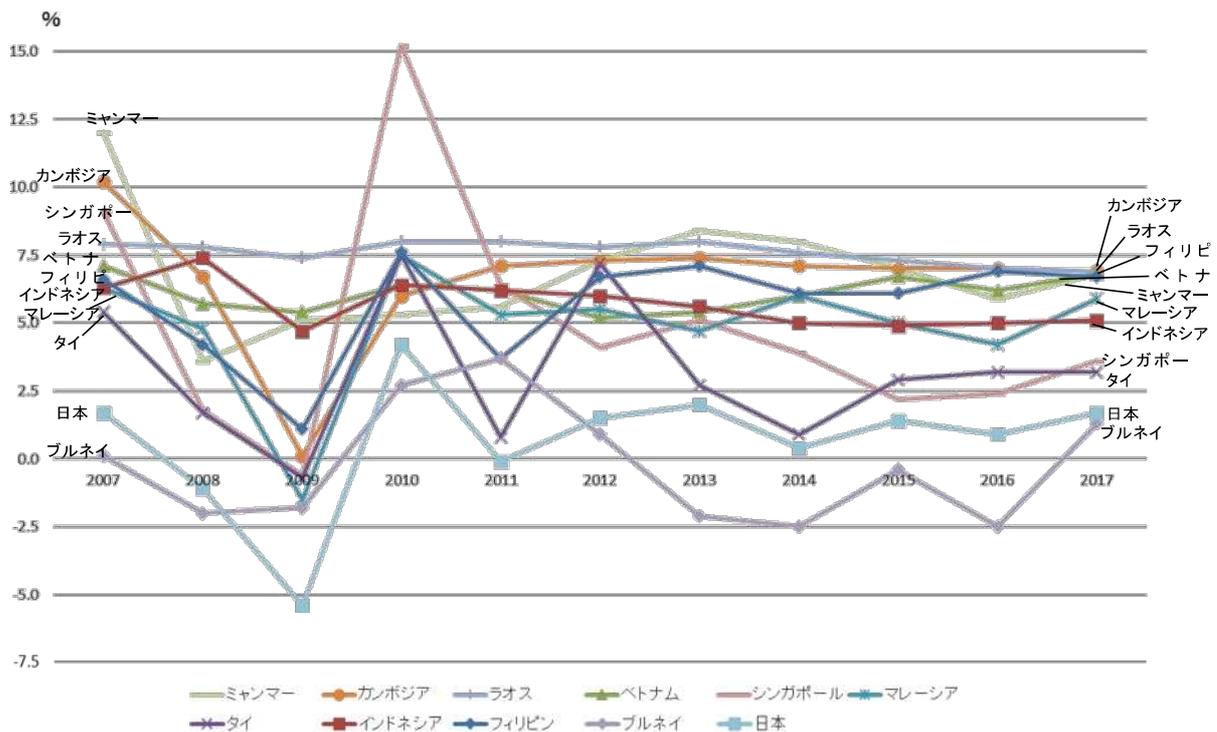
<sup>i</sup> 出典：国際通貨基金（IMF）“World Economic Outlook Database October 2018”  
<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/02/weodata/index.aspx>

【図4：タイの産業構造（2017年）】



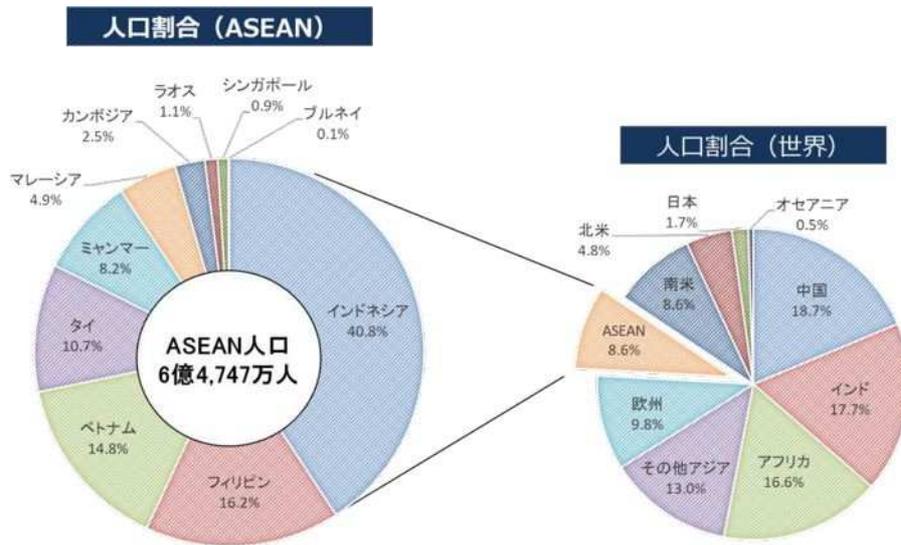
出典（日本貿易振興機構（JETRO）『世界貿易投資報告（タイ）』を基に作成）

【図5：ASEAN及び日本の経済成長率】



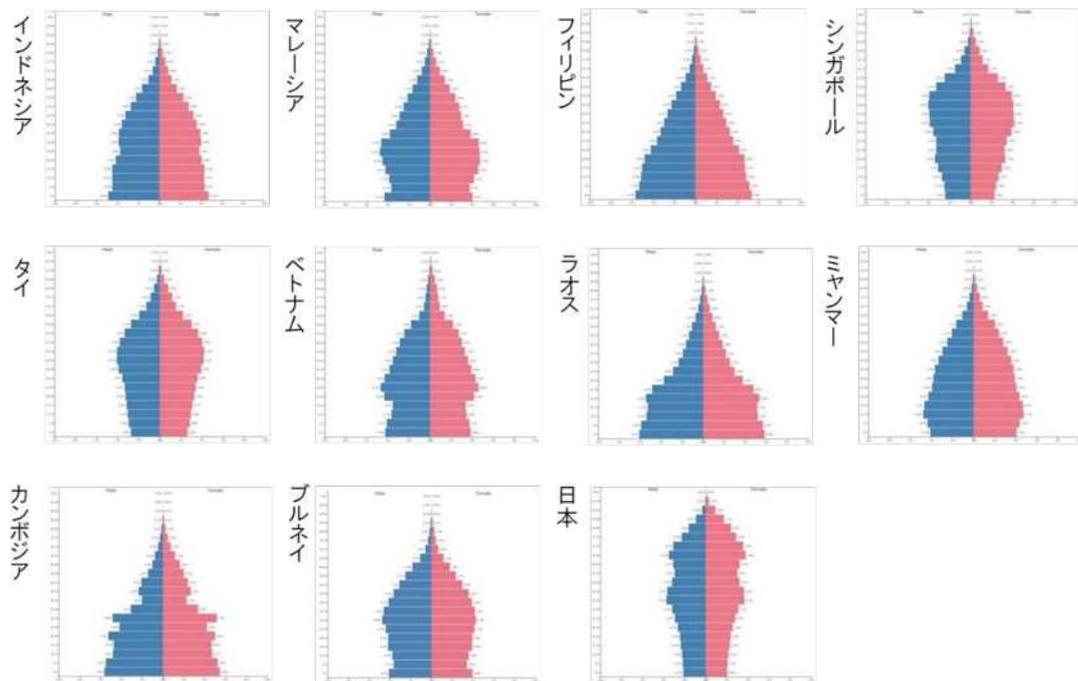
出典（国際通貨基金（IMF）“World Economic Outlook Database October 2018”を基に作成）

【図6：ASEAN及び世界の人口割合（2018年）】



出典（自治体国際化協会シンガポール事務所『ASEAN・インド・スリランカの概況について』より引用）

【図7：ASEAN及び日本の人口ピラミッド（2018年）】



出典（自治体国際化協会シンガポール事務所『ASEAN・インド・スリランカの概況について』より引用）

【図 8：タイの所得層別割合（世帯当たり年間可処分所得）】



出典（農林水産省『平成 23 年度国別戦略的マーケティング事業（東南アジア）調査報告書』より引用）

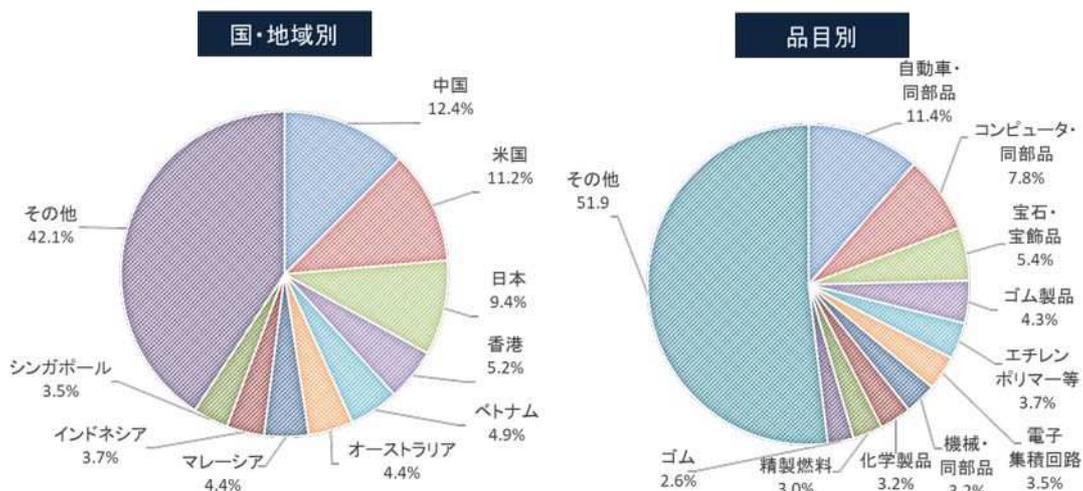
### 3 輸出入状況

#### (1) 輸出

2017 年の輸出相手国は第 1 位が中国、次いで米国、日本は第 3 位となっており、輸出品目は第 1 位が自動車及び同部品、第 2 位がコンピュータ及び同部品、第 3 位が宝石及び宝飾品となっている。

【表 5：タイの主要輸出相手国及び品目（2017 年）】

| タイの主要輸出相手国 |                   | タイの主要輸出品目  |                   |
|------------|-------------------|------------|-------------------|
| 輸出相手国      | 輸出額<br>(100万USドル) | 輸出品目       | 輸出額<br>(100万USドル) |
| 中国         | 29,433            | 自動車・同部品    | 27,044            |
| 米国         | 26,537            | コンピュータ・同部品 | 18,490            |
| 日本         | 22,310            | 宝石・宝飾品     | 12,827            |
| 香港         | 12,308            | ゴム製品       | 10,255            |
| ベトナム       | 11,662            | エチレンポリマー等  | 8,674             |
| オーストラリア    | 10,507            | 電子集積回路     | 8,267             |
| マレーシア      | 10,352            | 機会・同部品     | 7,574             |
| インドネシア     | 8,806             | 化学製品       | 7,460             |
| シンガポール     | 8,287             | 精製燃料       | 7,183             |
| その他        | 96,492            | ゴム         | 6,024             |
| 合計         | 236,694           | その他        | 122,896           |
|            |                   | 合計         | 236,694           |



出典 (日本貿易振興機構 (JETRO) 『世界貿易投資報告 (タイ)』を基に作成)

## (2) 輸入

輸入相手国は第1位が中国、次いで日本、第3位が米国となっており、輸入品目は第1位が一般機械及び同部品、第2位が原油、第3位が電気機械及び同部品となっている。

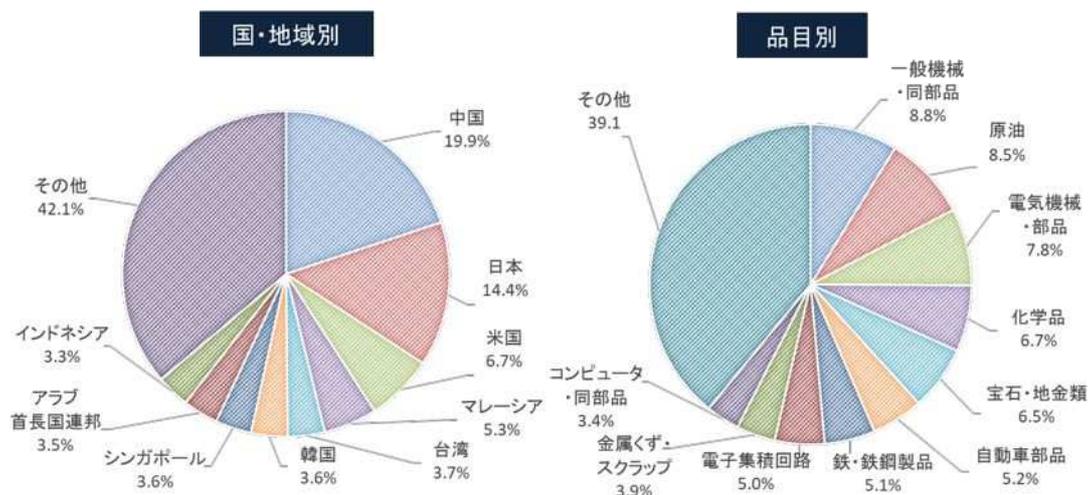
【表6：タイの主要輸入相手国及び品目 (2017年)】

タイの主要輸入相手国

| 輸入相手国    | 輸入額<br>(100万USドル) |
|----------|-------------------|
| 中国       | 44,237            |
| 日本       | 32,037            |
| 米国       | 14,864            |
| マレーシア    | 11,755            |
| 台湾       | 8,130             |
| 韓国       | 8,057             |
| シンガポール   | 7,932             |
| アラブ首長国連邦 | 7,778             |
| インドネシア   | 7,363             |
| その他      | 80,610            |
| 合計       | 222,763           |

タイの主要輸入品目

| 輸入品目       | 輸入額<br>(100万USドル) |
|------------|-------------------|
| 一般機械・同部品   | 19,508            |
| 原油         | 18,785            |
| 電気機械・同部品   | 17,303            |
| 化学品        | 14,750            |
| 宝石・地金類     | 14,311            |
| 自動車部品      | 11,403            |
| 鉄・鉄鋼製品     | 11,342            |
| 電子集積回路     | 11,160            |
| 金属くず・スクラップ | 8,650             |
| コンピュータ・同部品 | 7,513             |
| その他        | 88,038            |
| 合計         | 222,763           |



出典（日本貿易振興機構（JETRO）『世界貿易投資報告（タイ）』を基に作成）

輸出・輸入の状況から、タイは輸入した原材料を加工して輸出している製造立国と言える。

また、2013年には中国との貿易額（輸出+輸入）が日本を上回り、さらに2014年には輸入額も上回るなど、中国が最大の貿易相手国となっている。2005年から2015年までの10年間でタイから中国への輸出額は約2倍（約910億4,000万USドルから約2,331億1,000万USドル）に、中国からタイへの輸入額は約4倍（約1,114億8,000万USドルから約4,091億2,000万USドル）に拡大するなど、今後も中国の影響力は増していくものと考えられる。

タイは開かれた経済であり、外需主導の成長をしてきている。欧米先進国を中心とした反グローバリゼーションや反貿易自由化の動きは、輸出依存度の高いタイにとって懸念すべき事態である。

近年では、近隣ASEAN諸国の成長や、ASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community:AEC）発足等を背景にASEAN域内貿易のシェアが高まってきている。しかしながら、依然として、ASEAN全体としての中国への貿易依存度は高まっているため、中国経済の急減速に伴う輸出急減のリスクは残ると考えられる。

#### 4 投資環境・投資状況

##### (1) タイ進出のメリット・デメリット

###### ア メリット

日本からタイへは金属製造・加工や電気機器・輸送用機械製造といった製造業の進出が多くなっているが、タイ進出のメリットとして、輸送、電力、工場用地等の製造業用インフラが近隣諸国に比べて整備されていることが挙げられる。

また、日本やシンガポールに比べ、安価なコストでの進出が可能である。タイの

<sup>i</sup> 出典：国際貿易投資研究所『タイの貿易構造の変化とFTAの現状』

人件費は他の東南アジア諸国と比較すると、シンガポールやマレーシアよりは安く、ベトナム、フィリピン、インドネシアよりは高い<sup>i</sup>。2016年の大学進学率は約50%<sup>ii</sup>であり、安価で勤勉な労働力を活用した事業展開が可能となっている。安価な事業コストで高付加価値なビジネスを展開し、日本では利益の出しにくい事業でも大きな利益率が実現できる可能性が高いと言われている。

さらに、タイは、周りをマレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマーに囲まれ、地理的に東南アジア諸国の中心に位置しており、2014年には、タイ、ベトナム、カンボジアのインドシナ半島の南部地域を東西につなぐ陸路、「南部経済回廊」が整備され、タイを中心に東南アジアの物流環境が改善された。

首都バンコクの空港からは、アジア域内への移動はもちろん、中東や欧州、アフリカ等への便も多数就航している。そのため、2017年現在、約7%で成長する周辺国の経済成長を後押しする、アジアマーケットのハブ機能の役割を担うことができる。アジア、そして世界への輸出拠点としてタイに進出する日本企業も少なくない。

この他のメリットとして、日本製品や日本食への需要が拡大し続けていることが挙げられる。タイに進出している日本企業数は5,444社<sup>iii</sup>、在留邦人数は72,754人<sup>iv</sup>（2017年現在）であり、旅行先としても人気のタイには多くの日本人が訪れている（2018年の訪タイ日本人観光客数は165万6,100人<sup>v</sup>）。そのような状況もあって、日本製品やサービスの市場も拡大してきており、多くの日本食レストランや医療サービス等が展開されている。

また、健康ブームが高まるタイでは、日本食への人気や、和食が持つヘルシーさにより高まってきている。さらにファッションやアニメ、漫画、映画といったポップカルチャー等への人気から日本への関心も高まっており、タイでの「日本マーケット」は拡大し続けている。2018年7月現在で約6,900万人の人口を有する<sup>vi</sup>タイでは、2015年時点で約75%の中間所得層以上が2020年には人口の80%を超えるとも予測されており（図8参照）、質の良い「日本製品」の人気は今後もさらに高まることが予想される。

#### イ デメリット

デメリットは、まず、少子高齢化が進み、将来的には人口減少が見込まれるということが挙げられる。東南アジア諸国全体で見ると人口は増加しているが、タイでは、2017年の65歳以上人口が全体の11.37%を占め<sup>vii</sup>、2022年には65歳以上の

i 出典：日本貿易振興機構（JETRO）『投資コスト比較』

ii 出典：GLOBAL NOTE『タイの教育統計データ』<https://www.globalnote.jp/>

iii 出典：日本貿易振興機構（JETRO）『タイの概況とアセアン経済』

iv 出典：外務省『海外在留邦人数調査統計平成30年要約版』

v 出典：アジアトラベルノート

[https://www.asiatravelnote.com/2019/01/28/japanese\\_visitors\\_to\\_thailand\\_hit\\_record\\_high\\_in\\_2018.php](https://www.asiatravelnote.com/2019/01/28/japanese_visitors_to_thailand_hit_record_high_in_2018.php)

vi 出典：CIA“World Factbook”

vii 出典：GLOBAL NOTE『タイの人口・構成統計データ』<https://www.globalnote.jp/>

人口が全体の 14%を超す高齢社会が到来すると言われており、日本（2020 年の 65 歳以上の人口割合は約 29%<sup>i</sup>）と同様に労働力の低下、消費マーケットの縮小は避けられない事態が予測されている。

また、2016 年のタイ人の平均寿命は約 76 歳<sup>ii</sup>である一方、出生率は 2015 年の 1.50 から 2016 年には 1.48 へ低下しており（同じく少子高齢化が進んでいる日本は 1.44）<sup>iii</sup>、日本と同様に少子高齢化が進み、この問題への対応が今後の国の成長を左右するといっても過言ではない。長期的に見ると、高齢化による財政支出拡大と少子化による賃金上昇の影響等がタイの経済成長を鈍化させることとなり、日本企業への打撃となる可能性もあると言える。

2 つ目のデメリットとしては、経済が政治動向に左右されるということが挙げられる。1932 年以降、絶対君主制から立憲君主制に移行したタイ（詳細は第 2 章第 3 節「絶対君主制から立憲君主制」を参照。）であるが、度々軍事クーデターが起こっている。反政府軍のクーデターにより、治安が悪化することも想定されるため、現地に進出する日本企業にとっては大きな問題となる。

また、2016 年 10 月には、プミポン・アドゥンヤデート前国王（ラーマ 9 世）が崩御された。自ら政治混乱に直接介入することで事態の収束を図るなど、タイ社会の安定の要として存在感を發揮した前国王は、国民から絶大な支持と尊敬を集めていたため、その崩御の際には、先述のとおり多くの国民が悲しみに暮れ、その労働意欲や購買意欲にまでも影響を与えるほどであった。プラユット暫定首相（当時）も 1 年間を公式服喪期間とすると宣言し、国民に全ての娯楽活動を 30 日間控えるよう求めるなど国全体に自粛ムードが広がる中、実際に一部の日本企業の売上も減少傾向にあったとのことである。政治動向が国民の労働意欲や購買意欲までも左右してしまうことは、その国に進出する日本企業にとっては、デメリットの一つになってしまうと言える。

更なるデメリットとしては、所得の地域差によるマーケット事情が挙げられる。著しい経済成長を遂げたタイとはいえ、その成長は主にバンコク及びバンコク近郊のみとなっている。依然として所得格差は大きく、地方にまで経済発展の恩恵が波及しているとは言えない状況である。現地の若い働き手が、より高い収入を求めて首都バンコクに移り続けていることも、所得の地域差を生み出している一因となっている。そのため、地方都市は貧しさが残り、現状では、タイ全土を均等なマーケットとして捉えることは困難である。また、中間層以下の所得層には、日本の商品は高額で中々手が届かないという現実もある。

このような状況において、日系企業同士のバンコク内での競争が激化し、地方に活路を見出そうとしても市場を開拓できないというジレンマが生まれることになっている。

---

<sup>i</sup> 出典：内閣府『平成 29 年版高齢社会白書』

<sup>ii</sup> 出典：世界保健機関（WHO）“World Health Statistics 2018”

<sup>iii</sup> 出典：世界銀行“Fertility rate, total births per woman”

## (2) 外国直接投資（FDI）受入動向

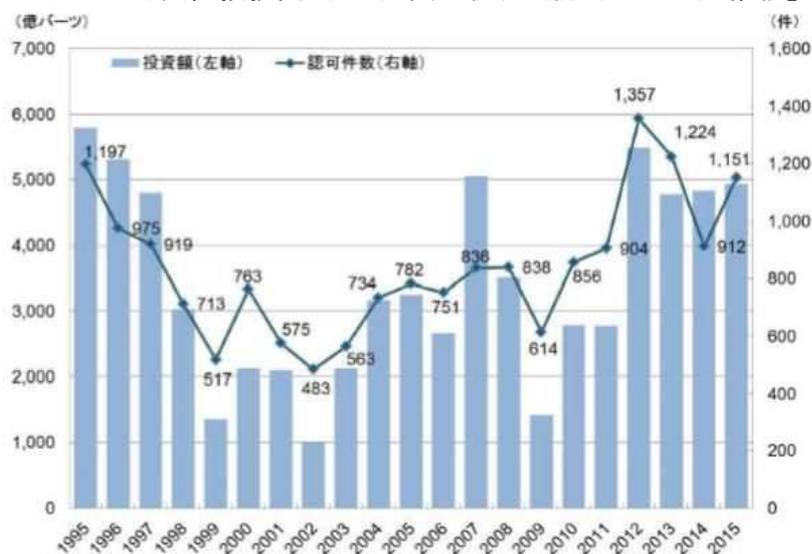
タイへの外国直接投資（Foreign Direct Investment。以下「FDI」という。）は1995年に過去最大の投資額（約5,800億バーツ）を記録して以降、2度の大きな落ち込みを経験している。1度目は1997年のアジア通貨・経済危機を契機としたもの、2度目は2007年から2008年までにかけて発生した世界金融危機を背景としたものである。

いずれもその後、FDIは回復し、1995年の約5,800億バーツには及ばなかったものの、2007年には約5,056億バーツ、2012年には約5,490億バーツを記録するなど比較的高水準で推移していたが、2017年は約2,270億バーツに減少した。

一方で投資件数は2012年に1,357件と直近のピーク（1995年1,197件）を超えたが、2017年は730件に減少した<sup>ii</sup>。

日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所への聞き取り調査によると、2017年の投資額及び投資件数の低迷は、2015年1月施行の新たな新投資恩典制度導入に伴い、新制度では恩典を受けられないであろう企業による旧制度への駆け込み申請があったことの反動によるものとのことである（「(4) タイ投資委員会（BOI）の投資奨励による恩典」を参照）。

【図9：タイの外国直接投資（FDI）受入状況（認可ベース）推移】



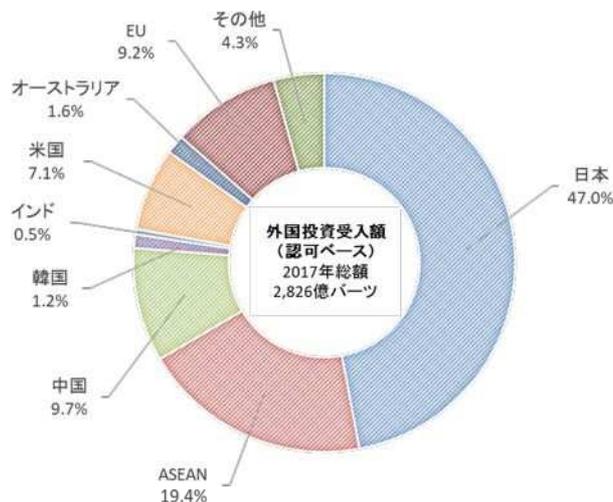
出典（国際協力銀行（JBIC）『タイの投資環境』より引用）

i 1バーツ＝3.53円（出典：株式会社みずほ銀行（2019年7月1日現在外国為替公示相場の仲値））

ii 出典：国際協力銀行（JBIC）『タイの投資環境』及びBOI “Foreign Direct Investment Statistics and Summary”

国別に見ると、2017年の実績では、日本の構成比が47%を占め、最大の投資国となっている。日本に次いでASEAN（構成比19.4%）、中国（同9.7%）と続くが、日本との差は大きい。

【図10：2017年タイの国別外国直接投資（FDI）受入状況（認可ベース）】



出典（Board of Investment：BOI “Foreign Direct Investment Statistics and Summary” を基に作成）

### (3) タイへの投資形態

#### ア 進出方法

外国企業がタイに進出する場合

- ① 既存企業への資本参加
- ② 現地法人の設立
- ③ 支店の設置
- ④ 駐在員事務所の設置

の4つの形態があるが、現在タイに進出している日系企業の多くは、②の現地法人を設立する形態で進出している。進出時の出資割合については、タイ企業との合弁で外資50%未満の場合もあれば、外資50%以上や外資100%の場合もある。

この進出の仕方の背景にある外資規制に関しては、外資50%未満での場合は1999年の改正後の外国人事業法（以下「1999年外国人事業法」という。）の規制対象外であるが、外資が50%以上を保有する場合には1999年外国人事業法により外国人企業とみなされ、以下の規制対象となる。

- ・ 特定の9業種（マスメディア関係、畜産関係、漁業関係、仏像製造等やタイ企業の競争力が劣っている一部のサービス業等）は参入禁止
- ・ 特定の13業種（航空関係、骨董品関係、製塩関係等）は原則参入禁止だが、閣議の承認の下、主務大臣の許可を得た場合は参入可能

- ・ 特定の 21 業種（サービス業関係等）は原則参入禁止だが、外国人事業委員会の承認の下、所管省庁の許可を得た場合は参入可能

しかし、1999 年外国人事業法の規制対象である外資 50%以上の現地法人設立の場合であっても、2017 年改正後の投資奨励法（以下「2017 年投資奨励法」という。1999 年外国人事業法の特別法に当たる。）の規定により、タイ投資委員会（Board of Investment。以下「BOI」という。）が投資を奨励認可する一定の事業については、1999 年外国人事業法の規制対象外となり、外資 50%以上での現地法人設立が認められる。

なお、①の既存企業への資本参加についても、②と同様の規制を受けるが、この場合には外資 50%未満での進出が一般的である。③の支店の設置は 1999 年外国人事業法の規定によりその活動範囲が制限される。④の駐在員事務所の設置は情報収集業務に限定され、営業活動を行なうことはできない。

#### イ 現地法人の設立

前項で述べたタイで現地法人を設立して進出する場合の方法については、次の 3 つがある。

##### ① 投資奨励法による恩典を受けて進出する方法

2017 年投資奨励法に基づき、BOI から認可を受けて会社を設立する方法。

##### ② 2007 年タイ工業団地公社法による恩典を受けて進出する方法

タイ工業団地公社（IEAT）の管理する工業団地に入居する方法。この場合、IEAT に土地使用申請を行う必要があるが、実施事業がタイの工業、技術、産業発展に貢献する企業で、工業団地の環境を阻害するものでなければ、原則として工業団地への入居が認められる。入居者となる法人は、許可取得後に IEAT と土地使用契約を締結する。

この方法を採用すると、土地所有や外国人労働の許可取得が容易となり、自由事業区（IEAT Free Zones）に進出する場合の機械・原材料等に課せられる関税及びその他の租税の免除が受けられるなど一定の恩典を受けられるが、法人所得税の減免等の恩典は受けることができないため、同時に BOI の認可を受けて 2017 年投資奨励法による恩典を受けるのが一般的である。

##### ③ ①②いずれの奨励恩典も受けずに進出する方法

この場合、外資比率が 50%以上であると先述のとおり 1999 年外国人事業法の規制を受けることになる上、各種恩典を受けることができない。

#### ウ 会社形態

タイの会社形態は、次のとおりである。

##### 【現地法人形態】

##### ① 普通パートナーシップ（Ordinary Partnership）

各出資者が無限責任を負う形態。日本の合名会社に該当。

- ② 有限パートナーシップ (Limited Partnership)  
無限責任と有限責任の出資者がいる形態。日本の合資会社に該当。
- ③ 非公開株式会社 (Limited Company)  
各出資者が株式引受額を限度とする有限責任の会社形態。
- ④ 公開株式会社 (Public Limited Company)  
タイ証券取引所に上場する場合の会社形態。

#### 【外国法人形態】

- ⑤ 駐在員事務所 (Representative Office)  
収益事業を行う必要がない場合又は収益の見通しは立たないがタイに拠点を置いて現地事情を把握したい場合の進出形態。
- ⑥ 地域統括事務所  
コストセンター(コストだけが集計され、収益は集計されない部門)として、タイ及び近隣諸国の関係会社管理を行う場合の進出形態。
- ⑦ 支店 (Branch Office)  
エンジニアリング等、日本本社主導で特定の事業のみ行う場合の進出形態。
- ⑧ 期限付き支店 (Project Office)  
大規模な公共事業等、一定の契約期間の間だけ事業を行う場合の進出形態。

#### (4) タイ投資委員会 (BOI) の投資奨励による恩典

##### ア BOI 概要

BOI (Board of Investment) は、タイ政府の基本経済政策である投資奨励を実行するため、1977年時点の投資奨励法に基づき設置された政府機関である。首相を議長、副首相を副議長とし、財務大臣、財務省、商務省、工業省、国家経済社会開発委員会の各次官、タイ工業連盟会長及びタイ銀行協会会長等合計13名(2016年現在)の委員並びに複数名のアドバイザーからなる委員会で、小委員会メンバーと事務局長を任命する。そして、一定の規模までの投資については、小委員会承認の下で、事務局が実務手続を行う。

BOIによる奨励政策の基本方針の決定、政策の実施等については、2017年投資奨励法に規定されており、この2017年投資奨励法は他の法律に優先する特別法として取り扱われているので、例えば先述のとおりBOIの認可があれば、1999年外国人事業法による外資規制に関係なく事業が可能となり、また、歳入法、関税法、土地法、移民法等における一般的な規則とは異なる特別の恩典が与えられる。

##### イ BOIの投資奨励業種

BOIは投資奨励する業種として、次の7つに分類される100以上の業種を規定している。

- ① 農業、農業製品
- ② 鉱業、窯業、卑金属
- ③ 軽工業
- ④ 金属製品、機械、輸送機器
- ⑤ 電子産業、電化製品
- ⑥ 化学、紙、プラスチック
- ⑦ サービス、公共事業

#### ウ BOI の投資奨励認可基準

BOI の投資奨励は、次の考え方に則って認可される。

- ① 国籍は関係ない。
- ② 先述の奨励対象業種に与えられる。ただし、業種表にない事業でも、BOI へ申請することにより、タイの産業発展に資するものであれば認可対象に追加される。
- ③ 当初の投資額は土地代と運転資金を除き 100 万バーツ以上であること。
- ④ 操業当初の負債額は登録資本金の 3 倍以内であること。ただし、プロジェクトを拡大する場合はケースバイケースで BOI が認可対象とするかどうかを判断する。
- ⑤ 近代的な生産方法や新しい機械を使用すること。中古機械を使用する場合は信頼すべき機関がその性能を保証し、BOI が同意したものでなくてはならない。
- ⑥ 合弁の基準
  - ・ 農業、畜産、漁業、採鉱、鉱山業及び 1999 年外国人事業法別表 13 のサービス部門と同一の業種は、タイ国籍者が持分全体の 51%以上を保有しなければならない。
  - ・ 製造業については外国籍者が持分の大部分又は全部を所有することができる。
  - ・ 特に理由がある場合、BOI は特定の業種に限り外国籍者の持分比率を定めることができる。
- ⑦ 20%以上の付加価値を生み出す事業であること。ただし、電化製品と部品、農水産業と農水産加工品、BOI が特別に同意を与えたものは例外。
- ⑧ 土地代と運転資金を除く投資規模が 1,000 万バーツ以上の場合、操業開始後 2 年以内に ISO9000、ISO14000 又はそれらに相当する国際基準の認定を受けること。これが実行できない場合、法人所得税の免税期間（次項参照）が 1 年間短縮される。
- ⑨ 奨励特典は法人が営む事業のみに与えられる。申請段階では個人名義で申請可能であるが、認可後、正式に奨励証書の発給を受ける時までには法人を設立し、法人名義で奨励証書発給申請を行う。
- ⑩ 登録資本金は操業開始までに 100%支払うこと。タイ会社法上、非公開株式会社は各種資本金に対して 25%以上の払込が行われれば会社登記は可能となるが、BOI の恩典を受ける場合には、操業開始までに 100%払い込むことが条件となっ

ている。タイの場合、日本の授権資本制度<sup>7</sup>と異なり、定款に記載された株式数を設立時に全部発行する。各種資本金に対して 25%以上払込が行われれば会社は成立し、その後取締役の請求により残額を払い込む制度となっている点は注意が必要。

- ⑪ 投資金額（土地代と運転資金を除く。）が 7 億 5,000 万バーツ以上の場合、投資奨励申請に際してはフィージビリティ・スタディ報告書を添付しなければならない。
- ⑫ その他条件は以下のとおりである。
  - ・ BOI から発行される奨励を認める証書に記載された品目製造又は役務提供のみを行うこと。例えば奨励証書にない品目を追加する時はその都度、BOI の認可を受けなければならない。
  - ・ BOI から発行される奨励証書に記載された製品、役務の数量を上限に法人所得税が免税されるが、それを超えた数量に係る利益は課税対象となる。従って、数量を超過する場合は数量変更の許可を受ける必要がある。
  - ・ 恩典により取得した土地や特典により輸入税減免を受けた機械・設備、原材料は原則として奨励を受けた事業にのみ使用すること。別用途に使用する場合は BOI に許可申請すること。

#### エ BOI の投資奨励による恩典（2015 年からの新たな投資恩典制度）

BOI の主な投資恩典は次のとおり。

- ① 法人税の免税（最大 8 年）
- ② 法人税の減税（免税期間後最大 5 年）
- ③ 繰越欠損金の繰り延べ（免税期間後 5 年）
- ④ 機械設備の輸入関税の減免
- ⑤ 輸出製品用原材料の輸入関税の免税
- ⑥ 国内製品用原材料の輸入関税の減税
- ⑦ 輸送費、電気代及び水道代の 2 倍を 10 年控除できる
- ⑧ インフラ建設の 25%を減価償却に加えて控除できる
- ⑨ 外資 50%以上の法人でも土地所有できる
- ⑩ 外国人とその家族に対するビザが与えられる
- ⑪ 外国人に対する労働許可が与えられる

2014 年までの旧制度では、バンコクを中心に 3 つのゾーンに分け、工場の立地が都心のバンコクから離れるほど税制優遇等の恩典が厚くなる「ゾーン制」又はタイにとって重要な産業「特別重要業種」若しくは「特別重要かつ国益をもたらす業種」には、投資地域に関わらず最大限の恩典又はそれに準ずる恩典を付与するという 2 種類の基準により投資奨励が行われていた。このゾーン制については地域格差を是正し、タイ全土に外資投資を誘致する目的があった。

2015年1月からの新たな投資恩典制度では、ゾーン制が廃止され、一部は一人当たり所得が低い地域に対して恩典が与えられるが、タイ政府が誘致したい事業（優先度、重要度が高い事業）に対して厚い恩典を与える方式を採るようになった。さらに、国や産業発展に貢献する活動に対する投資には、追加恩典が付与されることとなる。

この新たな投資恩典制度の具体的な内容は表7のとおり。事業は事業内容によって、法人税免税期間が8年の「A1」から3年の「A4」と、法人税免税のない「B1」「B2」に分類されており、これを基本恩典としている。さらにメリットベースの追加恩典として、研究開発等の競争力向上に資する投資、地方分散に資する1人当たりの所得の低い20県への投資、工業団地への入居については追加で恩典が与えられる。

【表7：新たな投資恩典制度のBOI奨励恩典】

| 区分 | 基本恩典           |   | 追加恩典：メリットベース恩典<br>法人税免税期間追加 |                           |            |
|----|----------------|---|-----------------------------|---------------------------|------------|
|    | 法人税<br>免税期間    | その他の恩典  | 競争力向上                       | 地方分散化<br>(20県)            | 工業団地<br>入居 |
| A1 | 8年<br>(上限額なし※) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械の輸入税免税</li> <li>・輸出用製品の輸入原材料の輸入税免除</li> <li>・土地所有許可</li> <li>・ビザやワークパーミット取得についての優遇</li> </ul> | なし                          | ※法人税を、基本恩典の8年間免除終了後、5年間半減 | なし         |
| A2 | 8年             |   | 追加なし。<br>面積上限額の増額あり         |                           |            |
| A3 | 5年             |   | 最長3年間追加。                    | 3年間追加                     | 1年間        |
| A4 | 3年             |   | ※面積上限額の増額あり                 |                           |            |
| B1 | なし             |   | 上記から「機械の輸入関税免税」を除く          | 一部事業が恩典を申請可能              |            |
| B2 |                |   |                             |                           |            |

出典（日本貿易振興機構（JETRO）及びBOI資料を基に作成）

A1：国の競争力を向上させる、デザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの産業

A2：国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、まだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業

A3：既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要で高度技術を使用する事業

A4：技術がA1～A3ほど高度ではないものの、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業

B1・B2：高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業  
注：A2～A4は土地と運転資金を除く投資金額が法人税の免税上限額となる。

## 5 ダウエイ経済特別区

ミャンマー南東部ダウエイ市北部で約 2.5 万 ha の経済特別区を開発する構想があり、これは、バンコクを中心とするメコン地域産業とインドを連結する戦略的重要性を持つエリアである。

ダウエイは、ベトナムのホーチミン、カンボジアのプノンペン、シアヌークビル、タイのバンコクとつながる南部経済回廊のインド洋側の終点となる地点である。

ダウエイはミャンマーの都市であるものの、バンコクから約 350km の距離にあり、バンコクから陸路で製品を運び、船に積載し、インド洋に向けて運び出すのに絶好の位置にある。現状では、タイ中部やベトナムから船積みし、マレー半島の南側を迂回、マラッカ海峡を通過するルートを通る必要があるため、ダウエイで船積みできれば大幅な時間短縮が見込める。

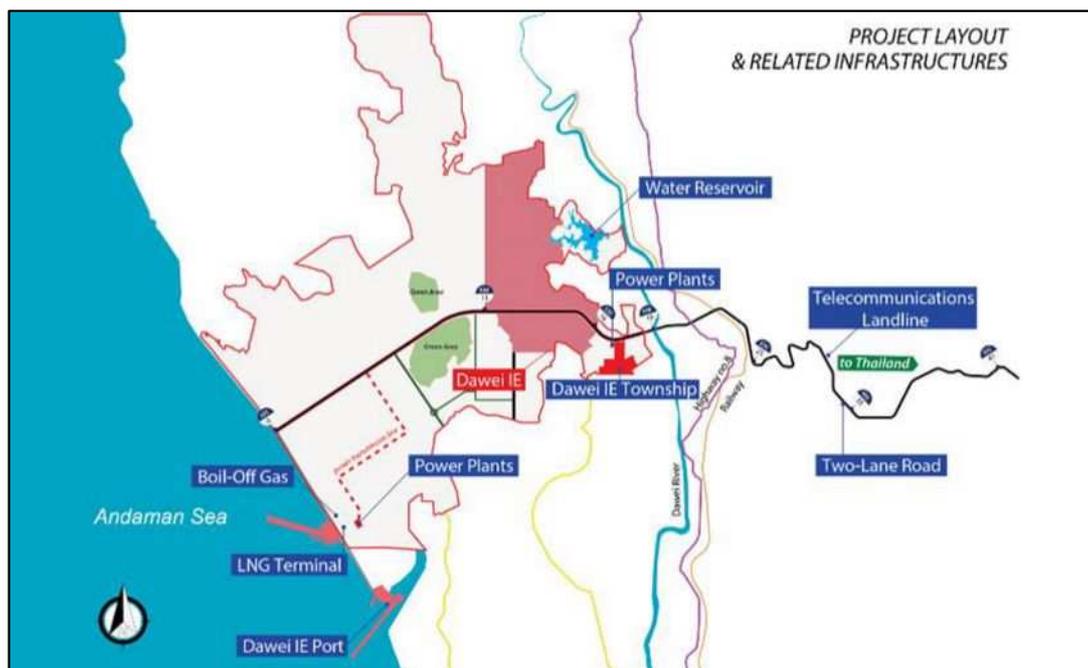
タイはダウエイ開発に当初から積極的な姿勢を示していたが、これは自動車をはじめとする工業製品や加工食品等を国内で生産し、他国へ輸出しているタイにとって、インド洋への物流ルート確保は原材料の輸入・製品の輸出、その両面においてメリットが大きいからである。

【図 11：ダウエイの位置】



出典（Dawei Development Company Limited Web ページ）

【図 12：ダウエイ開発プラン】



出典（Dawei Development Company Limited Web ページ）

2013年6月には、ダウエイ SEZ<sup>i</sup>の包括的な開発に向け、ミャンマー政府に対し助言等の支援を行うこと等を目的として、ダウエイ SEZ 開発会社が、ミャンマーの国家計画・経済開発省対外経済局 (Foreign Economic Relations Department: FERD) 及びタイの周辺諸国経済開発協力機構 (Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency。以下「NEDA」という。) の出資により設立された。

2015年7月に開催された日・メコン首脳会議において、日本・ミャンマー・タイの3か国間で、ダウエイ SEZ 開発協力に関する意図表明覚書 (MOI) に署名が行われた。その中身は以下のとおり。

- ① 特別目的事業体 (Special Purpose Vehicle。以下「SPV」という。) への出資準備手続
- ② 技術的連携、SPV 支援のため国際協力機構 (JICA) 専門家を派遣
- ③ ダウエイとタイのカンチャナブリー県を結ぶ2車線道路の建設の初期事業化調査の実施
- ④ 環境及び社会への配慮

しかし、同年8月には、ミャンマー・タイの合同委員会がタイ企業3社で構成する企業連合に開発権を与えることを決定したものの、その後ミャンマー側が同計画の再検討を行うなど開発が中断していた。

その間、ミャンマーでは総選挙が行われ、アウン・サン・スー・チー氏率いる野党

<sup>i</sup> Special Economic Zone (経済特別区)

の国民民主連盟（NLD）が単独で過半数の議席を獲得し、新政権が樹立。また日本政府は国際協力銀行（JBIC）を通じてダウエイ SEZ 開発会社に出資する株主間協定の署名を行った。

2018年11月1日、ダウエイ経済特別区とタイを結ぶ2車線高速道路の調査と詳細設計プロジェクト実施に向けて、ミャンマー政府高速道路局とタイのNEDAが実施協議合意書に調印するなど、ダウエイ経済特別区の開発を再開する兆しが見えてきている。

## 6 タイを取り巻く経済環境と今後

タイは、ASEANの中でもGDPの浮き沈みが激しい国である（図2参照）。理由としては、タイは、輸出依存度が高いため、景気によって左右されやすい経済システムであることが挙げられている。

最近では、先述のとおり、中国へ盛んに輸出がされているが、中国の経済力鈍化に伴う輸出の減少が懸念されているため、現在、中国だけでなく、経済発展が著しいマレーシアやベトナムにも輸出している。このように、いわゆる「チャイナリスク」が不安要素として挙げられるが、ASEAN域内への輸出を拡大することによって、このようなリスクを回避できると考えられている。ASEAN域内の中でも、不況知らずのベトナムやこれから経済発展の機運が高まるミャンマーへの輸出を拡大することで、GDPの浮き沈みを防げる可能性があることから、タイには、「リスク分散型」の輸出形態が求められると考えられる。その他、タイでは、農業従事者が就業者の約4割を占めているが、一人当たり生産高は非常に低いと言われているため、農業における自動化や効率化を目指すことで、生産力の向上が可能になると考えられる。

こういったタイを取り巻く経済環境と今後を踏まえ、次項では日本との関係に言及していく。

## 7 日本との関係

タイは、日本企業の進出先として世界中で最も人気の高い国の一つであり、既に多数の日系企業が進出していることは先述のとおりである。特に、首都のバンコクでは、約1,700社が進出しており<sup>i</sup>、中国の上海に次いで最も日系企業が多い地域であるとされている。バンコク日本人商工会の会員企業数を業種別に見ると、2000年代までは、製造業が非製造業よりも多かったが、2012年以降は、非製造業が製造業を上回っており、非製造業企業の進出増加が近年のタイ進出日系企業数の増加につながっている。

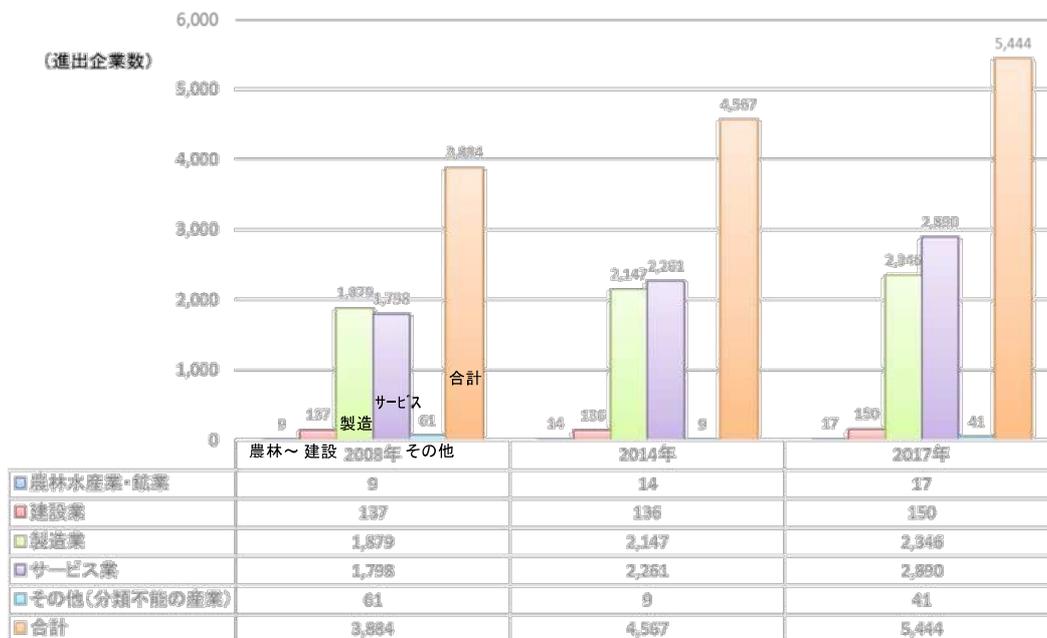
国際協力銀行（JBIC）の『海外直接投資アンケート』における事業展開先としての有望国ランキングを見ると、2010年以降、タイは、常に3位から6位までを占め

<sup>i</sup> 出典：Dijima～出島～『【2018年版】タイ経済の最新事情～タイランド4.0で目指す未来～』<https://www.digima-japan.com/knowhow/world/13324.php>

て上位をキープしており、タイに対する日本企業の人気が高いことを裏付けている。事業展開先としてのタイの一番の魅力は、先述のとおり、インフラ面を中心とした投資環境の良さにある。他方、労働者の質やコストといった面では、タイよりもベトナムの評価が高い。

また 2013 年から 2014 年までにかけて続いた政治的混乱や 2016 年の前国王崩御に伴う経済活動の自粛等によりタイの経済自体が停滞していた時期はあったが、タイへの日系企業の進出は右肩上がり増加している（図 13 参照）。理由としては、インフラが整っている点に加え、日本と自由貿易協定（Free Trade Agreement : FTA）を締結している点、主要産業である自動車、石油、化学を中心に各種産業が発展している点がある。また、日系企業が多いことから競争も激しいと言えるが、裏を返せば、現地法人同士での協業や提携も十分にしやすい環境であると言える。

【図 13：タイへの日系企業進出数の推移】



出典（日本貿易振興機構（JETRO）Web ページ及びバンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況（2016／2017年版）』を基に作成）

一方、競争が少ない金融や、「タイランド 4.0」に見られるようなデジタル産業や IT の需要は高く、Fintech や決済サービス等の需要が高いと考えられる。

タイは、世界で最も親日国家として知られており、「日本ブランド」の需要は非常に高いため、日系企業にとってもビジネスがしやすい点があると言える。また、タイでは日本料理や日本文化が人気を博していることから、日本の地方自治体もこれを好機と捉え、地元産品の販路開拓や訪日インバウンド観光の振興等に取り組んでいる。

バンコク都内ホテルやスーパーマーケット、イベントにおいて地元産品のプロモーションを実施し、様々なターゲット層に対して物産だけでなく観光や文化も併せ

て PR した。また、タイの映画やドラマのロケ地誘致に取り組んだ地方自治体では、それらのヒットも相まって公開後にロケ地となった神社等を訪れるタイ人観光客が急増した。

訪日タイ人も年々増加しており、2018 年には約 113 万人のタイ人が日本を訪れた<sup>i</sup>。今後も LCC を中心にタイと日本を結ぶ航空便の新規就航や増便が予定されており、更なる訪日旅行客の増加が見込まれる。

そのため、タイ進出だけでなく、タイ向けのインバウンド事業にもビジネスチャンスがあり、タイ人向けの広告や展示会、SNS 等の情報発信を通じた訪日プロモーション等で働きかけることで、この需要を取り込んでいくことも期待される。

---

<sup>i</sup> 出典：日本政府観光局（JNTO）平成 31 年 1 月 16 日報道発表資料

## 第2章 タイの歴史

### 第1節 先史時代から国家建設

東南アジアで唯一この国の植民地にもなることなく、独自の文化と発展を遂げてきたタイは、少なくとも 5,000 年前には稲作を始めた世界最初の農耕民族と言われている。豊かな大地の下に生まれた各王朝時代を経て、現在のタイが少しずつ形作られていった。

タイの歴史は、先史時代の遺跡が数多く出土するイサーン地方（タイ東北部）から始まる。中でも紀元前 3,600 年頃から紀元後 3 世紀にかけての集落跡とされるウドンターニー県のバーンチェン遺跡は、世界史上でも比較的早期の農耕文明を持ち、東南アジアで最も重要な遺跡の一つとして世界遺産に登録されている。

また、紀元前後には、中国南部に住んでいたモン、クメール、タイを始めとする様々な部族が、漢民族の進出に押され、現在「タイ」の名で知られるこの地域に次々と押し寄せたとされている。そして、5～6 世紀には「チャオ」と呼ぶ首長の下で森を田に変え、人口も増加し「ムアン」と呼ばれる城市を建設した。それが今のタイ北部、ラオス北部、中国南部の祖先と言われている。

9 世紀頃になるとモン族国家が繁栄し、タイ族は 10 世紀頃に大陸部高地のラオス全域と北タイに展開した。11 世紀～12 世紀までの間には、クメール族がアンコールを首都とし、国土の大部分の覇権を制していた。

現在のタイの地にタイ族の国家が生まれたのは 13 世紀頃だと言われている。それまではモン族の国・ドラバラディ、マレー人の国・シュリービジャヤ、クメール人の国・クメール等があった。ドラバラディはチャオプラー川下流域を中心に、ナコンパトム等いくつかの扉で囲まれた都市を作っており、仏教を中心とする高度な文化圏が存在していた。また、シュリービジャヤは、スマトラ島からマレー半島に至る地域で海上交易を行う大乘仏教を信仰する国だった。そして、クメールは、カンボジアのアンコールを首都として、タイ東北部はもとより、13 世紀初めにはタイ全土を支配していた。その結果、現在のタイにクメール美術、言語、宗教等の文化的影響をもたらした。

### 第2節 王朝時代

#### 1 スコータイ王朝（1238-1438 年）

13 世紀初頭、タイ族は揚子江南部から中国（当時の「南宋」）に圧迫されてインドシナ半島中央部に南下し、ラナ、パヤオ、スコータイの各地域に小都市国家を建設した。13～14 世紀頃、メコン河流域に点在していた複数の小国家がまとまり、1238 年、シー・インタラーティット王の下タイ族初の統一国家・スコータイ王朝が建国された。なお、「スコータイ」は、サンスクリット語やパーリ語で「幸福の夜明け」を意味する。クメール勢力の衰退に乗じて



スコータイ/ワット・マハタート

スコータイ歴史公園のほぼ中央に位置する最も重要な王室寺院。

大きく勢力を伸ばし、領土はラオスやシンガポールにまで及んだと言われている。また、3代目ラムカムヘーン王はタイ文字を発案、スリランカから伝わった上座部仏教を国教として制定、そして交易の自由を認めるなど、内政面や文化面で今日のタイ国家を形成する基盤を創った。14世紀中頃、ラムカムヘーン国王の死と共にスコータイ王朝は衰退したが、現在もラムカムヘーン国王は国の創始者、民族国家の象徴として国民から尊敬されている。

## 2 ランナータイ王朝 (1296-1558年)

スコータイ王朝と平行して北部では、メンライ王によりランナータイ王朝が建国される。チェンマイを都に置き、メコン河中域の小国家だったヴィエンチャンを支配下に置くなど勢力を広げたが、1558年にはビルマ（ミャンマー）の属国となった。

## 3 アユタヤ王朝 (1351-1767年)

1351年、ウー・トン侯はアユタヤを首都とし、自らをラーマティボディ1世と名乗り、アユタヤ王朝を築いた。次第に勢力を広げ、ラムカムヘーン国王の死と共に衰退した前王朝のスコータイをも属国とした。また、初の法典を作ることで国内の基盤を固め、アジアでも屈指の大国となった。以降、歴代34人の王による統治が400年続く一大王朝となった。しかし、その歴史は平坦なものではなく、初期はクメールやチェンマイ、16世紀中頃からはビルマ（ミャンマー）に侵攻されるなど、戦いの連続であった。一時はビルマの属



アユタヤ/ワット・プラ・スリー・サンペット  
1491年に第一級の王室守護寺院として建てられ、かつては高さ16m重さ171kgもの黄金の仏像が安置されていたというが、これもビルマ軍に破壊され、現在3基の仏塔しか残っていない。

領となったアユタヤ王朝だったが、17世紀初頭には再び政権を取り戻した。同じ16世紀後半から17世紀にかけて、シャム国（当時のタイの呼称）の首都として隆盛を極め、アユタヤ王朝は中国、インド、西欧の国々、日本等と交易を行い、国際商業都市として栄え、その優れた文化を開花させた。日本からも山田長政<sup>8</sup>らが渡り、アユタヤに日本人町ができるほど日本人にとっても魅力的な交易地であった。しかし1765年、再びビルマに侵攻され、2年間の戦いの後、1767年4月7日の総攻撃で一夜にして陥落。35代、417年間に及ぶこのアユタヤ王朝時代は18世紀に幕を閉じることとなった。ビルマ侵攻による戦いにより仏典、寺院、仏像等が全て破壊されてしまった。

#### 4 トンブリー王朝 (1767-1782 年)

アユタヤ王朝滅亡後、中国人とタイ人の血を引くアユタヤの将軍だったプレーヤー・タクシンが自ら王となり、ビルマからアユタヤを奪還し、チャオプレーヤー川を挟んでバンコクの対岸にあるトンブリーに王朝を築いた。タクシン王は歴代の王が成しえなかった、チェンマイまでも手中に収めた実力者であった。

王朝を築き、優れた功績を挙げたタクシンであったが、敵対する各地の国主の討伐や、その後もタイを狙うビルマ軍との防衛戦、さらに繰り返されるカンボジアへの侵攻等戦争が続き、それに不満を持つ当時のサムハナーヨック（首相に当たる地位）であったチャオプレーヤー・チャクリー（後のラーマ1世）らによって、1782年にタクシン王はその位を剥奪され処刑された。こうして、戦争が続いたトンブリー王朝はタクシン1代のわずか15年という短いものとなった。

#### 5 チャクリー（ラタナコーシン）王朝 (1782-現在)

タクシン王を倒した後チャオ・プレーヤー・チャクリーが権力を握り、王都をトンブリーの対岸のバンコクに移し、チャクリー王朝の王、ラーマ1世となった。

ラーマ1世は過去のビルマの侵略によって衰退したタイ文化の復興に力を注ぎ、国内を整備した。そして国際情勢の変化に伴い、1855年、ラーマ4世はイギリスとの間に自由貿易を原則とする条約を結び、その後その他の西欧諸国とも同様の外交関係を築いた。さらにチュラロンコーン大王（ラーマ5世）は奴隷制度、労役を廃止すると共に、行政制度、司法制度の整備、郵便通信事業、教育制度の制定、鉄道の建設等、近代国家としての基礎を作り上げ、絶対君主制を確立した。それらの努力と巧みな外交政策の結果、タイの地は西欧諸国等の列強の侵略から東南アジアで唯一独立を守り通すことができた。しかし、官僚や軍部らによる1932年の立憲革命により、王は象徴的な存在として憲法に位置付けられ、立憲君主制へと移行した（次詳述）。さらにその7年後の1939年にはシャム国から「タイ王国」と呼称を改め、現在に至っている。

なお、この王朝は現在でも継続している王朝であり、歴代の王はラーマの称号で呼ばれ、現国王は2016年10月13日に即位した第10代ワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）である。



バンコク/王宮

1782年にラーマ1世がチャクリー王朝を興すと共に建設が始まる。白い壁に囲まれた20万㎡の敷地内には、歴代の王が造った数々の宮殿があり、ワット・プラ・ケオもこの敷地内にある。

### 第3節 絶対君主制から立憲君主制

本節では、絶対君主制から立憲君主制へ移行した過程を詳しく見ていく。

チュラロンコーン大王（ラーマ5世）の息子であるワチラーウット王（ラーマ6世）在位中の1912年、タイ軍の将校の一団が王政の転覆を図ったが、失敗に終わった。これが、後に続くクーデターの始まりとも言える。

ワチラーウット王（ラーマ6世）が1925年に死去すると、弟のプラチャーティポック王（ラーマ7世）が即位した。当時、ワチラーウット前王（ラーマ6世）時代の末期に浪費を重ねて国家財政が悪化したことなどを理由に、王族内からも前王への不満が溜まっていた。また、教育を受けた都市中産階層は、前王に対してのみならず、絶対君主制という体制自体にも不満を抱き始めており、急速に拡大した新聞という媒体を用いて、体制批判を行っていた。

また、欧米に派遣されていた官費留学生の間でも、母国の政治体制への憂慮が高まっていた。その結果、1927年にパリで「人民党」という政治的な結社が誕生した。人民党設立の目的は、立憲革命による政治体制の改革であり、この改革により①独立の維持、②国民の安全保障、③経済活動の保障、④国民の平等、⑤自由権の付与、⑥教育の拡大、の六原則を達成することを目指した。この人民党の立憲革命の思想は、世界恐慌の発生（1929年～）とそれに伴う経済悪化の中、国民の政治体制に対する不満が益々高まることで、さらに広がっていった。その結果、絶対君主制こそが、タイの経済状況の悪化や社会問題を引き起こす根源であるという考えが広まった。

王政の緊縮財政の影響は軍にも及んでおり、リストラが行われていたため、軍内部でも独自に立憲革命を模索する動きが出ていた。人民党は1932年初めに軍の立憲革命の首謀者と接触を図り、クーデター計画を共同で行うことを合意した。このことにより人民党は軍の後ろ盾を得、遂に1932年6月24日にクーデターが勃発した。

バンコクにて、人民党は絶対君主制時代の政策の過ちを厳しく糾弾し、それに対し、プラチャーティポック王（ラーマ7世）は事実無根であるとし、地方部隊を利用して抵抗することを試みたが、タイ人同士で争うのは好ましくないとし、最終的には人民党の要求を受諾した。その後、同月27日に王は人民党が起草した「シャム国暫定統治憲章」に署名し、これが制定されたことにより、直ちに王政に代わる政治体制の構築が開始された（署名の翌日には、人民代表会議が開催され、法律家のプラヤー・マノーパコーンが首相に選出し、その後大臣も任命され、タイで最初の内閣が誕生した）。さらに同年12月には、最初の王国憲法である「シャム王国憲法」が制定された。

その後、1933年、王党派は王政復古を目指して立ち上がったが失敗し、プラチャーティポック王（ラーマ7世）は王党派革命主義者からも憲法擁護派の閣僚からも孤立した。そして、1935年、プラチャーティポック王（ラーマ7世）は次の王を指名することなく退位し、イギリスへ亡命した。替わって、プラチャーティポック王（ラーマ7世）の甥、アーナンター・マヒドン王（ラーマ8世）が即位したが、1946年、事故により急逝した。そしてアーナンター・マヒドン王（ラーマ8世）の弟で名君としても名高いプミポン・アドゥンヤデート国王が、ラーマ9世として君臨し（2016年10月13日崩御）、

その後はプミポン・アドゥンヤデート王（ラーマ9世）の長男であるワチラーロンコーン国王（現国王・ラーマ10世）が即位している。

## 第4節 民主政権と軍事政権

### 1 タクシン政権

経済面では、1970年代頃から、安い労働コストや社会的コストを活かして多国籍企業の生産基地として発展し、強い価格競争力に支えられ世界市場に浸透していったが、度々起こるクーデターの中、1997年7月に発生したタイ通貨の暴落を含むアジア通貨危機による経済危機を回復すべく、1997年9月には民主的な内容を盛り込んだ憲法改正が行われた（この改正により施行された憲法を「1997年憲法」という。以下同じ。）。2001年1月には、この1997年憲法に基づき投票が義務化された初の総選挙が行われ、タイ愛国党のタクシン・チナワットが首相として選ばれた。

この総選挙におけるタイ愛国党の圧勝は大政党による政党政治の安定化を予想させると共に、タクシン首相が1980年代から増加した政治的実業家の典型であり、タイで最も裕福であると言われるほどビジネスで成功した人物であったことから、この経済危機に陥ったタイ経済の立て直しも期待された。

タクシン首相はタイ北部チェンマイ出身の中国系タイ人であり、シルクで成功した有名な一族に1949年に生まれる。タクシン氏自身はタイの警察士官学校を首席で卒業し、内務省警察局に警察少尉として任官する傍ら、家業のビジネスも拡大させた。1980年に入ると、そのコネクションを活かし、政府機関へのコンピュータのリース事業を始め、警察局へのコンピュータ納入も成功し、事業をさらに拡大させた。

1987年に警察局を辞職した後は、チャーチャーイ政権下の利権政治時代に通信事業の免許獲得に力を入れ、チナワット系企業として22件の通信事業免許のうち7件も獲得し、データネット、衛星電話、移動電話等の新事業に参入した。この通信事業の成功が、さらにチナワット家のビジネスを飛躍させ、1996年には「シン・コーポレーション」という持株会社の下に改組した。

一方、政界でもタクシン氏は徐々に頭角を現していく。1994年にはチャムローンの「法力党（パラタム党）」の一員として外務大臣に就任し、次のバンハーン政権では副首相の座に就いた。この政界進出と共に、タクシン氏の通信事業はさらに拡大、特に移動電話から発展した携帯電話事業の拡大は、タイだけでなくラオスやカンボジア等の周辺諸国まで及び、東南アジアにおける一大通信事業者の地位を築いた。

1998年になると、タクシン氏は「タイ愛国党」を結成し、チナワット家からの多額の政治献金を資金源として、2001年の総選挙に向けて地方の有力議員を引き抜いていった。そして、当該2001年の総選挙においては、国民の半数を占める農民の支持を得るために、①農民の借金の返済を3年間猶予、②全ての村に100万バーツずつ分配する村落基金の設置、③30バーツで診療が受けられる制度（30バーツ医療制度）の設立、という三本柱を公約として掲げた。これが、経済危機の影響で内向きになった国民の心を捉えたことと、有力議員の引き抜きが合わさり、2001年総選挙で

タイ愛国党は圧勝を収めた。

これにより成立したタクシン政権は、経済成長路線と貧困解消を同時に目指す政策を行った。経済成長路線では、世界的なグローバル化に伴い、タイの国際的競争力を高める必要があるとして、食品産業、自動車産業、ファッション産業、ソフトウェア産業、観光産業の5部門に力を入れた。

一方、貧困解消は、これまでの経済成長の恩恵を十分受けることができなかつた農村部の底上げを図る政策であり、2001年の総選挙時の三本柱の公約を次々に実行した。

これらの結果、農村部を中心にタイ愛国党は絶大な支持を受け、2005年の総選挙においても、圧倒的な勝利を収めた。

しかし、タクシン首相のトップダウン的な政治運営は、非常に強権的かつ恣意的であり、特定の地域の開発プロジェクトに予算を付けたことや、タイ愛国党の議員が敗れた選挙区への予算配分を止めるとしたことなど、権威主義の再来とみなされるようになった。

また、タクシン首相は2001年総選挙時から目新しい政策を打ち出し、30パーツ医療制度のように実現した政策もあったが、一方で結局実現しない政策も多かった。いずれも国民に対して夢を売る政策ばかりであり、いわゆる「売夢政策」と称されるようになった。この「売夢政策」はインフラ整備が中心であり、バンコク市内の都市鉄道整備計画は、当時総延長が40km程度しかなかったバンコク市内の高架鉄道（BTS。1999年末に開通）と地下鉄（2004年に開通）の延伸計画として大々的に打ち出されたが、計画変更ばかりで進展せず、当時のアピラックバンコク都知事が、都の全額出資により、この計画を前進させた。結局、これらの「売夢政策」が実現しなかったことで、国民の政府に対する信頼を失うこととなった。

2001年及び2005年総選挙に圧勝したタクシン首相／タイ愛国党であったが、権威主義体制から発生する諸問題と、「売夢政策」への国民の不信感の拡大に加え、2006年1月のシン・コーポレーションの株式売却により巨額の利益を得たことなどをきっかけに、遂に反タクシン運動が始まった。

この反タクシン運動の高まりの結果、タクシン首相／タイ愛国党は2006年2月に下院を解散し、同年4月にタイ愛国党の信任投票ともなる総選挙を行った。

しかし、このような経緯ではあったにも関わらず、農民の多くは依然タクシン首相／タイ愛国党を支持しており、この総選挙でもタイ愛国党は圧倒的な勝利を収めた。しかし、バンコクでは多くの選挙区でタイ愛国党への投票以上にボイコットを示す白票が多かったことと、野党が不参加であったことから、当時のプミポン国王は、この選挙は民主的とは言えないとして、この選挙が有効なものであるか裁判所が判断すべきとコメントを出した。そして、憲法裁判所はこの選挙は400選挙区中39選挙区で有効票が規定に達しなかったため無効であるとし、再選挙を実施。当該再選挙となった同年10月の総選挙まで、タクシン暫定政権が続くこととなった。

タクシン暫定政権下で、タクシン派と反タクシン派の衝突が各地で勃発する中、

軍内部でもタクシンの身内で要職についていたタクシン派と反タクシン派の対立が激化した。そして、タクシン首相がタイを離れていた同年9月19日に、反タクシン派を中心とする軍部がクーデターを執行し、これにより、タクシン政権は崩壊することとなった<sup>9</sup>。

## 2 軍事政権

タイでは、絶対君主制から立憲君主制に移行した1932年の立憲革命以降、13度のクーデターが起きている。その中でも、軍によるクーデターが多く、2014年5月に起きた軍のクーデターにより、2019年7月まで軍事政権下にあった。

前項に続き、2006年の軍によるクーデター以降、再びクーデターが起きる2014年までのタイの政権推移を見ていきたい。

2006年9月に起こったクーデターによりタクシン政権が崩壊したその後は、陸軍司令官が首相の座に就いたが、2007年12月の総選挙において、タクシン派のサマック・ストラウェートが首相となった。その結果、反タクシン派によるデモが起こり、サマック首相はバンコク非常事態宣言を出した<sup>10</sup>。再度、軍によるクーデターを期待した反タクシン派であったが、軍は静観した。そのような中、サマック首相が料理番組に出演し報酬を受け取ったことに対して、憲法裁判所は「首相失職判決」を下した<sup>11</sup>。これにより、2008年9月にサマック内閣は総辞職することとなった。

その後、サマック内閣で副首相兼教育相を務めていたソムチャーイ・ウォンサワット氏が首相臨時代理に就任し、国会で首班指名を受けた後首相に就任したが、ソムチャーイ首相も、2007年7月に解党を命じられた<sup>12</sup>旧タイ愛国党の受け皿となった「国民の力党」出身で、タクシン派の議員であったため、反タクシン派は首相府占拠やスワンナプーム国際空港占拠等の過激なデモ活動を行った。その結果、2007年12月の総選挙時に党ぐるみの選挙違反があったことを理由とし、憲法裁判所が2008年12月2日にソムチャーイ首相の政治活動を5年間禁止し、最大与党であった国民の力党の解党を命じた。

これを受けて同月15日に下院で行われた首相選出選挙にて、反タクシン派のアピシット・ウェーチャチャーワが、タクシン派の「タイ貢献党（先の解党判決で失職しなかったタクシン派の多くの議員が入党した政党であり、事実上の国民の力党の後継政党）」のプラチャ・プロムノックを破って首相に選出された。

この下院選により7年ぶりにタクシン派が野党となったが、タクシン派のデモ隊「反独裁民主戦線」が反発し、2010年にバンコク中心部を2か月間占拠する大規模なデモを行い、治安部隊と衝突し90人以上が死亡する事態にまで発展した。このようにタクシン派の反発も高まり、やがて、アピシット首相は2011年5月9日に下院を解散し、同年7月3日に総選挙を行うこととした。

当該総選挙では、タクシン首相派の最大野党であるタイ貢献党が勝利した。低所得者層や農民の支持を受けるタクシン派が約2年半ぶりに政権を奪還し、タクシン元首相の末妹であるインラック・シナワトラ氏がタイで初となる女性の首相となっ

た。

インラック首相が、国外亡命中の実兄タクシン元首相を帰国に導くための恩赦法を2013年11月に下院の賛成多数で可決させたことを契機に、反タクシン派がバンコクを中心にデモを実施し、バンコクの主要道路を封鎖するようになった。これにより、2014年1月、インラック首相はバンコク非常事態宣言を発令。行き過ぎた反タクシン派のデモに対して、バンコクの世論でも否定的な意見が目立ち始めたことから、徐々にデモの勢いは衰えていき、同年3月になると同宣言は解除された。

しかし、同年5月7日、インラック首相が、過去の国家安全保障会議事務局長の人事に対して介入を行っていたとされ、憲法裁判所はインラック首相の行為を違憲とする判決を下し<sup>13</sup>、インラック首相は失職することとなった。このインラック首相の失職にタクシン派は反発。同月15日、反タクシン派のデモの拠点で爆発と銃撃という惨事が発生し、タクシン派と反タクシン派両者の対立による治安の悪化が懸念される状況となった。

このような状況下で、プラユット陸軍司令官は同月20日に戒厳令を発令<sup>14</sup>。対立する両者の当事者を集めた対話が軍主導で行われたが解決に至らず、同月22日夕方、軍を中心とする「国家平和秩序維持評議会（National Council for Peace and Order : NCPO）」が政府機能の全権を掌握したと明らかにし、クーデターを宣言した。

クーデターにより既存の憲法と共に議会も廃止されるため、同月30日、NCPOは民政復帰に向けた「ロードマップ」を発表し、同ロードマップに基づき、同年7月に暫定憲法（以下「2014年暫定憲法」という。）、8月に「国家立法会議（NLA）」及び暫定内閣が、11月以降「国家改革推進会議」及び「憲法起草委員会」が順次立ち上げられ、新憲法発布に向けた作業が進められた。そして、2016年8月に実施された国民投票により新憲法案が可決され、2017年4月、2017年新憲法が公布・施行されている。

当該2017年新憲法では、民主化の後退がより明らかとなった。選挙で議員が選ばれるのは下院のみとなり、上院議員については軍が選任でき、首相選出についても、近年の憲法で踏襲されてきた下院議員の要件が撤廃され、軍人ら非議員による首相就任が可能となった。また民政復帰後5年間を「移行期間」とし、実質的に軍の支配下で政権が運営されることになり、総選挙後も事実上5年間軍政が継続されることとなった。

また、NCPOが出した布告や命令には、情報統制に関するものが多数含まれており、「反政府的言動」は全て禁止・弾圧する姿勢が示されていた。言論の自由を制限する代表的な布告である「5人以上の政治集会を禁止した布告」等、参政権、集会・デモ権等の基本的人権に反する布告や命令が、多く存在していたことから、これらの言論統制に加え、軍事費の増大等もあり、国民の軍事政権（当時）に対する不満が高まってきていたと言える。

### 3 新政権樹立

上述の基本的な人権を抑制する布告や命令を廃止するよう求めた署名活動や民政復帰に向けた総選挙の早期実施等を求める集会が開かれている一方、プラユット暫定首相（当時）は当初提示していた2018年11月の総選挙の実施は、関連法（選挙実施に関する法令等）施行の遅れにより、複数回延期してきた。しかし、2018年12月に総選挙を実施するための関連法案が全て施行されたことから、2019年3月24日に総選挙が実施された。同年5月8日にはタイ選挙委員会から総選挙の公式結果が発表され、タクシン派のタイ貢献党が136議席を獲得し第1党になったものの、軍事政権に反対する7政党連合の合計議席数245は過半数に届かず、6月5日に実施された首相指名選挙において、今回の下院第2党となった親軍政党・国民国家の力党からプラユット暫定首相（当時）が首相に選出された（国民国家の力党を含む19党の連立）。

その後、プラユット首相が率いる新内閣のメンバーが決まり、首相が提出した閣僚名簿をワチラーロンコーン国王が承認し（同年7月10日）、新内閣が発足した（同月16日）。これは、軍事暫定政権からの5年ぶりの民政復帰となったが、首相をはじめ、軍事暫定政権で中枢を担った閣僚は留任をしたことから、軍事政権を引き継ぐ形での新政権の発足となった（この時点で2014年のクーデター後から軍事暫定政権の最高機関であった国家平和秩序維持評議会（NCPO）は解散）。

なお、下院（定数500）の議席は、与党が254議席、野党が246議席となっており、与党にとって安定的な政権運営が難しい状況には留意が必要である。

### 4 今後の展望

2016年10月13日に88歳で崩御したプミポン・アドゥンヤデート前国王（ラーマ9世）の荘厳な葬儀が2017年10月25日から29日の5日間に渡り執り行われた。バンコクにある王宮広場に造営された火葬の儀のための施設「プラ・メルマーツ」周辺は、タイ国内外から来た20万人以上の参列者で溢れ返った。また、タイ国内にある約900の主要な寺院においても一般参列による献花が行われ、約1,700万人の人々がプミポン前国王を追悼した。プミポン前国王の在位70年4か月は当時の現役の国家元首としては最長であり、クーデターの仲裁や国民生活向上に尽力したプミポン前国王は、タイ国民から深く敬愛されていた。

タイにおいて国王の存在は非常に大きく、政治的、社会的又は経済的に大きな影響を国民に与える。70年4ヵ月続いた前国王の時代が終わり、プミポン前国王の長



プミポン前国王の火葬施設  
高さ50.5m、基礎部分は60m四方の黄金の  
火葬場を、プミポン前国王崩御後1年かけて  
建設。

男であるワチラーロンコーン国王（ラーマ 10 世）の治世が既に始まっているが、ワチラーロンコーン国王（ラーマ 10 世）は過去にスキャンダルが取り沙汰されていること、長きに渡り国民から敬愛されていた前国王からの交替となったこと、によりタイ国民にとっては不安がぬぐい切れない状況と推察される。そして、特に軍政出身者が多い新政権にとっても、国王の交替、即ち新国王の今後の動向には目が離せない状態となっているだろう。

2017 年新憲法は、先述のとおり軍事政権（当時）に有利な規定となっているが、即位後間もない新国王は 2017 年 1 月、新憲法案の段階で、摂政を置かず国王が海外に出られるよう、条文の修正を求めた。この修正により、国王は海外に滞在中も権力を持ち続けることが可能になる。また、新憲法案に明文規定がない事態への対処を憲法裁判所長官らの合議体の判断に委ねるといった条文の削除を要求した。この削除により、非常時に国王が政治介入する余地を広げることとなり、国王の権限を強めるとともに軍の影響力拡大に歯止めを掛けることができるようなる修正であったと考えられている。これらの 2017 年新憲法の制定過程で起こった国王による修正要請は、タイのメディアの間で「新国王と軍事政権の間で吹いた隙間風」と揶揄された。

タイは 2010 年に高位中所得国入りを果たし、中所得国の罫に陥っていると言われながらも、長いスランプを経て 2017 年の GDP 成長率は 3 % 台後半を記録した。プミポン前国王が崩御してから役 1 年間の服喪期間が終わった 2017 年 10 月末以降、個人消費は上向き傾向で、バンコクではコンドミニアムや商業施設の建設ラッシュが続いている。

2019 年 7 月の選挙にて下院与党となった国民国家の力党の政策においても、引き続き成長戦略が推し進められる見通しである。

【参考：国民国家の力党の政策】

| 項目     | 内容  |
|--------|---|
| 最低賃金   | ・ 最低賃金を 1 日当たり 400～425 バーツに引き上げ   |
| 社会政策   | ・ 低所得者に生活費を給付する福祉カードの普及<br>・ 6 歳までの子ども手当（月 2,000 バーツ）<br>・ 債務支払いの猶予   |
| 医療     | ・ 皆保険制度の拡充<br>・ 妊娠手当の支給（3,000～27,000 バーツ）<br>・ 出産手当の支給（10,000 バーツ）  |
| 農業支援   | ・ 農産物価格を保証（コメ、天然ゴム、サトウキビ、キャッサバなどについて、1 トンあたり 10,000 バーツ）  |
| 税制改革   | ・ 所得税率を 10% 引き下げ（年収 20 万 バーツ以下は無税）<br>・ 新卒者の所得税免除（卒業から 5 年間）<br>・ 電子商取引業者の免税（事業開始から 2 年間）<br>・ 税制改革により増収<br>・ 中小企業を 300 万社から 500 万社に拡大し、増収を確保 |
| 通商政策   | ・ TPP への加盟  |
| EEC 開発 | ・ E E C 開発の継続、主にバンコクに集中する富の地方への再分配を確約しており、E E C をモデルにして東北部、北部、南部でも開発を行う方針   |

出典（2019 年 6 月 10 日みずほ総合研究所『タイでは実質的な軍政が継続へ』）

しかし、タイ国民にとっては、先に述べたように軍事政権（当時）への不信感と国王が交替したことへの不安、軍事政権（当時）と国王との両者の微妙な関係、そして軍政を引き継いだ新政権下院には与野党の議席が僅差であることから、政治的な不透明さが浮き彫りであり、国の将来を案じてやまない状況となっており、まさに今タイは、激動の時代にあると言える。

### 第3章 国家統治機構

本章では、国家統治機構として、2017年新憲法の内容を踏まえながら、国家元首、国家統治権である立法・行政・司法の三権及び憲法に規定されている地方自治制度について概観する。

#### 第1節 国家元首

前章で見たとおり、タイは絶対君主制から1932年の立憲革命を経て、立憲君主制となっており、国王を国家元首としている。2017年新憲法第2条にも、「タイ国は国王を元首とする民主主義制度統治を執る。」と規定があり、規定表現に多少の違いはあるもののこの点については1949年憲法から2017年新憲法まで変わっていない。

また、続く第3条には、主権は国民にあるとしながら、「国王が憲法の規定に基づき国会、内閣及び裁判所を通じてその主権を行使する」としている。そして、これらのほか1932年に立憲君主制憲法を導入して以来、国王は神聖不可侵の地位にあること<sup>i</sup>、国王は仏教徒であり擁護者であること<sup>ii</sup>、国王はタイ国軍総帥の地位にあること<sup>iii</sup>を、一貫して規定している。これらの規定からも分かるように、民主主義でありながら、タイにおける国王の存在の大きさが見てとれる。

現在の国王は、ワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）であり、プミポン前国王（ラーマ9世）が2016年10月13日に崩御した後、約7週間の空位期間を経て、同年12月1日に即位した。ワチラーロンコーン国王は、プミポン前国王とその王妃シリキットの間に長男（第2子）として、1952年7月28日にバンコクの宮殿で出生した。プミポン前国王には、4人の子供がいるが、ワチラーロンコーン国王が唯一の男子である。



タイにおける王位継承の仕組みは、仏歴2467年王室典範（王位継承法）に規定されており、現国王が男子王族の中から次の王を任命することとされている。ワチラーロンコーン国王は、1972年に皇太子の称号を受けているが、国王が王位継承者を指名しないまま王位が空位になった場合は、枢密院が王位継承者の名前を内閣に提出し、さらに内閣は承認を求めるために国会に提出する。この場合には、王女の名を提出することもできる。国会で承認された後、国会議長が王位継承者に国王への即位を要請し、国会議長は、次期国王の受諾を以て、国民に公示することとなっている<sup>iv</sup>。かつて王位継承は男子だけに認められていたが、1794年、憲法により女子にも王位継承権が与えられた<sup>15</sup>。しかし、プミポン前国王の長女のウボンラットはタイ国籍ではない男性と結婚した

<sup>i</sup> 2017年新憲法第6条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第7条

<sup>iii</sup> 2017年新憲法第8条

<sup>iv</sup> 2017年新憲法第21条

ため王位継承権が剥奪され、三女のチュラポーンも王族以外の男性（タイ空軍大尉）と結婚したため王位継承権がないものとされた。そのため、今回、王位継承権が認められていたのは、ワチラーロンコーン皇太子と次女のシリントーン王女のみであったが、軍事政権（当時）は、憲法の規定に従い、ワチラーロンコーン皇太子の国王即位を暫定国会国家立法議会（NLA）に提案し、全会一致で承認がなされた。その後、国会議長がワチラーロンコーン皇太子に即位を要請し、皇太子がそれを受諾した。

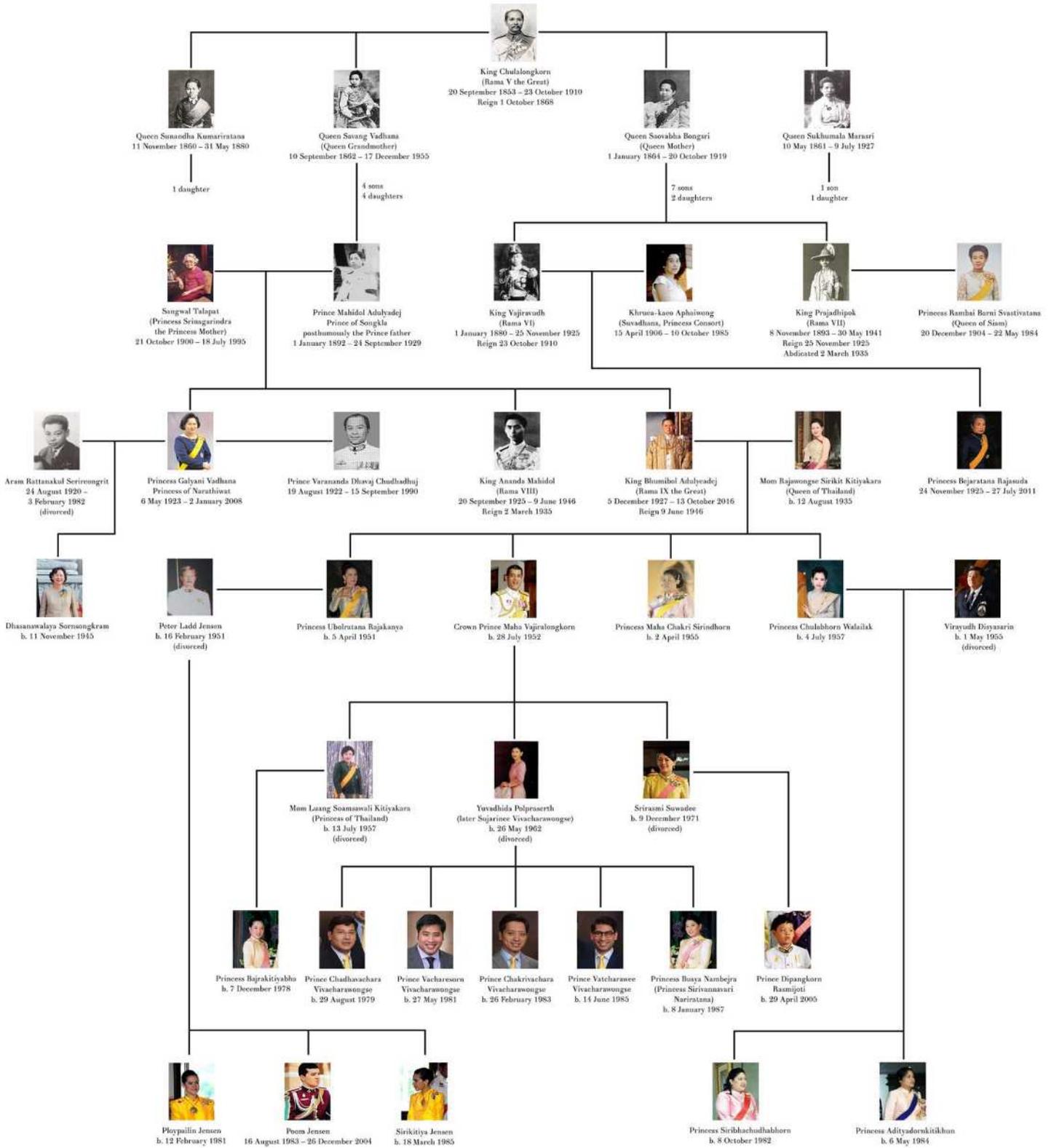
プミポン前国王は、国内の全地域、特に地方の貧困地域への訪問を繰り返し、3,000を超える国民の生活向上のための開発・研究事業（王室プロジェクト）等を行うなど、国民から絶大なる尊敬を受けていた。一方、ワチラーロンコーン新国王については、タイでは、王室に対して侮辱や批判等をすると罰せられる不敬罪が存在しているため、公の場で王室の悪口を言う者はいないが、規制の効かないネットを中心に新国王を不安視する声も多いと聞く。

しかし、ワチラーロンコーン新国王は、プミポン前国王時代には見られなかった動きとして、前章で述べたとおり国民投票で採択された憲法案をそのまま承認せず一部修正する指示をしたり、王室を支える事務組織の運営や王室の資産管理を国王が直轄し独立性を高める仕組みに切り替えたりと、国王としての権力をさらに高めるような姿勢を示している。この行為がどのような意図を示しているか定かではないが、特に経済面において非常に関わりの深い我が国にとっては、今後の新国王の力の発揮と新政権との関係が、タイの経済状況や日本との貿易等のタイ日間関係にどのような影響を及ぼすのか目が離せない状況である。

【表 8：チャクリー（ラタナコーシン）王朝における歴代王】

|          | 名前                             | 在位期間      | 備考          |
|----------|--------------------------------|-----------|-------------|
| ラーマ 1 世  | プラ・ヨート・ファー<br>(チャオ・プラヤー・チャクリー) | 1782－1809 |             |
| ラーマ 2 世  | プラ・ルート・ラー                      | 1809－1824 | ラーマ 1 世の息子  |
| ラーマ 3 世  | プラ・ナン・クラオ                      | 1824－1851 | ラーマ 2 世の息子  |
| ラーマ 4 世  | モンクット (プラ・チョム・クラオ)             | 1851－1868 | ラーマ 3 世の異母弟 |
| ラーマ 5 世  | チュラロンコーン<br>(チュラ・チョム・クラオ)      | 1868－1910 | ラーマ 4 世の息子  |
| ラーマ 6 世  | ワチラーウット<br>(モンクット・クラオ)         | 1910－1925 | ラーマ 5 世の息子  |
| ラーマ 7 世  | プラチャーティポック<br>(ポックラーオ)         | 1925－1935 | ラーマ 6 世の弟   |
| ラーマ 8 世  | アーナンター・マヒドン                    | 1935－1946 | ラーマ 7 世の甥   |
| ラーマ 9 世  | プミポン・アドゥンヤデート                  | 1946－2016 | ラーマ 8 世の弟   |
| ラーマ 10 世 | ワチラーロンコーン                      | 2016－現在   | ラーマ 9 世の息子  |

【图 14：タイ王国家系図】 THAI ROYAL FAMILY GENEALOGY



出典 (「Royal World Thailand - รอยัล เวิลด์ ประเทศไทย」)

## 第2節 立法制度

### 1 国会

タイの国会は「国民議会」と呼ばれ、従来人民代表院（下院）及び元老院（上院）の二院制を執っており、2017年新憲法においてもこの二院制は変わっていない<sup>i</sup>。また、国会議長は下院議長が務め、国会副議長は上院議長が務めることとしている<sup>ii</sup>。

憲法関連法案及び法律案は、国会の助言と承認によって初めて法律として制定される。国会で承認された憲法関連法案<sup>16</sup>及び法律案は、首相が国王の認可を得るために奏上する。その後、官報に告示されたときに法律として施行される<sup>iii</sup>。日本では、天皇は国事行為として、憲法改正、法律、政令、条約を国民に知らせることとされており<sup>iv</sup>、国の象徴として政治に関わるができない日本国天皇とタイ国王とでは、このような面においても関わり方の違いを見ることができる。

まずは、2014年のクーデターが起きる前（インラック内閣：2011年7月総選挙後）の下院の議席数（総議席数 500 議席）をみると下表9-1のとおりである。

【表9-1：与党（連立政権）】

| 政党名  | 議席数 | 備考  |
|--|-----|---|
| タイ貢献党<br>(Pheu Thai Party)                     | 265 | プアタイ党とも呼ばれる（時代によって名前の変化あり）。2011年の総選挙で過半数の議席を獲得、連立与党（6党連立）の中心政党となった。     |
| タイ国民発展党<br>(Chartthaipattana Party)            | 19  | 2011年5月のアピシット内閣解散時は民主党政権と連立を組み与党にいたが、2011年7月の総選挙時はタイ貢献党と連立を組み、再度与党になった。 |
| タイ団結国家開発党<br>(Chart Pattana Puea Pandin Party) | 7   | 2011年5月のアピシット内閣解散時は民主党政権と連立を組み与党にいたが、2011年7月の総選挙時はタイ貢献党と連立を組み、再度与党になった。 |
| パランチョン党<br>(Phalang Chon Party)                | 7   | 2011年にできた政党。  |
| 大衆党<br>(Mahachon Party)                        | 1   |   |
| 新民主党<br>(New Democracy Party)                  | 1   |   |
| 計  | 300 |   |

i 2017年新憲法第79条

ii 2017年新憲法第80条

iii 2017年新憲法第81条

iv 日本国憲法第7条第1号

【表 10：野党】

| 政党名                           | 議席数 | 備考                                       |
|-------------------------------|-----|--|
| 民主党<br>(Democrat Party)       | 159 | 現存するタイ最古の政党。インラック内閣前のアピシット内閣では与党第一党であった。 |
| タイ誇り党<br>(Bhumjaithai Party)  | 34  |  |
| 愛タイ国党<br>(Rak Thailand Party) | 4   |  |
| 母国党<br>(Matubhum Party)       | 2   |  |
| ラックサンティ党<br>(Rak Santi Party) | 1   |  |
| 計                             | 200 |  |

次に、新政権（プラユット内閣：2019年3月総選挙後）の下院の議席数（総議席数 500 議席）をみると、下表 9-2 のとおりである。

【表 9-2：新政権の下院議席数】



出典（2019年6月10日みずほ総合研究所『タイでは実質的な軍政が継続へ』）

なお、2019年7月の新政権樹立までは、軍事政権下であったため、国会は召集されてなかったが、その代わりに国家立法議会（NLA）が暫定的に国会の運営を行っていた。NLAは下院・上院両方の役割を担っており、一院制となっていた。NLAは、国家平和秩序維持評議会（NCPO）により選出された220名で構成され、多くの軍人が登用されていた。

また、プラユット暫定首相（当時）は2017年12月22日に2014年暫定憲法に基づくNCPO議長としての強権を発動し、政党法を一部改正している<sup>17</sup>。この法改正

により、既存政党と新規政党で選挙準備の準備期間に格差が付けられた。既存政党は2018年4月1日まで党員の再登録等の手続に着手できないが、新規政党は同年3月1日から認められることとなった。これを受け、反タクシン派・最大野党の民主党はこの法改正に対し「既存政党から新規政党への党員の移籍を誘発する」、「新規政党を利するもの」と反発した。この法改正の裏では、NCPOが総選挙後（民政復帰後）も影響力を保持するため、支持政党を発足させる狙いとの憶測もあった。

#### (1) 人民代表院（下院）

2017年新憲法において、下院である人民代表院は500議席と定められており、その内350議席が選挙区制（小選挙区）、150議席が比例代表制により選出される<sup>i</sup>。選挙区は、全国350か所に別れている。この区割りには行政区に沿っているわけではなく、選挙のために区切られたエリアとなっており、1選挙区から1人が選ばれ、残り150人が比例代表制で選ばれるといった仕組みである。

2017年新憲法における下院議員の立候補資格は下記のとおり<sup>ii</sup>であり、旧憲法（2007年憲法）から概ね変更はない。

- ① 出生によるタイ国籍を有する者である。
- ② 投票日に満25歳以上である。
- ③ 投票日まで90日以上継続して、いずれか一つの政党の党員である。
- ④ 下院解散による総選挙である場合は、投票日まで30日以上継続して、いずれか一つの政党の党員でなければならない。
- ⑤ 選挙区方式による立候補者は、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。
  - ・立候補届日まで5年以上継続して立候補する県（チャンワット）の住民登録書に氏名が記載されている。
  - ・立候補する県で出生した者である。
  - ・立候補する県に所在する教育機関で5年以上継続して教育を受けたことがある。
  - ・立候補する県で5年以上継続して公務についたことがある、国の機関で従事したことがある、又は住民登録書に氏名が記載されていたことがある。

また、選挙権者としての要件は、成人（18歳以上）であること、タイ国籍であること（ただし、国籍変更によりタイ国籍となった者は、タイ国籍を取得してから5年以上経過していること）などが2017年新憲法に規定されており<sup>iii</sup>、僧侶や裁判所の令状又は法律に基づく命令により拘留中である者、精神病の者等には選挙権が与えられないことが規定されている<sup>iv</sup>。

---

<sup>i</sup> 2017年新憲法第83条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第97条

<sup>iii</sup> 2017年新憲法第95条

<sup>iv</sup> 2017年新憲法第96条

下院の主な役割は、法案を作成して国会に提出すること、また、行政・政府に対し権力行使の監視及び確認を行うこと、である。これらの具体的な実施方法は、内閣に対しての不信任案提出や国会で質問する議題の提出、また、委員会という形での内閣の行動、業務、取組のチェックである。

また、下院議員としては、自分が選出された地域における生活困窮者の世話をすることが求められている。

任期は1期4年であり、再選すれば連続で議員に就任することも可能。当選回数  
の制限はない。

## (2) 元老院（上院）

2017年新憲法において、上院である元老院は200議席と定められている<sup>i</sup>（旧憲法（2007年憲法）では150議席）。上院議員の選出方法について、旧憲法（2007年憲法）では、選挙による選出と上院議員選出委員会の指名による選出と2通りの選出方法が存在したが、2017年新憲法では、選挙による選出方法が廃止され、各種職業グループに属する上院議員候補者達の中から互選方式（自分の属する職業グループ以外のグループに属する候補者をお互いに選び合う方式。現在、この職業グループは20グループ程存在し、先ず上院議員の候補者は、自分がどの職業グループに属するのか特定しなければならない。）により選出されることとなった。

そして、この選出方式の第一段階として、郡（アンパー）レベルで互選が行われ、郡で選ばれた候補者は、次に県（チャンワット）レベルで互選が行われる。県で選ばれた候補者から、さらにもう一度国レベルで互選が行われ、200人の上院議員が決定する。この制度についても2017年新憲法に規定されている<sup>ii</sup>。

また、この制度に対し、現在様々な意見が出てきており、例えば、他の職業グループのことを良く知らないのにどのようにして選ぶのかなどである。

2017年新憲法における上院議員の立候補資格は下記のとおり<sup>iii</sup>であり、旧憲法（2007年憲法）では規定されていた学歴の条件（学士以上又はそれと同等の学歴が必要）がなくなっている。

- ① 出生によるタイ国籍を有する者。
- ② 立候補日に満40歳以上である者。
- ③ 知識、専門知識及び経験を有する者、属する職業グループの分野で10年以上勤務した者又は上院議員選出に関する基本法に規定された資格を有する者。
- ④ 上院議員選出に関する基本法に基づいて指定された地域で生まれた者、住民登録書に氏名が掲載されている者、働いたことがある者又はその地域と関係が深い者。

上院の主な役割としては、法案の提出はできないが、その法案の内容を判断する

<sup>i</sup> 2017年新憲法第107条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第107条

<sup>iii</sup> 2017年新憲法第108条

ことである。つまり、下院から提出された法案の内容の検討及び判断は上院で行われる。また、旧憲法（2007年憲法）では、上院は国会議員を罷免する権限を有していたが、2017年新憲法ではその権限はなくなっており、国会議員を罷免する役割は裁判所に移管された。なお、旧憲法（2007年憲法）において国会議員を罷免するには、上院の議員総数の5分の3以上の票数を要していたことなどもあり、過去1人も罷免することはなかった。

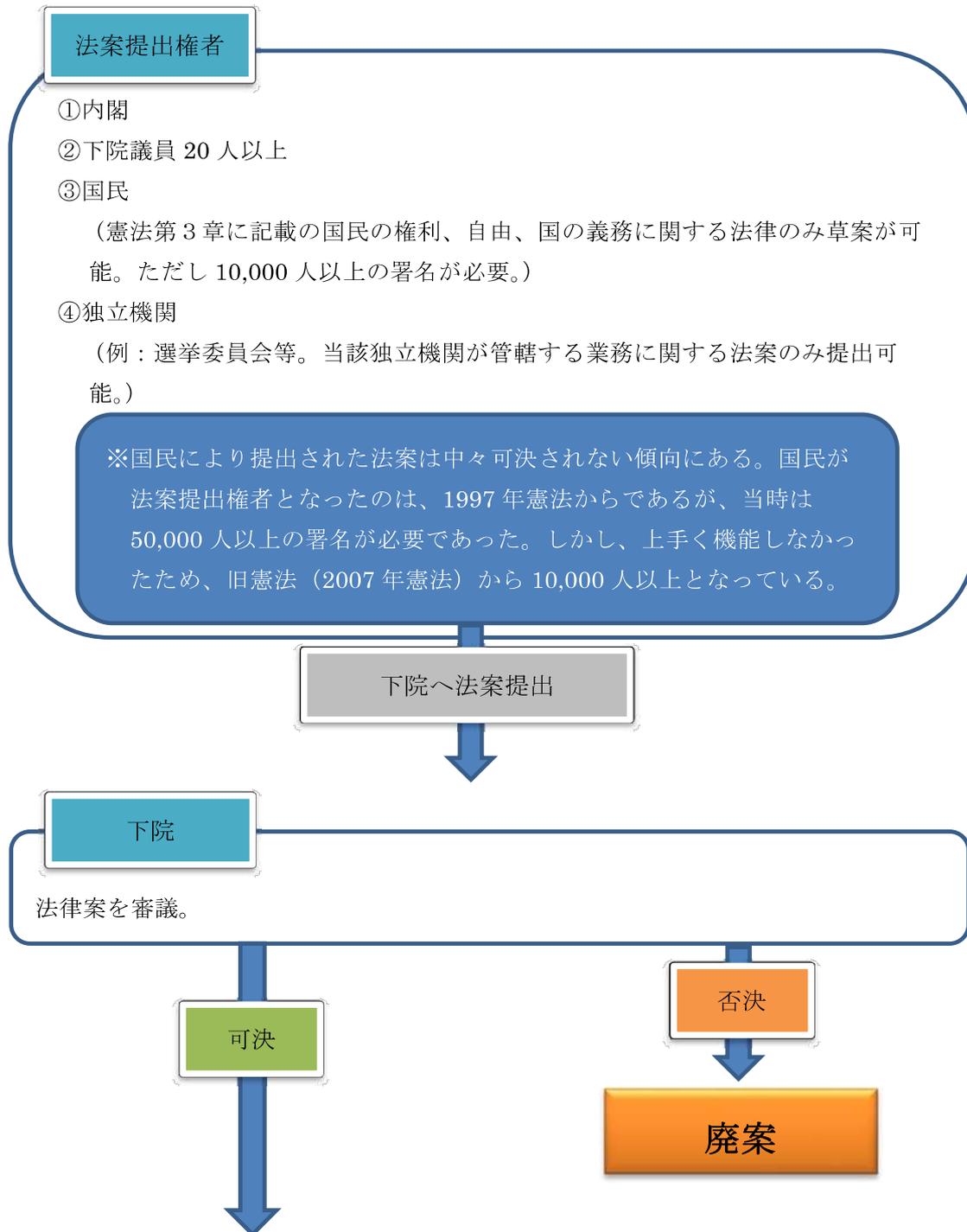
また、旧憲法（2007年憲法）から残っている上院の役割としては、独立機関の中から各委員会（人権委員会、選挙委員会等）の委員を助言することがある（上院の助言に基づき国王が任命する）。

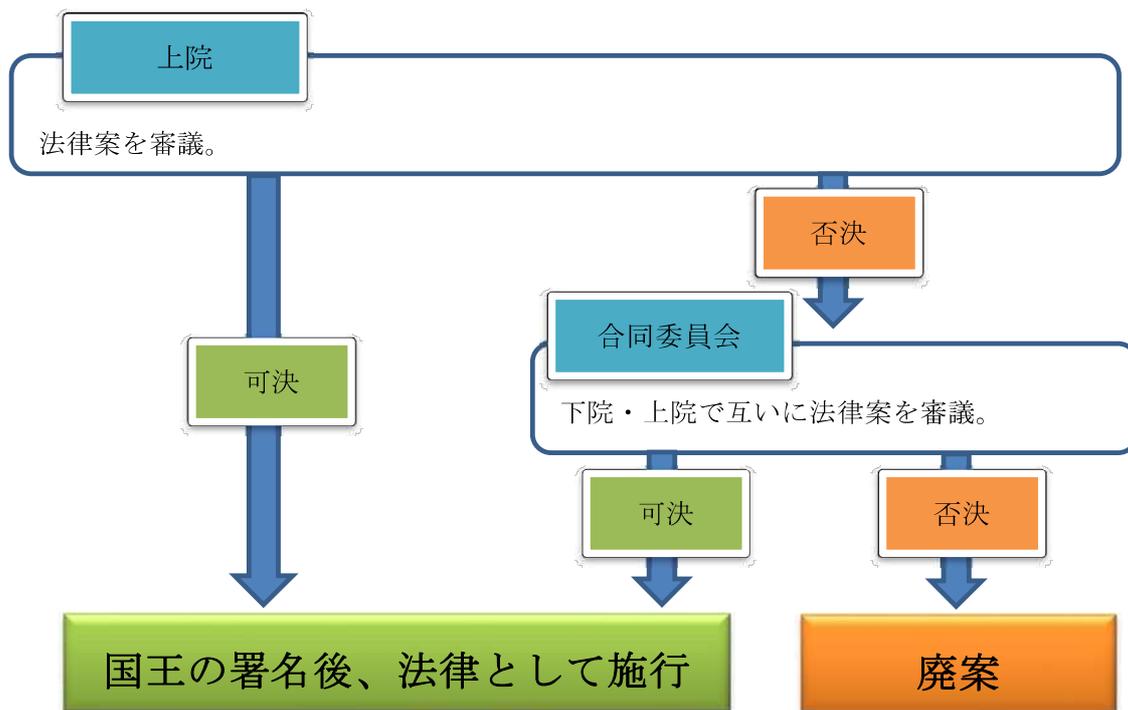
任期は一期5年であり、再選すれば連続で議員に就任することも可能。また、当選回数制限もない。なお、旧憲法（2007年憲法）では、任期は6年となっており、連続してその地位に就くことはできなかった。

## 2 立法過程

2017年新憲法における、概括的な立法過程は下図のとおり。

【図 15：立法過程】





なお、2017年新憲法において新たに規定されたこととして、これら立法過程の前に国民調査を行うこととなった<sup>i</sup>。そして、立法過程中にその法律による影響の評価を行わなければならなくなった。さらに、その影響評価の結果を国民に開示することとなった。法律として制定された後も、5年毎にその法律の有効性について評価・見直しを行わなければならないこととしている。

また、国として何らかの政策を策定する際にも、国民に対する影響を評価するため国民調査を行うこととなった。また、政策自体への評価も行うこととなり、環境影響評価、健康影響評価を行う必要がある<sup>ii</sup>。

### 第3節 行政制度

#### 1 内閣

2017年新憲法では、国王は1人の首相及び35人以下の他の国务大臣で構成する内閣を任命することとなっている<sup>iii</sup>。また、内閣の下に、首相府及び19の省が存在する。このような体制となったのは、2002年の行政改革法の改正がきっかけであり、その時に制定された構造改革法で、省庁の再編が行われ、それ以降現在の1府19省の体制となった（2002年までは1府14省庁体制）。

外務省等はラーマ4世・5世の治世頃に設置されており、2002年に6の省が増えた。新たな6省については、①元々教育省に属していたスポーツ庁から派生した観

<sup>i</sup> 2017年新憲法第77条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第58条

<sup>iii</sup> 2017年新憲法第158条

光・スポーツ省と②文化省、③首相府に属していた社会開発庁から派生した社会開発・人間安全保障省、④科学技術省及び農業省に属していた天然資源・環境省、がある。これらは、2002年までは各省庁に属していたが、上手く機能していなかったことから新たな省として独立したものとなっている。また、新しくできた省庁として、⑤エネルギー省、⑥デジタル経済社会省（2002年から2016年までは、情報通信技術省省という名称）がある。

③社会開発・人間安全保障省について、人間安全保障という名称を持つ省庁を設置したのはタイが世界で初めてとのことであり、社会開発・人間安全保障省は、人的資源を大切に、温かい家庭のある社会を目指すこととしている。家庭環境が良くなれば社会問題は起きず、特に安定的な家族の中で子供が育てば児童の社会問題も起きない、さらにはコミュニティー同士のつながりが強くなれば社会は安定する、と考えられている。

また、警察は以前は内務省の所管であったが、2000年に首相府の所管となっている。

## 2 首相

首相は、下院が憲法に基づいて合意した者が任命されることとなっている<sup>i</sup>。また、連続した就任であるか否かに関わらず、合計8年を超えての就任はできないこととなっている<sup>ii</sup>。

首相の選出に当たっては、現下院議員総数の5%以上の数の党員が下院議員として選ばれた政党から選ばれることとなっており、現下院議員総数の10分の1以上の推薦が必要である。また、首相の指名を承認する下院の決議には現下院議員の総数の過半数の支持票を要する<sup>iii</sup>。

## 3 国務大臣

国務大臣の資格として、満35歳以上で出生によるタイ国籍を有していること、学士又は学士相当の学歴を有していること、過失罪若しくは軽犯罪による場合を除き禁錮刑の判決を受けたことがないこと、などがある<sup>iv</sup>。

軍事暫定政権時代では、各省には1人の国務大臣と約半数の省に副大臣が配置されていた（2018年3月時点）。2014年のクーデターでタクシン派の民主政権を倒し発足したプラユット暫定政権では、多くの大臣を元軍人や元幹部官僚で占めており、民間からの登用は少なかった。

---

<sup>i</sup> 2017年新憲法第159条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第158条

<sup>iii</sup> 2017年新憲法第159条

<sup>iv</sup> 2017年新憲法第160条

2019年7月に発足した新政権では、プラユット首相のほか、治安担当のプラウィット副首相、アヌポン内相の元陸軍司令官3人が留任し、安全保障分野を担う閣僚は軍政時代がそのまま引き継いだ。

【参考：新政権の閣僚（2019年7月）】

| 役職                              | 名前                | 前職等                     |
|---------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 首相兼国防相                          | プラユット・ジャンオーチャー    | 軍政出身・留任<br>陸軍司令官        |
| 副首相（安全保障担当）                     | プラウィット・ウォンスワン     | 軍政出身・留任<br>陸軍最高司令官      |
| 副首相（法務担当）                       | ウィッサヌ・クルアガーム      | 軍政出身・留任                 |
| 副首相（経済担当）                       | ソムキット・ジャトウシピタック   | 軍政出身・留任                 |
| 副首相兼商務相                         | チュリン・ラクサナウィシット    | 民主党党首                   |
| 副首相兼保健相                         | アヌティン・チャーヌウィラクン   | タイ名誉党党首                 |
| 首相府相                            | テーワン・リプタパンロップ     |                         |
| 財務相                             | ウッタマ・サーオナーヨン      | 軍政出身・前工業相               |
| 外務相                             | ドーン・プラマットウィナイ     | 軍政出身・留任                 |
| 観光・スポーツ相                        | ピパット・ラッチャキットプラカーン |                         |
| 社会開発・人間安全保障相                    | チュティ・クライリック       |                         |
| 高等教育・科学・研究・イノベーション相<br>（旧科学技術相） | スウィット・メーシンシー      | 軍政出身・前副首相               |
| 農業・協同組合相                        | チャルムチャイ・シーオン      |                         |
| 運輸相                             | サックサイアム・チットチョープ   |                         |
| デジタル経済社会相                       | プティボン・ブンナカン       |                         |
| 天然資源・環境相                        | ワラウット・シラバアーチャー    |                         |
| エネルギー相                          | ソンティラット・ソンティジラウオン | 軍政出身・前商務相<br>国民国家の力党幹事長 |
| 内務相                             | アヌポン・パオチンダー       | 軍政出身・留任<br>陸軍司令官        |
| 法務相                             | ソムサック・テープスティン     |                         |
| 労働相                             | チャトウモンコン・ソナクン     |                         |
| 文化相                             | イティボン・クンプルム       |                         |
| 教育相                             | ナタポン・ティープスワン      |                         |
| 工業相                             | スリヤ・ジュンルンルアンキット   |                         |

## 第4節 司法制度

### 1 タイの司法制度の歴史

タイの司法制度の歴史は、スコータイ王朝時代（1238-1438）まで遡る。当時は、国王が国民間の紛争について判決を下していた。その後のアユタヤ王朝時代（1351-1767）には、法制度が発展し、19世紀末まで続くタイの司法制度の礎を築いた。古代ヒンドゥー教の法律から派生したその法律は、個人の自由と権利に関する基本的なものであり、民事及び刑事問題を取り扱っていた。その後、チャクリー王朝時代（1782-現在）初期の1782年に、このアユタヤ王朝時代の法律が改正され、1805年には「三印法典」と呼ばれる法律が制定された。この「三印法典」が外交政策が開始されたラーマ5世の治世まで国の司法を司った。

タイにおける近代的な司法制度は、1892年、ラーマ5世が法務省を設立し、その法務省の下でこれまでの伝統的な裁判所が再編されたことに始まる。1932年の立憲革命により絶対君主制から立憲君主制へと移行したことで、憲法による司法権の独立が保障された<sup>i</sup>。そして、1990年代の民主化・政治改革運動後の1997年憲法に



「三印法典」

出典（タイ司法裁判所 Web ページ）

より、タイにおける司法制度及び政治制度は大きな変革を遂げた。この1997年憲法においては、新たに憲法裁判所が設立されたほか、既存の司法裁判所から独立した大陸法型の行政裁判所が設置され<sup>18</sup>、従来の一元的な司法から多元的な司法へと変化した。また、憲法上の独立機関として選挙委員会、人権委員会、国家査察官（オンブズマン）、国家汚職防止取締委員会、国家会計検査委員会が新設され、裁判所とこれら独立機関により政治・行政に対するチェック機能が強化された。

日本の裁判所は最高裁判所の下には特別裁判所が認められず、全ての案件を司法裁判所で扱っているが、タイでは、民事・刑事等を扱う司法裁判所のほか、行政事件訴訟を扱う行政裁判所、軍に関する訴訟を扱う軍事裁判所、憲法問題を審理する憲法裁判所が規定され、2017年新憲法ではこれらの裁判所及び独立機関（前述に加え国家人権委員会を新設）の権限が拡充されている。

### 2 タイにおける裁判所の種類

#### (1) 司法裁判所

タイにおける司法裁判所は、2017年新憲法において、憲法又は法律がその他の裁判所（行政裁判所、軍事裁判所、憲法裁判所）の権限として規定する訴訟以外のあらゆる訴訟を審判し判決する権限を有する<sup>ii</sup>。

<sup>i</sup> 現在は2017年新憲法第188条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第194条

タイの司法裁判所では日本と同じ三審制度が執られており、第一審司法裁判所、上訴司法裁判所、最高司法裁判所が存在する。これら三種類の裁判所の合計数は 2016 年時点で全国に 260 か所存在する。第一審司法裁判所には、一般裁判所と専門裁判所があり、一般裁判所では、一般的な民事事件及び刑事事件を取り扱う。専門裁判所には、青少年・家庭裁判所、労働裁判所、知的財産権及び国際取引裁判所、税務裁判所、破産裁判所があり、対象となる事件がどの法律に接触しているかによって、どの第一審司法裁判所で事件を取り扱うかを決定する。今後は専門裁判所として、環境裁判所や選挙裁判所も設立される可能性があると言われている。なお、専門裁判所は、憲法ではなく個別法に規定されている。

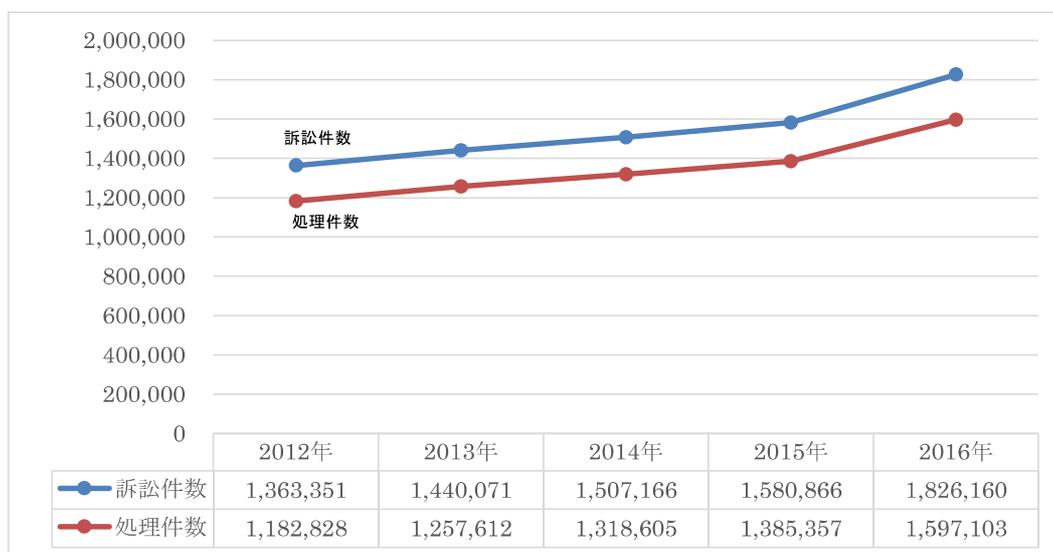
司法裁判所の裁判官の人数は、全国で約 4,700 人いる。その 4,700 人の中には裁判補佐官の人数は含まれていない(2017 年 8 月時点タマサート大学法学部聞き取り)。なお、この裁判補佐官とは、その名のとおり裁判官の補佐的な立場の者で、専門的な内容を取り扱う知的財産権及び国際取引裁判所や家庭裁判所等の法廷の際には、裁判官の他に裁判補佐官も加わる。裁判補佐官は、その業界や周辺業務に携わっている一般人が務める。

司法最高裁判所の裁判官は 100 人以上在籍している。裁判官や検察官になるためには、まずは司法試験に合格しなければならない。その後 2 次試験がある。2 次試験は裁判官向けの試験と検察官向けの試験に分かれて行われる。1 次試験の合格率は 10% 以下である。年間 2,000~3,000 人が受験して 10 名程度しか裁判官になることができない。なお、受験回数の制限はない。

司法裁判所の裁判官になることのできる年齢条件は 25 歳以上となっており、行政裁判所の裁判官の年齢条件は 35 歳以上となっている。裁判官の定年は実質 70 歳である(60 歳に達した裁判官は 65 歳まで勤務することができ、さらに審査を通れば 70 歳まで第一審裁判所の裁判官として勤務が認められるが、裁判長等の役職に就くことはできない)。司法裁判所の裁判官は、まずは第一審司法裁判所に就任し、経験を積むことにより、出世という形で上訴司法裁判所や最高司法裁判所に異動する。しかし、司法裁判所の裁判官が行政裁判所の裁判官へ異動することはできない。

また、司法裁判所で扱われる訴訟件数の推移は下図のとおり。図から分かるように、近年、タイの司法裁判所における訴訟件数は、穏やかに増加している。増加の主な要因は、タイの経済及び社会状況の変化、技術の急速な発展、売買活動の複雑化、教育の多様化等である。

【図 15：全司法裁判所における訴訟件数と処理件数の推移】



出典（Annual Judicial Statistics, Thailand A.D. 2016）

## ア 第一審司法裁判所

### （ア）一般裁判所

一般裁判所は、専門裁判所が取り扱わない事件を全般的に審理している。すなわち、一般的な民事事件及び刑事事件は、この一般裁判所で取り扱われることとなる。一般裁判所はタイ全国に約 250 か所（一部専門裁判所を含む。）設置されており、それぞれの裁判所の管轄権は地理的に決定される。バンコクを除いて全国は9つの管轄地域（地方 I～IX）に分割されており、各地方に地方裁判所及び地方簡易裁判所が存在する。地方裁判所では重大な事件を取り扱い、地方簡易裁判所では比較的規模の小さい事件を審理している。訴訟額でいうと 20 万バーツ以上の事件は地方裁判所、20 万バーツ未満は地方簡易裁判所といった違いがある。その他、地方裁判所の法廷では原則裁判官が 2 人、地方簡易裁判所では 1 人といった違い等もある。

地方では、民事、刑事、専門裁判等、あまり細かく分類せずに概ね地方裁判所又は地方簡易裁判所で対応している。ただし、バンコクでは年々事件数が増加し、複雑化してきているため、民事裁判所、刑事裁判所、専門裁判所、それぞれが第一審司法裁判所としての役割を担っている。なお、タイの刑罰として有名な不敬罪は刑法第 112 条によって定められているため、刑事裁判所が担当する。

### （イ）専門裁判所

#### a 青少年・家庭裁判所

7 歳から 18 歳の青少年が関わる刑事事件及び親権や離婚問題等の家庭に

関する事件は、原則この青少年・家庭裁判所において審理される。青少年・家庭裁判所は、バンコクに設置されている「中央青少年・家庭裁判所」と9つの各地方に設置されている「地方青少年・家庭裁判所」から構成されている。また、当該裁判所における裁判官の定足数は4人であり、2人の裁判官及び2人の裁判補佐官で構成され、その内1人は女性でなくてはならない。

b 労働裁判所

労働裁判所は、労働法や雇用関係に関する事件を取り扱う。労働裁判所は、バンコクに設置されている「中央労働裁判所」と9つの各地方に設置されている「地方労働裁判所」から構成されている。

c 知的財産権及び国際取引裁判所

知的財産権及び国際取引裁判所は、知的財産権及び国際取引に関する民事事件・刑事事件を取り扱う。知的財産権に関する事件には、商標法、著作権法、特許法及び技術移転・ライセンス契約に関するものが含まれ、国際取引に関する事件には、国際的な売買、製品の交換、国際的なサービスや輸送等に関する事件が含まれる。テレビ会議で証人尋問を行うことができたり、書面の提出に電子メールが使えたりと、通常の裁判所より迅速に処理するための様々な取組がなされている。なお、知的財産権及び国際取引裁判所は地方にはなく、バンコクのみ「中央知的財産権及び国際取引裁判所」として設置されている。

d 税務裁判所

税務裁判所は、税金に関する事件を取り扱い、主に税務当局の判断を争う場合に利用される。なお、税務裁判所は地方にはなく、バンコクのみ「中央税務裁判所」として設置されている。

e 破産裁判所

破産裁判所は、破産及び再生案件に係る民事・刑事事件を取り扱う。なお、破産裁判所は地方にはなく、バンコクのみ「中央破産裁判所」として設置されている。

イ 上訴司法裁判所

第一審司法裁判所の判決等に対する不服申し立ては、控訴として、この上訴司法裁判所にされる。上訴司法裁判所は、バンコクにある「上訴司法裁判所」（1か所）、地方における9つの管轄地域（地方Ⅰ～Ⅸ）それぞれに一つずつある「地方上訴裁判所」（9か所）及び専門的な内容を取り扱う「専門上訴司法裁判所」（1か所）の合計11か所の裁判所で構成される。専門上訴司法裁判所は、2016年に新

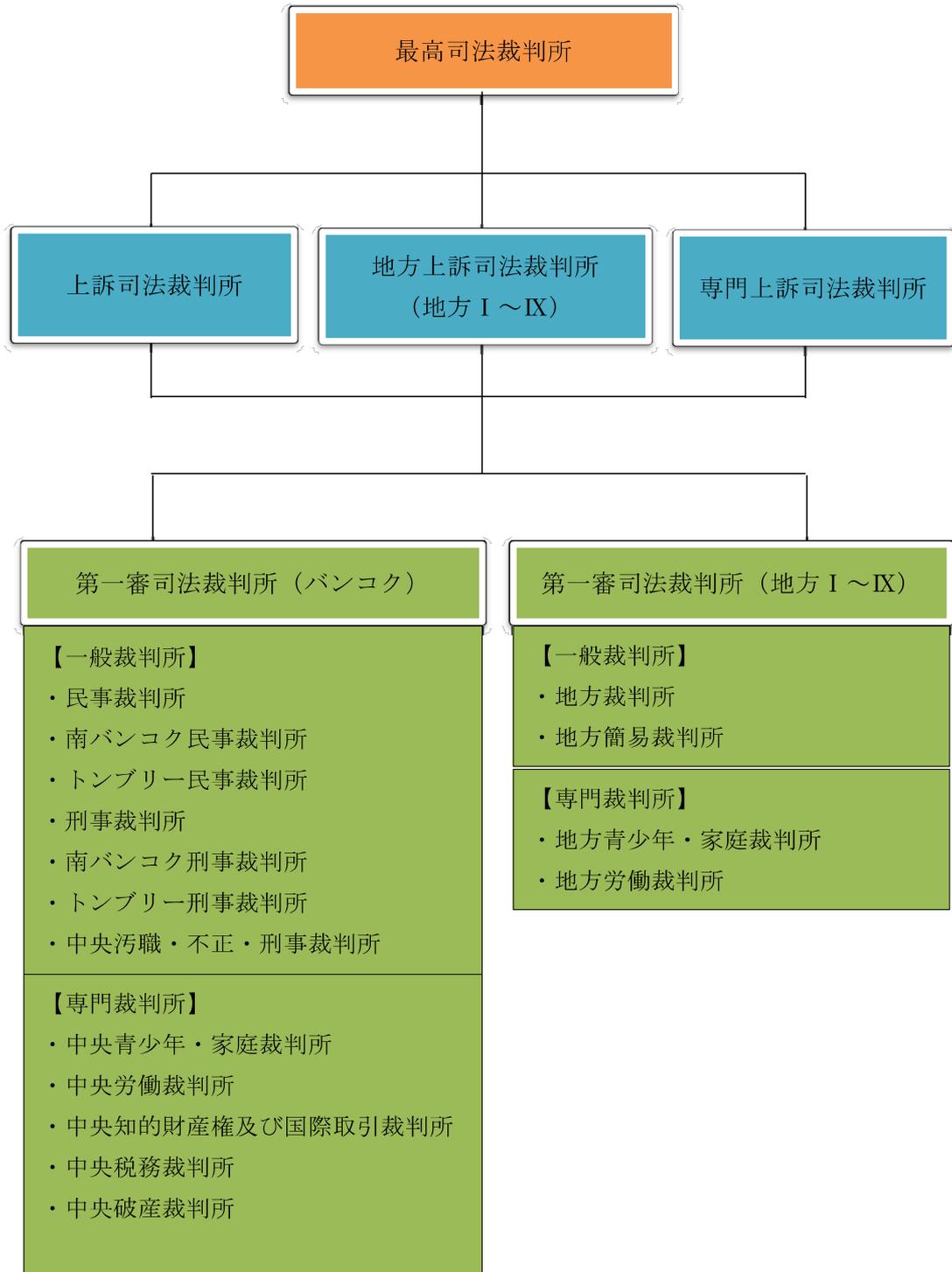
しく出来た裁判所であり、それまでは、第一審司法裁判所における青少年・家庭裁判所以外の専門裁判所からの不服申し立ては原則上訴司法裁判所を経由せず直接最高司法裁判所へ飛越上告されていた。しかし、専門上訴司法裁判所が出来たことにより、それらの専門裁判所からの不服申し立ては、この専門上訴司法裁判所に控訴されることとなり三審制が執られることとなった。

それぞれの上訴司法裁判所の法廷は、最低3人の裁判官により執り行われる。また、それぞれの上訴司法裁判所には、研究裁判官からなる調査司法部がある。この部署の主な役割は、上訴司法裁判所の裁判官を支援することであり、事件に関連する事実及び法的問題等を調査し、裁判官と共に公正な判決を下すことである。

#### ウ 最高司法裁判所

最高司法裁判所は、全国でバンコクに1か所のみ設置されており、司法裁判所を統括する最上位の裁判所である。上訴司法裁判所のように、最高司法裁判所にも研究裁判官からなる調査司法部がある。最高司法裁判所の法廷は最低3人の裁判官により執り行われる。

【図 16：タイの司法裁判所の組織図】



出典 (タイ司法裁判所 Web ページを基に作成)

## (2) 行政裁判所

行政裁判所は、2017年新憲法において、法律が定める行政権の行使や行政行為の実施に起因する行政事件を審理し、判決する権限を有すると規定されている<sup>i</sup>。

行政裁判所は、最高行政裁判所と第一審行政裁判所で構成されており、原則二審制を執っている。第一審行政裁判所は、バンコクに設置されている中央行政裁判所と地方11か所に設置されている地方行政裁判所に分かれている。行政裁判所の法廷における裁判官の人数は、取り扱う事件の内容によって異なる。

また、行政裁判所の裁判官に関する人事行政は独立していなければならないが、最高行政裁判所長官を委員長とし、行政裁判所の裁判官の中の有資格者及び2人以下の過去現在において行政裁判所の裁判官でない者から構成された行政裁判所法務委員会が人事行政を行うものと規定されている<sup>ii</sup>。

行政裁判所で裁かれる事件は、多くても年間約3万ケースで、その過半数は中央行政裁判所で処理されている。

## (3) 軍事裁判所

軍事裁判所は、軍事に関する犯罪を取り扱う裁判所である。被告人が軍事関係者のみの場合であれば軍事裁判所で行われるが、被告人に一般人が含まれる場合は司法裁判所で行う。また、被告が軍人で原告が一般人の場合、一般人は直接軍事裁判所に訴えることができないため、軍事検察官を通して告訴することとなる。

軍事裁判所の裁判官には、軍人しかなることが出来ず、また軍内部における任命により選出される。例えば、軍人で法律の知識がある者や法学部を卒業した者等が任命される。そのため、軍事裁判所の裁判官になるための司法試験が行われているわけではない。また、裁判官の選出方法は、法廷で裁かれる軍人の階級によって裁判官の階級も決まる。つまり、裁判官より階級の高い者を裁くことは難しいため、被告人の階級が高い場合は、裁判官の階級も被告人より高い者が務める。

## (4) 憲法裁判所

憲法裁判所は、法令の有効性、法令の適用、政府の行為の合憲性を判断する裁判所であり、バンコクに1か所設置されている。憲法裁判所を利用する事例としては、国会に提出された法案の内容が憲法と矛盾しているのではないかと審議する場合等である。

2017年新憲法では、憲法裁判所は裁判所でもなく独立機関でもない、準独立機関として定められた。旧憲法（2007年憲法）では、裁判所を規定した章の中に4つの裁判所（司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所、憲法裁判所）が規定されていたが、2017年新憲法における裁判所の章では、憲法裁判所を除く3つの裁判所のみ規定さ

---

<sup>i</sup> 2017年新憲法第197条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第198条

れており、憲法裁判所は別の章に規定されることとなった。章を分けた背景は、憲法裁判所の裁判官は他の3つの裁判官と異なる選出制度を執っている（詳細後述）ため、性質が異なるという理由からである。

憲法裁判所の裁判官は9人のみであり、任期は7年で、国王により任命される。裁判官の選出方法についても憲法に規定されており、9人のうち3人は最高司法裁判所の裁判官として3年以上経験のある者から最高司法裁判所総会を経て選出される。2人は最高行政裁判所の裁判官として5年以上経験のある者から最高行政裁判所総会を経て選出される。残りの4人は人選委員会によって選出される。人選委員会の会長は、最高裁判所長官が議長を務め、選挙委員会や国家査察官（オンブズマン）の代表者が、人選委員会の委員となっている。この人選委員会により憲法裁判所の裁判官候補者を募集し、その候補者の中から人選委員会において決定する。しかし、例外で人選委員会が直接指名することもある。この4人の内1人は、法律の専門家として、タイの大学で5年以上教授を務めた者から選出される。また1人は、政治及び行政の専門家として、タイの大学で5年以上教授を務めた者から選出される。残りの2人は、タイの政府機関において5年以上局長、それ相当の地位又は検察副総長以上の職を務めた者から選出される。

憲法裁判所では、政治が絡んだ難解な事件を判断しないといけないため、このような複雑な裁判官の選出制度を執っている。

また、憲法裁判所の裁判官となるための条件として、出生によるタイ国籍の保持、満45歳以上68歳未満や、学歴は学士以上といった条件があるだけでなく、憲法裁判所の中立的な立場を維持するため、憲法裁判所で裁判官として勤務したことがないことや選挙委員会や国家査察官（オンブズマン）等の独立機関で努めたことがないこと、また政治家としての経験がないこと等も条件とされている。

## 第5節 憲法における地方自治規定

### 1 2017年新憲法における地方自治

タイ国憲法においては、その中で地方自治についても規定している。なお、ここでいう地方自治には、中央省庁の出先機関である県（チャンワット）や郡（アンプー）等による「国による地方行政（Provincial Administration）」は含まれておらず、県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）等の地方自治行政（Local Administration）の機関を対象としている（詳細は第4章第3節及び第4節を参照）。

#### (1) 地方自治の原則

地方自治の原則は、地域住民の意思に基づき、自立性・独立性を持って、地域を統治することと規定されている<sup>i</sup>。タイの地方や地域の一番の大きな問題点は収入が少ないことであることから、収入面、財政面において、できるだけ地方自治体に自立性・

---

<sup>i</sup> 2017年新憲法第249条

独立性を与えようとしている。国は、地方自治体の税収と国の税金配分の適切な制度を確立し、地方自治体の収入を確保するための制度を促進、発展させることによって、地方自治体が収入を得ることを保証するとも規定があり、また、国は、地方自治体において十分な公共サービス及び公共活動の実施がまだ可能でない場合、当面は地方自治体を支援するための予算を配分するものとしている。また、地方自治行政法に基づいて地方自治体の行政活動の自由、公共サービスの提供等、自立性・独立性を与えらるるとも規定している<sup>i</sup>。さらに、その指導管轄については、地域の住民の利益、国全体の利益を保障するために必要に応じて行うこととされている。

しかし、このように規定されている一方、実際は、中央政府がほとんどの税金を徴収しており、その税収の一部を地方に分配している状況である。

1990年代後半、タイでは地方分権が推進され、2000年の地方分権化計画及び手続法において、中央政府は年度予算を決める際には、全体の税収のうち35%以上は地方に配分しないと決められた。しかし、分配金の使途を調べた結果、地方自治体で余分な支出をしていることが判明したため、2017年新憲法では、地方に配分するための基本法は作らないこととなった（地方に配分する基準を設けていない）。

## （2）住民参加

地方議会の議員は、選挙によって選出され、地方自治体の首長は、地域住民による直接選挙又は地方議会の承認によって選出される。ただし、特別地方自治体の首長の選出においてはこの規定に従わなくてよいとされているが、選出に当たっては住民参加を考慮しなければならない<sup>ii</sup>。

また、地方自治体において投票権を有する者は、法律で定める規則、手続及び条件に従って、条例規則の提案又は地方議会議員又は首長の解任のための署名活動を行う権利を有する<sup>iii</sup>。

その他、地方自治体、地方議会及び首長は、情報及び施策の結果を住民に開示し、住民が行政に参加できる仕組みを作ることと規定されており<sup>iv</sup>、地方自治の透明性と共に住民参加型の行政を目指している。

## （3）人事管理

2017年新憲法では、地方自治体の人事管理について規定されている<sup>v</sup>。地方自治体職員の人事は、それぞれの地域の適性及び必要性に従わなければならないとし、共通の基準の下、地方自治体間で相互の開発及び人事異動が可能であるとしている。なお、

---

<sup>i</sup> 2017年新憲法第250条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第252条

<sup>iii</sup> 2017年新憲法第254条

<sup>iv</sup> 2017年新憲法第253条

<sup>v</sup> 2017年新憲法第251条

県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）等規模の異なる自治体であっても、同じ地方自治体とみなしているため、制度的にはこれらの自治体間異動も可能である。また、憲法には規定されていないが、地方自治体と中央省庁間（国の出先機関含む）の異動も可能である。

これまでの憲法においても、異なる自治体間の人事異動は可能であるとしていたが、実際には、バンコク都を除く自治体の間ではこのような人事異動はほとんど行われていない。その理由としては、人事異動を希望しても、受け入れ側の了解が得られないと成立しないからである。これらの現状も踏まえ、この条文では、自治体間の人事異動等が行われるようにするためにも、各地方自治体の人材が一定レベルの能力になることを目的としている。

## 2 2017年新憲法と旧憲法（2007年憲法）における地方自治規定に関する相違点

旧憲法（2007年憲法）と比べ2017年新憲法では、地方自治に関する条項の数が減った。旧憲法（2007年憲法）では10の条項があったが、2017年新憲法では6つの条項となった。しかし、内容にはあまり変更はなく、条文の構成を見直しただけであることが読み取れる。

なお、旧憲法（2007年憲法）との相違点については下表に整理した。

【表 11：2007年憲法と2017年新憲法の相違点】

| 項目          | 2017年新憲法  | 旧憲法(2007年憲法)との相違点   |
|-------------|---|---|
| 地方自治の原則     | 地方自治の原則は、地域住民の意思の基づいた自治であること。<br>(第 249 条 1 項)  | 旧憲法(2007年憲法)と同じ原則   |
| 地方自治体の設立    | 地方自治体設立の要素は、<br>1) 地域住民の意思<br>2) 3つの自治能力<br>2.1) 歳入<br>2.2) 人口数と人口密度<br>2.3) 担当の地域<br>(第 249 条 2 項) | 旧憲法(2007年憲法)では、「地方自治が可能な地域は地方自治体として設立する権限を有する」と広範な原則のみ定めていたことから、2017年新憲法では具体的な設立要素を明記。  |
| 地方自治体の責務と権限 | 地方自治体は以下のとおり責務及び権限を有する。<br>1) 公共サービスを管理・実施すること。<br>2) 持続可能な発展の原則に基づき、地域住民に役立つことを                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年新憲法では、地方自治体の責務及び権限として公共活動を実施する部分が新たに追加された。</li> <li>旧憲法(2007年憲法)では記載していた、①芸術、慣行、地域の知</li> </ul> |

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
|                   | <p>目的とした公共活動を実施すること。</p> <p>3) 教育に関する運営を促進・支援すること。</p> <p>(第 250 条 1 項)</p>   | <p>惠及び地域における善良の文化、並びに②環境保全・促進、については2017年新憲法においては規定していない。</p>  |
| 公共サービス又は公共活動の実施形態 | <p>1) 地方自治体は法律の定めにより公共サービス・公共活動を実施することができる基幹組織である。</p> <p>(第 250 条 2 項)</p> <p>2) 地方自治体は、地方自治体が直接実施するよりも地域住民に利益が大きい場合、以下のような権限を有する。</p> <p>2.1)民間又は公的機関と共同運営する。</p> <p>2.2)民間又は公的機関に委ねる。</p> <p>(第 250 条 3 項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2017年新憲法は、公共サービス・公共活動の実施における形態に付け加え、地方自治体は「民間又は公的機関と共同運営する」又は「民間又は公的機関に委ねる」ことができる」と規定した。</li> <li>・ 旧憲法(2007年憲法)では規定されていた、地方自治体において公共サービスを実施することを目的とした「組織の設置」又は「組織の共同設置」といった形態にかかる記載は、2017年新憲法においては削除された。</li> </ul> |
| 地方自治体の歳入          | <p>国は、地方自治体が責務及び権限に基づいて実施できるように十分な収入を得られる仕組みを構築しなければならない。</p> <p>(第 250 条 4 項)</p> <p>なお、歳入源は以下のとおり</p> <p>1) 税金制度又は国からの税金配分</p> <p>2) 地方自治体が自ら得られる歳入</p> <p>地方自治体にとって十分な歳入がない間は、国は補充予算を配当しなければならない。</p>          | <p>旧憲法(2007年憲法)の原則に類似</p>   |
| 地方自治体の独立性         | <p>地方自治体の独立性は、以下のとおり。</p> <p>1) 行政の運営</p> <p>2) 公共サービスの提供</p> <p>3) 教育の促進と支援</p>  | <p>旧憲法(2007年憲法)の原則に類似</p>   |

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
|                     | <p>4) 地方財政<br/>5) 地方自治体の監督及び監視<br/>(第 250 条 5 項)</p>  |   |
| 地方自治体への監督           | <p>地方自治体への監督は必要最低限で行われなければならない。</p> <p>1) 地域又は国民全般の利益を保護すること。<br/>2) 不正行為を予防すること。<br/>3) 効率的に予算を使うこと。</p> <p>監督はそれぞれの地方自治体における差異及び適性を考慮しなければならない、利益相反の防止措置を講じ、地方自治体における業務への干渉を防止する措置を講じなければならない。</p> <p>(第 250 条 5 項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2017 年新憲法では、必要最低限の監督に係る目標を付け加え、その目標を不正行為の防止及び効率的に予算を使うこととした。</li> <li>• 2017 年新憲法では、利益相反及び地方自治体における業務への干渉を防止する措置を講じなければならないことを追加した。</li> </ul> |
| 地方自治体における職員の人事管理    | <p>地方自治体における職員の人事管理は、</p> <p>1) 業績主義<br/>2) 地域又は地方自治体ごとに、適切かつ必要性に委ねる。</p> <p>地方自治体間の職員の交換又は改善できるように基準を設けること。</p> <p>(第 251 条)</p>   | 旧憲法(2007 年憲法)の原則に類似   |
| 地方議会議員及び地方自治体の首長の選定 | <p>地方議会議員は選挙により決定する。</p> <p>地方自治体の首長は選挙又は地方議会の承認により決定する。</p> <p>特別地方自治体の場合、首長は他のいかなる方法により決めることも可能であるが、住民の参加という観点を考慮しなければならない</p> <p>(第 252 条)。</p>  | 旧憲法(2007 年憲法)の原則に類似   |

|                        |   |                           |
|------------------------|---|---------------------------|
| <p>地方自治体の運営における透明性</p> | <p>地方自治体、地方議会及び首長は以下のことをしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 情報公開すること。</li> <li>2) 国民に施策の結果報告をすること。</li> <li>3) 住民を行政に参加させる仕組みを作ること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(第 253 条)</p> | <p>旧憲法(2007年憲法)の原則に類似</p> |
| <p>住民参加</p>            | <p>住民は、以下の目的のために署名活動を行う権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 条例規則の提案</li> <li>2) 地方議会議員又は首長の解任</li> </ol> <p style="text-align: right;">(第 254 条)</p>   | <p>旧憲法(2007年憲法)の原則に類似</p> |

出典 (King Prajadhipok's Institute 提供資料を基に作成)

## 第4章 地方行政体制

### 第1節 行政体制の概観及び歴史

タイの行政体制は、①中央政府の各機関等が中央で行う「中央行政（Central Administration）」、②中央政府から高官を首長として地方に派遣し国が地方で行う「国による地方行政（Provincial Administration）」、③主に選挙により選ばれた首長による地方自治体が行う「地方自治行政（Local Administration）」の3つの体制から構成されている。

中央政府（Central Administration）には、首相府、省又は省と同等の地位を持つ庁、首相府又は省に属する庁、局又は局と同等の地位を持つ公的組織から成り、各種の権限が集中している。地方自治に関しては内務省が所管している。

国による地方行政（Provincial Administration）は、内務省の管轄の下、県（チャンワット）、郡（アンプー）、行政区（タムボン）、村（ムーバーン）という体系となっている。県（チャンワット）及び郡（アンプー）は国の出先機関の位置付けであり、自治体組織ではなく、県レベルでは県知事が、郡レベルでは郡長が、それぞれ監督権を持っており、県知事及び郡長は内務省から直接派遣されている。また、行政区（タムボン）及び村（ムーバーン）は、内務省が区割りをした行政単位で自治体と呼べるレベルにはなく、行政区長及び村長は住民の直接選挙で選ばれるものの、中央政府からの命令等を実施しており、実質上中央政府から管理されている。

この国による地方行政（Provincial Administration）の基礎が構築されたのは、チュラロンコーン王（在位：1868～1910年）が、ヨーロッパへの公式訪問から戻った直後の1897年に地方行政規則を施行し、地方に県を設置し、県知事を中央から派遣した頃に遡る。その後、1914年の地方行政法の施行により、現在の体系の骨格が固まった。

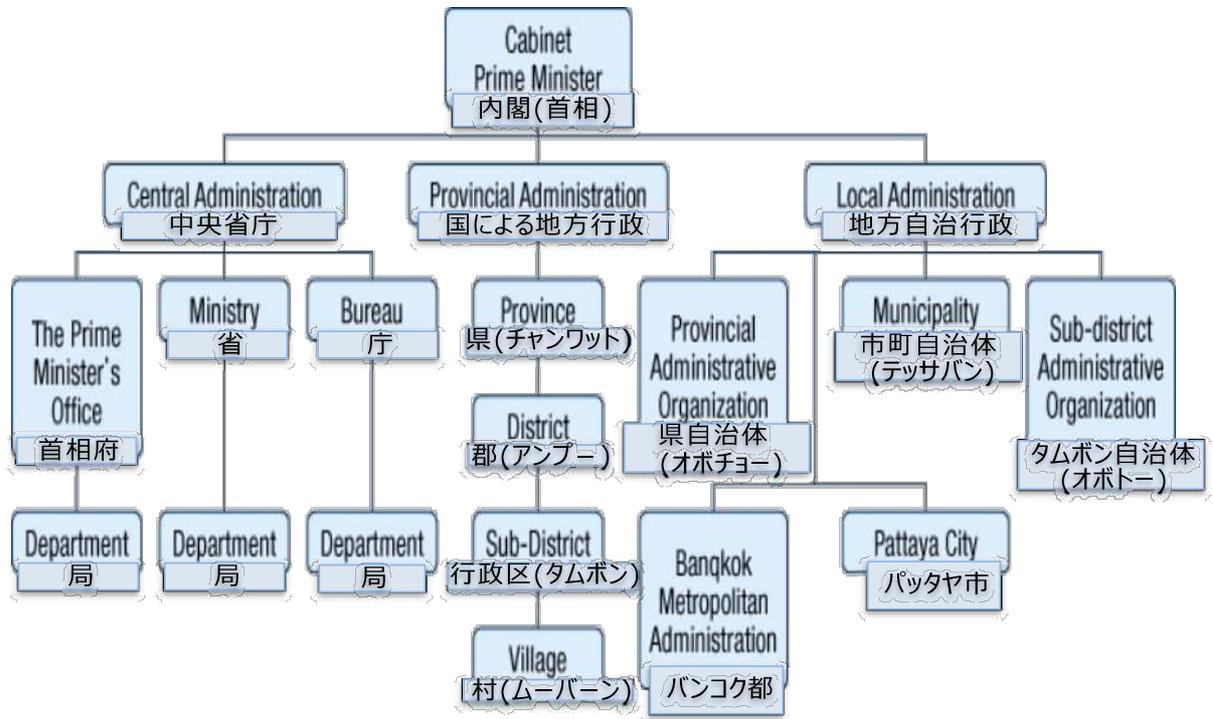
地方自治行政（Local Administration）は、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）という自治体組織から成っている。また、特別な形態の自治体組織という位置付けで特別地方自治体（バンコク都及びパッタヤ市）が存在する。

なお、1995年3月から、国による地方行政（Provincial Administration）のうちの行政区（タムボン）は、地方自治のうちのタムボン自治体（法人格を持つ）への移行が始まり、将来的には全ての行政区（タムボン）がタムボン自治体になることになっている。

経緯としては、1991年には、タイの地方自治行政の体制は、県自治体、市町自治体、衛生区、その他法律によって規定される組織によって構成されると規定された法律（1991年国家行政組織法）が公布され、1994年に関連法によりタムボン自治体（オボトー）が創設され、1999年に890の衛生区（スカーピバーン）<sup>19</sup>が市町自治体（テッサバン）に移行したことにより、現在の県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）、特別地方自治体（バンコ

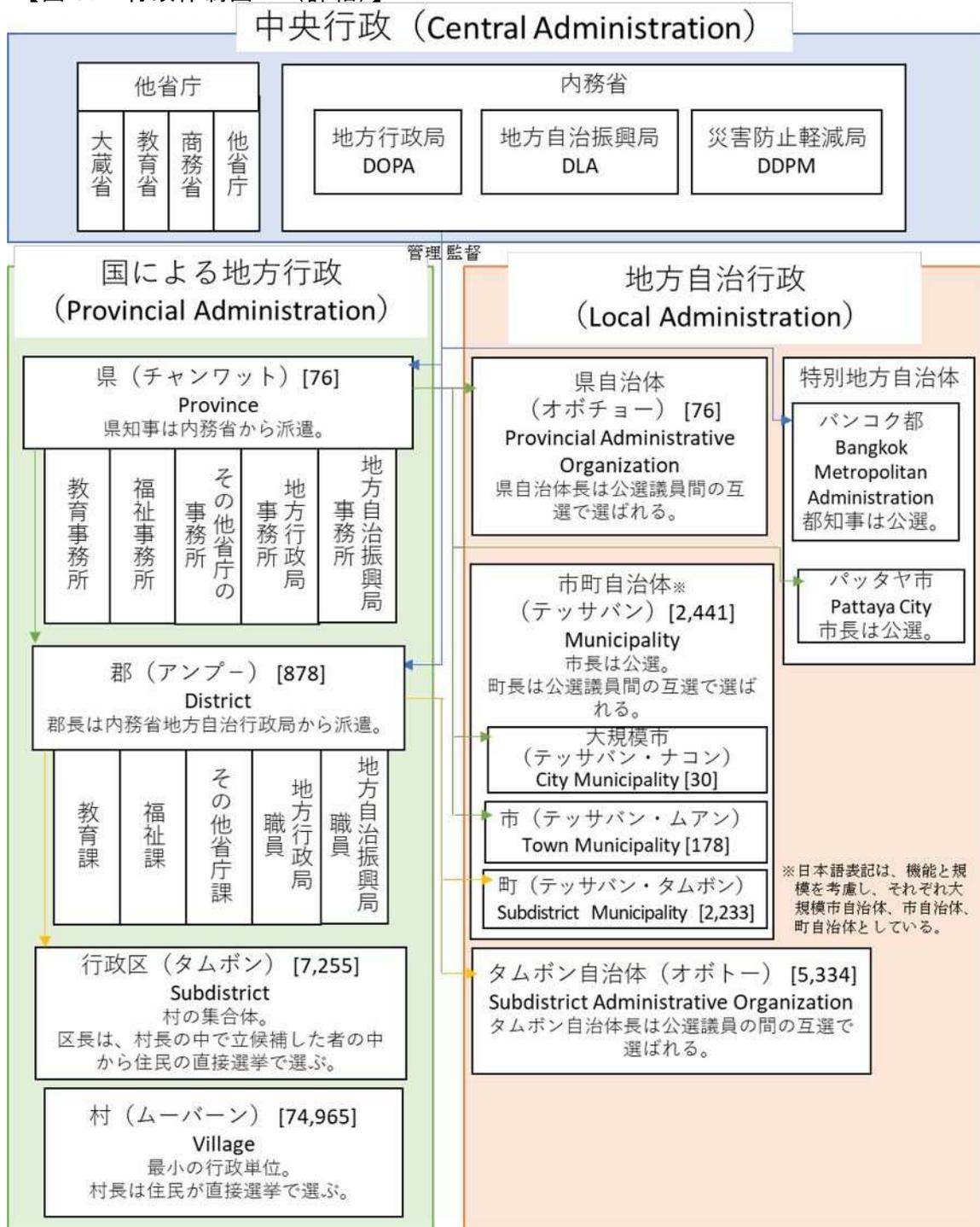
ク都及びパッタヤ市) という地方自治行政の体制が構築されている。

【図 17：行政体制図 1（概観）】



出典 (タイ政府：地方自治振興局 (Department of Local Administration) 提供資料から作成)

【図 18：行政体制図 2（詳細）】



出典（内務省地方行政局聞き取り及び地方自治振興局提供資料を基に作成）

※[]内は数（調査時の 2016 年 11 月時点）。

※位置付け・管理監督：県（チャンワット）及び郡（アンプー）は国の出先機関の位置付け。行政区（タムボン）及び村（ムーバーン）は国の出先機関ではないが、実質上内務省の管理下に置かれている。

特別地方自治体のバンコク都は内務省の管理監督を受ける。パッタヤ市、大規模市自治体（テッサバン・ナコン）及び市自治体（テッサバン・ムアン）は、県（チャンワット）からの管理監督を受け、町自治体（テッサバン・タムボン）及びタムボン自治体（オボトー）は、郡（アンプー）からの管理監督を受ける。

※エリア：県（チャンワット）と県自治体（オボチャー）の地理的なエリアは一致する。県（チャンワット）は、複数の郡（アンプー）をそのエリアに含む。郡（アンプー）は複数の行政区（タムボン）をそのエリアに含む。行政区（タムボン）は複数の村（ムーバーン）をそのエリアに含む。

郡（アンプー）役所所在地は全て町（テッサバン・タムボン）である。

行政区（タムボン）内に複数のタムボン自治体（オボトー）が存在することがあり、行政区（タムボン）とタムボン自治体（オボトー）のエリアは必ずしも一致しない。

※行政区画 県自治体（オボチャー）は、県内の他の自治体の区域（市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）の区域）を除いた区域を行政区画とする。

## 第2節 中央行政（Central Administration）

本節では、「中央行政（Central Administration）」について触れた後に、主に「国による地方行政（Provincial Administration）」と「地方自治行政（Local Administration）」を所管している内務省について述べる。

### 1 中央行政（Central Administration）概要

タイの内閣は、首相1名及び35名以内のその他の国务大臣（大臣・副大臣）によって構成され<sup>i</sup>、首相は下院議員の中から審議・承認され、国王が任命する<sup>ii</sup>。なお、2017年新憲法では、国会での首相指名に上院議員も参加することとし、一定の条件の下で、政党が推薦した人物以外の者を首相として選出することを可能としている。

タイの行政組織は高度に中央集権化されており、各種の権限は中央機関に集中していると言える。2002年10月3日付けで中央省庁の大幅な再編が行われ、1府19省となっている。各省庁には大臣及び一部の省庁には1人以上の副大臣が任命される。

### 2 内務省（Ministry of Interior）

タイの中央政府のうち地方行政については内務省が所管する。内務省は1892年4月1日に設立された。

内務省には、現在、地方行政に関わる機関として、

- ・ 事務次官事務所（Home Affairs Permanent Secretary Office）
- ・ 地方行政局（Department of Local Administration : DOPA）
- ・ 地方自治振興局（Department of Local Administration : DLA）
- ・ 災害防止軽減局（Department of Disaster Prevention and Mitigation : DDPM）

が設置されている。先述の2002年10月の中央省庁再編に伴い、それまで地方における治安維持、住民登録業務、地方自治体の管理監督や補助金の配分、都市部の初等教育等の広範囲の業務を担当していた地方行政局（Department of Local Administration : DOLA）がその機能をより明確にするために、①地方行政局（DOPA）、②地方自治振興局（DLA）及び③災害防止軽減局（DDPM）として3分割され設置された経緯がある。

①地方行政局（DOPA）は国による地方行政（Provincial Administration）を担当し、②地方自治振興局（DLA）は地方自治行政（Local Administration）の能力向上等を支援する機能を担っている。③災害防止軽減局（DDPM）の役割は文字どおり、災害に関する予防・対策の推進を担っている。

---

<sup>i</sup> 2017年新憲法第158条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第158条及び第159条

(1) 地方行政局 (DOPA)

|      |  |
|------|--|
| 正式名称 | 地方行政局<br>Department of Provincial Administration : DOPA                            |
| シンボル |  |
| 職員数  | 21,773 人 (2017 年 2 月時点)<br>※地方に派遣されている職員を含む。                                       |

県 (チャンワット) に派遣される県知事、郡 (アンプー) に派遣される郡長等は内務省内の事務次官事務所に所属している職員が担っている。一般行政職員の階級が 8 以上の職員は郡長に、10 以上の職員は県知事に派遣される可能性があり、郡長及び県知事の多くが地方行政局 (DOPA) の出身である<sup>20</sup>。また、郡長も同局から派遣された職員であることが多く、国による地方行政 (Provincial Administration) における同局の影響力は強いと言える。

同局の役割は、

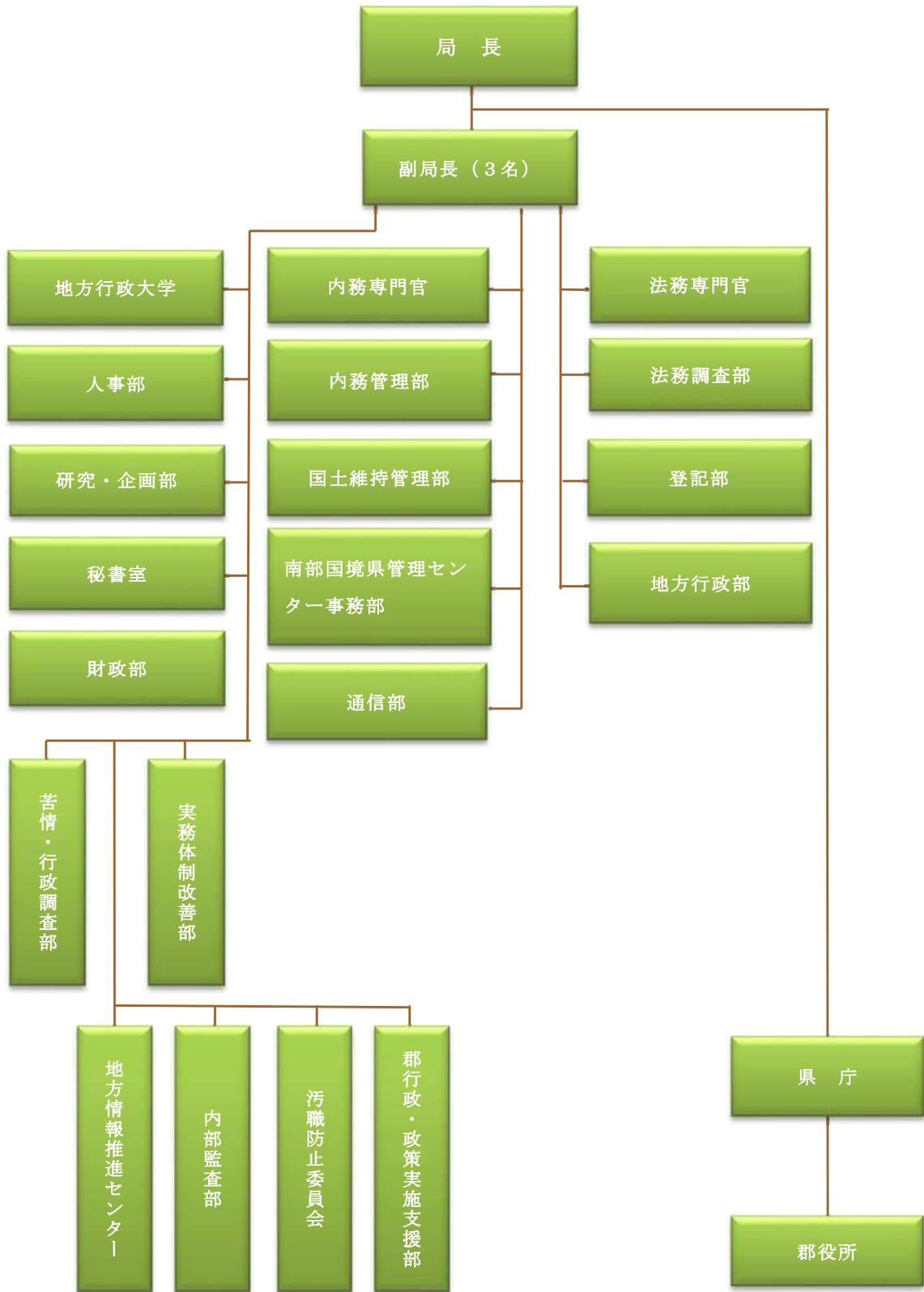
- ① 法の執行の管理・監督、治安維持のための監視、公平な業務の推進
  - ② 公の秩序の維持や国内安全に係る ID カードや住民登録等の住民へのサービスの提供
  - ③ 効果的なサービスを高めるための IT やデータベースシステムの統合
  - ④ 住民のニーズに沿い国の発展に寄与するための、公の秩序の維持、住民サービス提供、安全体制の構築のための地方自治体の統合
  - ⑤ 政治をよりよくするための組織力の向上
- 等がある。

この中で同局の最大の役割は、法律に基づく、治安維持と公平な業務の推進である。1997 年より前は選挙事務を管理していたが、1997 年の憲法施行後は、タイ選挙管理委員会 (Office of the Election Commission of Thailand : OECT) が担っている。

また、同局は民主主義を地方自治体に進めることも担っており、住民の選挙参加等も推進している。

首長以外にも、県 (チャンワット) には同局の事務所があり、郡 (アンプー) においても、同局から職員を派遣している。職員は、中央では公務員 1,965 名、契約職員等 146 名、地方では公務員 11,832 名、契約職員等 7,830 名で構成されている (DOPA personnel statistics as of 3 Feb 2017 及び 2017 年 2 月時点同局からの聞き取り)。

【図 19：地方行政局（DOPA）組織図】



出典（地方行政局（DOPA）Web ページ）

(2) 地方自治振興局 (DLA)

|      |  |
|------|--|
| 正式名称 | 地方自治振興局<br>Department of Local Administration : DLA                                |
| シンボル |  |
| 職員数  | 3,370人 (2017年2月時点)<br>※地方に派遣されている職員を含む。  |

地方自治振興局 (DLA) は、住民サービス向上のための「地方自治行政 (Local Administration)」の権限強化の支援を主な目的としている。

その他同局の主な役割としては、

- ① 住民参画の推進
  - ② 地方自治体におけるIT化の推進
  - ③ よりよい公共サービスを提供に向けた地方自治体への支援、促進、アドバイス
  - ④ 民主主義システム構築の支援
- 等がある。

各省庁から各地方自治体に対して縦割りで仕事が下りているので、横断的機能調整が困難であるが、タイの省庁の中では比較的、各省庁間の事業を横断的に捉え調整し、各地方自治体へのアドバイスをを行っているのが同局である。

内務省の職員は、国による地方行政 (Provincial Administration) の県知事、副県知事、郡長として各県 (チャンワット) や郡 (アンプー) に派遣される可能性があり、主に地方行政局 (DOPA) の職員がそのポストに派遣されているが、地方自治振興局 (DLA) の職員も階級と人事のタイミングによってはそのポストを担うことがある。

同局に地方自治体を管理・監督する権限はないが、各地方の県庁及び郡役所 (県 (チャンワット) 及び郡 (アンプー) に置かれている中央省庁の出先機関の集合体) には同局の事務所があり、そこに派遣された職員 (国家公務員の身分) が各地方における地方自治行政 (Local Administration) が円滑に進むようサポートしている。

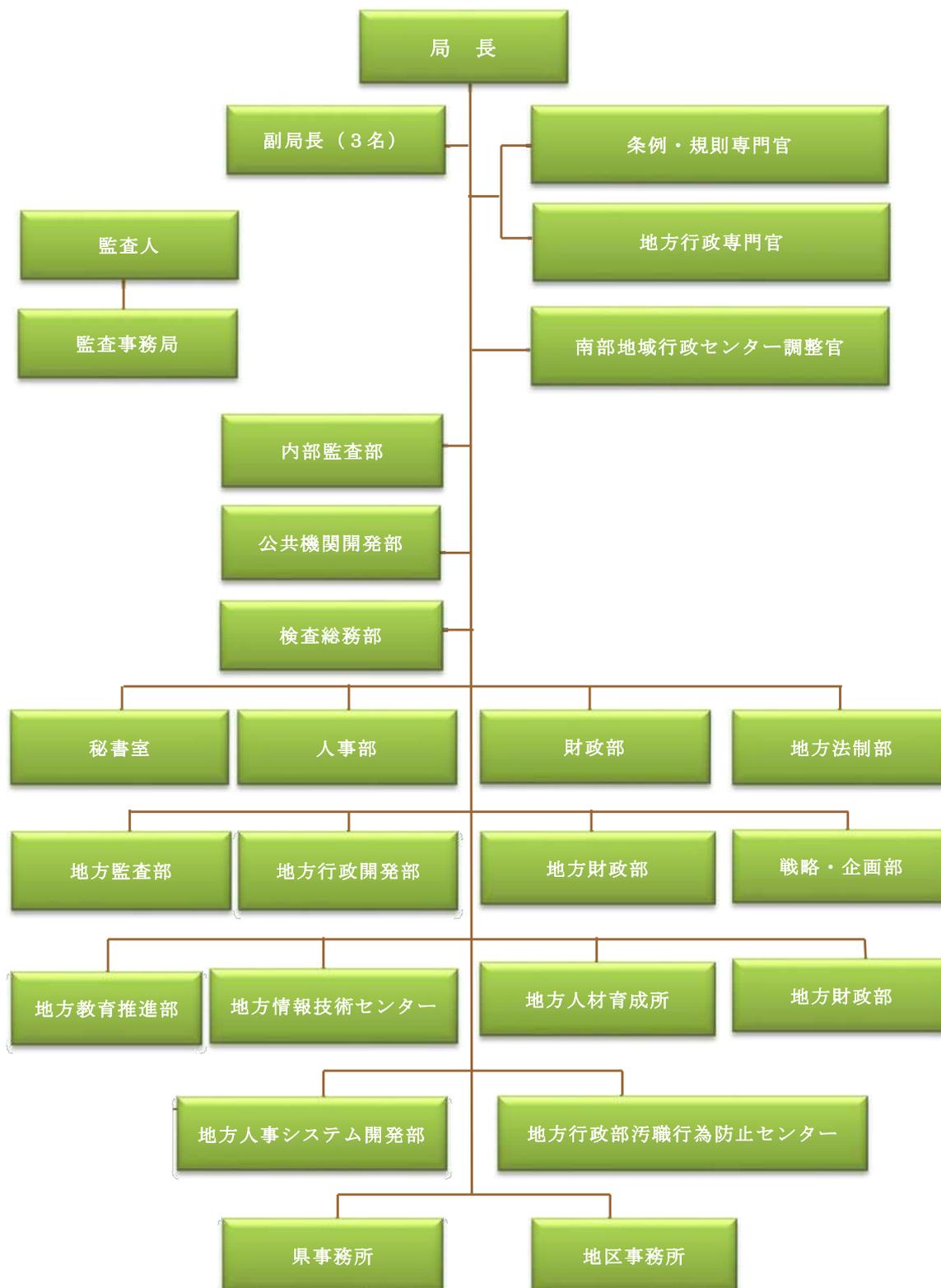
事業に必要な予算に関して、各県自治体 (オボチョー) や市町自治体 (テッサバン) は同局を通じて補助金を申請する場合と、各省庁に直接申請する場合がある。同局を通じて行う補助金申請の場合は、県庁に配置された同局の職員から中央の職員に連絡し、最終的に首相府内の地方分権委員会が補助金交付の可否を判断することとなっている。

職員は、公務員が3,221人、契約職員等が149人の計3,370人で構成されている。

職員は、514人が中央に勤務し、2,856人が県（チャンワット）等の地方に派遣されている（2017年2月時点同局聞き取り）。

同局は、現在、クレアシンガポール事務所の重要なカウンターパートであり、クレアシンガポール事務所が行うタイとの協力事業は全て同局を通じて行っている。日本の地方自治体とのパイプ役としても、同局の担う役割は非常に大きい。

【図 20：地方自治振興局（DLA）組織図】



(3) 災害防止軽減局 (DDPM)

|      |   |
|------|---|
| 正式名称 | 災害防止軽減局<br>Department of Disaster Prevention and Mitigation : DDPM                |
| シンボル |  |
| 職員数  | 4,578人 (2017年1月時点)  |

国際基準に合った災害危機管理・対策の推進を主な役割としている。

1992年の国家行政法に基づいて組織化され、1997年の国家災害防止軽減法に基づき現在の任務に当たっている。災害危機管理・対策の面での地方分権化を推進していくことも災害防止軽減局 (DDPM) の1つのミッションである。

県 (チャンワット) レベルでは、76の県 (チャンワット) に同局の事務所が設置されている。また、災害防止センターが全国に18か所設置されており、広域地域における災害危機管理を行っている。

郡 (アンプー) レベルにおいては、同局の事務所は現在設置されていない。

県自治体 (オボチョー) や市町自治体 (テッサバン) においても、災害に関する部署があり、同局の政策に基づいて運営されている。

また、各地方自治体には災害防止計画があり、県 (チャンワット) に派遣されている同局の職員が災害危機管理・対策のノウハウの提供や訓練を行っている。職員は、公務員2,210人、契約職員等2,368人の計4,578人で構成されている。職員は、中央には722人、18の災害防止センターには2,169人、76の県 (チャンワット) には1,687人が派遣され、各県に派遣される人数は均一になっておらず、県 (チャンワット) の規模や災害発生リスクにより、常に100人以上派遣されている県 (チャンワット) もある (数値は同局聞き取り時の2017年1月時点)。

ERT (EMERGENCY RESPONSIBILITY TEAM) が常時2~3人待機しており、有事の際は、IMAT (INCIDENT MANAGEMENT ACCIDENT TEAM) が結成され、県知事の要請に基づき派遣される。

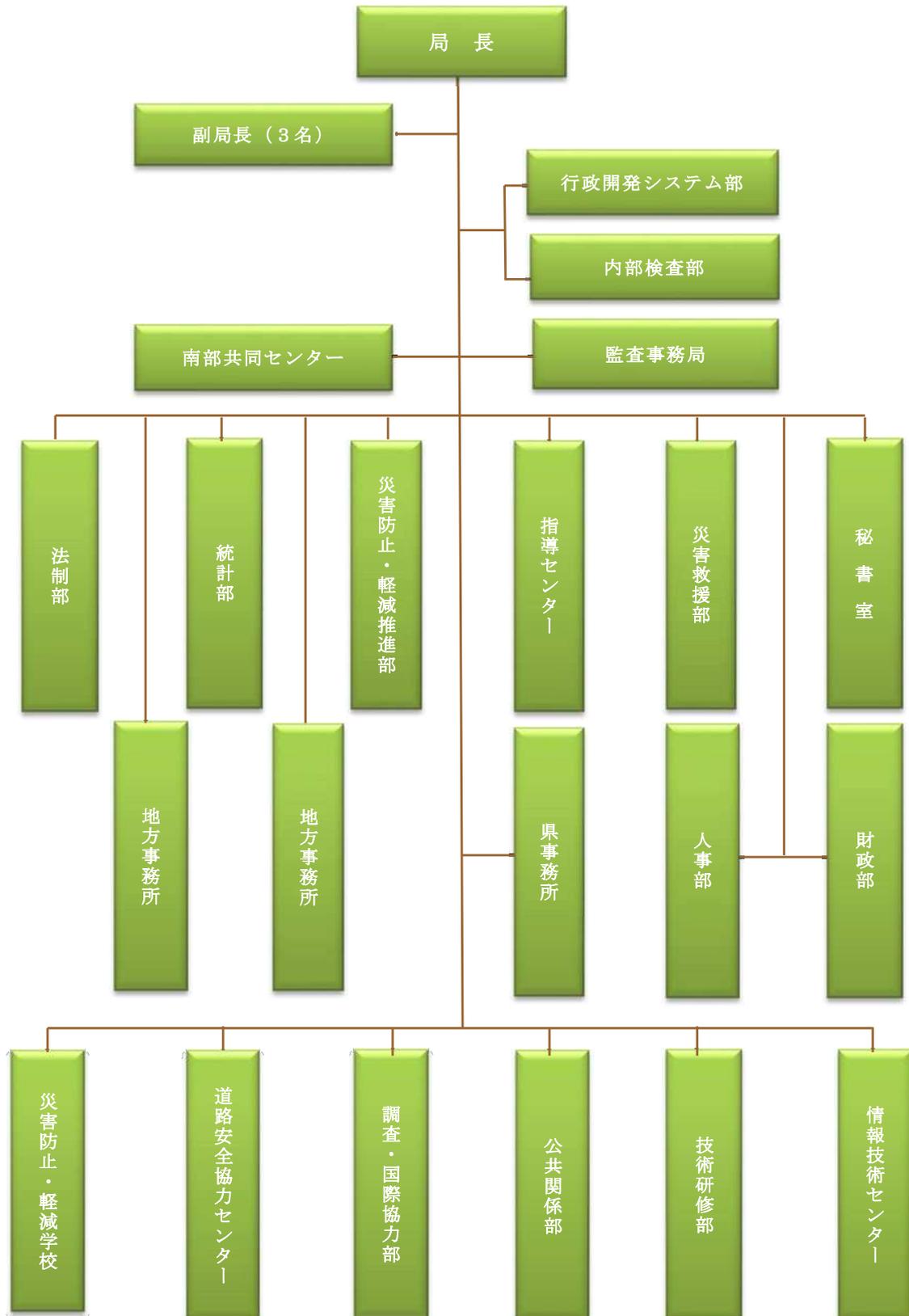
同局の規定により、災害レベルは①首相府が直轄管理する危機的災害、②国が管理する大規模災害、③バンコク都や県自治体 (オボチョー) が管理する中規模災害、④市町自治体 (テッサバン) やタムボン自治体 (オボトー) が管理する小規模災害の4つに分類されている。

災害の予算は、県自治体 (オボチョー) や市町自治体 (テッサバン) が確保しており、同局の事務所が設置されている県 (チャンワット) の主な役割は情報収集、アドバイス等である。

県自治体 (オボチョー) レベルで起こる災害に関しては、県自治体長が災害対策に係る指揮権を持っており、年に1,000万バーツが予算として確保されている。

また、有事の際には、2,000万パーツまで県自治体長の権限で使用することができる。

【図 21：災害防止軽減局（DDPM）組織図】



出典（災害防止軽減局（DDPM）HP）

### 第3節 国による地方行政（Provincial Administration）の体制

国による地方行政（Provincial Administration）の組織単位には、県（チャンワット）、郡（アンプー）、行政区（タムボン）、村（ムーバーン）が存在する。

県（チャンワット）及び郡（アンプー）には、中央省庁の出先機関の集合体である県庁及び郡役所が置かれている。それぞれの長である県知事及び郡長には、先述のとおり内務省の職員が派遣されており、中央行政（Central Administration）を地方レベルで行うほか、管轄区域にある地方自治行政（Local Administration）の組織（地方自治体）の管理監督、指導、監察等を行っており、県知事や郡長は地方自治体の条例、予算、開発計画の承認を始め、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体の首長や議員の罷免、地方自治体の解散権も有する。

行政区（タムボン）は、郡（アンプー）の監督下にある地方行政の単位であり、10前後の村（ムーバーン）から構成される。行政区長と村長は、治安維持業務のほか、郡長及び副郡長の監督・指導の下で、中央政府（Central Administration）の下請け業務も行っている。行政区長と村長に対しては、毎月の報酬が内務省から支給されている。

内務省は、県（チャンワット）及び郡（アンプー）へ首長のほか、そのスタッフも派遣している。県（チャンワット）は内務省の傘下であり、郡（アンプー）は中でも内務省地方行政局の直轄となされている。県（チャンワット）は県自治体（オボチョー）、大規模市自治体（テッサバン・ナコン）及び市自治体（テッサバン・ムアン）を管轄し、郡（アンプー）は町自治体（テッサバン・タムボン）及びタムボン自治体を管轄している。また、県（チャンワット）は、郡（アンプー）の上位組織であり、郡（アンプー）の管理も行っている。

#### 1 県（チャンワット）

県（チャンワット）は、国による地方行政（Provincial Administration）における最も上位に位置する行政組織で、全国に 76 存在する。国による地方行政（Provincial Administration）のうちの県（チャンワット）における行政（以下「県行政」という。）とは、中央政府が県（チャンワット）レベルで行う地方開発、雇用促進、公衆衛生の向上等の政策や県内の地方自治体の指導・管理監督等のことであり、各関係中央省庁の出先機関の集合体が県庁（Government Provincial Office）という形で存在する。

内務省の地方行政局（DOPA）及び地方自治振興局（DLA）は、各県庁内にそれぞれ県地方行政事務所（Provincial Administration Office）という出先機関を持っている（地方行政局事務所及び地方自治振興局事務所）。また、他の中央省庁も各県庁内に業務ごとに事務所を持っている（例：福祉事務所等）。

県（チャンワット）の最高責任者は県知事（Governor）であり、内務大臣の任命により内務省から派遣されており、その所属は主に内務省事務次官事務所である。内務省の職員のうち、多くは地方行政局（DOPA）出身である。県知事は、

県の開発戦略を策定し、県行政の予算権及び人事権を掌握する。また、県自治体（オボチョー）及び市町自治体（テッサバン）の開発計画と条例の承認権を有する。そして、県知事は各事務所の国家公務員に対しても指揮命令権を持つこととなっているが、階級の高い国家公務員（管理職クラス）に対する人事権は各中央省局が持っており、県知事が県庁内の各事務所に対して指導力を発揮することは難しい。

なお、県（チャンワット）は、次述の郡（アンプー）の上位に位置しており、管理監督権がある。また、県（チャンワット）は、後述の県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）も管理監督している。

## 2 郡（アンプー）

郡（アンプー）は、県（チャンワット）の下に位置する国による地方行政（Provincial Administration）の行政組織で、全国に 878 存在する（調査時の 2016 年 11 月時点）。国による地方行政（Provincial Administration）のうちの郡（アンプー）における行政とは、県行政と同様、中央政府が郡（アンプー）レベルで行う政策等のことである。県（チャンワット）と同様に各関係中央省庁の出先機関の集合体である郡役所（District Office）が存在し、その中に内務省地方行政局（DOPA）及び地方自治振興局（DLA）の出先機関である郡地方行政事務所（District Administration Office）がある。

郡（アンプー）の最高責任者は郡長（District Chief Officer）であり、内務省地方行政局（DOPA）から派遣され、所属も主に同局である。郡長は、町自治体（テッサバン・タムボン）及びタムボン自治体（オボトー）の開発計画及び条例の承認権を有する。郡では、市町自治体（テッサバン）管轄地域以外の住民登録、車輛登録等の登録管理事務及び郡内全域の警察署と連携した治安維持も行っている。

## 3 行政区（タムボン）

行政区（タムボン）は、郡（アンプー）の下に位置する国による地方行政（Provincial Administration）の行政組織で、全国に 7,255 存在する（調査時の 2016 年 11 月時点）。

行政区（タムボン）の最高責任者でタイ語で「カムナン（Kamnan）」と呼ばれる行政区長（Sub-district Headman）は、区内の住民の中から直接選挙により選出され、任期は 5 年である。

行政区長は、郡長の監督の下で仕事を行う。また、行政区長は、中央政府の国家公務員とみなされ、内務省から毎月の報酬が支給される。

なお、行政区（タムボン）には、多くの住民に政治参加の機会を与えることを目的とされたタムボン評議会（Subdistrict Council）と呼ばれる議会組織が設置されていたが、一定の歳入条件を満たせば自治体に格上げできる 1994 年タムボ

ン評議会及びタムボン自治体法の施行（1995年3月2日）により、多くの評議会が自治体化され、現在では同評議会は少数となっている。

#### 4 村（ムーバーン）

村（ムーバーン）は、国による地方行政（Provincial Administration）の最も下位の行政組織で、全国に 74,965 存在する（調査時の 2016 年 11 月時点）。村（ムーバーン）の最高責任者である村長（Village Headman）は、村民の直接選挙によって選出され、任期は 5 年である。

村長の業務は、行政区長と同様である。また、村長は中央政府の国家公務員とみなされ、内務省から毎月の報酬が支給される。

### 第 4 節 地方自治行政

本節では、地方自治体行政（Local Administration）を行政組織ごとに概説する。

地方自治行政（Local Administration）には、「一般地方自治体」と「特別地方自治体」があり、「一般地方自治体」には、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）の 3 種類があり、広域自治体である県自治体（オボチョー）と基礎自治体である市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）から構成されている。

「特別地方自治体」には、バンコク都とパッタヤ市の 2 つがある（詳細後述）。

地方自治行政（Local Administration）の主な特徴は、①法人格を有し、②首長及び議員は住民の直接選挙により選出され、③自治権を持ち、④独自の予算と歳入を持ち、⑤人事権を有するということが挙げられる。県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）は、それぞれ独立しており管理監督・補完関係にはないが、例えば、特にごみ処理といった個別の業務分野においては、広域かつ各地域での実施が必要な分野であり、県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）が協力しているという面もある。全体計画は県（チャンワット）や県自治体（オボチョー）で広域的に策定し、ゴミ捨て場の管理や運営は、市町自治体（テッサバン）やタムボン自治体（オボトー）が行っている。

【表 12：地方自治体の区分及び数（※2016年11月時点 地方自治振興局より聞き取り）】

| 区 分           |              | 地方自治体数 |
|---------------|--------------|--------|
| 一般地方自治体       | 県自治体（オボチョー）  | 76     |
|               | 北部           | 17     |
|               | 東北部          | 20     |
|               | 中央部          | 25     |
|               | 南部           | 14     |
|               | 市町自治体（テッサバン） | 2,441  |
|               | 大規模市自治体      | 30     |
|               | 市自治体         | 178    |
|               | 町自治体         | 2,233  |
| タムボン自治体（オボトー） | 5,334        |        |
| 特別地方自治体       | バンコク都        | 1      |
|               | パッタヤ市        | 1      |
| 合 計           |              | 7,853  |

【表 13：地方自治体の概要・比較一覧表】

| 区 分               | 執行機関                | 立法機関                | 議員定数                                 | 根拠法                    |
|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 県自治体<br>（オボチョー）   | 首長は住民の直接選挙により選出される。 | 議員は住民の直接選挙により選出される。 | 人口規模に応じて<br>24人、30人、36人、<br>42人又は48人 | 1997年県自治体法             |
| 市町自治体<br>（テッサバン）  |                     |                     | 大規模市自治体 24名<br>市自治体 18名<br>町自治体 12名  | 1953年市町自治体法            |
| タムボン自治体<br>（オボトー） |                     |                     | 各村から2人ずつ（村が2つしかない場合は3人ずつ）            | 1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法 |
| バンコク都             |                     |                     | 60人                                  | 1985年バンコク都行政組織法        |
| パッタヤ市             |                     |                     | 24人                                  | 1999年パッタヤ市行政組織法        |

## 1 一般地方自治体

### （1）県自治体（オボチョー:Provincial Administrative Organization:PAO）

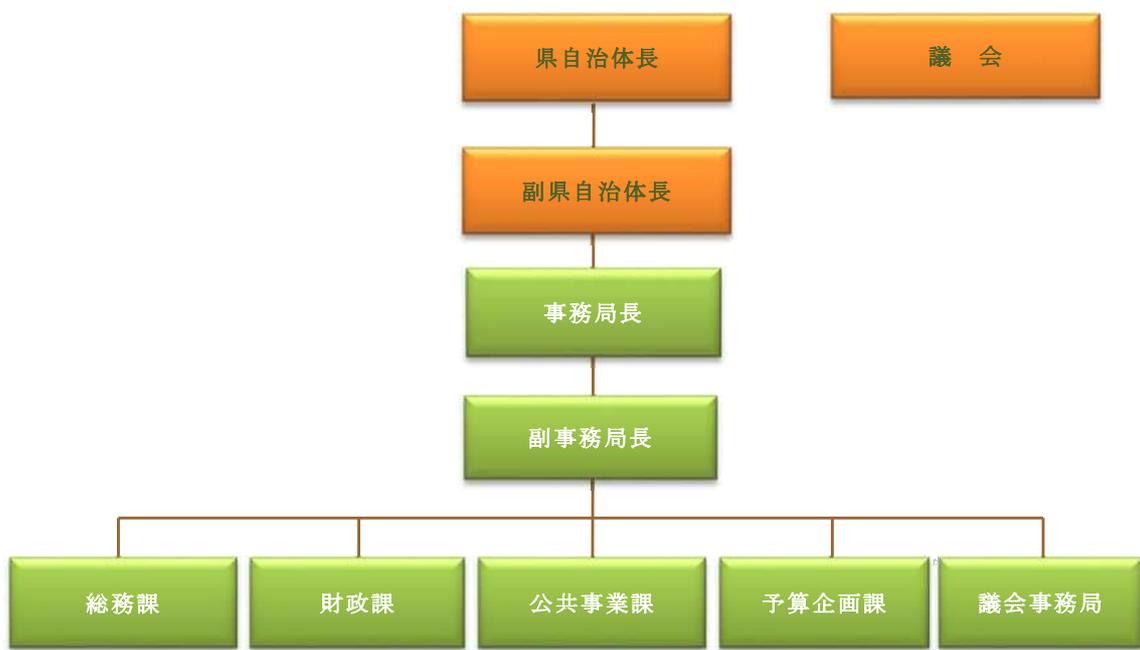
現在の県自治体（オボチョー）は、1997年県自治体法を根拠としている。当初は市町自治体（テッサバン）未設置の農村部を管轄するために設置され、1997年県自治体法の改正により、管轄区域が県全域となった。現在、広域自治体としての機能が強化されている。

県自治体（オボチョー）は、全国に76存在する（調査時の2016年11時点）。国による地方行政（Provincial Administration）の行政組織である県（チャンワット）ごとに一つの県自治体（オボチョー）があり、そのエリアは各県（チャンワット）のエリアに一致する。

県自治体（オボチョー）は、法人格を有し、所轄区域内の直接徴税権を持つ。最高責任者である県自治体長（Chief Exective）を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

県自治体（オボチョー）は、県（チャンワット）の管理・監督を受ける。

【図22：県自治体（オボチョー）の組織図】



※この他にも必要に応じて関係課を設置することができる。

#### ア 執行機関

県自治体（オボチョー）の最高責任者である県自治体長（Chief Exective）は、管内に居住し選挙権を持つ住民の直接選挙により選出され、任期は4年で何度でも再選可能である。

県自治体長は、

- ① 県自治体（オボチョー）の政策策定
- ② 県自治体（オボチョー）の管理監督
- ③ 副県自治体長（Deputy Chief Exective）、秘書官（Secretary）及び顧問（Consultant）の任命及び解任
- ④ 条例案の提案等の権限を持つ。

県自治体長の資格は、

- ・ 30 歳以上であること
- ・ 大学卒業以上であること（ただし、他の県自治体（オボチョー）で議員の経験があればこの限りでない）
- ・ 県自治体（オボチョー）の業務経験が 5 年以上あること
- ・ 議会から除名された経験がないこと
- ・ 県自治体（オボチョー）の事業に利害関係がないこと

とされている。

県自治体長の解職条件は、

- ① 任期が満了したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 辞職したとき
- ④ 法律に違反したとき
- ⑤ 中央政府（内務省）から辞職勧告を受けたとき
- ⑥ 刑務所に収監されたとき
- ⑦ 選挙権を有する住民の 3/4 以上の辞職を求める署名が集められたとき

などとされている。

県自治体長は、その職務を補佐する副県自治体長を議員でない者の中から任命することができる。副県自治体長の定数は、その人口規模により下表のとおりとなっている。

【表 14：副県自治体長の定数】

| 人 口               | 定 数   |
|-------------------|-------|
| 200 万人以上          | 4 人以下 |
| 100 万人以上 200 万人以下 | 3 人以下 |
| 100 万人以下          | 2 人以下 |

事務局長（Chief Administrator: Palad（タイ語ではパラッドと呼ばれる））は、県自治体職員の監督権を持ち、県自治体（オボチョー）の日常業務の責任者として、各自治体長が指示する業務や関係諸法令により定められた業務を行う。事務局長は事務方の最高位の職位である。

#### イ 議会

議会は、①条例案の承認、②報酬や予算案の承認、③執行機関の監視等を行う。

議会を構成する議員は、県自治体長と同様、管内に居住し選挙権を持つ住民の直接選挙により選出され、任期は 4 年で何度でも再選可能である。

議員の解職条件は、

- ① 任期が満了したとき
- ② 議会が解散したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 辞職したとき
- ⑤ 法律に違反したとき
- ⑥ 県自治体（オボチョー）の実施する事業に利害関係を有することとなったとき
- ⑦ 議員の資格の喪失したとき
- ⑧ 議会において除名決議がされたとき
- ⑨ 選挙権を有する住民の3/4以上の辞職を求める署名が集められたときなどとされている。

議会は、議員間の互選により議長1名と副議長2名以下を選出する。

議会の定例会は、毎年度2回以上4回以内開催され、会期は30日以内である。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

議員定数は、その人口規模により下表のとおりとなっている。

【表15：県自治体（オボチョー）の議員定数】

| 人 口             | 議員定数 |
|-----------------|------|
| 50万人未満          | 24人  |
| 50万人以上 100万人未満  | 30人  |
| 100万人以上 150万人未満 | 36人  |
| 150万人以上 200万人未満 | 42人  |
| 200万人以上         | 48人  |

#### ウ 担当事務

1997年県自治体法に以下の業務を担当することが規定されている。

- ① 複数の自治体に裨益するインフラ整備等の事業の実施
- ② 市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）の行政能力を超える大規模な事業の実施
- ③ 管内の住民を対象とした教育、保健衛生、社会福祉等の事業の実施
- ④ 法律に抵触しない範囲での条例の制定
- ⑤ 県自治体（オボチョー）の開発計画の策定及び調整
- ⑥ 市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）の調整
- ⑦ 芸術、伝統、文化、慣習及び知的財産の保存維持
- ⑧ 法律による管内各自治体への補助金の交付 等

エ 歳入と歳出

歳入と歳出の区分は、以下のとおりとなっている。

【表 16：歳入及び歳出区分】

| 歳 入          | 歳 出           |
|--------------|---------------|
| 税            | 給料            |
| 免許料・罰金       | 賃金            |
| 資産収入         | その他報酬         |
| 施設収入         | 雑支出           |
| 事業収入         | 原材料費          |
| 公債・貸付収入      | 設備費           |
| 政府・法人等からの貸付金 | 土地・建物等の購入・借上げ |
| 政府からの補助金     | 補助金           |
| 寄付           | 委託費           |
| その他          |               |

(2) 市町自治体 (テッサバン:Tessaban)

市町自治体 (テッサバン) は、人口密度が比較的高く、商業地区を持つ都市部に設置されている基礎的自治体である。1933 年に初めて設置された。初期の市町自治体 (テッサバン) は、イギリスの市長と議会システムに影響を受けている。その後、1953 年市町自治体法により市町自治体 (テッサバン) としての役割が明確化され、その数は徐々に増加した。1999 年に全ての衛生区 (スピカバーン) が市町自治体 (テッサバン) へと変遷した現在においても、市町自治体 (テッサバン) の根拠となっているのは、1953 年市町自治体法である。

市町自治体 (テッサバン) は、経済の発展に伴い、従来在市街地や経済の中心地で発生してきたもので、全国に 2,441 存在する (調査時の 2016 年 11 月時点)。人口密度、経済規模等に応じて、

- ① 大規模市自治体 (テッサバン・ナコン)
- ② 市自治体 (テッサバン・ムアン)
- ③ 町自治体 (テッサバン・タムボン)

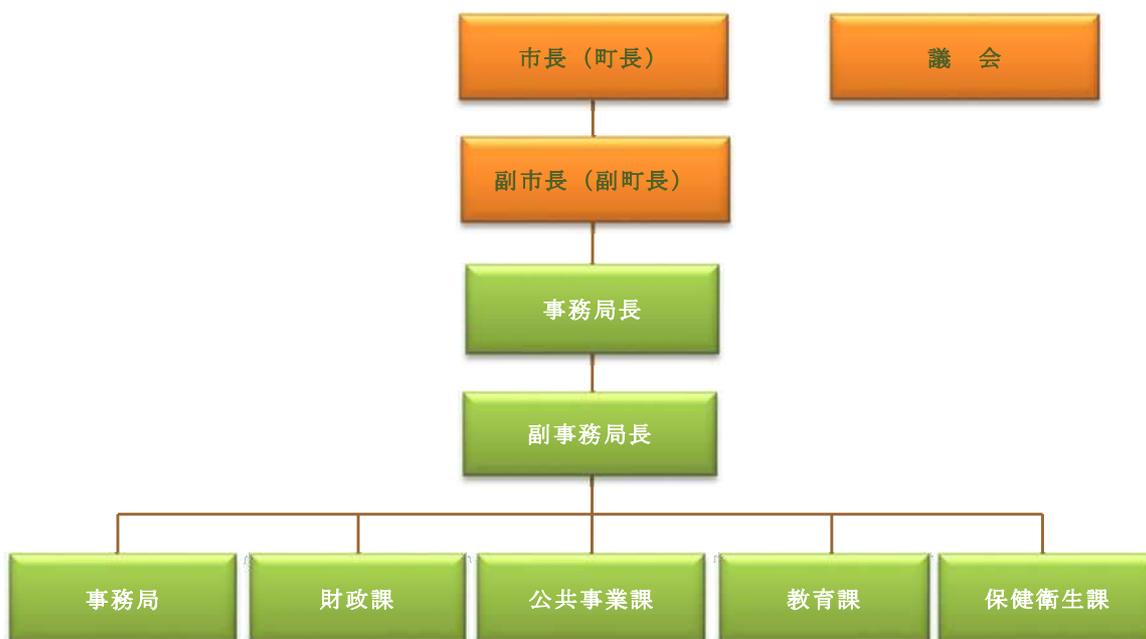
に区分される。県自治体 (オボチョー) と同様に法人格を有し、所轄内の直接徴税権を持つ。

首長 (Mayor) による執行機関と立法機関の議会とで構成される。なお、① 大規模市自治体 (テッサバン・ナコン) 及び②市自治体 (テッサバン・ムアン) は県知事 (Governor) の管理・監督を、③町自治体 (テッサバン・タムボン) は郡長 (Chief District Officer) の管理・監督を受ける。

【表17：市町自治体（テッサバン）の区分、設置基準及び自治体数】

| 区 分                                 | 人 口            | 歳 入                        | そ の 他                                 | 自治体数<br>(2016年) |
|-------------------------------------|----------------|----------------------------|---------------------------------------|-----------------|
| ①大規模<br>市自治体<br>(テッサバ<br>ン・ナコ<br>ン) | 50,000人<br>以上  | 法に定められた<br>業務を行うのに<br>十分な額 | 十分な経済力と<br>社会発展能力を<br>持っていること。        | 30              |
| ②市自治体<br>(テッサバ<br>ン・ムア<br>ン)        | 10,000人<br>以上  | 法に定められた<br>業務を行うのに<br>十分な額 | 県庁所在地の場<br>合、人口要件を満<br>たしていても<br>市になる | 178             |
| ③町自治体<br>(テッサバ<br>ン・タムボ<br>ン)       | 設置要件は特に示されていない |                            |                                       | 2,233           |

【図 23：市町自治体（テッサバン）組織図】



※この他にも必要に応じて関係課を設置することができる。

#### ア 執行機関

市町自治体（テッサバン）の最高責任者である市自治体長／町自治体長（Mayor）は、管内に居住し選挙権を持つ住民の直接選挙により選出され、任期は4年で何度でも再選可能である。

各市自治体長／町自治体長は、

- ① 法律や規則に関する政策策定
- ② 各自治体に関連する事業の承認

③ 副市自治体長／副町自治体長 (Deputy Mayor)、秘書官 (Secretary) 及び顧問 (Consultant) の任命及び解任

④ 条例案の提案

等の権限を持つ。

市自治体長／町自治体長の資格は、

① 30 歳以上であること

② 学士の単位又は同等の資格を持っていること又は国会議員、地方自治体の首長、地方議会の議員の経験があること

③ 議会から除名された経験がないこと

④ 各自治体の実施する事業に利害関係がないこと

とされている。

市自治体長／町自治体長は、その職務を補佐する副市自治体長／副町自治体長を議員でない者の中から任命することができる。人数は、自治体の区分により以下のとおりとなっている。

【表 18：副市自治体長／副町自治体長の定数】

| 区 分                    | 定 数   |
|------------------------|-------|
| 大規模市自治体<br>(テッサバン・ナコン) | 4 人以下 |
| 市自治体<br>(テッサバン・ムアン)    | 3 人以下 |
| 町自治体<br>(テッサバン・タムボン)   | 2 人以下 |

事務局長 (Municipal Clerk: Palad (タイ語ではパラッドと呼ばれる)) は、市町自治体職員の監督権を持ち、市町自治体 (テッサバン) の日常業務の責任者として、首長が指示する業務や関係諸法令により定められた業務を行う。事務局長は事務方の最高位の職位である。

## イ 議会

議会は、

① 条例案の承認

② 予算案の承認

③ 開発計画案の承認

④ 執行機関の監視

等を行う。

議会を構成する議員は、管内に居住し選挙権を持つ住民の直接選挙により選出され、任期は4年で何度でも再選可能である。

議員の解職条件は、

- ① 任期が満了したとき
  - ② 議会が解散したとき
  - ③ 死亡したとき
  - ④ 辞職したとき
  - ⑤ 法律に違反したとき
  - ⑥ 議員の資格の喪失したとき
  - ⑦ 議会において除名決議がされたとき
  - ⑧ 選挙権を有する住民の3/4以上の辞職を求める署名が集められたとき
- などとされている。

議長と副議長は議員間の互選により選出され、県知事（Governor）の任命を受ける。

議会の定例会は4回以内開催され、会期は30日以内である。必要に応じて臨時会を開催することができるが、その際は県（チャンワット）に申請し、会期は15日以内である。

議員定数は、自治体の区分により異なり、下表のとおりとなっている。

【表 19：市町自治体（テッサバン）の議員定数】

| 区 分                | 議員定数 |
|--------------------|------|
| 大規模市自治体（テッサバン・ナコン） | 24 人 |
| 市自治体（テッサバン・ムアン）    | 18 人 |
| 町自治体（テッサバン・タムボン）   | 12 人 |

#### ウ 担当事務

1953年市町自治体法において、市町自治体が必ず行わなければならない義務的業務と必要に応じて行う選択的業務が規定されている。

【表 20：義務的業務と選択的業務（○は義務的業務、△は選択的業務を示す。）】

| 市町自治体の業務                   | 大規模市 | 市 | 町 |
|----------------------------|------|---|---|
| 住民の安全・秩序の維持                | ○    | ○ | ○ |
| 道路及び河川の設置及び維持管理            | ○    | ○ | ○ |
| 道路・歩道・公共用地の清掃、廃棄物・下水処理     | ○    | ○ | ○ |
| 伝染病の予防及び鎮静                 | ○    | ○ | ○ |
| 消防活動用機材の整備                 | ○    | ○ | ○ |
| 教育の提供                      | ○    | ○ | ○ |
| 女性、児童、青少年、高齢者及び身体障害者の発展促進  | ○    | ○ | ○ |
| 伝統、芸術、文化及び知的財産の保存          | ○    | ○ | ○ |
| 清潔な水、安全な飲料水の供給             | ○    | ○ | △ |
| 共同墓地及び火葬場の設置               | ○    | ○ | △ |
| 食肉処理場の設置                   | ○    | ○ | △ |
| 診療所の設置及び維持管理               | ○    | ○ | △ |
| 排水路の設置及び維持管理               | ○    | ○ | △ |
| 電気の供給及び維持管理                | ○    | ○ | △ |
| 質屋又は地方債銀行の設置               | ○    | ○ | — |
| 母子福祉の提供                    | ○    | △ | — |
| 健康に必要な活動の提供                | ○    | — | — |
| 食料品店、娯楽施設等における保健衛生管理       | ○    | — | — |
| 住居及び荒廃地の整備                 | ○    | — | — |
| 市場、港、橋脚の設置                 | ○    | △ | △ |
| 都市計画及び建築管理                 | ○    | — | — |
| 観光推進                       | ○    | — | — |
| 病院の設置及び維持管理                | ○    | ○ | △ |
| 公共施設の設置                    | △    | △ | — |
| 公衆衛生に必要な活動の提供              | △    | △ | — |
| 職業訓練学校の設置及び助成金の支給          | △    | △ | — |
| スポーツ施設の設置及び維持管理            | △    | △ | — |
| 公園、動物園やレクリエーション施設の設置及び維持管理 | △    | △ | — |
| 荒れた土地の整備及び衛生管理             | △    | △ | — |
| その他法律に定められた事務              | ○    | ○ | ○ |

出典（タイ内務省地方自治振興局提供資料「Thai Local Government」を加執修正）

※その他、議会や知事、郡長、中央政府により行うべきとされた業務を行う。

エ 歳入と歳出

歳入と歳出の区分は、以下のとおりとなっている。

【表 21：歳入及び歳出区分】

| 歳 入            | 歳 出           |
|----------------|---------------|
| 税              | 給料            |
| 免許料・罰金         | 賃金            |
| 資産収入           | その他報酬         |
| 施設収入           | 雑支出           |
| 事業収入           | 原材料料費         |
| 公債・貸付収入        | 設備費           |
| 政府・法人等からの貸付金   | 土地・建物等の購入・借上げ |
| 政府及び県自治体からの補助金 | 補助金           |
| 寄付             | 委託費           |
| その他            |               |

(3) タムボン自治体 (オボトー：Sub-District[Tambon]Administrative Organization:SAO/TAO)

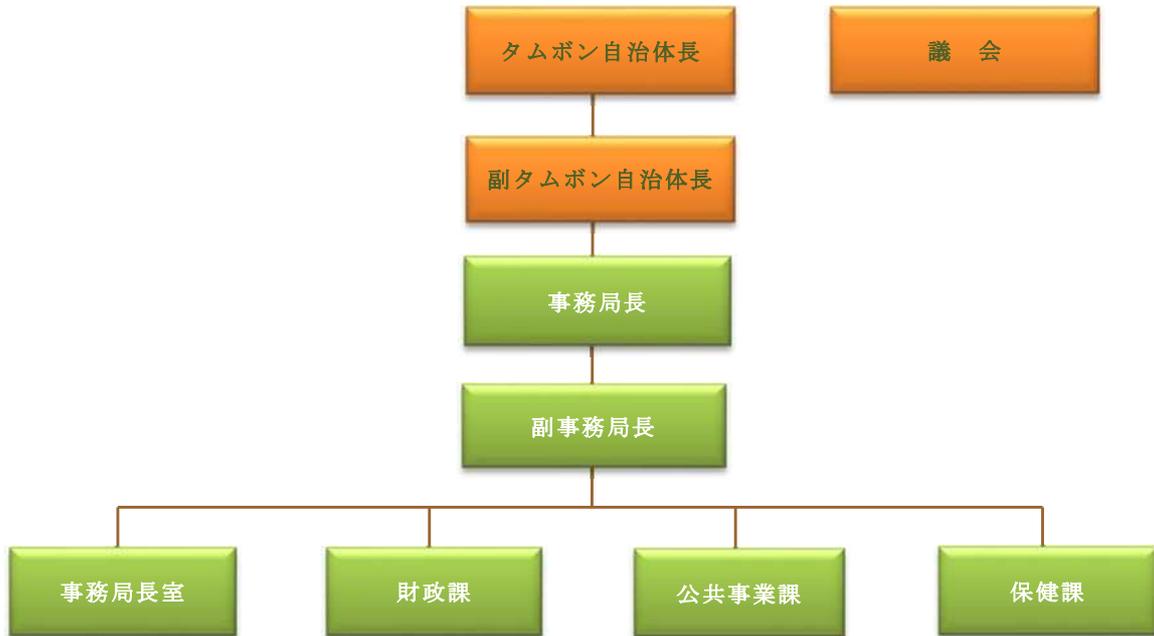
タムボン自治体 (オボトー) は、地方自治体としての最小単位であり、農村部に設置され、全国に 5,334 存在する (調査時の 2016 年 11 月時点)。法人格を有し、所轄内の直接徴税権を持つ。

歴史的な成り立ちに拠ると、国による地方行政 (Provincial Administration) の郡 (アンプー) の管轄下にあった行政区 (タムボン) が、地域行政の必要性とその発展に伴い、地方自治体による地方行政 (Local Administration) のタムボン自治体 (オボトー) に格上げされるという変遷をしてきている。

現在のタムボン自治体 (オボトー) には、1994 年タムボン評議会及びタムボン自治体法を根拠としタムボン自治体長 (Chief Executive) を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

タムボン自治体 (オボトー) は、郡長 (Chief District Officer) の管理・監督を受ける。また、タムボン自治体 (オボトー) は財政的に非常に厳しく、現在においても県自治体 (オボチョー) のサポートを受けている。

【図 24：タムボン自治体（オボトー）組織図】



※この他にも必要に応じて関係課を設置することができる。

#### ア 執行機関

タムボン自治体（オボトー）の最高責任者であるタムボン自治体長は、管内に居住し選挙権を持つ住民により選出され、任期は4年である。再選は何度でも可能。

タムボン自治体長は、

- ① 法律や規則の執行
- ② 開発計画案の策定
- ③ タムボン自治体（オボトー）の義務的業務の履行
- ④ 職員の管理・監督

等の権限を持つ。

行政の実務面での責任者は事務局長（Chief Administrator: Palad（タイ語ではパラッドと呼ばれる。））である。

構成される村の数、歳入の規模によって、その規模は異なるが、タムボン自治体（オボトー）の中で最小規模なものは、常勤職員として事務局長、財政課長、公共事業課長のわずか3名である場合もある（この他に契約職員（常勤、非常勤）も働いている）。

#### イ 議会

議会は、

- ① 予算案の承認

② 開発計画案の承認

③ 執行機関の監視

等を行う。

議会を構成する議会は、管内に居住し選挙権を持つ住民により選出され、その任期は4年である。

議員の資格は、

① 選挙の日の一年前から管内の住民であること

② 高いモラルを持っていること

③ 犯罪履歴や法律違反をしたことがないこと

とされている。

議員の解職条件は、

① 任期が満了したとき

② 議会が解散したとき

③ 死亡したとき

④ 辞職したとき

⑤ 適切な理由なく議会の会議を3回続けて欠席したとき

⑥ 6か月以上継続して選挙権がある住民でなくなったとき

⑦ 立候補者の資格がなくなったとき

⑧ 議会において除名決議がされたとき

⑨ 選挙権を有する住民の3/4以上の辞職を求める署名が集められたとき

などとされている。

議員定数は、タムボン自治体内の各村からその人口に関わらず2名ずつ選出されることとされているため、タムボン自治体内の村の数による。ただし、タムボン自治体内に2つの村（ムーバーン）しかない場合は各村（ムーバーン）から3人まで選出される。議会は議員間の互選により議長1名と副議長1名を選出する。定例会は毎年度4回以内で開催され、会期は15日以内である。タムボン自治体長、議長、半数以上の議員の要請により臨時議会を開催することができる。

#### ウ 担当事務

1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法において、タムボン自治体が必ず行わなければならない義務的業務と必要に応じて行う選択的業務が規定されている。

【表 22：義務的業務及び選択的業務の内容】

| 義務的業務                     | 選択的業務                          |
|---------------------------|--------------------------------|
| 道路及び河川の設置及び維持管理           | 清潔な水、安全な飲料水及び農業用水の供給           |
| 道路・歩道・公共用地の清掃、廃棄物・下水処理    | 電気の供給及び維持管理                    |
| 伝染病の予防及び鎮静                | 排水システムの設置及び維持管理                |
| 災害防止及び災害救助                | 集会所、運動場、リクリエーションの場、公園の設置及び維持管理 |
| 教育、宗教及び文化の促進              | 農業協同組合の設置及び振興                  |
| 女性、児童、青少年、高齢者及び身体障害者の発展促進 | 管内産業の発展                        |
| 環境保護                      | 地元の雇用機会の創出                     |
| 芸術、文化及び知的財産の保存            | 公共資産及び公共施設の維持管理                |
| 予算配分による政府の指示、命令による行うべき業務  | 公共施設及び公共施設による利益の創出             |
| —                         | 市場、港及び橋脚の設置                    |
| —                         | 商業の発展                          |
| —                         | 観光推進                           |
| —                         | 都市計画の策定                        |

## 2 特別地方自治体

首都バンコク都及びチョンブリ県のパッタヤ特別市が、内務省直轄の特別自治体として位置付けられている。

バンコク都については、1971年にバンコク県とバンコク特別市等の2県2市が大合併した後、1975年のバンコク都行政組織法を根拠に特別自治体として位置付けられた。

また、パッタヤ特別市については、観光地であったパッタヤ特別市の観光開発を進める1978年のパッタヤ特別市行政組織法により特別自治体として位置付けられた。

特別自治体が持つ他の地方自治行政の組織と異なる権能については、次章第1節及び第2節にて後述する。

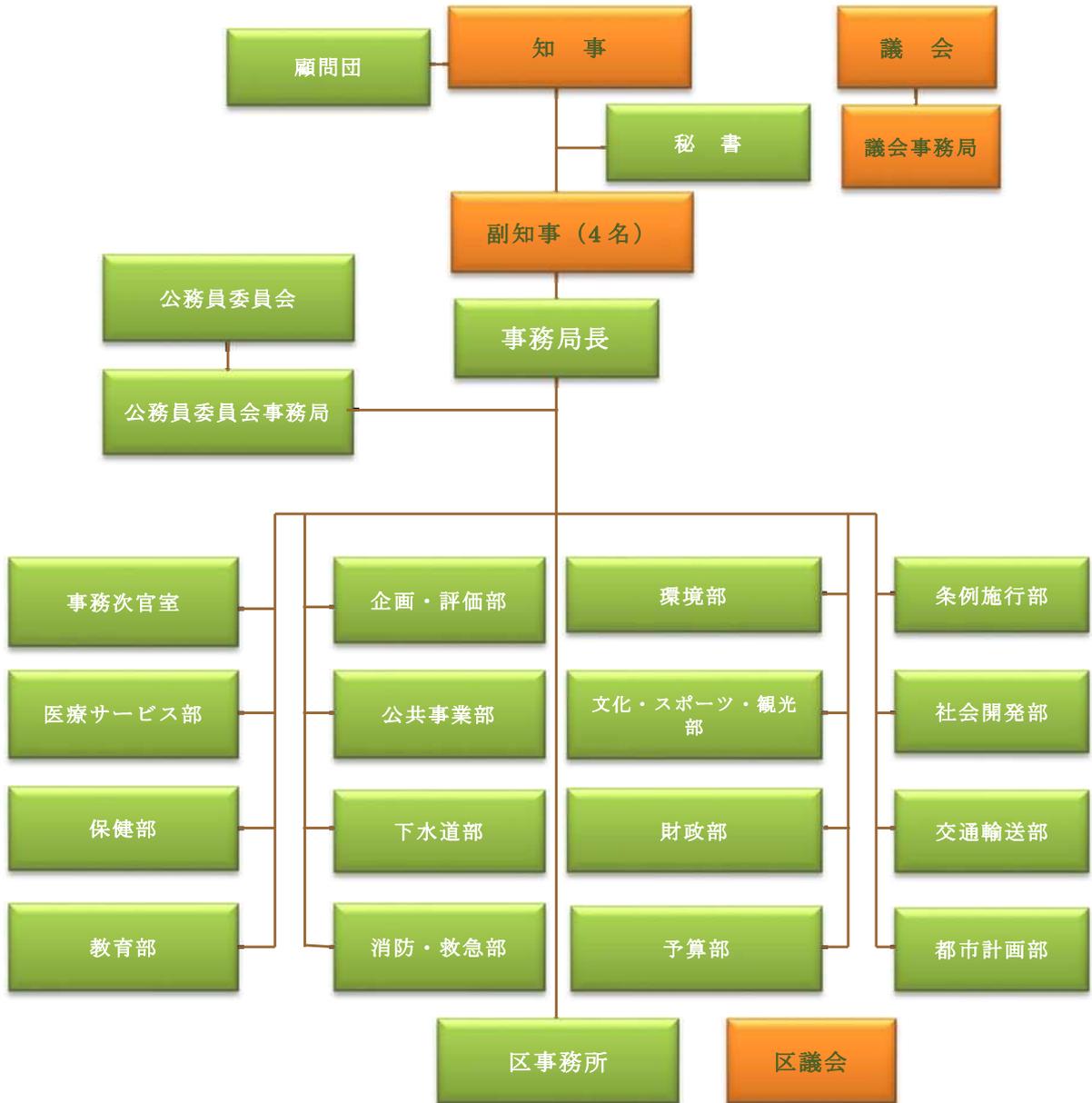
## 第5章 地方自治体の実例

### 第1節 バンコク都（特別地方自治体）

|      |   |
|------|---|
| 正式名称 | <p>バンコク都（クルンテープ・プラマハーナコーン・アモーンラッタナコーシン・マヒンタラーユッタヤー・マハーディロックポップ・ノッパラット・ラーチャタニーブリーロム・ウドムラーチャニウェートマハーサターン・アモーンピマーン・アワターンサティット・サッカタッティヤウィサヌカムプラシット）</p> <p><b>Bangkok Metropolitan Administration : BMA</b></p> <p>タイ語で「クルンテープ」といい、「天使の都」を意味する。</p> |
| シンボル |  <p>タイの神話に出てくる、天体の状態を意味する4つの象牙をもつ白い象の上に座り3つの刃を持ち、アマラ神殿を守っているプラ・インダトラの姿を表している。これは住民の福祉を増進するため、プラ・インダトラのように、知事が都市を率いてリーダーシップを発揮することを象徴している。</p>                  |
| 位置   | <p>タイの中心部（北緯13度44分、東経100度34分）</p> <p>（日本の首都東京からの距離は約4,600km）</p>  |
| 面積   | 1,568.737 km <sup>2</sup>   |
| 人口   | 5,686,252人（2013年）   |
| 姉妹都市 | 福岡県、千葉県八千代市   |

バンコク都はタイの首都で、1975年バンコク都行政組織法を根拠としており、知事を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

【図 25：バンコク都組織図】



出典 (バンコク都 HP)

## 1 執行機関

知事は、都民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で2期まで再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

業務として、

- ・ 政策策定
- ・ 管理監督
- ・ 命令・許認可
- ・ 4名以下の副知事、4名以下の知事秘書官及び9名以下の顧問の任命及び解任
- ・ 条例案の提案

を行う。

知事は、内務大臣の監督を受ける。バンコク都知事の権限は大きく、首相指示による内務大臣経由の行政事務以外のほとんど全ての意思決定が可能である。

## 2 議会

議員は、都民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は60人で、業務として

- ① 条例案の承認
- ② 報酬や予算案の承認

を行う。

議員間の互選により議長1名と副議長2名以下を選出する。

議会の定例会は毎年度2回以上4回以内開催され、会期は30日以内である。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

バンコク都は5つの商業区から成っており、効率的な行政サービスを提供するため50の区に分けられる。各区には知事の任命による区長がおり、区議50人による区議会も設置されている。区議会議員は住民の直接選挙により選出される。

区は都の執行部としての役割を担っている。

## 3 歴史

「クルンテップ・マハ・ナコン (Krung Thep Maha Nakhon)」が1782年にタイの首都として設立された。国の統治機構は、1894年から1906年のラーマ5世の統治間に「モンソン (Monthon)」と呼ばれる多くの地域に改編された。バンコクは都市省管理下の「モンソン・クルンテップ (Monthon Krung Thep)」という地域の中にあつた。1922年に都市省が内務省と合併し変更された「モンソン」のシステムのもとで、バンコク行政は1932年まで続いた。1933年に、タイ行政法と地方行政法の2つの法律が制定され、これらの法律の下、バンコクはクルンテップ州と呼ばれるようになった。1971年にクルンテップ州とチョンブリ州が

「クルンテップ・チョンブリ都市」という単一の州に合併され、同時に、バンコク市とチョンブリ市が「都市自治体」として合併された。1972年にこの「クルンテップ・チョンブリ都市」、「クルンテップ・チョンブリ州」、「都市自治体」と「衛生区」が合わさり、現在の「バンコク都」が形成された。こうしたことからバンコク都は他の地方自治体とは違う特別な地方自治体として位置付けられている。

#### 4 担当事務

バンコク都の主な業務は、次のとおりである。

- ①法秩序の維持
- ②災害対策
- ③都市計画の策定
- ④インフラ整備
- ⑤住環境の整備
- ⑥公衆衛生
- ⑦社会福祉
- ⑧医療の提供
- ⑨教育の提供
- ⑩雇用促進
- ⑪環境保全
- ⑫観光推進
- ⑬文化芸術の振興・保存
- ⑭各種登録

#### 5 その他

職員採用に関して、バンコク都は、他の県自治体（オボチョー）について中央政府が一括して採用を行っているのとは異なり、バンコク都のみの採用試験により採用を行っている。各部署に空きができると、その職種にて職員の募集が行われる。そのため、職員は採用された部署にて継続的に勤務を行い、基本的には大きな異動はない。ただし、一定以上の管理職になると部署を超えた異動の対象となる。

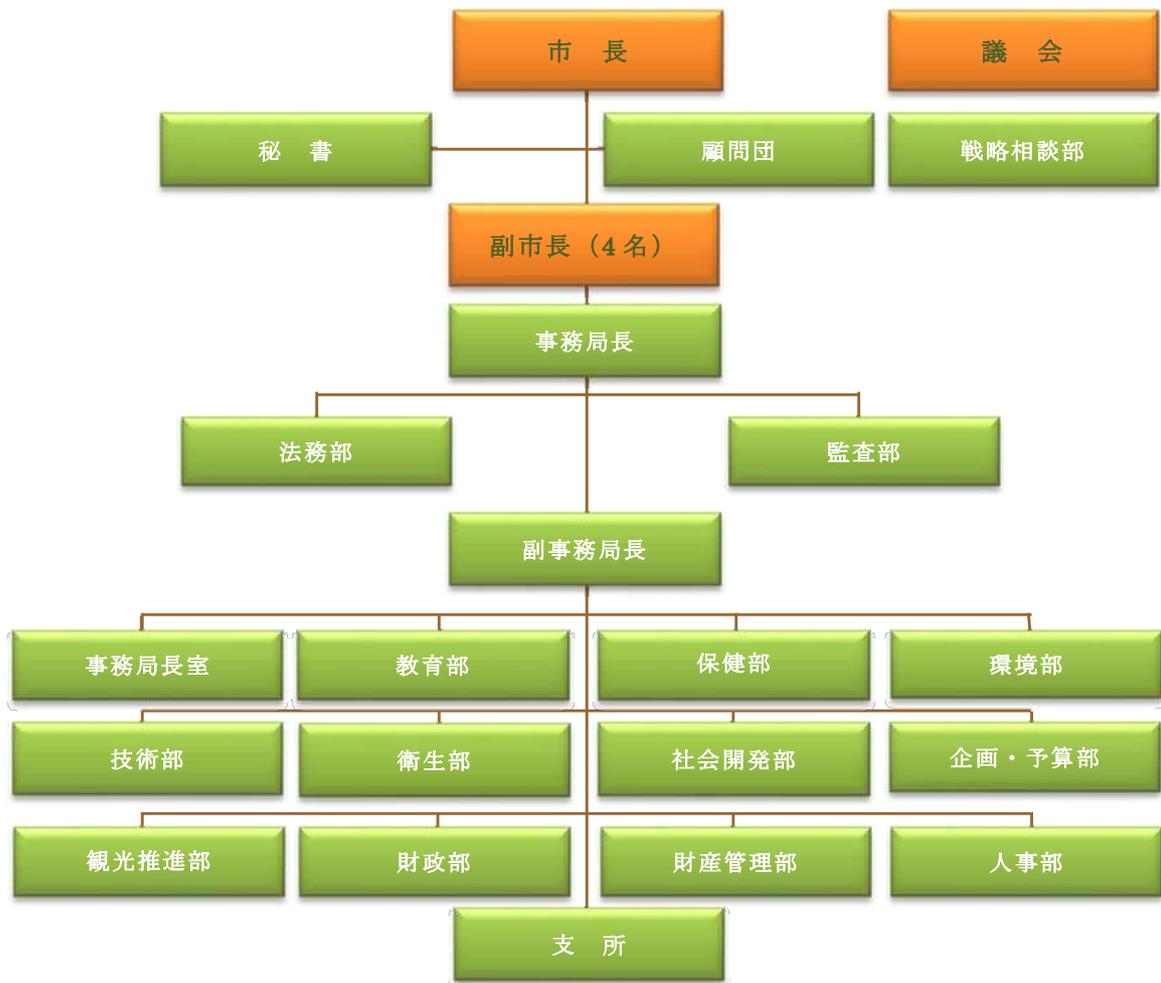
職員採用に関しては第8章第2節3を参照。

## 第2節 パッタヤ市（特別地方自治体）

|      |  |
|------|--|
| 正式名称 | パッタヤ市<br>PATTAYA City  |
| シンボル |  <p>2つの同心円は、「パッタヤ市の継続的な発展」を、古代兵士が崖の上で馬に乗っているのは、「独立」を、その背後にある浜、海、島は、「パッタヤ市を取り巻く環境」を意味している。</p> |
| 位置   | タイの東部（北緯 13 度、東経 101 度）  |
| 面積   | 208.10 km <sup>2</sup> （土地部 53.44 km <sup>2</sup> 、海面部 154.66 km <sup>2</sup> ）  |
| 人口   | 115,840 人（2015 年）<br>※未登録の住民数推定：約 40 万人~50 万人  |

パッタヤ市は、1978 年パッタヤ市行政組織法を根拠としており、市長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

【図 26：パッタヤ市組織図】



出典（パッタヤ市 HP）

## 1 執行機関

市長は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で2期まで再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

業務として、

- ① 政策策定
- ② 管理監督
- ③ 4名以下の副市長、4名以下の市長秘書官及び5名以下の顧問の任命及び解任
- ④ 条例案の提案
- ⑤ 内閣、大臣、知事や法律によって委任された業務

を行う。

また、市長は議員以外の者で法に定める一定の要件を満たす者1名を、議会の承認を得た上で、事務局長に任命することができる。事務局長は、2名以下の副事務局長を任命することができる。

## 2 議会

議員は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は24人で、業務として

- ① 条例案の承認
- ② 報酬や予算の承認

を行う。

議員間の互選により議長1名と副議長2名以下を選出する。

議会の定例会は毎年度2回以上4回以内開催され、会期は30日以内である。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

## 3 歴史

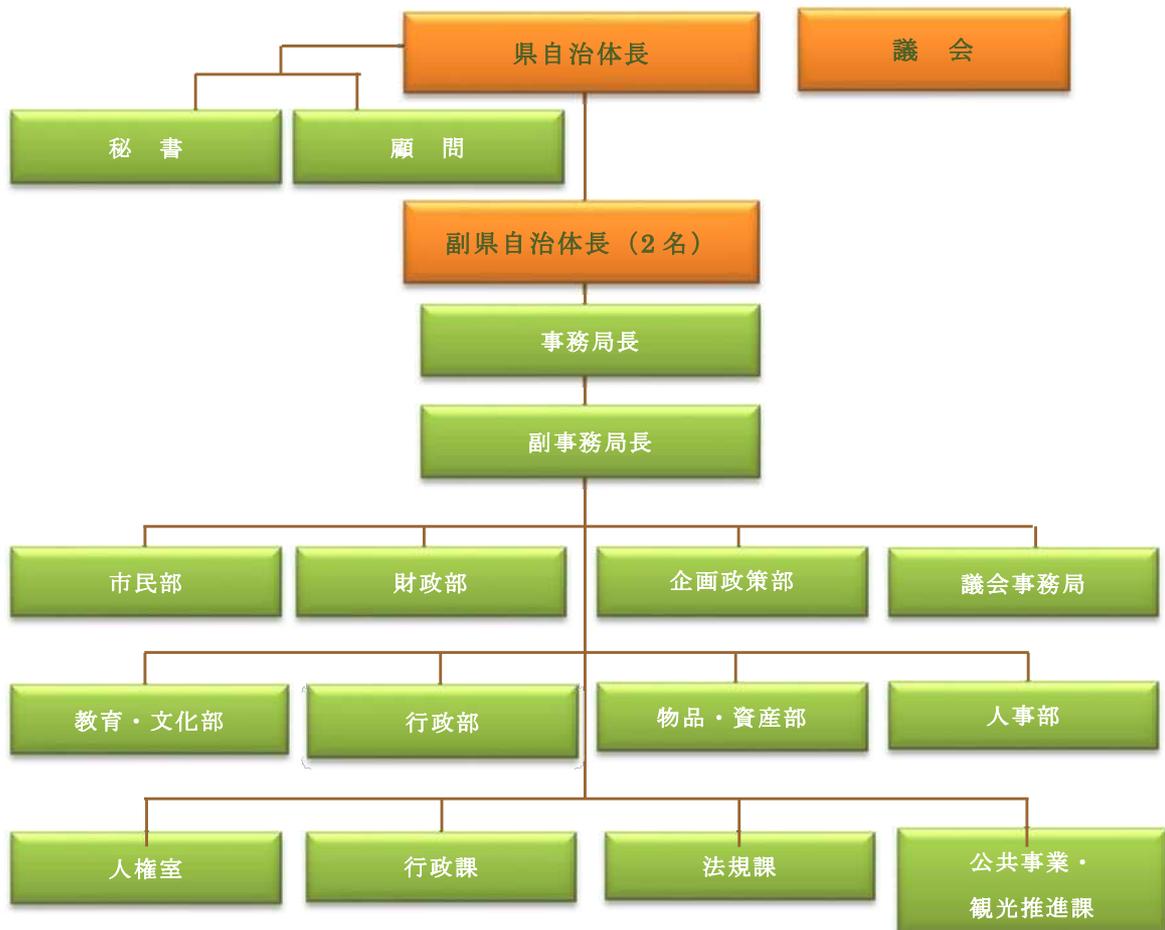
パッタヤ市は、人口増と労働力の移転、国内外の観光客の増加により、市の構造が急速に変化した。市の急激な成長により政策運営や管理に問題を生じることとなった。加えて、政府はパタヤを重要な観光都市として位置付けており、市が直面する問題の解決や未来の成功に向けた支援のために、特別地方自治体の制度が提案された。政府は、1978年までにパッタヤ・タウンで実施する特別地方議会法を制定した。この法律により、1999年まで、パッタヤ市はシティマネージャー制度で統治された。シティマネージャー制度では、市長は選挙で選ばれ、市長は議長としての役割も兼務し、事務レベルのマネジメントは事務局長を任用し行った。市は首都圏の地方自治体と同等とみなされた。

### 第3節 スコータイ県自治体

|      |   |
|------|---|
| 正式名称 | オボチョー スコータイ<br>Sukhothai Provincial Administration Organization   |
| シンボル |  スコータイ王朝 3 代目の王ラムカムヘーンが台座に座り、住民、平和、王国の繁栄を象徴している。 |
| 面積   | 6,596.092 km <sup>2</sup>   |
| 人口   | 601,017 人 (2015 年)  |

スコータイ県自治体は、1997 年県自治体法を根拠としており、県自治体長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

【図 27：スコータイ県自治体機構図】



出典 (スコータイ県自治体提供資料)

## 1 執行機関

県自治体長は、県民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

業務として、

- ① 政策策定
- ② 管理監督
- ③ 2名以下の副県自治体長、4名以下の県自治体長秘書及び5名以下の顧問の任命及び解任
- ④ 条例案の提案
- ⑤ 内閣、大臣、知事や法律によって委任された業務を行う。

また、県自治体長は議員以外の者で法に定める一定の要件を満たす者1名を、議会の承認を得た上で、事務局長に任命することができる。事務局長は、2名以下の副事務局長を任命することができる。

県自治体長の資格は、①30歳以上であること、②大学卒業以上であること。ただし、他の県自治体で議員の経験があればこの限りでない、③県自治体の業務経験が5年以上であることなど。

県自治体長の解任条件は、

- ① 任期満了
- ② 死亡
- ③ 辞職
- ④ 法律違反
- ⑤ 中央政府（内務省）から辞職勧告があったとき
- ⑥ 刑務所へ収監されたとき
- ⑦ 選挙権を有する住民の3/4以上の辞職を求める署名が集まったときなどとされている。

## 2 議会

議員は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は30人で、業務として

- ① 条例案の承認
  - ② 報酬や予算案の承認
- を行う。

議員間の互選により議長1名と副議長2名以下を選出する。

議会の定例会は毎年度2回以上4回以内開催され、会期は30日以内である。また、必要に応じて臨時会を開催でき、議会の下に常任委員会・非常任委員会を置くこともできる。

### 3 スコータイ県自治体内の行政機関数

【表 23: スコータイ県自治体内の国による地方行政 (Provincial Administration) の事務所数】

| 区 分        | 事務所数 (2016 年) |
|------------|---------------|
| 郡 (アンパー)   | 9             |
| 行政区 (タムボン) | 86            |
| 村 (ムーバーン)  | 843           |

【表 24: スコータイ県自治体内の地方自治体行政 (Local Administration) の自治体数】

| 区 分                 | 自治体数 (2016 年) |
|---------------------|---------------|
| 県自治体 (オボチャー)        | 1             |
| 市町自治体 (テッサバン)       | 21            |
| 大規模市自治体 (テッサバン・ナコン) | 0             |
| 市自治体 (テッサバン・ムアン)    | 3             |
| 町自治体 (テッサバン・タムボン)   | 18            |
| タムボン自治体 (オボトー)      | 69            |
| 中規模なもの              | 5             |
| 小規模なもの              | 64            |

#### 第4節 シーサケート県自治体及びシーサケート県

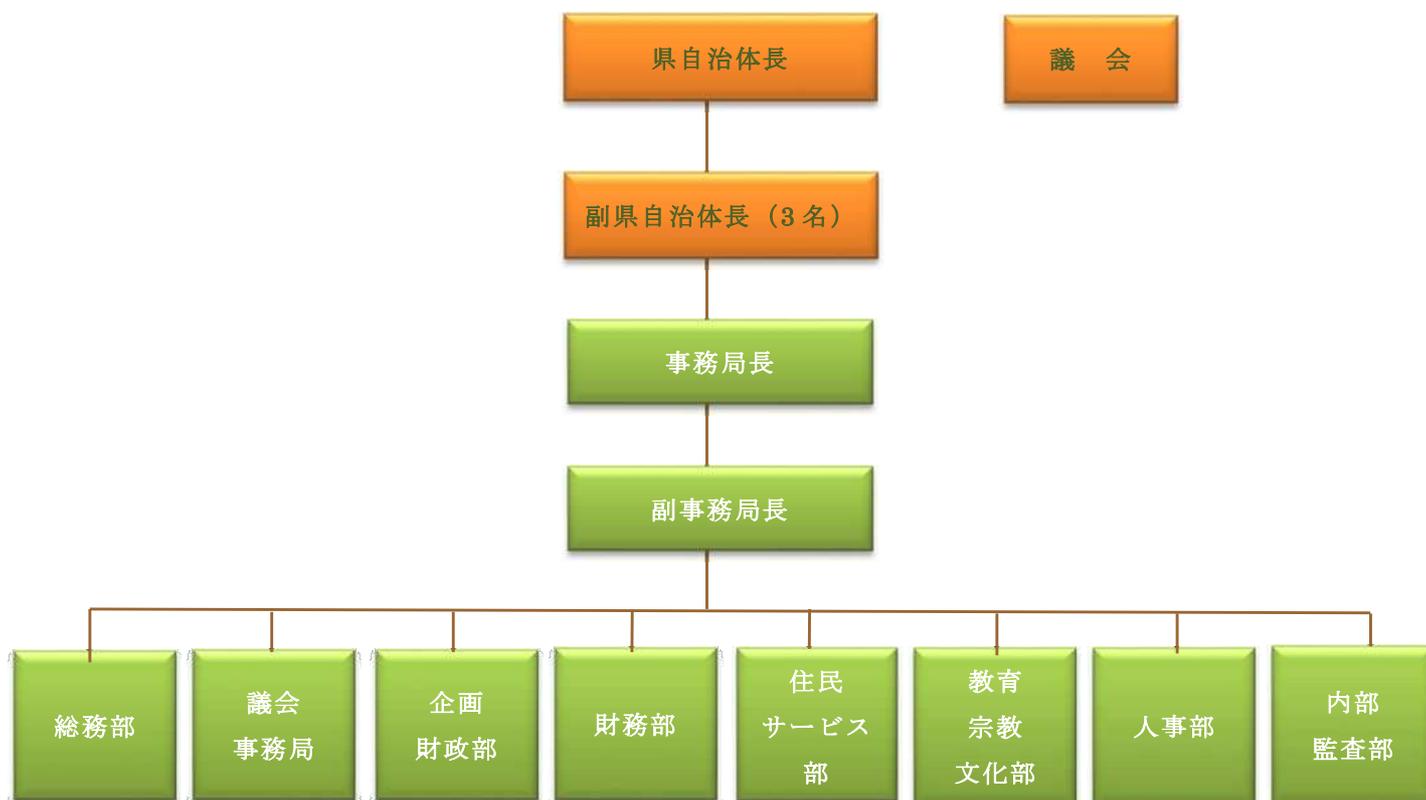
|      |   |
|------|---|
| 正式名称 | オボチョー シーサケート<br>Sisaket Provincial Administration Organization : PAO  |
| シンボル |  <p>スリン県、ローイエット県、ヤソートーン県、ウボンラーチャターニー県と接し、タイ東北部（イーサーン）に位置。カンボジアとの国境を有し、クメール遺跡も数多く残る。<br/>県の花は「ラムドゥアン」</p> |
| 位置   | タイ東北部（イーサン地域）（北緯 15 度 7 分、東経 104 度 19 分）  |
| 面積   | 8,840 km <sup>2</sup>   |
| 人口   | 1,468,798 人（2016 年）   |

##### 1 シーサケート県自治体

シーサケート県にある地方自治行政（Local Administration）の県自治体（オボチョー）である。1997 年県自治体法を根拠としており、県自治体長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

以下、シーサケート県内の県自治体について記載する（数値は調査時の 2016 年 7 月時点）。

【図 28：シーサケート県自治体組織図】



出典（シーサケート県自治体聞き取り）

#### (1) 執行機関

県自治体長は県民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。副県自治体長は3名で、県自治体長により任命される。事務局長1名、副事務局長3名。

#### (2) 議会

議員は、住民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は36人で、業務として

##### ① 条例案の承認

② 報酬や予算案の承認を行う。議員間の互選により議長1名と副議長を選出する。

議会の定例会は4回以内開催され、会期は30日以内である。必要に応じて臨時会を開催することができる。

#### (3) 歳入（シーサケート県自治体聞き取り）

歳入に関しては、中央政府からの補助金86%、自己財源14%である。県自治体が直接住民から徴収する主な税金としてはホテル税、たばこ税等があるが、年間100万バーツにも満たない程度である。自主徴収する財源と中央政府からの補助金を合わせても現状予算が多いとは言えない。中央政府からの補助金は人口や自主徴収する税金の額によって決まっており、日本の地方財政制度とは異なり、税収入が少ない地方自治体には、それに応じた補助金しか交付されない（補助金及び税の仕組みについては、第6章第3節及び第7章を参照）。つまり、税収入が多い県自治体には中央政府が徴収した税金が地方へ再分配される際には多く配分され、税収入の少ない県自治体（オボチョー）には相応の分配しかされないシステムとなっている。

#### (4) 県内の他自治体との関係（シーサケート県自治体聞き取り）

県自治体（オボチョー）は、市町自治体（テッサバン）とタムボン自治体（オボトー）の間をつなぐ役割をしている。市町自治体（テッサバン）はある程度経済発展しているため、自治を行うことができるが、タムボン自治体（オボトー）は規模が小さいため、サポートが必要となり、サービスが重なる部分が存在する。法律上、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）の間に管理監督の関係はないが、タムボン自治体が出来ない部分を県自治体（オボチョー）が補完している。タムボン自治体（オボトー）に対して、財政支援や事業・施策を共同に行い、財政の乏しいタムボン自治体（オボトー）を支援している。

## 2 シーサケート県

県（チャンワット）は、既に述べたとおり、国による地方行政（Provincial Administration）で中央省庁の出先機関の集合体であり、県（チャンワット）の職員は全て中央省庁から出向している職員であり、当該職員の採用は中央省庁の試験になる。

シーサケート県は同県内の県自治体（オボチョー）、大規模市自治体（テッサバン・ナコン）及び市自治体（テッサバン・ムアン）を管轄し、シーサケート郡は町自治体（テッサバン・タムボン）及びタムボン自治体（オボトー）を管轄している。

県庁や郡役所の役割は、住民への直接サービスではなく、地方自治体行政（Local Administration）を指導・管理監督することが目的である。すなわち、シーサケート県自治体、シーサケート市町自治体及びシーサケートタムボン自治体の行政事務について指導・管理監督を行っている。

【表 25 シーサケート県内の地方自治体行政（Local Administration）の自治体数】

| 区 分                | 自治体数（2016年） |
|--------------------|-------------|
| 県自治体（オボチョー）        | 1           |
| 市町自治体（テッサバン）       | 37          |
| 大規模市自治体（テッサバン・ナコン） | 0           |
| 市自治体（テッサバン・ムアン）    | 2           |
| 町自治体（テッサバン・タムボン）   | 35          |
| タムボン自治体（オボトー）      | 179         |

### （1）県知事と職員

県知事は、内務省から派遣されており等級は10（内務省の局長級）である。郡長は、その規模によって変わるが、等級8、9の内務省の職員（内務省の課長級～副局長級）が務める。各中央省庁の出先機関と位置付けられ、県（チャンワット）の職員は全て国の各省庁から派遣された職員で構成されている。内務省地方自治振興局（DLA）の職員は、2016年現在62人であった。

### （2）地方自治振興局からの職員の役割及び管理・監督内容

地方自治振興局（DLA）からの職員の役割は、県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）の管理・監督・審査等である。特に、国の規則に従って地方自治を行っているかどうかをチェックしている。具体的には、収入の40%以上を給料（人件費）に使ってはいけないという規定があるが、その規定を守っているかどうか、中央政府からの補助金を目的以外の不適切な事業に利用していないかどうか、などである。県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）が住民本位のあまり、中央政府の定めたルール以外の自治を独自に行う恐れがあり、

そういったことがないよう、県（チャンワット）や郡（アンプー）が管理・監督を行っている。

県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）が行う事業の中には、県（チャンワット）に申請をして許可を得る必要がある事業がある。一方で、県（チャンワット）が許可していない事業を県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）が行うこともあり、そのような事業については、県（チャンワット）は責任を負わない。

予算の執行は、県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）で行うが、県（チャンワット）は事業実施と予算執行の確認のため、年2回地方自治体に対して監査を行う。特に、中央政府からの補助金は県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）の収入の約90%近くを占めるため、その資金の使途の管理が重要である。自己徴収した財源が多い地方自治体に対しては多くの管理は必要としないが、中央政府の補助金が多い自治体については、県（チャンワット）がきちんと自治体を管理する必要がある。

### 3 県（チャンワット）から見た県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）〈シーサケート県聞き取り〉

県自治体（オボチョー）の職員が、現在のタイの地方自治に関して課題と思うことは、タイはマニュアルベースで仕事を行うのではなく、人ベースで仕事を行っている色合いが強いことであるため、同一県内であっても、それぞれ県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）により、住民サービス、中央政府主導業務の進め方が大きく異なっている。また、担当者による能力の差が大きく、進め方にバラツキがある。そして、県自治体（オボチョー）とタムボン自治体（オボトー）で同じような業務を行っていることも多々あり、そういった部分の管理や調整がまだまだ必要な地域が多い。全体的な住民サービスの統一性、そして逆に地域に合ったサービス構築の必要性、法律に基づき県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）が適切な行政事務を行っているのか、総合的な視点で管理していく必要がある。

### 4 県自治体（オボチョー）から見た県（チャンワット）〈シーサケート県自治体聞き取り〉

中央政府からの補助金を使って行う事業、説明が必要な事業について、県（チャンワット）に出向いて説明を行う必要がある。中央政府からの事業や説明すべき事業の場合はその進め方、予算の執行に関して報告を行っている。県自治体（オボチョー）の予算を使う独自事業に対して事業実施の可否を直接判断されることはないが、進め方や予算の使い方に関して指導を受ける場合もある。県自治体（オボチョー）から県（チャンワット）に対して予算要求をすることはない。予算は

それぞれの事業を管轄する中央省庁の部署に要求することとなっている。県（チャンワット）は、独自予算を持っておらず、中央政府の各省庁の各事務所が事業実施の予算を握っている。事業の計画や実施に対して、県（チャンワット）は県自治体（オボチャー）を管理しているが、県自治体（オボチャー）の予算を使い中央政府の進める事業を行うよう求めることもある。

また、県（チャンワット）と県自治体（オボチャー）間の役割分担が不明確な部分もある。法で業務の内容について定めているが、実質的には、業務の差がないため、二重行政が生まれる可能性がある。例えば、県（チャンワット）と県自治体（オボチャー）の役割として、法に「教育を提供すること」という大枠のみ記載されているが、それは小学校なのか中学校なのか、どのような教育を分担するのかなど具体的な区分がされているわけではない。どちらも教育を提供するという役割を担い区分が不明確な部分が存在する。

県自治体（オボチャー）や市町自治体（テッサバン）から見ると、県（チャンワット）の職員は中央政府の方針・施策を地方に伝え、地方からの事業について本省に伝えるなどメッセンジャーとしての役割が強い。また、事業に関しては事業主体ではないものの、レクチャーや指導を行う立場で、予算についても監査を行い、住民目線の地方自治を独自に行おうとする際に障害となっている場合があると考えられる。

## 第5節 シーサケート市自治体

|      |   |
|------|---|
| 正式名称 | テッサバン ムアン シーサケート<br>Sisaket Town Municipality   |
| シンボル |  <p>ラーマ1世の時代にシーサケートの歴史のストーリーの中で重要な役割を果たした女性シーサケートをシンボルとしている。<br/>シーサケートとは「美しい髪の女性」を意味している。</p> |
| 位置   | タイ東北部（イーサン地域）（北緯 15 度 7 分、東経 104 度 19 分）  |
| 面積   | 37 km <sup>2</sup>  |
| 人口   | 42,352 人（2015 年）<br>男性 19,853 人：女性 22,499 人 住居：19,070 戸   |

シーサケート市自治体は、シーサケート県（チャンワット）にある基礎自治体である。1953年市町自治体法を根拠としており、市長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

### 1 執行機関

市長は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票や議会からの不信任案決議により解職請求が可能である。

業務として、

- ① 法律や規則に関する政策策定
  - ② 事業承認
  - ③ 3名以下の副市長、市長秘書官及び顧問等アドバイザーの任命及び解任
  - ④ 条例案の提案
- 等を行う。

副市長は議員と兼務することができない。

### 2 議会

議員は、市民の直接選挙により選ばれ、任期は4年で何度でも再選可能である。また、住民投票による解職請求が可能である。

議員定数は18人で、業務として

- ① 条例案の承認
  - ② 報酬や予算案の承認
- 等を行う。

議員間の互選により議長1名と副議長を選出する。

議会の定例会は4回以内開催され、会期は30日以内である。必要に応じて臨時会を開催することができるが、その際は県（チャンワット）に申請し、会期は

15日以内である。

### 3 その他（シーサケート市自治体聞き取り）

シーサケート市自治体の収入は、大きく分けて3つある。

- ① 中央政府からの支援（人口によって受け取る額が変わる補助金）45%
- ② 中央政府によって徴税することが決められた税金38%
- ③ 市自治体（テッサバン・ムアン）が自らの税率を決定することができる税金15%がある（その他2%の他の収入がある）。

②中央政府によって徴税することが決められた自主財源とすることができる税金の種類として、家屋税（一般住宅に対しては課すことはなく、店を営む場合に課される。）、看板税（看板に対して課される。）、地方開発税等がある。

また、③市自治体（テッサバン・ムアン）が自ら税率を決定することができる税金は、

ア 切手

イ 交通違反

ウ 相続税

等が挙げられる。項目自体は、国によって規定されているが、税率や免許取得時の値段等、市自治体（テッサバン・ムアン）が自由に決めることができる。

シーサケート市自治体の人口は、住民登録がある者は約4.2万人であるが、正式に住民登録していない者が約4万人おり、実質約8万人である（学生等が住民登録をしていない場合が多い）。実質8万人近く生活しているが、住民登録人口が約4万人であるため、市町自治体（テッサバン）の中では市自治体（テッサバン・ムアン）と位置付けされる（2016年7月調査時点）。

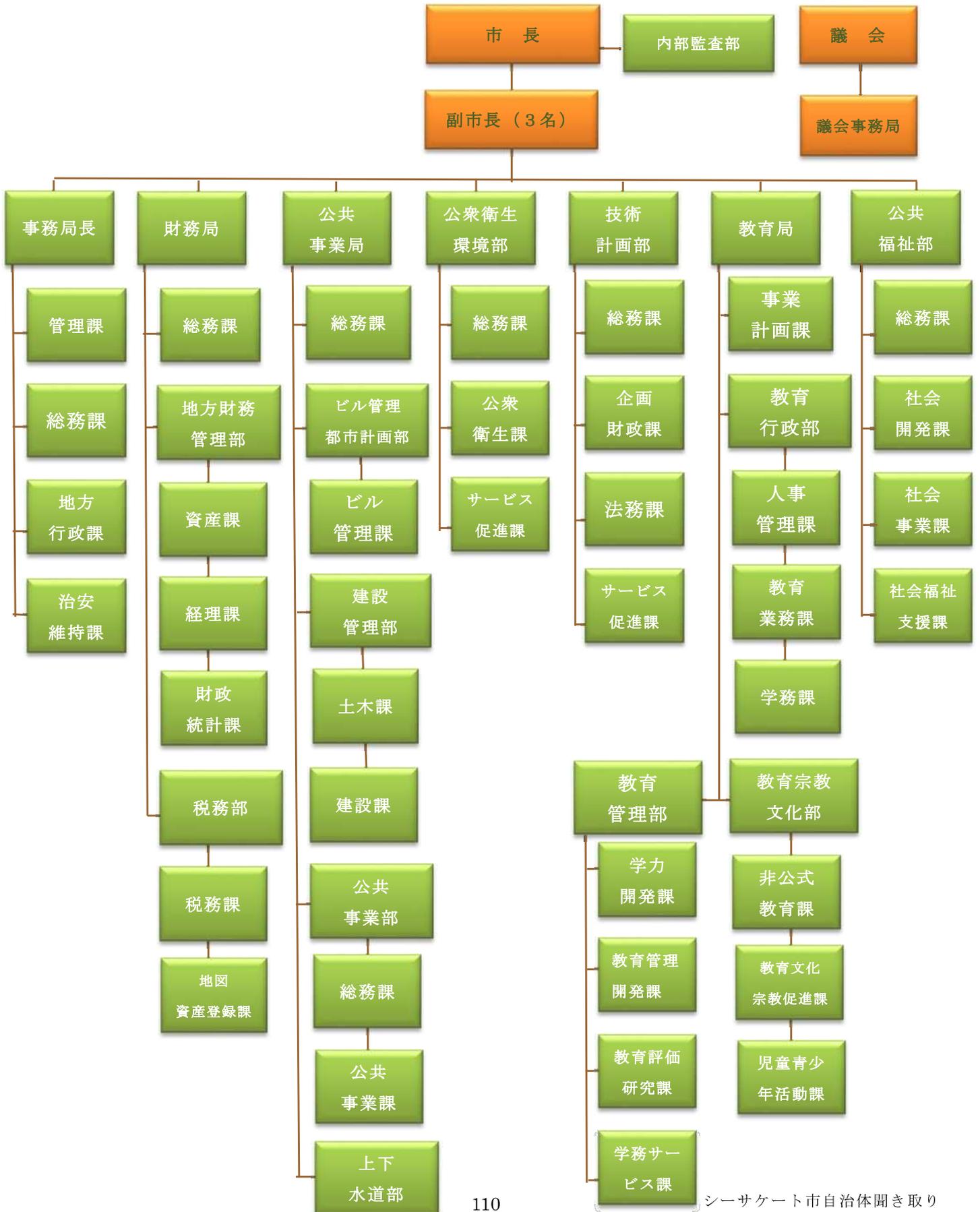
税の回収方法は振込みや直接納税であるが、税を納めない人に対しては、手紙等で再三催告し、それでも回収できない場合は、裁判所から手紙等にて催告し、裁判を行うこととなる。しかしながら、実際は裁判まで至ったケースはない。

ごみ処理問題や観光分野等広域的に行う業務はシーサケート県自治体を中心となり進めている。

シーサケート市自治体の職員は、公務員、準公務員を含めて、約500人となり、教員を含めると約700人となる（2016年7月調査時点）。

職員の採用に関しては、シーサケート市自治体で独自に採用テストを行ったことはなく、地方レベルのテストに通った人を県自治体（オボチョー）から斡旋してもらうなどして採用している。

【図 29：シーサケート市自治体組織図】



## 第6節 ノンオータムボン自治体

|      |   |
|------|---|
| 正式名称 | オボトー ノンオー<br>Nong Ao Tambon Administration Organization |
| 面積   | 74.8 km <sup>2</sup>                                    |
| 人口   | 6,297人（2015年）   |

ノンオータムボン自治体は、1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法を根拠としており、タムボン自治体長を首長とする執行機関と立法機関の議会とで構成される。

人口の約6割が農業従事者である。

### 1 執行機関

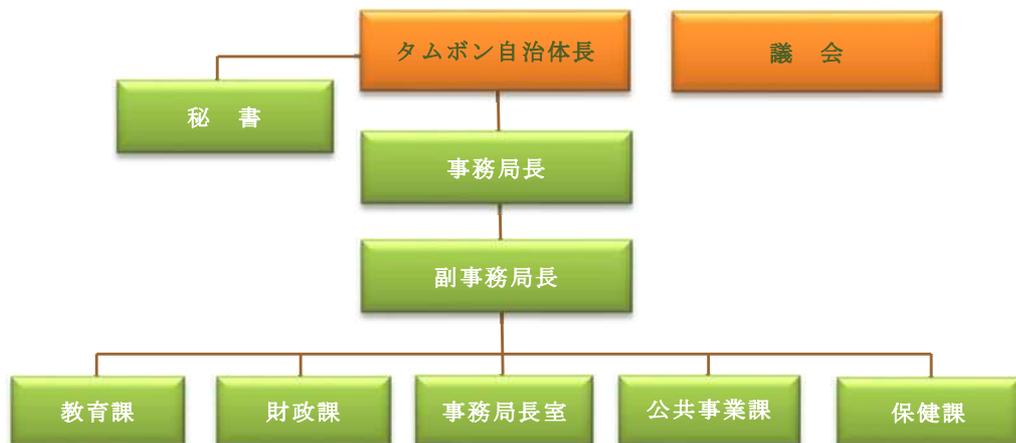
タムボン自治体長は、住民の直接選挙によって選出され、任期は5年である。秘書1名、事務局長1名、副事務局長1名。

### 2 議会

ノンオータムボン自治体内には9の村（ムーバーン）があり、各村から2人の議員が選出され、議員の任期は4年。

定例会は年4回（法律では4回以内）開催され、会期は15日間以内。その他臨時会もある。

【図30：ノンオータムボン自治体組織図】



出典（ノンオータムボン自治体聞き取り）

## 第6章 地方財政制度

### 第1節 概要

タイにおける地方自治体数は7,853（2016年11月現在）あり、それぞれ産業構造、人口規模、その自然的・歴史的条件等も異なっており、これらに即応して様々な行政活動が行われている。

地方財政は、このような地方自治体の行政活動を支えている個々の地方自治体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、地域経済及び住民生活上大きな役割を担っている。

タイでは、1997年憲法の改正で地方分権の視点が多く盛り込まれたほか、地方自治に関する選挙制度が規定されるなど大きな分岐点となった。これまで地方自治体はあくまで内務省の1組織でしかなかったが、1997年の憲法改正を契機に地方分権が本格化した。

そして、1997年憲法の改正を受け、体制としては、2000年に地方自治体の分権推進及び自立した財政運営の促進を図ることを目的とした「地方分権委員会」が首相府に新設され、2002年には内務省に地方自治体の行財政能力向上等を支援する機能を有する「自治振興局」が設置された。

また、財源については、1999年11月に定められた「地方分権推進法」では、国家歳出に占める地方歳出の割合を2001年までに20%、2006年までに35%とすることとし、中央政府及びその地方出先機関から地方自治体に交付金や補助金として支出し、地方自治体の分権を一層推進することが規定された。併せて、地方自治体へ移管する業務については、2001年から中央政府50局の245業務が原則4年（最長10年）の間に地方自治体に移管することが規定された。

しかし、中央政府から地方自治体への権限移譲については予定どおりには進まず、2006年の地方分権推進法改正時に、財源移譲に関する「35%以上」の規定は削除されており、現在では中央政府の歳入の27~28%を地方自治体に分配するような運用がなされている。さらに、地方自治体の自主財源は10%程度しかなく、中央政府からの交付金や補助金に大きく依存している。

タイでは、地域間の財源格差が大きく、2012年の1人当たり所得については、タイ東北部はバンコク都の37%しかない状況である。従って、自治体間の税収格差も大きく、税源が偏在している状況では、地方自治体が安定的かつ継続的に行政サービスを提供するためには、中央政府からの交付金や補助金が非常に重要な財源となっており、実際に大きな役割を果たしている。

このようにタイでは地方自治体の財政面での自主自立が大きな課題となっており、本章では自治体運営において最も重要な基盤である地方財政について述べる。

#### 1 地方自治体予算の形状

タイにおける地方自治体の予算については、1998年に策定され、2000年に改訂された「地方自治体の予算に関する内務省規定」（以下「予算規定」という。）

において以下のとおり規定されている。

- ・地方自治体の年度歳出について、年度歳入予算と共に編成すること。
- ・地方自治体の年度歳出予算は、一般歳出予算と特定目的歳出予算（日本の特別会計に相当）に分けられる。
- ・地方自治体は、地方議会の可決があれば、特定目的歳出予算を編成することができる。

このほか、予算科目や追加予算（補正予算）、予算の編成方法、予算の流用、予算管理、予算成立後の報告（公表）等、予算に関する全般的事項について 42 の条文が規定され自治体予算の基盤とされているが、各項目の詳細については別途地方行政局が定めたとおりとする、とされているものも多い。

## 2 予算編成

タイの会計年度は前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までであり、地方自治体における予算編成に係るスケジュールは概ね下表のとおりである。

特徴的な点は、予算編成開始時の住民ヒアリングの実施についてであり、内務省が規則により定めている。公募により各地方自治体において選定手続等を決めることとされており、人数等については内務省が規則により定めることとされているが、実際は各地方自治体の裁量により運営されている。ヒアリングにより得られた意見は、予算・計画に可能な限り反映しなければならないとされている。本手法は予算編成だけでなく、各地方自治体で作成されている中長期プロジェクトである「地域開発計画」の策定等でも用いられている。

なお、地方自治体の予算編成については、憲法において自治体の長は 8 月 15 日までに議会に予算案を提出しなければならないとされている。提出が規定の期日に間に合わない場合には、予算規定では、各地方自治体長は議会の承認を得て、県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）は県知事へ、タムボン自治体（オボトー）は郡長へ報告することとされている。また、市町自治体（テッサバン）のみ市町自治体長から議長に対する個別の説明が必要とされている。

また、予算案は議会の 3 分の 2 以上の賛成を条件に議長が決定することとされている。

【表 26：地方自治体における予算編成スケジュール】

|       |   |
|-------|---|
| 1・2月  | 予算編成開始<br>フレームワーク及び住民ヒアリングの実施<br>予算提出   |
| 3・4月  | 財政部局による原課からのヒアリング   |
| 6月    | 予算原案作成  |
| 8月    | 首長（首脳部）審議、議会へ予算案の提出、議決（8月末）   |
| 9月    | 【市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）】<br>県知事へ提出（不承認の場合は自治体へ戻し、議会で再審査し、過半数以上の承認でそのまま予算が成立）   |
| 9月末   | 予算成立<br>※公布後 15 日以内に県自治体（オボチャー）と市町自治体（テッサバン）については県知事に、タムボン自治体（オボトー）については、郡長又は副郡長に報告 |
| 10月1日 | 新年度予算執行   |

### 3 地方自治体の財政規模

タイの 2018 年度（2017 年 10 月 1 日～2018 年 9 月 30 日）における中央政府の歳出・歳入予算総額は 2 兆 9,000 億バーツである。この内、借入金（4,500 億バーツ）を除く中央政府の歳入予算総額は 2 兆 4,500 億バーツである。この内の地方自治体への移転額（分配税び補助金）は 3,789 億バーツで、地方自治体自身の歳入予算（税収等）総額 3,419 億バーツに政府からの移転額 3,789 億バーツを加えた地方自治体全体の歳入予算総額は 7,208 億バーツである。

借入金を除く中央政府歳入予算総額（2 兆 4,500 億バーツ）に対する地方自治体全体の歳入予算額（7,208 億バーツ）の比率は、29.42%となっている。

本比率（29.42%）については、前述のとおり、地方分権推進法では国家歳出の 35%以上を地方自治体の歳出とすることと規定されていたが、2006 年の同法改正時に削除され、調査時点では中央政府歳入の主に 27～28%程度となるよう運用されていることを表している。

中央政府歳入予算額に対する地方自治体全体の歳入予算額の比率の推移については、表 27 のとおりである。

【表 27：歳入予算額比率推移】

(単位：百万バーツ,%)

| 年度   | A 中央政府<br>歳入予算総額<br>(借入金を除く) | B 地方自治体の歳入全<br>体 (中央政府からの分<br>配税・補助金を含む) | 中央政府・地方自<br>治体の歳入予算<br>比率 B/A |
|------|------------------------------|--|-------------------------------|
| 2011 | 1,650,000                    | 431,305                                  | 26.14                         |
| 2012 | 1,980,000                    | 529,979                                  | 26.77                         |
| 2013 | 2,100,000                    | 572,670                                  | 27.27                         |
| 2014 | 2,275,000                    | 622,625                                  | 27.37                         |
| 2015 | 2,325,000                    | 646,350                                  | 27.80                         |
| 2016 | 2,330,000                    | 656,239                                  | 28.16                         |
| 2017 | 2,343,000                    | 687,892                                  | 29.36                         |
| 2018 | 2,450,000                    | 720,822                                  | 29.42                         |

出展 (地方自治振興局提供資料及び “THAIAND'S BUDGET IN BRIEF FISCAL YEAR 2018”)

#### 4 財政運営

##### (1) 外部からの資金調達

地方自治体が財政上必要とする財源を外部から調達する手段としては、タイでは地方債の発行と金融機関等からの借入金が認められている (1953 年市町自治体 (テッサンバン) 法及び 1997 年県自治体 (オボチョー) 法。なお、タムボン自治体 (オボトー) については、地方債の発行及び金融機関等からの借入金は認められていない。

##### ① 地方債

地方債の発行は、地方自治体にとって、公共施設整備等の投資のため、長期的に資金調達が可能となる一つの選択肢であり、直接資金主から資金調達できることが利点である。また金融機関からの借り入れより利子が低い場合が多く、地方自治体の信頼性を高め、国民の資産の保有方法の選択肢が増えるといった利点も見込まれる。

地方債については、地方分権推進法において、地方自治体の地方債発行については、内務大臣の許可の下で各自治体が地方債を発行することができることとされた。しかしながら、地方債発行はどの自治体においても行われておらず、2017 年調査時点で、地方債を発行した自治体はないだけでなく、発行に必要な手続を定めた自治体もないのが現状である。

##### ② 借入金

タイの地方自治体における外部からの資金調達手法としては、借入金が一般的である。借入先としては、a タイ政府系商業銀行 (タイ政府貯蓄銀行 (GSB)、クルンタイ銀行 (KTB) 等)、b 自治体の決算余剰金の一部を拠出金として内務

省で管理、運用しているトラストファンドの2つがある。

この内、a 政府系商業銀行については総額 300 億から 400 億パーツが借入可能であり、2017 年調査時点での地方自治体全体の借入総額は公表されていないが、2012 年時点での借入総額は 180 億パーツであった。

b トラストファンドは地方自治体全体の基金として運用されており、そこからの借入については、各自治体の拠出金総額の 3 倍までが認められており、拠出金以下の借入分については無利子とされている。また、返済期間は 10 年とされ、金利については a 政府系商業銀行の利率を採用している。

地方自治体での借金の制限は特段なく、5,000 万パーツ以内であれば自治体の長の裁量とされているが、5,000 万パーツを超える場合には事前に内務大臣の許可が必要とされている。なお、借金を行うに当たり、議会等で支払能力についての審査が行われている。

なお、日本のように借金の返済に関する公債費比率等の財政状況を客観的に示す指標はない。

## (2) 基金

内務省が管理、運用するトラストファンドは県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）で分かれており、それぞれ事業奨励基金として運用されている。なお、各基金の詳細については下表 28 のとおりである。

【表 28：基金推移】

（単位：パーツ）

| 基金         | 県自治体事業奨励基金                            | 市町自治体事業奨励基金                           |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 根拠規定       | 地方自治体事業奨励基金<br>についての内務省規定<br>(2014 年) | 市町自治体事業奨励基金<br>についての内務省規定<br>(2014 年) |
| 2015 年度積立額 | 320,681,314.15                        | 1,152,021,718.89                      |
| 2015 年度返済額 | 405,408,819.14                        | 411,739,364.98                        |
| 2015 年度貸付額 | 677,026,268.15                        | 1,085,418,269.25                      |
| 2015 年度運営費 | 54,573,107.08                         | 73,982,626.70                         |
| 2015 年度末残高 | 5,824,764,534.36                      | 19,831,301,666.29                     |

※タイの会計年度は 10 月 1 日～9 月 30 日であるため 2015 年度は 2014 年 10 月 1 日～2015 年 9 月 30 日の期間となる。

トラストファンドへの拠出金については、決算収支が黒字であった場合に、県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）は 10%を積み立てなければならないとされ、残る 90%については各自治体において用途は自由とされている。

また、タムボン自治体（オボトー）においては、決算収支の黒字部分についてトラスファンドへの積立義務はないが、25%については予備財源として担保（積立）とし、残る75%については特別な投資的な経費に使用できるとされている。予備財源を使用する場合には、議会の承認及び県知事の許可が必要とされている。

タイの各自治体の積立については調査時点で公表されていない。

なお、日本の自治体は各団体で様々な基金を保有しており、このうち、年度間の財源調整のために活用する財政調整基金については、地方財政法（昭和23年法律第109号）において、各年度の決算剰余金の1/2を下回らない金額を積み立てるか地方債の繰上げ償還の財源に充てることとされている<sup>i</sup>。

### （3）歳出予算の流用

歳出予算の流用は、予算規定において以下のとおり定められている。

- ・ 各歳出予算の流用は各自治体長の承認権限
- ・ ただし、投資予算に係る歳出予算の流用又は新規の歳出予算として計上するための流用は議会の承認権限

日本では原則、議決科目の款及び項を超える流用が認められていないことと比較し、より柔軟に流用が行えるようになっている。

### （4）補正予算

年度途中の予算の修正に関して、タイでは「追加予算」という名称を用いている。日本では最終補正等で予算の減額補正を行うことがあるが、タイでは減額補正を行っていないことが特徴である（唯一、2008年のいわゆる「リーマンショック」時に当初見込んでいた税収の大幅な減収に伴う減額補正を行っている）。

予算規定では以下のとおり定められている。

- ・ 追加歳出予算は年度歳出予算と同様に歳出予算として定める。
- ・ 追加歳出予算を定めるには、承認された年度歳出予算が歳出に不十分新たな歳出を立てる必要があつて初めてできるもの。これについては、歳入予算に立てていない歳入又は年度歳入の余剰収入を財源として支出するというようにその歳出予算に表示すること。
- ・ 議会承認後公布し、15日以内に県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）については県知事に、タムボン自治体（オボトー）については、郡長（アンプー長）又は副郡長（副アンプー長）に報告すること。

### （5）予備費

大規模災害対応や突発的な行政需要に対応できるように、タイ中央政府、地

---

<sup>i</sup> 地方財政法第4条の3

方自治体共に、日本の予備費に相当する特別枠の予算を計上している。中央政府では100億バーツ、地方自治体では100万バーツ以上が計上されている。支出に当たっては、中央政府においては内閣の決議、地方自治体においては議長の権限で支出することができる。

#### (6) 予算の繰越し

次年度への予算の繰越し又は次年を期限としている場合の当該期限の延長については議会の承認が必要とされている。また、承認後は、補正予算同様に公布し、15日以内に県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）については県知事に、タムボン自治体（オボトー）については、郡長（アンプー長）又は副郡長（副アンプー長）に報告することされている。

#### (7) 決算

決算の認定手続については2004年に内務省の法律により規定され、9月30日より90日以内に、議会へ報告することが義務付けられている。その後、憲法で定められた国の監査機関へ報告し、認定を受けることとなる。

決算について監査機関で異議等があれば15日以内に県知事へ報告することとされ、県知事より該当の自治体へ報告を行い、30日以内に異議内容について検討を行うこととされている。また、45日以内に、県の監査機関へ報告したのち、県の監査機関から国の監査機関へ報告を行うこととされている。

監査機関からの指摘事項として多いことは、金銭の紛失についてで、その場合には担当者に補てんさせるという対応を取っている。また、汚職等については処罰され、必要に応じて委員会を設置し検討を行うこともある。

## 第2節 地方自治体の歳入歳出予算科目

### 1 概要

タイの地方自治体における現行の歳入歳出予算科目については、2013年7月16日付けで、タイ国内務省自治振興局規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」が公布され、2014年度予算から運用が開始されている。

それまでは内務省の2000年「地方自治体の予算手続に関する内務省規定」、2002年及び2003年「省庁局改革法」、「行政事業運営及び権限譲渡に関する法令」に基づいた「内務省規定の改定に関する内務省規定」等による運営がされていたが、これらの関連規定が一本化された形となった。

歳入歳出予算については、日本の公会計のような目的別（款項目）と性質別（節区分）の予算科目ではなく、大科目、中科目（部）、小科目（種別）という3段階による予算科目構成となっている。各科目の詳細については後述する。

## 2 歳入予算科目

歳入予算科目は、大きく自主徴収歳入、分配税、補助金、その他の歳入の4つの科目から構成され、それぞれ以下のとおり規定されているである。

### (1) 自主徴収歳入

その名のとおり自治体が自ら徴収する歳入で、①税金、②手数料・罰金・許可料、③資産による歳入、④光熱水費及び商業による歳入、⑤その他歳入、⑥資本からの歳入の6つの部があり、それぞれ下表29のとおり規定されている。

いずれも地方自治体が権限を持って徴収するもので、③資産による歳入の部については、利子や配当金又は賃貸、役務提供によって、資産により利益を生む収入又は地方自治体が所有又は管理している資産、場所、土地、建造物に係る歳入を計上している。また、⑥資本からの歳入については、地方自治体が法令等によって売却ができるとされている資産の売却収入を計上することとされている。

予算規則において、地方自治体の特定事業のための寄附金については、その金額内で支出や債務を負うことができ、地方自治体の歳入として計上する必要がないとされている。ただし、その残金や、寄附者から用途が定められていない寄附金については、歳入として計上することとされている。このほか、損害賠償金や資産を毀損させた際の弁償金による収入及びこれによる資産等の復旧に要する支出についても歳入・歳出予算計上は不要とされている。

このように、あらゆる収入を歳入予算として計上しなければならない日本と異なっている。

### (2) 分配税

中央政府が徴収した税を地方自治体へ分配するもので、中央政府が地方自治体の代わりに徴収する税（国税と同じく課税標準に対して地方税率を付加して課税し、国が国税の部分と一緒に地方税の部分も徴収して地方に還付するものであり、事業税、付加価値税、酒税、物品税、賭博税がある。）と中央政府が徴収してその一部を分配する税（地方分与税。法律上は地方税であるが政府機関が徴収するものであり、主に自動車車両税がある。）の大きく2つあるが、それぞれは項目別に区分されておらず、税目毎に種別として区分されている。

### (3) 補助金

中央政府から地方自治体へ交付される補助金で、一般補助金と特別補助金がある。

3 歳入予算科目一覧

【表 29：歳入予算科目一覧】

| 予算／部             | 種別   |
|------------------|--|
| 1 自主徴収歳入         |  |
| 1.1 税金の部         | (1) 土地・建物税<br>(2) 土地開発税<br>(3) 看板税<br>(4) と殺税<br>(5) ツバメの巣税<br>(6) たばこ販売による県自治体維持税<br>(7) 石油・ガス販売による県自治体維持税  |
| 1.2 手数料、罰金、許可料の部 | (1) ホテル宿泊に関する県自治体維持手数料<br>(2) 屠殺及び肉販売に関する手数料<br>(3) 肉販売証明捺印手数料<br>(4) 酒販売許可に関する手数料<br>(5) 賭博許可に関する手数料<br>(6) 駐車整理に関する手数料<br>(7) 建物管理に関する手数料<br>(8) ごみ収集輸送手数料<br>(9) 糞便汚物収集輸送手数料<br>(10) 食品販売及び食品保管場所証明書発行手数料<br>(11) 墓地及び火葬場に関する手数料<br>(12) 広報掲示板の掲示・設置、ビラ配布手数料<br>(13) 住民登録に関する手数料<br>(14) 身分証明書に関する手数料<br>(15) 予防接種手数料/予防接種証明書手数料<br>(16) 狂犬病に関する手数料<br>(17) 動物の押印手数料<br>(18) 土地法第9条による手数料<br>(19) 環境影響報告作成権者許可証申請手数料<br>(20) 環境影響報告作成権者許可証手数料<br>(21) 管理者許可証申請手数料<br>(22) 管理者許可証手数料<br>(23) サービス請負許可証申請手数料<br>(24) サービス請負許可手数料<br>(25) 医療手数料<br>(26) 国家環境質保護促進に関する手数料 |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(27)排水処理に関する手数料</li> <li>(28)生活雑排水に関する手数料</li> <li>(29)商業登記手数料</li> <li>(30)ごみ処理手数料</li> <li>(31)その他手数料</li> <li>(32)駐車整理法違反者罰金</li> <li>(33)陸上交通法違反者罰金</li> <li>(34)火災予防及び消防法違反者罰金</li> <li>(35)都市清潔秩序維持法違反者罰金</li> <li>(36)住民登録法違反者罰金</li> <li>(37)身分証明書法違反者罰金</li> <li>(38)衛生法違反者罰金</li> <li>(39)狂犬病法違反者罰金</li> <li>(40)地方法令及び規定法違反者罰金</li> <li>(41)契約違反罰金</li> <li>(42)商業登記法違反者罰金</li> <li>(43)その他罰金</li> <li>(44)汚物収集輸送許可証料金</li> <li>(45)汚物処理許可証料金</li> <li>(46)健康有害事業の商業許可証料金</li> <li>(47)食品販売及び200平方メートル以上の厨房又はその他食品を保管する場所の設置許可証料金</li> <li>(48)公共の場所や公共道路での商品販売許可証料金</li> <li>(49)民間市場の設置許可証料金</li> <li>(50)建物管理に関する許可証料金</li> <li>(51)拡声器による広報に関する許可証料金</li> <li>(52)その他許可証料金</li> </ul> |
| 1.3 資産による収入の部      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)土地賃貸料</li> <li>(2)場所の賃貸や役務提供による料金</li> <li>(3)利子</li> <li>(4)配当金や各種賞金</li> <li>(5)法規定による報酬料</li> <li>(6)その他資産による収入</li> </ul>   |
| 1.4 光熱水及び商業による歳入の部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)水道事業からの援助金</li> <li>(2)質店からの援助金</li> <li>(3)特定事業からの地域援助金</li> <li>(4)光熱水や商業等の事業譲渡からの収入又は積立金</li> <li>(5)ホテル事業援助金</li> </ul>   |

|       |               |  |
|-------|---------------|--|
|       |               | (6) 光熱水及び商業からの収入<br>(7) その他光熱水からの収入  |
|       | 1.5 その他歳入の部   | (1) 医薬品販売料<br>(2) 廃物販売料<br>(3) 寄付者からのお金<br>(4) 図面販売料<br>(5) 図面作成料<br>(6) 様式や申請書販売料<br>(7) 抄本や複写の証明料<br>(8) 図書館メンバー登録料<br>(9) その他雑収入  |
|       | 1.6 資本からの歳入の部 | (1) 資産の競売料<br>(2) その他資本からの収入   |
| 2 分配税 |               |  |
|       | 2 分配税の部       | (1) 自動車税及び手数料<br>(2) 分権法による付加価値税<br>(3) 県行政体法による付加価値税 5%<br>(4) 歳入分配法による付加価値税<br>(5) 特定事業税<br>(6) 酒税<br>(7) 物品税<br>(8) 賭博税<br>(9) たばこ税<br>(10) 漁業税<br>(11) 森林法による権利使用料及び手数料<br>(12) 鉱山権利使用料<br>(13) 石油権利使用料<br>(14) 国立公園法による料金の徴収<br>(15) 土地法による権利登記や法律行為手数料<br>(16) 漁業権利使用税<br>(17) 地下水使用手数料<br>(18) その他分配税 |
| 3 補助金 |               |  |
|       | 3.1 一般補助金の部   | (1) 地方自治体のための一般補助金<br>(2) 権限義務及び譲渡された使命を実施するための一般補助金   |
|       | 3.2 特別補助金の部   | (1) 地方自治体のための特別補助金   |

|   |            |          |
|---|------------|----------|
| 4 | その他の歳入     |          |
|   | 4 その他の歳入の部 | (1)その他歳入 |

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

#### 4 歳出予算科目一覧

歳出予算科目は大きく管理的経費と一般行政経費の2つで構成される。

##### (1) 管理的経費

管理的経費とは、地方自治体が支払う責任を持ち、各部門の支出用に配分するために定めた歳出のことで、以下のとおり規定されている。

【表 30：管理的経費種別】

| 予算／部    | 種別   |
|---------|--|
| 債務償還等   | (1)元本返済金<br>(2)利息返済金<br>(3)社会保険基金積立金<br>(4)歳出予算援助金（水道業）<br>(5)歳出予算援助金（質屋業）<br>(6)歳出予算援助金（その他プロジェクト）<br>(7)高齢者手当<br>(8)障害者手当<br>(9)エイズ患者手当<br>(10)準備金（災害時等）<br>(11)義務のある支払い(国民健康保険基金等)<br>(12)特別援助金   |
| 退職金及び年金 | (1)地方公務員退職金年金基金積立金<br>(2)年金受給者生活費援助金<br>(3)年金受給者特別援助金<br>(4)地方転勤公務員退職金年金<br>(5)地方転勤公務員年金受給者特別援助金<br>(6)教員退職金年金<br>(7)教員年金受給者特別援助金<br>(8)年金受給者医療費<br>(9)常勤職員退職金<br>(10)年金受給者子女教育援助金<br>(11)公務員退職金年金基金積立金<br>(12)常勤職員退職金基金積立金<br>(13)公務員早期退職プロジェクト |

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

(2) 一般行政経費

一般行政経費とは、特定部門が行う計画に基づく事業又はプロジェクトに係る歳出のことで、人事予算、実務予算、投資予算、補助金予算、その他歳出の5つで構成され、それぞれ詳細は以下のとおり規定されている。

ア 人事予算

人事に係る歳出で、特別職及び一般職に係る月給、常勤賃金、臨時賃金、一時雇用職員報酬等がある。

【表 31：人事予算種別】

| 予算／部           | 種別   |
|----------------|--|
| 月給、常勤賃金、臨時賃金の部 |  |
| 月給（特別職）        | (1)自治体長／副長月給<br>(2)自治体長／副長役職報酬金<br>(3)自治体長／副長特別報酬金<br>(4)市長自治体長、タムボン自治体長秘書／顧問報酬金<br>(5)県自治体長秘書／顧問給料<br>(6)地方自治体議会議員報酬金<br>(7)その他報酬金  |
| 月給（一般職）        | (1)職員月給<br>(2)職員追加金（特別言語、一時物価給等）<br>(3)役職手当<br>(4)学識手当<br>(5)常勤職員賃金<br>(6)常勤職員の各種追加金（一時物価給等）<br>(7)臨時雇用職員報酬金<br>(8)臨時雇用職員の各種追加金（一時物価給等）<br>(9)ハードシップ手当<br>(10)地方転勤職員給料<br>(11)地方転勤職員の各種追加金（特別言語、一時物価給等）<br>(12)その他 |

出典(内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」)

イ 実務予算

定期業務管理のために決めた歳出で、報酬金、支出費、資材費、光熱水費があり、下表 32 のとおり規定されている。報酬金については地方自治体に従事する者への報酬費、支出費については(インフラ通信以外の)役務を得るための歳出で接待、式典、及び他の歳出科目に当てはまらない公務従事に関する歳出や保全修繕費と規定されている。

また、資材費については、使用されることで消耗し、無くなり、状態が変化し、元の状態にならない物品を得るための支出で、光熱水費は、光熱水のほか通信サービスに係る支出も含む。

【表 32：実務予算種別】

| 予算／部          | 種別   |
|---------------|--|
| 報酬金、支出費、資材費の部 |  |
| 報酬金           | (1) 地方自治体の利益になる公務従事者報酬金<br>(2) 会議手当<br>(3) 時間外勤務手当<br>(4) 家賃<br>(5) 子女教育援助金<br>(6) 医療援助金<br>(7) 子女援助金  |
| 支出費           | (1) 役務を得るための歳出（役務請負等の費用）<br>(2) 接待、式典に関する歳出<br>(3) 他の歳出科目に当てはまらない公務従事に関する歳出（選挙、運動会等の費用）<br>(4) 保全修繕費（通常通り使用できるよう資産を保全修繕するための支出）  |
| 資材費（※2）       | (1) 事務用品<br>(2) 電気及びラジオ資材<br>(3) 家屋及び厨房資材<br>(4) 栄養補助食品費（牛乳）<br>(5) 学生の昼食費<br>(6) 建築材<br>(7) 車両及び輸送手段資材<br>(8) 燃料及び潤滑剤<br>(9) 科学及び医療資材<br>(10) 農業資材<br>(11) 広告及び広報資材<br>(12) 服装資材<br>(13) スポーツ資材<br>(14) コンピュータ資材<br>(15) 教育資材<br>(16) 消火器資材<br>(17) 野外用品資材<br>(18) 調査資材 |

|        |  |
|--------|--|
|        | (19) 音楽資材<br>(20) その他資材                                  |
| 光熱水費の部 |  |
| 光熱水費   | (1) 電気代<br>(2) 水道代、地下水代<br>(3) 電話代<br>(4) 郵便代<br>(5) 通信費 |

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

#### ウ 投資予算

投資のための歳出科目で、耐久財費、土地及び建造物費があり、下表 33 のとおり規定されている。耐久財費については、耐久性のある物品に係る経費で、個当たり又はセット当たりの単価が 5,000 バーツを超えるもの、土地及び建造物費については、土地及び建造物を取得するための支出で、その土地及び建造物に属するあらゆるものを含むと規定されている。

【表 33：投資予算種別】

| 予算／部         | 種別  |
|--------------|---|
| 耐久財、土地家屋歳出の部 |   |
| 耐久財費         | (1) 事務用耐久財<br>(2) 教育用耐久財<br>(3) 車両や輸送用耐久財<br>(4) 農業用耐久財<br>(5) 建築用耐久財<br>(6) 電気とラジオ用耐久財<br>(7) 広告及び広報用耐久財<br>(8) 科学又は医療用耐久財<br>(9) 家屋や厨房用耐久財<br>(10) 工場用耐久財<br>(11) 消防用耐久財<br>(12) スポーツ用耐久財<br>(13) 調査用耐久財<br>(14) 武器耐久財<br>(15) 音楽及び芸術用耐久財<br>(16) コンピュータ用耐久財<br>(17) その他耐久財<br>(18) 耐久財の保全改善費 |

|          |   |
|----------|---|
| 土地及び建造物費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気系統とその機器を設置するための費用で、公務建物や施設工事と同時、或いは工事の後に初めて設置するもの。</li> <li>(2) 水道系統とその機器を設置するための費用で、公務建物や施設工事と同時、或いは工事の後に初めて設置するもの。</li> <li>(3) 土地購入又は交換する費用</li> <li>(4) 農産物補償費</li> <li>(5) 土地収用費</li> <li>(6) 土地充填費</li> <li>(7) 各種建物</li> <li>(8) 宿泊施設の増築又は改造費</li> <li>(9) 公共施設建設費、公共サービスに関する建築費 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自治体庁舎、公務施設</li> <li>- 図書館、博物館</li> <li>- 学校、カレッジ、大学</li> <li>- 病院、保健所</li> <li>- 公園、運動場</li> <li>- 消防署、警察署</li> </ul> </li> <li>(10) インフラの工事費、下水、輸送系統等地上工事費 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 鉄筋コンクリート構造道路の建設費</li> <li>- 下水の建設費等</li> </ul> </li> <li>(11) 土地及び建造物の保全・改善費 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 下水系統の改善費等</li> </ul> </li> <li>(12) 建造物工事のための民間・法人又は外部に支払う設計・工事管理費</li> <li>(13) 建造物工事のための建設関係のコンサルタント雇用費</li> </ul> |
|----------|---|

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

## エ 補助金予算

地方自治体が自ら行うのではなく、法律に基づき地方自治体が権限行使するための他団体への交付金のこと、以下のとおり規定されている。

**【表 34：補助金予算種別】**

| 予算／部  | 種類   |
|-------|--|
| 補助金予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方自治体補助金</li> <li>(2) 行政機関補助金</li> <li>(3) 民間補助金（地域の団体、村委員会、村ボランティア等）</li> <li>(4) 公益事業補助金（赤十字、協会、基金等）</li> </ul> |

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

## オ その他歳出予算

どの歳出予算の形態にも当てはまらない歳出のことで、以下のとおり規定されている。

【表 35：その他歳出予算種別】

| 予算／部    | 種別                   |
|---------|----------------------|
| その他歳出予算 | その他歳出（研究、調査するための賃金等） |

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

## 第3節 地方自治体の歳入

### 1 概要

タイの地方自治体の歳入科目は先に述べたとおり、自主徴収歳入、分配税、補助金、その他歳入の4つの大科目があるが、実際に「その他歳入」はほとんどなく、タイで歳入分析を行う際には、一般的に、残る3つの科目をその内容から以下のとおり大きく4つに分けている。

ここでは、地方自治体の行政サービスを提供するための基礎となるそれぞれの収入について述べる。

地方自治体自らが徴収できる自主徴収歳入は、下表 37 及び 38 のとおり、予算上はその構成比が 2016 年度以降 10～15%程度（決算では 10%未満）であり、自主財源比率が低く政府からの分配税及び補助金への依存度が高い。

【表 36：歳入区分】

|              |   |
|--------------|---|
| ① 自主徴収歳入     | 自治体自ら徴収する税金や手数料等<br>・ 税収分：土地・建物税、土地開発税、看板税（商業目的の看板から徴収できる税）、と殺税等<br>・ 税外収入分：手数料、許可料、科料、財産収入、事業収入等 |
| ② 分配税（政府徴収分） | 自治体の代わりに中央政府が徴収する税<br>・ 事業税、付加価値税、酒税、物品税、賭博税  |
| ③ 分配税（地方分与税） | 中央政府が徴収して、その一部分を地方自治体に分配<br>・ 自動車車両税等   |
| ④ 補助金        | 政府からの補助金<br>・ 一般補助金と特別補助金   |

【表 37：地方自治体の項目別歳入予算額推移】

(単位：百万パーツ,%)

| 年度   | 自主徴収歳入  | 分配税<br>(政府徴収分) | 分配税<br>(地方分与税) | 政府からの補助金 | 地方自治体歳入計 | 自主徴収歳入の割合 |
|------|---------|----------------|----------------|----------|----------|-----------|
| 2011 | 38,746  | 148,109        | 70,500         | 173,950  | 431,305  | 8.98      |
| 2012 | 46,530  | 175,457        | 86,900         | 221,092  | 529,979  | 8.78      |
| 2013 | 50,282  | 187,988        | 97,900         | 236,500  | 572,670  | 8.78      |
| 2014 | 56,306  | 203,819        | 109,000        | 253,500  | 622,625  | 9.04      |
| 2015 | 61,458  | 218,222        | 109,000        | 257,670  | 646,350  | 9.51      |
| 2016 | 70,000  | 218,940        | 109,000        | 258,298  | 656,238  | 10.67     |
| 2017 | 112,000 | 218,800        | 109,000        | 246,092  | 685,892  | 16.33     |
| 2018 | 112,000 | 229,900        | 115,000        | 263,922  | 720,822  | 15.53     |

【表 38：地方自治体の項目別歳入決算額推移】

(単位：百万パーツ,%)

| 年度   | 自主徴収歳入 | 分配税<br>(政府徴収分) | 分配税<br>(地方分与税) | 政府からの補助金 | 地方自治体歳入計 | 自主徴収歳入の割合 |
|------|--------|----------------|----------------|----------|----------|-----------|
| 2011 | 40,605 | 136,204        | 68,716         | 165,735  | 411,260  | 9.87      |
| 2012 | 43,745 | 146,251        | 76,160         | 215,148  | 481,304  | 9.09      |
| 2013 | 48,327 | 164,762        | 101,147        | 221,133  | 535,369  | 9.03      |
| 2014 | 52,490 | 162,887        | 96,131         | 224,238  | 535,746  | 9.80      |
| 2015 | 56,701 | 176,140        | 98,680         | 259,788  | 591,309  | 9.59      |
| 2016 | 58,116 | 176,636        | 102,368        | 246,746  | 583,866  | 9.95      |

## 2 自主徴収歳入

地方自治体自らが徴収し歳入となる主な科目は下表 39 のとおりである。

【表 39：自主徴収歳入の詳細】

| 税目     | 根拠法               | 内容   |
|--------|-------------------|--|
| 土地・建物税 | 土地・建物法<br>(1932年) | 建物及びそれに付属する土地に課す財産税。所有者が自ら居住等する場合は対象とならず、賃貸しているのみが対象となること特徴。税率は年間賃借料の12.5%。王室や公用、公共の用に供されている政府の土地、病院や学校、宗教施設等は課税対象外。県自治体を除く全ての自治体が課税 |

|        |                    |   |
|--------|--------------------|---|
|        |                    | 権を有する。  |
| 土地開発税  | 土地開発税法(1965年)      | 地方開発税は、土地の価値に課され、税率は年0.25%から0.95%まで様々。税額は、土地の所在する地域ごとに、4年毎に地方当局が査定した額の間接値をもって算定される。課税対象となる資産には、土地、山地、水地が含まれる。また、個人が自己の居住目的に使用している宅地に対しては、課税対象となる広大地として指定されていない限り、地方開発税が免除される。<br>非課税分を超える耕作地に対しては、法定税率の半分の税率が適用され、遊休地に対しては法定税率の2倍の税率が適用される。県自治体を除く全ての自治体が課税権を有する。                               |
| 看板税    | 看板税法(1967年)        | 広告又は商品や事業についての情報提供を目的として、その名称、商標、製品を掲示した看板や広告板に課せられる。看板税は、看板の所有者に対して課され、税率は看板の大きさ、記載されている言語によって異なる。タイ語で記載されている看板については、500cm <sup>2</sup> につき3パーツ、タイ語と外国語が併用されている場合は500cm <sup>2</sup> につき20パーツ、外国語のみの場合は500cm <sup>2</sup> につき40パーツが課せられる(ただし、税額が200パーツ未満の場合の納税額は200パーツ)。県自治体を除く全ての自治体が課税権を有する。 |
| と殺税    | と殺及び獣肉販売管理法(1992年) | と殺から生じる利益(と殺場手数料、家畜小屋手数料、と殺場・家畜小屋設置及びと殺許可証手数料、許可証代理手数料等を含む)に対する課税で、県自治体を除く全ての自治体が課税権を有する。   |
| ツバメの巣税 | ツバメの巣税法(1997年)     | 課税対象は巣の数量ではなく、ツバメの巣を採取できる利権者に対して、年間の利権料として徴収。県自治体で税額を算定でき、税額の算出基礎については、総量や採取量に応じるなど様々。対象となるツバメの巣は自然発生したもののみで養殖によるものは対象外とされる。県自治体のみが課税権を有し、9団体で徴収。なお、徴収について、300万パーツ以上となった場合には、超えた額の6割を県内の自治体へ交付することとされている(交付を受けた自治体の歳入計上科目   |

|                   |                    |  |
|-------------------|--------------------|--|
|                   |                    | は、あくまで「自主徴収歳入」)。   |
| たばこ販売による県自治体維持税   | バンコク都行政組織法(1985年)、 | バンコク都及び県自治体は、条例に基づきタバコ販売店よりタバコ1巻当たり10サタン(100サタン=1バーツ)以下を徴収することができる。                |
| 石油・ガス販売による県自治体維持税 | 県自治体法(1997年)       | バンコク都及び県自治体は各種ガソリンの販売店より1リットル当たり10サタン以下まで徴収することができる。各自自治体により付加的に10サタン以上徴収することもできる。 |

3 分配税（政府徴収分及び地方分与税）  
分配税の主な科目は下表40のとおりである。

【表40：分配税の詳細】

| 税目          | 根拠法   | 内 容   |
|-------------|---|---|
| 付加価値税 (VAT) | 歳入法のほか、地方分権手続法(1999年)及び各地方自治体法(バンコク都行政組織法(1985年)、パッタヤ市行政組織法(1999年)、県自治体法(1997年))に規定 | 付加価値税(VAT)の制度は1992年に導入。VATは日本の消費税に相当し、タイ国内における物品の販売やサービスの提供及び輸入に対して課税される。VATの負担者は最終消費者であるが、企業に納税義務があるため、予め税務署で納税者登録を行う必要がある。<br>物品やサービスの提供を継続的に行う事業者で、年間180万バーツの収入がある者はVATの納税義務がある。<br>政府が徴収する税率に地方自治体分を上乗せして徴収し、地方へは人口割合により分配されている。<br>税率は7%で、地方自治体(市町自治体(テッサバン)、タムボン自治体(オボトー))へ0.7%、6.3%が国に分配される。さらに国に分配された6.3%のうち地方分与税として5%に当たる0.315%が国から県自治体へ分配され、残る5.985%が国の歳入(内務省(DLA))の財源となり、それが補助金の原資として地方自治体へ交付される。最終的に付加価値税全体の30%程度が地方へ分配されるようになっている。<br>なお、2016年10月1日より10%となる予定であったが、税率の引き上げは見送られている(引き上げ時期は未定)。 |

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 特定事業税         |  | <p>金融業を中心とした特定の事業については、付加価値の算定が困難なため、VAT と並行して代替税が課されることになった。税額は総収入に固定税率を乗じて算定される。</p> <p>政府が徴収する税率に地方自治体分を上乗せして徴収し（国：地方＝10：1）、地方へは人口割合により分配されている。</p> <p>また、国歳入分については補助金の原資として地方自治体へ交付される。最終的に特定事業税全体の30%程度が地方へ分配されるようになっている。</p> <p><b>【対象事業と税率】</b><br/>         商業銀行、金融・証券、不動産販売：3.3%<br/>         生命保険、質屋：2.75%</p>  |
| 酒税・ぜいたく税（物品税） | 地方分権手続法（1999年）、物品税法（1984年）及び酒税配分法（1984年） | <p>国産品か輸入品かに関わらず、ある特定の物品の販売に対して課される。国産品の場合は出荷時に、輸入品の場合は輸入時に納税義務が生じる。対象品目は自動車、バイク、ボート、バッテリー、エアコン、酒等があり、それぞれ税率が設定されており、地方税はそれぞれ30%を上乗せして徴収し、地方へは人口割合により分配されている。</p>   |
| 自動車車両税        | 車両法（1935年）、自動車法（1979年）、陸上運輸法（1979年）      | <p>交通運輸省陸上運輸局が地方自治体のために徴収している。年1回の車両登録更新時に納税されるもの。税率については、排気量により累進（～600CCまでは1CC当たり0.5パーツ、1,800CCまでは同1.5パーツ、1,800CC以上は4パーツ）する。例えば2,997CCの排気量の車の場合には<math>(600 \times 0.5) + \{(1,800 - 600) \times 1.5\} + \{(2,997 - 1,800) \times 4\} = 6,888</math>パーツを年1回払うこととなる。</p> <p>地方自治体への分配については、自動車の登録台数が最も多いバンコク都に50%を分配している。また、残る50%を車両登録台数及び道路延長に応じて県自治体（テッサバン）及び市自治体（オボチヨー）へ分配することとされているが、道路延長に関して正確なデータがないため、実際には人口に応じた分配がなされている。</p> |

#### 4 補助金

補助金については、1997年の憲法改正による地方分権の推進を受け、2002年に内務省自治振興局（DLA）が創設されるなどした省庁再編に合わせて、地方自治体への補助金は原則、内務省自治振興局（DLA）を通して配分されるようになった。それまでは補助金対象項目に関連する省庁より交付されていたため、大きな変革となった。この点、日本と大きく異なる点である。内務省自治振興局（DLA）が地方自治体への補助金を一括して配分することにより、申請手続きが簡素化されただけでなく、補助金が適正に、政府の施策又は方針に沿った使用となっているかの管理、監督も効率的に行えるようになるなど、政府・地方自治体双方にとって大きな効果が出ている。

2018年度予算における地方自治体への補助金については、図31のとおり、2,639億バーツ余で、自治体種別毎では、バンコク特別都が209億バーツ、パッタヤ特別市が18億バーツ、その他地方自治体が2,413億バーツである。また、その他地方自治体へ交付される補助金は交付元が内務省、首相府、環境省に分かれているが、前述のとおり内務省からの交付金が99%を占めている。

さらに内務省からの補助金は一般補助金、特別補助金に分けられ、一般補助金は高齢者福祉や学校給食等を対象としたもので、特別補助金は特別なプロジェクト、例えば地方自治体が中央政府から分権で移譲された道路の補修、村の水道工事、水のポンプ等の修理等が対象となっている。

一般補助金の算定基礎は人口や高齢者数、障害者数、エイズ患者数等対象事業における対象者数となっている。また、特別補助金については、対象事業の実施の有無に基づいて交付される。

補助金については、首相府にある地方分権委員会が、対象事業、補助額等を決め、その通りに政府が内務省自治振興局（DLA）を通して各地方自治体へ分配することとされているが、調査時点では、内務省自治振興局（DLA）が決定した予算に対して地方分権委員会が承認するという手続きを採っており、政府の権限が未だに強いことがうかがえる。

特別補助金について、地方自治体からは政府の権限で承認、管理監督できるため交付基準を設けて交付する仕組みを求める声も多い。

【図 31 2018 年度予算におけるタイの地方自治体への補助金（単位：百万バーツ）】

|                                    |                            |
|------------------------------------|----------------------------|
| 補助金                                |                            |
| 263,922                            |                            |
| 地方自治体<br>241,259                   | バンコク都<br>20,895            |
| パタヤ市<br>1,768                      |                            |
| 内務省地方行政局交付分<br>一般・特別補助金<br>239,062 | 首相府交付分<br>地方自治体の効率化<br>208 |
| 環境省交付分<br>環境衛生管理<br>2,754          |                            |
| 一般補助金<br>216,836                   |                            |
| 特別補助金<br>20,965                    |                            |
| 1、一般交付分                            | 50,946                     |
| 2、中央人事受入分                          | 724                        |
| 3、補助職（牛乳）                          | 10,604                     |
| 4、昼食費                              | 22,980                     |
| 5、教育（教員給与）                         | 16,365                     |
| 6、教育（子供の保護）                        | 122                        |
| 7、教育（賃料）                           | 170                        |
| 8、教育（教員年金）                         | 2,898                      |
| 9、基礎教育                             | 3,076                      |
| 10、保育所（全国1万か所）                     | 12,098                     |
| 11、地域教育の発展                         | 1,008                      |
| 12、貧しい児童生徒への補助                     | 132                        |
| 13、機会のない子供への対策                     | 27                         |
| 14、自治体職員の医療費                       | 6,992                      |
| 15、ヘルスセンター                         | 43                         |
| 16、衛生ボランティア                        | 7,486                      |
| 17、高齢者手当                           | 60,448                     |
| 18、障害者手当                           | 14,645                     |
| 19、エイズ患者手当                         | 532                        |
| 20、競技場（全国61か所）                     | 123                        |
| 21、老人サービスセンター                      | 2                          |
| 22、老人ホーム                           | 81                         |
| 23、南部地域特別勤務手当                      | 363                        |
| 1、フリーインターネット環境整備                   | 102                        |
| 2、子どもセンター整備                        | 652                        |
| 3、ラーニングセンター整備                      | 1,835                      |
| 4、村の水道整備及び改修                       | 5,552                      |
| 5、水源管理                             | 200                        |
| 6、電気による水汲み上げ施設改修                   | 902                        |
| 7、道路整備及び補修                         | 10,703                     |
| 8、運動場整備                            | 881                        |
| 9、村の医療施設整備及び機器購入                   | 100                        |
| 10、高齢者施設整備及び機器購入                   | 40                         |
| 留保分                                |                            |
| 1,261                              |                            |
| 24、特別な事情による減収補填                    | 1,043                      |
| 25、南部地域における教育対策                    | 116                        |
| 26、電気による水汲み上げ施設運営                  | 1,084                      |
| 27、透明な行政運営の推進                      | 251                        |
| 28、南部地域における保育所                     | 59                         |
| 29、王室プロジェクト                        | 1,869                      |
| 30、家畜登録                            | 60                         |
| 31、狂犬病対策                           | 311                        |
| 32、タイ4.0に基づく教育推進                   | 181                        |

※表示単位未満で四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

出典（首相府地方分権委員会資料）

## 第4節 バンコク都財政

### 1 予算編成スケジュール

バンコク都の予算編成スケジュールは下表 41 のとおりである。第1節2において、タイの地方自治体の一般的なスケジュールについて述べたところであるが、バンコク都においては、予算編成前に行うこととされている住民代表と行うヒアリングについては、バンコク都議会が住民代表であるとし、別途には行っていない。また、事業部ごとに定期的に関係団体や住民代表等との会議は行っており、こうした場での議論を予算に盛り込むことで、ヒアリングの代替としている。

また、議会での予算審査で予算の減額（削減）もあり、その場合にはその分の財源は余剰金として扱われ、首脳部が再配分することとされている。

【表 41：バンコク都における予算編成スケジュール】

|       |  |
|-------|--|
| 11月   | バンコク都予算局にて予算編成スケジュール作成   |
| 1月    | 各部門が予算局へ予算書を提出   |
| ～5月   | 予算局にて査定<br>→職員により構成される「年間歳出予算申請書検討委員会」にて審査<br>→投資予算のみバンコク都副知事査定<br>→都知事査定                                  |
| 6月    | 予算局で予算案として議案「バンコク都予算規定（案）」を作成<br>→都知事へ上申→承認後、署名  |
| 7月    | 都議会へ予算案の提出、審議<br>→都議会議員及び職員（少数）により構成される特別委員会が設置され予算案に関して審査<br>→特別委員会の下に小委員会も設置され、バンコク都内各地区を回り住民からのヒアリングを行う |
| 8月    | 都議会にて予算案可決→成立  |
| 9月    | 勅令として都知事署名のうえ、公布   |
| 10月1日 | 新年度予算執行  |

### 2 歳入

バンコク都は 1985 年のバンコク都行政組織法により特別行政区に指定されている。同法では、安全、建築物、住居登録、環境衛生、防災、都市計画、交通、輸出、市場等 28 の権限が規定されている。これらに基づくもので、法律の定めにより新たな手数料を創設することができることとされており、調査時点（2017 年 12 月時点）で、排水処理手数料を検討していた。

このほか、自主徴収財源として「ホテル宿泊に関する県自治体維持手数料」が

ある。これについては県自治体同様バンコク郡も徴収することが可能であり、個々の判断に任されているが、調査時点（2017年12月時点）ではバンコク都も含め、徴収している自治体はない。

### 3 歳入歳出予算

バンコク都の2016年度歳入歳出予算は、以下のとおりである。

【表 42：バンコク都 2016 年度歳入予算】 （単位：百万バーツ）

|                |        |
|----------------|--------|
| 自主徴収歳入         | 14,189 |
| 税金             | 12,133 |
| 地方開発税          | 130    |
| 建物及び土地税        | 11,200 |
| 看板税            | 800    |
| と殺税            | 3      |
| 手数料、罰金、許可料     | 1,100  |
| 資産収入           | 900    |
| 分配税            | 54,800 |
| 付加価値税          | 24,500 |
| 自動車・車両税及び手数料   | 11,800 |
| 酒税             | 1,080  |
| 賭博税            | 40     |
| 物品税            | 2,800  |
| 権利及び法律行為に関する税等 | 11,350 |
| 特定事業税          | 3,230  |
| 補助金            | 1,011  |
| その他歳入          | 56     |
| 合 計            | 70,000 |

【表 43：バンコク都 2016 年度歳出予算】 （単位：百万バーツ）

|        |        |
|--------|--------|
| 中央歳出予算 | 9,228  |
| 事業計画予算 | 60,772 |
| 合 計    | 70,000 |

## 第7章 税制

### 1 概要

タイの税制については、大きく「国税」、「地方税」に分かれており、その中でさらに「直接税」と「間接税」に分かれている。

ほとんどが国税であり、主要な税目は、国税である個人所得税、法人所得税、日本の消費税に相当する付加価値税（VAT）の3種類である。この他に国税としては特定事業税や石油所得税、印紙税、物品税等がある。

地方税としては土地家屋税・土地開発税等がある。

また、地方税は、地方の土地局が管轄する土地家屋税、地方開発税及び看板税があるが、それらの歳入に占める割合は少なくなっている。

直接税とは、税金を納める「納税義務者」と、税金を実際に負担する者が同じである税金をいい、タイにおいては個人所得税、法人所得税等がこれに該当する。

また、間接税は、直接税と異なり、納める人と実際に負担する人が異なる税金をいい、付加価値税、物品税等が該当する。

タイには、日本における区域内に住居や事務所を有する個人及び法人に課税する住民税に相当する税がないことが大きな特徴といえる。

本章では、タイの税制について紹介する。なお、前章の地方財政制度で紹介した地方税及び国税の一部については、本章では省略する。

### 2 税法体系

タイにおける税法については、日本の国税のように税目単位で本法、施行令、施行規則、通達といった体系は整っておらず、歳入法（税法に相当）が所得税（法人・個人）、付加価値税、特定事業税、印紙税についての一般法となっており、日本でいう国税通則法、国税徴収法、法人税法、所得税法、消費税法、印紙税法等を含んでいる。さらに歳入法の特別規定として、歳入法が定める課税の減免を定める事を主な目的とした内閣により発行される勅令(Royal Decree)、歳入法の規定の細則を定めた財務省令(Ministerial Regulation)及び財務省告示(Ministerial Notification)、歳入法により委任された事項について定める歳入局長官告示(Notification of the Director General of Revenue)及び歳入局規則(Departmental Regulation)、租税委員会への不服申立て案件について委員会が示した公式見解である租税委員会公式見解(Board of Taxation's Rulings)があり、これらは法令として国民に対する強制力を持っている。

このほか、法令ではなく納税者に対する直接の強制力はないが、税務行政執行のガイドラインとして、歳入局通達(Departmental Instruction)、歳入局告示(Departmental Notification)があり、重要な解釈上の指針となっている。

### 3 税務行政

#### (1) 組織

国税について、税務行政に関する組織としては、財務省内に税制全般の企画・立案を行う財政政策局 (Fiscal policy office)、執行を担当する歳入局 (Revenue Department)、釐済税局 (Excise Department)、関税局 (Customs Department) がある。

歳入局は所得税や付加価値税等の主要税目を管轄しており、国税収入の 70%~80%を担う中心的な組織となっている。

釐済税局については釐済税として自動車やバイク、バッテリー、エアコン、石油燃料等の嗜好品やエンターテイメントに物品消費税を課し、徴収している。課税対象品目には酒やタバコ等の特に政府が規制を要する物品もある。品目毎に税率が定められており、自動車については二酸化炭素排出量により定められている。

関税局については、輸入税及び輸入による付加価値税を歳入局に代わって徴収している。

納税に当たっては、全国に歳入局の出先機関があり、法人税や所得税の支払いをすることができるようになっている。

このほか、地方税については、建物・土地税等があり、それぞれの地方自治体により徴収されている。

#### (2) 申告

歳入法では、税に係る調査官に査定権限を与え納税告知書により通知する旨が定められているため、賦課課税制度と考えられるが、実際の運営は個人、法人ともに自主申告制度となっている。申告書が提出されると、各地域税務署で入力処理の上、歳入局電算処理業務部プロセッシングセンターにデータが集約される。集約されたデータは歳入局内外へ共有されていく。こうした電子申告の制度は早い時期から導入されており、その利用度は非常に高い状況にある。これは、タイ政府による早期還付や申告期限延長等の積極的な利用促進策によるものと考えられる。

#### (3) 納税者管理

個人については身分証明証番号、法人については会社の登記番号が納税者番号として利用されている。以前は、納税者は歳入局へ登録を行い、納税者番号登録証書 (ID カード) を受けることが義務付けられていたが、個人納税者番号については 2006 年 2 月、法人納税者番号については、2013 年 1 月に廃止されている。

なお、非居住者・外国法人については従来どおり、歳入局へ登録し TAX ID カードを取得する必要がある。これらの納税者番号を基に、商業発展局や社会保

障事務所等の政府機関とデータを共有し、様々な納税者サービスの充実が図られている。

#### (4) 税の収受及び徴収事務

税金の収受に関しては、国税・地方税共に電子申告を通じてのオンライン納付 (e-payment) や、ATM やインターネットバンキングによる納税が主流となっている。また、クレジットカードによる納付も可能であり、特に「Tax Smart Card」と呼ばれる納税専用クレジットカードの利用が推奨されている。

#### (5) 税の滞納対策

税の滞納対策については、調査時点では①罰金、②経済活動の制限（土地取引等を認めない）といった対策が取られている。日本のように財産の差し押さえや強制執行等は国税であっても認められていない。タイでは滞納対策の強化に関して差し押さえ等の強制力に関する議論はなされていないのが現状である。

先にも触れたように、タイの地方公務員には全て公務員倫理が浸透しているとは言い難く、現場職員に税の徴収を広く行わせ、現金を扱えるようにする体制整備にまで至っていないのが現状である。

## 4 国税

ここでは国税の主なものについて概観する。なお、付加価値税及び特定事業税については、前節を参照されたい。

### (1) 法人税

法人税率は、タイの歳入法では課税所得に対し原則 30%と規定されている。しかし、2012年1月1日以降に開始する会計年度については23%、2013年1月1日以降2015年12月31日までは同20%とする軽減税率が適用された。また、2016年3月に法人税率が引き下げられ、2016年1月1日以降に開始する会計年度については、法人税率が原則恒久的に20%となった。

申告納税は、中間申告として事業年度を6ヵ月経過した日から60日以内に年間推定課税所得を見積り、その法人税の半分相当又は中間見積り課税所得に基づく税額を半期納税申告書により申告・納税を行う。次に、決算日以降150日以内に確定申告を行い当該の税額を納付する。

課税対象はタイで事業活動を行う法人である。ここでいう法人とは、タイ国民商法典下で登記された外国企業の支店を含む株式会社、パートナーシップ、合弁企業体（ジョイントベンチャー）、営利事業を営む社団又は財団が対象とされ、外国政府やその代理機関による事業活動も法人として所得税の課税対象となる。

## (2) 個人所得税

タイの個人所得税率は、歳入法では居住者がタイで得た所得に課税され、所得額に応じて0～35%の累進課税と規定されている。税率については課税所得が年150,000 バーツ以下の場合には免税となり、150,000 超～300,000 バーツで5%、300,000 超～500,000 バーツで10%等となっており、5,000,000 バーツ超で35%となる。

課税年度は、暦年（1月1日より12月31日）であり、毎年の確定申告を翌年の3月までに、個人が行うこととされている。

また、タイにも、日本と同様に給与所得に対する個人所得税に関して、源泉徴収制度があり、法人は従業員に給与を支払う場合、所定の税金を天引きして支払う義務がある。なお、源泉徴収税額は所定の方法で年間の予想所得を計算し、それに対する個人所得税を算定し、その税額を給与の支払い回数で割って決定される。

なお、給与の支払者である法人は、給与の支払いが生じた月の翌月7日までに所定のフォームで申告・納税を行わなければならない。

各所得金額については、以下の経費控除額を控除し、それらを合計した「総所得金額」を算出する。その後さらに「総所得金額」から所得控除額を控除し、「課税所得」を算出する。

- ・ 経費控除額...給与所得控除（40%、60,000 バーツ上限）、著作権料所得控除（40%、60,000 バーツ上限）、賃貸所得控除（資産の種類に応じ15%～30%）、それ以外の所得に係る経費控除（所得や事業の種類に応じ30%～85%）
- ・ 所得控除額...定額控除（30,000 バーツ）、配偶者控除（30,000 バーツ）、子女控除（1子15,000 バーツ、3人まで）、教育控除（1子2,000 バーツ）、両親扶養控除（親1人当たり30,000 バーツ）、障害者控除（1人当たり60,000 バーツ）、生命保険料控除（上限100,000 バーツ）、退職積立基金控除（上限500,000 バーツ）、社会保険料控除（上限9,000 バーツ）、住宅取得控除（借入金利息100,000 バーツまで）、寄附金控除（所得の10%限度）

## (3) 相続税

タイの税制で日本と大きく異なっていた点が、相続税がないことであったが、2015年の歳入法の改正により、2016年2月からこれまでなかった相続税がタイで新しく導入された。控除額は1億バーツで、税率は1億バーツ以上の資産を子や孫、直系尊属（親）が相続する場合には5%、それ以外が相続する場合には10%が課税される。

相続税の対象となる資産は、不動産やタイの有価証券取引法で定義された有価証券、相続人が引き出す権利を有していた預金等、登録自動車、その他王令で規定する資産とされている。

相続税の課税対象者は、タイ国籍を持つ者、タイ国内に、移民法に基づく住

居を持つ外国人、タイ国内の財産を相続する外国人とされている。

#### (4) 贈与税

相続税の導入に伴い、贈与税も導入された。課税対象者は、タイ国内で贈与を受けた自然人、暦年のうち 180 日以上タイ国内に居住し、同暦年中に国外で受け取った贈り物をタイ国内に持ち込んだ自然人とされている。

以下それぞれの場合において、一律 5% の課税又は個人所得税（累進課税）に含めて課税のどちらかを納税者が選択することができるかとされている。

- ① 暦年中に、嫡子（養子を除く）が親から、贈与又は不動産の所有権若しくは占有権の無償譲渡を受けた場合、その 2,000 万バーツ超の部分。
- ② 暦年中に、直系尊属・卑属、配偶者から、生活支援もしくは贈り物を得た場合、その 2,000 万バーツ超の部分。
- ③ 暦年中に、直系尊属・卑属、配偶者以外の者から、道徳的な生活支援又は式典や慣習や伝統等に基づく行事等で贈り物を得た場合、その 1,000 万バーツ超の部分。

#### 5 地方税

地方税の詳細については、第 3 節を参照されたい。

また、地方自治体が法律に定めのない税目を創設することについては、事前に中央省庁と協議を行った上で、法律により定めることで可能である。現時点ではこうした地方自治体独自の税金はなく、政府との協議も難航するのが現状のようである。

#### 6 加算税及び延滞税

個人・法人所得税及び付加価値税についてのみ加算税及び延滞税が定められており、率は下表 44 のとおりである。減免率とは、脱税の意図がなく調査への協力が良好な場合に限り認められる減免後の加算税率である。

なお、納税期限までに納税しなかった場合には、1 か月につき 1.5% の延滞税が課される。

【表 44：税率】

|       |      | 原則税率     | 減免率     |
|-------|------|----------|---------|
| 個人所得税 | 過小申告 | 100%     | 50%     |
|       | 無申告  | 200%     | 100%    |
| 法人所得税 | 過小申告 | 100~200% | 50~100% |
|       | 無申告  | 200%     | 100%以下  |

## 7 地方自治体への税源移譲

地方分権委員会では、地方自治体の歳入増に向けた計画策定の議論もされているところであるが、国が徴収する税金についての国と地方の配分割合の見直しの議論のみで、自ら徴収するべく権限移譲を求める議論がされていないのが現状である。

調査時点では地方自治体職員の徴税能力、現金管理に関する責任能力等に課題が残るため、税源移譲については長期的な検討課題とされている。

具体的には付加価値税について、税率7%のうちの10分の1が地方へ配分されることとなっているが、この配分割合を増やす要望が多い。さらに、地方自治体からは、現在100%国の歳入となる所得税について、地方へ分配するよう強い要望も出ている。

地方自治体が自立して運営されるためには、自主財源の確保が重要であり、そのために税源の移譲は必要不可欠である。前述のとおり、地方自治体の自主財源比率は非常に低いことから、今後の地方分権の進展に注目したい。

現在、タイ国内では所得格差是正の気運も高まっており、相続税や贈与税を始めとした資産税の導入もこうした議論を背景としている。

このほか、地方自治体の自主徴収歳入である建物・土地税についても十分に徴収できていない部分もあり、税収増のために徴収努力を怠らないことが求められる。また、賃料評価についても評価額が低いままで更新されていない状況も多々あり、課題も山積している。

タイ国政府においても所得格差是正は重要施策の一つとして位置付けており、今後の動向に注視する必要がある。

## 第8章 選挙制度・公務員制度

### 第1節 選挙制度

タイでは、先述のとおり、2014年5月に軍事クーデターが発生した以降、約5年間にわたり軍事政権が続き、2019年3月24日に5年振りの民政復帰となる総選挙が実施された。本節では、2017年新憲法に基づく選挙制度について述べていく。

#### 1 タイの選挙・選出の種類

タイで実施される選挙には、国政選挙として日本の衆議院議員に当たる下院（人民代表院）議員の選挙、地方選挙として地方議会議員の選挙及び首長の選挙がある。

また、日本の参議院議員に当たる上院（元老院）議員については、選挙ではなく各種職業グループに属する上院議員候補者の中から互選方式（自分の属する職業グループ以外のグループに属する候補者をお互いに選び合う方式）で選出することとなっている。ただし、当面の間は、軍を中心とする国家平和秩序維持評議会（NCPO）が上院議員を選出し、国王が任命する方式が採られる。

各選挙の概要については、下表のとおりであるが、詳細については各項目で説明していく。

【表45：選挙（選出）の種類】

| 種類 |    |                   | 定数                               | 選挙権<br>(年齢)             | 被選挙権<br>(年齢)    |
|----|----|-------------------|----------------------------------|-------------------------|-----------------|
| 選挙 | 国  | 下院議員選挙<br>(任期：4年) | 小選挙区 350人<br>比例代表 150人           | 選挙日に満<br>18歳以上で<br>あること | 投票日に<br>満25歳以上  |
|    |    | 地方議員選挙<br>(任期：4年) | 都市規模による                          |                         | 投票日に<br>満25歳以上  |
|    | 地方 | 首長選挙<br>(任期：4年)   | 1人                               |                         | 投票日に<br>満30歳以上  |
| 選出 | 国  | 上院議員選出<br>(任期：5年) | 200人<br>当面の期間 250人 <sup>21</sup> | —                       | 立候補日に<br>満40歳以上 |

出典（国政選挙：2017年新憲法に記載、地方選挙：バンコク都聞き取り）

#### 2 選挙の実施機関・選挙監視体制

##### (1) タイ選挙委員会（The Election Commission of Thailand）

タイにおいて、国政選挙や地方選挙等の管理業務を行っている組織は、タイ選挙委員会である。

タイ選挙委員会は、1997年に設置された組織で、それまで内務省の管轄下にあった選挙管理業務を移管し、現在は独立機関として2017年新憲法にも位置付

けられている<sup>i</sup>。

これまでタイの選挙においては、候補者からの金銭の授受等選挙運動に関する不正が多く発生していたため、これらの不正を厳しく取り締まることができるよう、2017年新憲法に基づく選挙制度において、実施された選挙において不正等が発覚した場合に選挙を無効にできる権限<sup>ii</sup>や、選挙での不正が確定した候補者には再選挙における立候補資格を停止する権限<sup>iii</sup>、また、候補者が不正と思われる行為を行った場合は調査する権限<sup>iv</sup>等、選挙委員会の権限の強化が図られた。

また、政党の設置や党員の変更手続、政治資金に関すること等政党を管理する業務も行っている<sup>v</sup>。

#### ア 選挙委員会の職務及び権限

2017年新憲法に基づく選挙制度において定められている主な職務及び権限<sup>vi</sup>は以下のとおりである。

- ① 下院議員選挙、上院議員選出、地方議会議員及び地方行政の首長の選挙及び国民投票（新憲法制定等）を準備し実施する。
- ② ①の選挙及び選出が誠実かつ公正に行われるように、また国民投票が合法的に行われるように管理する。この目的のため、必要に応じて取り調べや審問を行うことができる。
- ③ 選挙期間において取り調べや審問の結果、不正等が発覚した場合には、選挙や選出若しくは国民投票の差し止め、阻止、是正又は取り消しを命令し、改めて選挙や選出又は国民投票を実施するように命令する権限を有する。
- ④ 不正を行ったことが確定した立候補者に対して、1年を超えない範囲で立候補する権利を暫定的に停止する権限を有する。
- ⑤ 政党が法律に従って活動するように監督する。
- ⑥ 選挙又は選出の結果を発表する前に選挙又は選出が誠実又は公正に行われなかったと確信すべき証拠があったときは、当該の投票所又は選挙区において改めて選挙又は選出を実施するように命令する権限を有する。
- ⑦ 選挙又は選出の結果を発表した後いずれかの候補者が選挙又は選出に不正行為が行われたと確信すべき証拠があったときは、その候補者の立候補する権利又は選挙権を剥奪することを命令するため最高裁判所に起訴する権限を有する。

---

i 2017年新憲法第222条から第227条まで

ii 2017年新憲法第224条第3項

iii 2017年新憲法第224条第4項

iv 2017年新憲法第224条第2項

v 2017年新憲法第224条第5項

vi 2017年新憲法第224条から第226条まで

#### イ 選挙委員会の構成

選挙委員会は、7人の委員によって構成されており、以下の条件を満たす者の中から上院の助言に基づき国王が任命する<sup>i</sup>。

- ① 選挙の管理及び実施を誠実かつ公正に進めることに資する様々な学問分野における知識及び専門性を有し、明らかに誠実である者から、人選委員会<sup>22</sup>によって人選された5人。
- ② 法律分野の知識、専門及び経験を有し、明らかに誠実な者であって5年以上裁判長以上の地位又は検事長以上の地位にあった者から、最高裁判所大法廷において選出された2人。

なお、選挙委員の任期は、国王が任命した日から起算して7年とし、1期限り就任できる。

#### ウ 選挙委員会事務局の構成

選挙委員会の下に、選挙委員長から任命された事務総長1人及び事務総長の業務を補佐する副事務総長5人が置かれている。

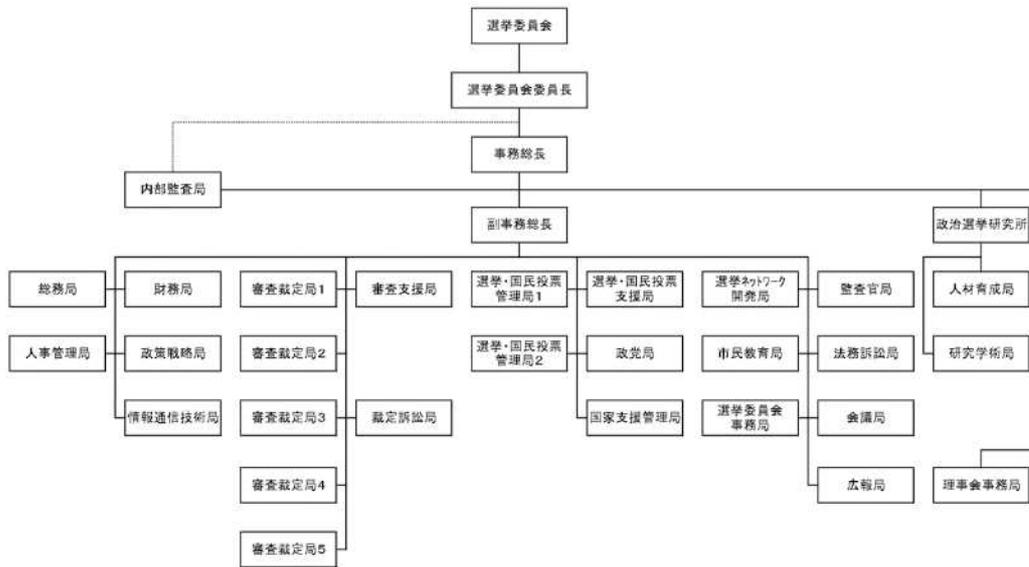
事務総長は、選挙委員会事務局の代表としての役割を果たすとともに、事務局職員の指揮官として業務の監督を行うこととなっている。

また、事務局内は「総務」、「審査裁定」、「政党及び国民投票」、「選挙管理」、「市民参加」の5つの部局で構成されており、2,000人以上の職員がこれらの業務を行っている。

---

<sup>i</sup> 2017年新憲法第222条及び第223条

【図 32：選挙委員会の組織図】



出典（タイ選挙委員会事務局提供資料を基に作成）

## （2）選挙検査員制度

タイで実施される選挙では、候補者からの金銭の授受等、選挙運動時の不正が多く発生していたため、先述のとおり、2017年新憲法に基づく選挙制度において、選挙委員会の権限の強化が図られている。

こうした選挙運動等での不正の証拠を収集し、選挙委員会に報告するのが選挙検査員の役割である。

旧憲法（2007年憲法）に基づく選挙制度までは、県（チャンワット）ごとに選挙委員会が設置され、常勤の職員がこれらの選挙業務を行っていたが、人件費の削減の観点から、2017年新憲法に基づく選挙制度においては、各県の選挙委員会が廃止され、非常勤の職員<sup>i</sup>による選挙検査員制度が導入されたものである。

この選挙検査員制度では、下院議員選挙を実施する際、必ず各県に設置する必要があるが、地方選挙においては、選挙の規模によって選挙検査員の設置の有無を選挙委員会が決定することとなっている。

各県に設置される選挙検査員は、その県内の地域住民から公募し、応募のあった住民の中から県（チャンワット）レベルで16人をリストアップし、最終的に選挙委員会で8人の選挙検査員の候補者を選定する。各県（チャンワット）に配置される選挙検査員の人数は、各県（チャンワット）に設定される選挙区数で決められており、1県（チャンワット）当たり5選挙区以下であれば選挙検査員は6人、6選挙区から11選挙区であれば7人、12選挙区以上であれば8人となっている。

選挙検査員の具体的な配置の考え方は、例えば、7人の選挙検査員を選出する場合、その県（チャンワット）のリストの上位5人を指名した後、残りの2人は他県

<sup>i</sup> 当該選挙前の1ヶ月間のみ勤務

(チャンワット) のリストから抽選で選出されることになる。これは当該県 (チャンワット) 出身の選挙検査員だけであった場合、立候補者や選挙スタッフなどと知り合いであるケースもあり、選挙運動の不正に対して抑止効果が薄れてしまうことを防ぐためである。

選挙検査員の役割である不正の証拠収集の対象は立候補者だけでなく、選挙スタッフ等選挙関係者も含まれており、住民目線による厳しい不正の取り締まりに期待が寄せられている。

### 3 下院議員選挙

2017 年新憲法に基づく選挙制度において、下院である人民代表院は 500 議席と定められており、その内 350 議席が選挙区制 (小選挙区)、150 議席が比例代表制により選出される<sup>i</sup>。選挙区は、全国 350 ヲ所に別れている。この区割りには行政区に沿っているわけではなく、選挙のために区切られたエリアとなっており、1 選挙区から 1 人、合計 350 人が選ばれ、残り 150 人が比例代表制で選ばれる仕組みである。

#### (1) 選挙権

選挙権の具体的な要件は以下のとおり<sup>ii</sup>である。

- ① タイ国籍を有する者
- ② 選挙日に年齢が満 18 歳以上である者
- ③ 選挙日までに 90 日間以上、選挙区内の「タビアン・バーン」という住居登録に氏名が記載されている。

なお、下院議員選挙に関する憲法に基づき制定された関連法律に従い、正当な理由を通知することなく、選挙権を行使しない有権者は、法律の定めるところによりいくつかの権利を制限されることがある。

また、以下の項目に該当する者は選挙権を行使することができないこととなっている<sup>iii</sup>。

- ① 僧侶、見習僧、修行者又は出家者。
- ② 訴訟により選挙権を剥奪されている期間中の者。
- ③ 裁判所の令状又は法律に基づく命令により拘留中の者。
- ④ 精神異常者又は精神錯乱者であり心身が健全でない者。

これらの要件は、旧憲法 (2007 年憲法) に基づく選挙制度と比較して大きな変更はないが、旧憲法 (2007 年憲法) に基づく選挙制度では選挙実施年の 1 月 1 日に満 18 歳であることが要件であったものが、2017 年新憲法に基づく選挙制度では、選挙日に満 18 歳であることに変更されている。

---

<sup>i</sup> 2017 年新憲法第 83 条

<sup>ii</sup> 2017 年新憲法第 95 条

<sup>iii</sup> 2017 年新憲法第 96 条

有権者名簿は、住居登録に記載された情報を元に作成される。この住居登録は、日本でいう家屋の登記簿及び戸籍、住民票を合わせたようなもので、原則として、持ち家しか登録できないことから、多くの国民は実家を登録している。そのため、選挙になると実家に帰省するといった光景が見られる。

## (2) 被選挙権（立候補）

下院議員選挙へ立候補するには以下の要件<sup>i</sup>を満たす必要がある。

- ① 出生によるタイ国籍を有する者。
- ② 投票日に満 25 歳以上である者。
- ③ 投票日まで 90 日以上継続して、いずれか一つの政党の党员である。
- ④ 下院解散による総選挙である場合は、投票日まで 30 日以上継続して、いずれか一つの政党の党员である。
- ⑤ 選挙区方式による立候補者は、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。
  - ・ 立候補届日まで 5 年以上継続して立候補する県（チャンワット）の住居登録に氏名が記載されている。
  - ・ 立候補する県（チャンワット）で出生した者である。
  - ・ 立候補する県（チャンワット）に所在する教育機関で 5 年以上継続して教育を受けたことがある。
  - ・ 立候補する県（チャンワット）で 5 年以上継続して公務についたことがある、国の機関で従事したことがある又は住居登録に氏名が記載されていたことがある。

また、以下のいずれかに該当する者は、下院議員として立候補する権利を行使できないこととなっている<sup>ii</sup>。

- ① 麻薬中毒である者
- ② 破産者であるか又は不正に破産したことがある者
- ③ 新聞又はいずれかのマスコミ事業の所有者であるか株式保有者
- ④ 選挙権行使を禁止されている者（僧侶、出家者、精神異常者等）
- ⑤ 選挙に立候補する権利の行使を一時的に停止されているか又は選挙に立候補する権利を剥奪されている者
- ⑥ 判決により禁錮刑に処せられている又は裁判所の令状により拘留されている者
- ⑦ 判決により禁錮刑に処せられ、刑の執行を終えてから選挙日までに 10 年を経過していない者
- ⑧ 公務、国家機関又は国营企業から、職務上の汚職又は公務における汚職等により解雇されたことがある者

<sup>i</sup> 2017 年新憲法第 97 条

<sup>ii</sup> 2017 年新憲法第 98 条

- ⑨ 裁判所の最終判決若しくは命令により、異常に富裕になったとの理由により国に資産を没収されたことがある者又は汚職防止取締に関する法律に基づく違反行為を理由により禁錮刑に処せられたことがある者
- ⑩ 公務上の職務又は司法上の職務に違反する行為等により最終判決を受けたことがある者
- ⑪ 選挙における汚職行為により最終判決を受けたことがある者
- ⑫ 政治職公務員を除き、常勤又は有給の公務員である者
- ⑬ 地方議会議員又は地方行政の首長である者
- ⑭ 上院議員であるか又は上院議員であったことがあり、その地位が終了してから2年経過していない者
- ⑮ 政府機関、国家機関又は国営企業の職員若しくは被雇用者又は国のその他職員である者
- ⑯ 憲法裁判所司法官又は独立機関に地位を有する者
- ⑰ 政治職に就任することが禁じられている期間中である者
- ⑱ 2017年新憲法第144条（歳出予算の支出に直接的又は間接的に関与することとなる提案、修正動議等を行った場合）又は第235条第3段落（汚職防止取締に関する憲法関連法律により、最高裁判所等が起訴された者に違反行為があったと判決した場合）に基づく事由により解任されたことがある者  
これらの要件は、旧憲法（2007年憲法）に基づく選挙制度と比較しても大きな変更はない。

(3) 各県（チャンワット）における議員数及び選挙区の設定

下院議員選挙の選挙区制（小選挙区）において、各県（チャンワット）に割り当てられる議員数及び選挙区は、以下の方法により設定される<sup>i</sup>。

- ① 選挙が実施される前年末に公表される住居登録を基礎とする全国の人口数を下院議員数350人で除して得られた数を1人の議員に対する基準値とする。
- ② 県（チャンワット）の人口が①に基づく議員1人の基準に達しない場合、当該県（チャンワット）は下院議員1人とし、県（チャンワット）の範囲が選挙区となる。
- ③ 県（チャンワット）の人口が議員1人の基準を超えている場合は、議員1人当たりの基準値に基づき、当該県（チャンワット）の下院議員を増加させる。
- ④ ②及び③の下院議員数の調整により、下院議員が350人に満たない場合は、③に基づく算定において、余りが最も多い県（チャンワット）に下院議員を1人増加させ、議員数が350人になるまで調整していく。
- ⑤ 1人を超える下院議員を選出する県（チャンワット）は、その有する下院議員数と同数の選挙区に分割しなければならない。

<sup>i</sup> 2017年新憲法第86条

#### (4) 選挙運動

国家平和秩序維持評議会（NCPO）は、2014年5月に軍事政権が発足して以降、5人以上の政治集会を禁止するなど政党の活動を制限してきた政治活動禁止令を2018年12月11日に解除し、実質的な下院議員選挙に向けた選挙運動が行われていた。

2017年新憲法に基づく選挙制度では、選挙区制（小選挙区）の票数の獲得が重要視されることから、政党や立候補者は選挙区内において、日本と同様に選挙カーでの投票の呼びかけや候補者の巨大ポスターの掲示等各地で選挙運動が活発化している。

また、選挙運動においては、金銭の授受や金銭に等しい物の提供（パーティーや娯楽イベントの実施）、公職者が選挙運動をすることなどが禁止されていることから、選挙委員会による取り締まりも強化されている。

#### (5) 投票

選挙区から選出される下院議員は、直接かつ秘密投票の方法により1つの選挙区から1人を選出することとなっており、有権者には1人に1票を投じる権利が与えられ、いずれかの立候補者を選んで投票するか又はいずれの立候補者も選ばない投票をすることができる<sup>i</sup>。

投票時間は、旧憲法（2007年憲法）に基づく選挙制度では、8時から15時までであったが、2017年新憲法に基づく選挙制度では8時から17時までに延長されている。

有権者への選挙の通知方法は、有権者名簿に記載されている住所に通知が届き、その通知を投票所へ持参し、有権者名簿との照合や身分確認が完了したのち投票用紙が交付される仕組みとなっている。

旧憲法（2007年憲法）に基づく選挙制度では、選挙区制（小選挙区）と比例代表制の2枚の投票用紙により投票を行っていたが、2017年新憲法に基づく選挙制度では、投票用紙が1枚に統合され、投票用紙には、政党のロゴマーク、候補者の氏名、立候補者に投票する（印を記入する）欄、いずれの立候補者も選出しないことを選択する（印を記入する）欄が記載されている。

また、下院議員選挙においては、正当な理由により当日投票に行けない人のために期日前投票を実施している。また、外国在住者は、各国のタイ大使館において投票できることとなっている。

#### (6) 得票数と議席数の割り振り

得票率の考え方は、まず政党ごとの得票数を基に構成率を算出する。定数500人に対して構成率を掛けることにより、各政党の議席数が決定する。その議席数から選挙区制（小選挙区）で選ばれた議員数を除いた数が、比例代表制で選出

---

<sup>i</sup> 2017年新憲法第85条

される議員数となり、仮に選挙区制（小選挙区）に抛る得票数が多い場合には、比例代表制において政党リストからの選出が少なくなる。

なお、この得票率の考え方は、2017年新憲法に基づく選挙制度で初めて導入されたものであるが、その経緯は、過去に大政党同士の対立が激しくなったことなどが、国の成長・経済発展に悪影響を与えたことを踏まえ、議席数を比例方式で決定することで、大きな政党の議席数を制限しようとする狙い（従来は、投票用紙が選挙区と比例代表で別々であったため、大きな政党がどちらの方法でも議席を獲得してしまう結果となっていたものを平準化する狙い）がある。

【表 46：得票数と割り当ての例】

| 政党名 | 政党の得票数 | 構成比  | 政党に割り当てられた議席数 | 選挙区制<br>(小選挙区) | 比例代表制 |
|-----|--------|------|---------------|----------------|-------|
| A 党 | 〇〇票    | 30%  | 150           | 120 人          | 30 人  |
| B 党 | △△票    | 40%  | 200           | 80 人           | 120 人 |
| C 党 | □□票    | 30%  | 150           | 150 人          | -     |
| 合計  | ●●●●票  | 100% | 500           | 350 人          | 150 人 |

出典（King Prajadhipok's Institute 聞き取り）

- ・ A 党の場合、小選挙区で 120 人当選。割り当てられた議席数を満たしていないので、30 人が比例代表として選出される。
- ・ B 党の場合、小選挙区で 80 人当選。割り当てられた議員数を満たしていないので、120 人が比例代表として選出される。
- ・ C 党の場合、小選挙区で 150 人当選。割り当てられた議員数を満たしているため、比例代表の当選者はなし。

なお、選挙区内のいずれの立候補者の得票数が、いずれの立候補者も選出しない票数（反対票）を上回らなかった場合、再選挙が実施される。その場合、当初の選挙の立候補者は、再選挙に立候補できない。

#### （7）選挙結果の公表

選挙委員会は、投票後、速やかに基本的な点検を行い、投票日から起算して 60 日以内に選挙結果を発表することとなっている<sup>i</sup>。

#### （8）下院議員に空席が生じた場合の補欠選挙の実施

下院議員の任期中に空席が生じた場合は、以下により補欠選挙が実施されることになる<sup>ii</sup>。

- ① 選挙区制（小選挙区）による選挙で選出された下院議員の場合、任期の残り

<sup>i</sup> 2017 年新憲法第 85 条

<sup>ii</sup> 2017 年新憲法第 105 条

期間が 180 日以上ある場合は、補欠選挙を行うことになる。

- ② 比例代表制により選出された下院議員の場合、残りの任期に関係なく、空席となった下院議員の代わりに当該政党の名簿の順にある者を繰り上げることとなる。

#### (9) 国王が解散を命じた際の総選挙の実施

国王は、下院を解散する権限を持っており、その権限を行使した場合は、解散を命じた勅令が施行された日から起算して 5 日以内に選挙委員会が総選挙の日を定めて官報に告示することとなっている<sup>i</sup>。なお、選挙日は勅令が施行された日から起算して 45 日以上 60 日以内に行うこととなっている。

### 4 上院議員選出

2017 年新憲法に基づく選挙制度において、上院である元老院は 200 議席と定められている<sup>ii</sup> (旧憲法 (2007 年憲法) に基づく選挙制度では 150 議席)。

上院議員の選出方法について、旧憲法 (2007 年憲法) に基づく選挙制度では、選挙による選出と上院議員選出委員会の指名による選出と 2 通りの選出方法が存在したが、2017 年新憲法に基づく選挙制度では、選挙による選出方法が廃止され、各種職業グループに属する上院議員候補者達の中から互選方式により選出されることとなった。

任期について、旧憲法 (2007 年憲法) に基づく選挙制度では、任期は 6 年で連続してその地位に就くことはできなかったが、2017 年新憲法に基づく選挙制度では任期が 5 年<sup>iii</sup>に変更され再選すれば連続で議員に就任することも可能となり、当選回数制限もなくなった。

#### (1) 被選挙権 (立候補)

上院議員へ立候補するには、以下の要件<sup>iv</sup>を満たす必要がある。

- ① 出生によるタイ国籍を有する者。
- ② 立候補日に満 40 歳以上である者。
- ③ 知識、専門知識及び経験を有する者、属する職業グループの分野で 10 年以上勤務した者又は上院議員選出に関する基本法に規定された資格を有する者。
- ④ 上院議員選出に関する基本法に基づいて指定された地域で生まれた者、住居登録に氏名が掲載されている者、働いたことがある者又はその地域と関係が深い者。

また、以下の禁止事項に該当する者は、上院議員に立候補できないこととな

---

i 2017 年新憲法第 103 条

ii 2017 年新憲法第 107 条

iii 2017 年新憲法第 109 条

iv 2017 年新憲法第 108 条

っている。主な禁止事項は以下のとおり<sup>i</sup>。

- ① 公務員である者。
- ② 下院議員であるか、立候補日までに下院議員の地位を離れ5年以上経過していない者。
- ③ 政党の党员である者。
- ④ 政党におけるいずれかの地位に就任しているか、立候補日までに政党の地位を離れ5年以上経過していない者。
- ⑤ 国务大臣であるか、立候補日までに国务大臣の地位を離れ5年以上経過していない者。
- ⑥ 地方議会議員又は地方行政の首長であるか、立候補日までに地方議会議員又は地方行政の首長の地位を離れ5年以上経過していない者。

上述の要件は、旧憲法（2007年憲法）に基づく選挙制度の要件と概ね変更はないが、旧憲法（2007年憲法）に基づく選挙制度の要件では規定されていた学歴の条件（学士以上又はそれと同等の学歴が必要）がなくなっている。

## （2）選出方法

2017年新憲法に基づく選挙制度では、選挙による選出方法が廃止され、各種職業グループに属する上院議員候補者達の中から互選方式（自分の属する職業グループ以外のグループに属する候補者をお互いに選び合う方式。現在、この職業グループは20グループ程存在し、先ず上院議員の候補者は、自分がどの職業グループに属するのか特定しなければならない。）により選出されることとなった<sup>ii</sup>。

この選出方式の第一段階として、郡（アンプー）レベルで互選が行われ、郡（アンプー）で選ばれた候補者は、次に県（チャンワット）レベルで互選が行われる。県（チャンワット）で選ばれた候補者から、さらにもう一度国レベルで互選が行われ、最終的に200人の上院議員が決定される。

なお、この選出方法に対しては、様々な意見が出てきており、例えば、他の職業グループのことを良く知らないのにどのようにして選ぶのかなどの課題がある。

## （3）選出方法（経過措置）

上述のとおり、上院議員の選出方法は2017年新憲法に記載されているが、当面の期間において、上院は国家平和秩序維持評議会（NCPO）の助言に基づき、国王が任命する250人で議員を構成することとなっている<sup>iii</sup>。

- ① 国家平和秩序維持評議会（NCPO）が様々な分野の知識と経験を有し、政治

<sup>i</sup> 2017年新憲法第108条

<sup>ii</sup> 2017年新憲法第108条

<sup>iii</sup> 2017年新憲法第269条

的に中立である有資格者の中から任命する 9 人以上 12 人以内の上院議員人選委員会を設置し、以下の要件に相応する者を選出する役割を担うこととなる。

- i) 選挙委員会が、上院議員選出に関する憲法関連法律に従い、2017 年新憲法<sup>i)</sup>に基づく上院議員 200 人の選出を 2017 年新憲法<sup>ii)</sup>に基づく下院議員選挙実施日の 15 日前までに終えて、国家平和秩序維持評議会（NCPO）に名簿を提出する。
  - ii) 上院議員人選委員会が、上院及び国家改革の職務を遂行するに相応しい知識と能力を有する者を上院議員人選委員会が定める手続に従い、400 人を超えない人数を選出し、国家平和秩序維持評議会（NCPO）に名簿を提出する。
  - iii) 国家平和秩序維持評議会（NCPO）が i) に基づく選挙委員会から受領した名簿から 50 人を選出し、また、50 人を予備名簿として選出する。かかる人選に当たっては広く様々な分野から選出されるよう留意すること。また、ii) に基づき人選された名簿から 194 人を選出し、国防次官、国軍最高司令官、陸軍司令官、海軍司令官、空軍司令官及び国家警察長官の地位にある者を加え、合計で 250 人とする。
- ② 国家平和秩序維持評議会（NCPO）は①に基づき選出した 250 人の名簿を国王の任命の裁可を得るため奏上し、国家平和秩序維持評議会（NCPO）議長が勅令に副署する。
- ③ 2017 年新憲法に基づく上院の期間<sup>iii)</sup>は、任命の勅令があった日から起算して 5 年とする。

## 5 地方選挙（地方議員選挙・首長選挙）

タイにおける地方選挙についても、軍事クーデターが発生した 2014 年以降実施されていない状況であったが、2018 年 5 月 24 日には、タイ国内の全ての地方自治行政の地方議員及び首長が任期満了を迎えたところであるが、2019 年 3 月 24 日に実施された総選挙を受けて、次は地方選挙が行われる予定である<sup>iv)</sup>。

バンコク都の都議会議員の事例では、2014 年の軍事クーデター発生前には 61 人の議員がいたが、軍事クーデター発生後、軍事政権が任命した 30 名が新たな都議会議員として業務を行っているとのことであった（2018 年 8 月調査時点）。そして、2019 年 3 月の総選挙後同年 7 月に新政権が発足したことから、バンコク知事とバンコク議会議員の選挙が同年 9 月から 11 月までの間に実施される見通しである（同年 7 月現在）。

---

i) 2017 年新憲法第 107 条

ii) 2017 年新憲法第 268 条

iii) 2017 年新憲法第 269 条

iv) 地方選挙の実施時期は、選挙委員会と内閣の協議により決定される。

### (1) 地方選挙の種類

2017年新憲法に基づく選挙制度において、地方議員は選挙で選出することが定められており、地方自治行政（Local Administration）の首長においては、選挙又は地方議会の承認を得る方法のどちらかを選択することができる規定となっているが、全ての地方自治行政（Local Administration）においては、選挙で首長を選出することとしている。

### (2) 被選挙権（立候補）

地方自治行政（Local Administration）の地方議員へ立候補する際の主な要件は以下のとおり。

- ① 出生によるタイ国籍を有する者。
- ② 立候補日に満 25 歳以上である者。
- ③ 立候補する選挙区に 1 年以上居住している者。

地方自治行政（Local Administration）の首長へ立候補する際の主な要件は以下のとおり。

- ① 出生によるタイ国籍を有する者。
- ② 立候補日に満 30 歳以上である者<sup>i</sup>。
- ③ 立候補する地方自治行政区に 1 年以上居住している者。

なお、優秀な候補者に立候補してもらうため、選挙で不正をした者、横領、麻薬の転売、人身売買、賭博、地方自治体職員で私的利用の不正で解雇された者等立候補できない条件も設定している。

また、地方議員に関しては、学歴を問わないこととしているが、首長については、大卒以上であることを要件に付けている地方自治体もある。

### (3) 地方選挙の運営

投票時間について、旧憲法（2007年憲法）に基づく選挙制度においては、8時から15時までであったが、2017年新憲法に基づく選挙制度では、8時から16時まで延ばされている。

地方選挙の運営に当たっては、選挙委員会が自ら選挙の運営を実施することも可能であるが、ほとんどの地方選挙において、各地方自治体を実施することになる見込みである。その際、地方自治体を管理監督している内務省地方行政局（Department of Provincial Administration : DOPA）では住民データ等の提供、また、内務省地方自治振興局（Department of Local Administration : DLA）では、地方選挙実施に当たっての予算策定のアドバイス等、選挙委員会と地方自治体をつなぐ役割を担っている。

---

<sup>i</sup> バンコク都においては、立候補日に満 25 歳以上である者。

## 6 近年の取組事例

選挙委員会では、今後実施される地方選挙に向けて電子投票制度の導入を検討している。電子投票の導入目的は、地方選挙に係る事務作業（投票実施・集計等）の軽減及び人件費の削減、そして無効票の排除であるが、導入に当たっては多額の費用が掛かってしまうため、まずは試験的に運用される予定である。

また、電子投票制度の実施に当たっては、個人情報取り扱い等の各種法律の整備も進められている。

## 第2節 公務員制度

タイでは、最初の統一的な公務員に関する法令は、1928年に「文官規則法」（以下「国家公務員法」とする。）が制定され（1929年2月に公布）、公開競争採用や官職分類基準、給与構造、懲戒基準、公務員の採用昇任に関する権限を与えられた人事委員会の設置等、成績主義原則や公正な人事管理制度が定められた。

その後、1975年の国家公務員法の大幅な改正により、職階制（11段階の階級に分けられ、試験等により階級が上がる仕組み）が導入され、これに伴い、職務記述書の整備や給与制度の改正が行われた。また、人事委員会の主な役割は、一元的な公務員管理政策の実施と内閣への助言とされた。

1980年代に入ると、職員の職務遂行能力の確保や士気向上等に向けた意識改革が重要であるとの認識の下、1992年に国家公務員法が改正され、俸給表の引上げ改定、研修等の能力開発の改革が行われ、改革の実効性を上げるため人事委員会の人事管理の調整機能を強化した。

また、1997年には政治の透明性や公正性等を目指した憲法（1997年憲法）が公布された。これを受けて、汚職や不正を防止するため国家汚職防止委員会等が設置され、2008年には、公務における、公正性、透明性の強化、成績主義の原則の強化、業績に応じた報酬、仕事と家庭の両立、人事管理に関する意思決定の分権化を柱とする国家公務員法の改正が行われた。

現在においても、汚職や職権乱用は根深く存在しているとされ、政府は、公務員の倫理意識の向上や腐敗防止に力を入れており、人事委員会もそのための取組を強化してきている。

タイにおいて、公務員は一般公務員、警察、軍隊が存在し、このうち、警察は全て国家公務員で、タイ全土を9つの地域に分けて管轄しており、軍も同様に地域を分けて管轄している。

本節では、公務員のうち一般公務員（行政事務職員）について述べる。

一般公務員は、国家公務員、地方公務員に分けられるが、ここではそれぞれの公務員制度について述べ、ケーススタディとして中央政府や地方政府において行った聞き取り調査の内容を紹介する。

## 1 国家公務員

タイの国家公務員制度は、先に述べた国家公務員法で規定されているが、国家公務員の人事管理に関する法律及び倫理基準を定めることが 2017 年新憲法<sup>i</sup>でも保証されている。

タイの国家公務員に関する法令や規定を設け、国家公務員の採用、人事管理を所管する日本の人事院と同様な役割を果たす組織として、人事委員会（Civil Service Commission : CSC）及びその事務局（Office of the Civil Service Commission : OCSC）が在る。委員長は首相が務め、その事務局である OCSC は、首相府に属しており、各省庁はここで設けられた法令等に基づいてそれぞれ運営されている。

国家公務員は、第 4 章第 1 節「行政体制の概観及び歴史」図 18 のうちの、中央行政（Central Administration）の省庁、局に属している場合と、国による地方行政（Provincial Administration）に属する中央省庁の出先機関の集合体である県（チャンワット）、郡（アンプー）、町（タムボン）、村（ムーバーン）に所属している場合がある。

### (1) 国家公務員の階級

国家公務員の階級は、図 33 のとおり、以下の 4 つのカテゴリーに分けられ、それぞれ複数の階級に階層化されている。日本の公務員の「職務の級」に相当するのがカテゴリーで、それぞれ下から、O, K, M, S と 4 つのカテゴリーに区分される。カテゴリーの中ではさらに、O1, O2・・・、K1, K2・・・というように複数の階級に細分されており、在籍年数や勤務成績によって昇任していく。

#### ① General positions : O

(O1 : Operational level、O2 : Experienced level、O3 : Senior level、O4 : Highly skilled level)

学位を持たない者はこのカテゴリーの階級で採用される。

#### ② Knowledge worker positions : K

(K1 : Practitioner level、K2 : Professional level、K3 : Senior professional level、K4 : Expert level、K5 : Advisory level)

大学卒以上の者はこのカテゴリーの階級で採用される。

#### ③ Managerial positions : M

(M1 : Primary level、M2 : Higher level)

異動、昇任によりこのカテゴリーの階級となる。部局より下位の部署での長がこの階級である。

#### ④ Executive positions : S

(S1 : Primary level、S2 : Higher level)

部局の長及び副部局長がこのカテゴリーで、M のカテゴリーの中の階級を複

---

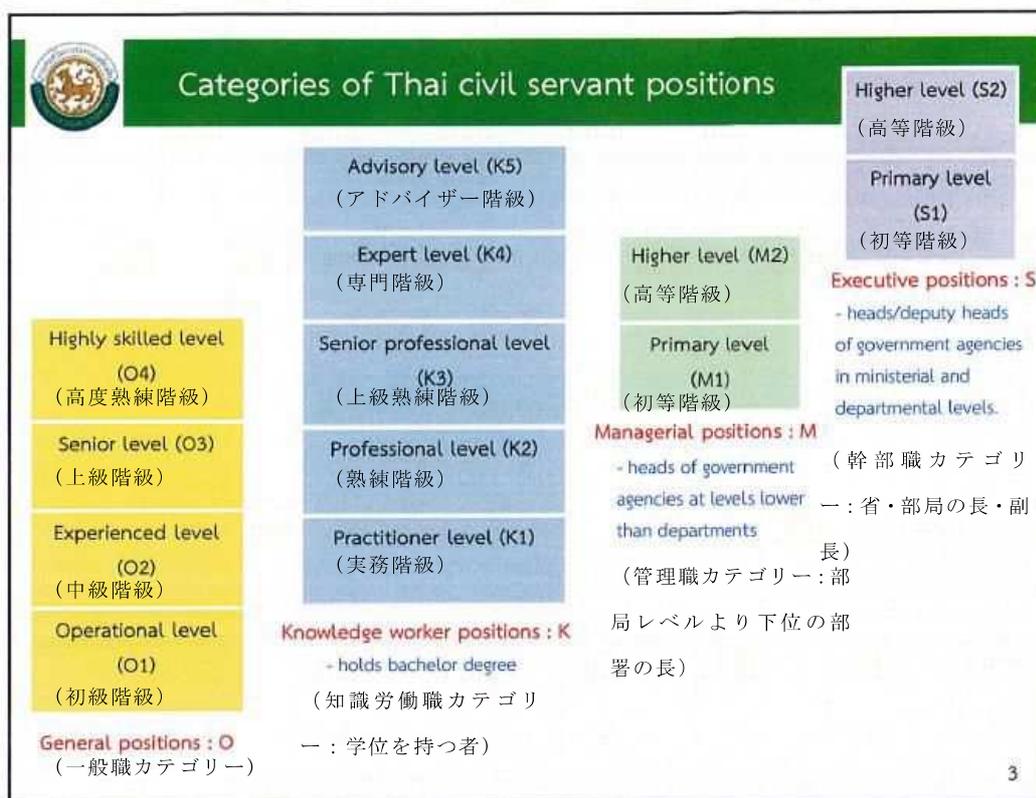
<sup>i</sup> 2017 年新憲法第 76 条

数年経験して、Sのカテゴリーの階級に昇任する。

各省庁や地方にある国の出先機関事務所（国による地方行政（Provincial Administration）の機関）に所属する国家公務員も含め、全てこれらの階級制度に統一されている。

タイの国家公務員が採用され、どのようにこれらの階級を経て昇任していくのかについては、（3）国家公務員の任命と昇任で詳細を述べる。

【図 33：国家公務員の階級とカテゴリー】



出典（タイ政府：地方自治振興局（Department of Local Administration）提供資料に加筆）

（2）国家公務員の採用

国家公務員の採用は、全部で3種類の試験により行われるが、全省庁一斉の筆記試験（Aタイプ試験）、各省庁の局別に行われる専門筆記試験（Bタイプ試験）及び面接（Cタイプ試験）が行われ、それぞれの省庁の局に採用されることになる。

選考基準は人事委員会事務局（OCSC）が規定を作成し、各省庁の局はその規定に基づき採用することになる。

タイでは各省庁だけでなく省庁内の局もそれぞれ別の法人格を持っているた

め、採用は省庁単位ではなく省庁内の局単位で行う。

全省庁一斉の筆記試験の A タイプ試験は、OCSC が作成し、毎年定期的に 6 月後半から 7 月までの期間に実施される。この試験に合格しない限り、各省庁の局で行う B タイプ及び C タイプの試験を受けることはできない。

A タイプ試験に合格した者は、各省庁の局が行う B タイプ及び C タイプの試験を受けるが、この試験は各省庁の局がそれぞれ必要に応じて行い、A タイプ試験に合格した者は、自分の希望と採用募集人数等を勘案しながら、B タイプ及び C タイプの試験を受けることになる。

B タイプ及び C タイプの試験を受けた後には、総合点による合格者のリストが作成され、それに基づきそれぞれの省庁の局が成績上位の者から採用していく。

多くの新規採用者はこの試験を受けて採用されるが、国家の奨学金により海外へ留学した後国家公務員の採用を希望する者は、A タイプの試験は免除されている。また、B タイプ及び C タイプの試験についても各省庁の局の判断により、レポートの提出と面談のみになる場合がある。

### (3) 国家公務員の任命と昇任

試験に合格し、採用された国家公務員のうち、学位を持たない者は O1、大学卒以上の者は K1 の階級となり、それぞれの局長が任命する。

任命後は、勤務年数、勤務態度等により昇任していくが、それぞれのカテゴリの中で階級で複数年以上の経験を積まなければ昇任できない仕組みとなっている（図 34 参照）。

#### ア General positions (O) 及び Knowledge worker positions (K) の任命と昇任

General positions (O) のカテゴリの階級で採用された場合、O1 から O2 に昇任するためには、O1 で少なくとも 6 年以上の経験を積む必要がある。さらに O3 に昇任するためには O2 で 6 年以上、O4 への昇任では O3 で 12 年以上の経験が必要となる。同様に Knowledge worker positions (K) のカテゴリの階級で採用された場合、K1 から K2 に昇任するためには、通常 6 年以上 K1 での経験を積む必要がある。大学院を卒業して採用された場合はその期間は短くなる。さらに、K3 への昇任は K2 で 4 年以上の経験を積む必要がある。K4 への昇任は K3 を 3 年以上経験するか又は Managerial positions (M) のカテゴリの階級を 1 年以上経験する必要がある。K5 への昇任も K4 を 2 年以上経験する、M2 を 2 年以上経験する、Executive positions (S) のカテゴリの階級を 1 年以上経験する、のいずれかが必要となる。General positions (O) のカテゴリのうちの O2 若しくは O3 又は knowledge worker positions (K) のカテゴリのうちの K2 にそれぞれ昇任した際には、採用時と同様に所属する局の局長が任命する。O4 と K3 への昇任の際は、事務次官の承認を得て局

長が任命する。K4 への昇任の際の任命は、事務次官又は担当大臣の責任の元で部局の長が任命する。K5 への昇任の際の任命は、担当大臣が選考した後、閣僚会議に選考結果を提出し、閣僚会議で承認する。承認を経て、首相が国王に任命について提案し、国王が任命する。

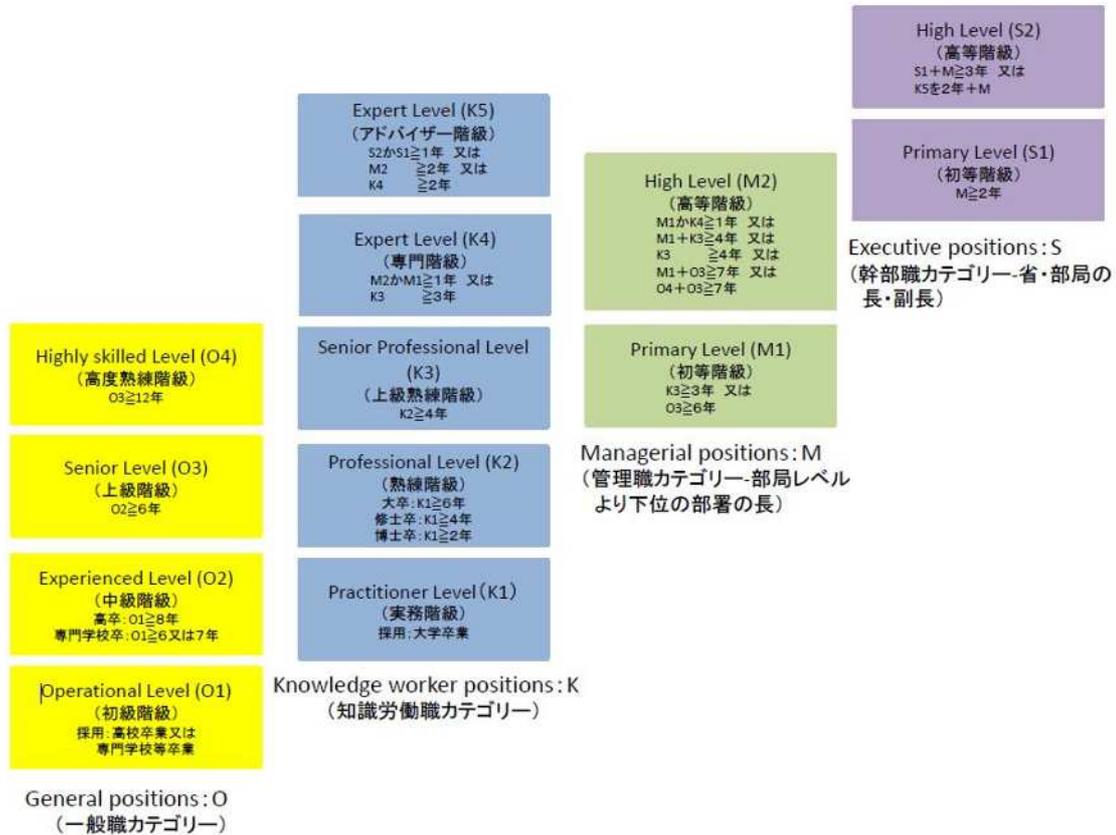
#### イ Managerial positions (M)及び Exexutive positions (S)の任命と昇任

管理職である Managerial positions (M)と幹部職である Executive positions (S)は、新規採用時に就く階級ではなく、O 又は K のカテゴリーの階級を経て昇任する。M のカテゴリーのうちの M1 に昇任するためには、K のカテゴリーのうちの K3 を 3 年以上か又は O のカテゴリーのうちの O3 を 6 年以上経験した後に昇任する。M2 に昇任するには、M1 又は K4 で 1 年以上の経験、M1 と K3 で合わせて 4 年以上の経験、K3 で 4 年以上の経験、M1 と O3 で合わせて 7 年以上の経験、又は O4 と O3 で合わせて 7 年の経験のいずれかが必要である。局長・副局長クラスの幹部職である Executive positions (S)は、S1 に昇任するには Managerial positions (M) のカテゴリーの階級を 2 年以上経験する必要があり、S2 への昇任は M のカテゴリーの経験に加え S1 を 1 年以上経験するか又は K5 で 2 年以上の経験及び M のカテゴリーの階級の経験を有する必要がある。M1 に昇任した際は、事務次官の承認を得て局長が任命する。M2 及び S1 への昇任の場合は、事務次官又は担当大臣の責任の元で部局の長が任命する。S2 への昇任は、事務次官又は部局の長が選考して担当大臣に提出、その後閣僚会議に選考結果を提出し、閣僚会議で承認する。承認を経て、首相が国王に任命について提案し、国王が任命する。

#### ウ カテゴリーを越える昇任

General positions (O) と Knowledge worker positions (K) は昇任により相互にカテゴリーを行き来するということはない。しかし、Knowledge worker positions (K) と Managerial positions (M) の間では、それぞれの階級の一番上まで昇任しなくてもカテゴリーを超えて昇任することができる。また、同様に Managerial positions (M) と Executive positions (S) の間でもカテゴリーを超えた昇任は可能である。これは、国家公務員法が改正された 2008 年以前は、国家公務員の階級は 1～11 に分けられており、例えば K4 と M2 は同じ 9 級であったため、K4 を数年経験すれば直接 M2 に昇任できるようにしている。各階級で昇任するには試験があり、これに合格することで昇任できる。ただし、それぞれの階級に在籍している職員の数等により、経験すべき年数を超えたからといって昇任できるわけではなく、空きが出てから試験が行われている。この昇任試験は、全省庁の局で行われている。

【図 34：国家公務員の階級及び昇任に必要な年数】



出典（タイ政府：地方自治振興局（Department of Local Administration）提供資料を基に作成）

(4) 国家公務員の転籍（トランスファー）及び異動（リロケーション）

タイの公務員制度の中で、日本と比較して特徴的な点として、転籍（トランスファー）制度がある。この制度は、公務員が採用された組織から別の組織へと身分を移す制度のことである。

これは、ある省庁の局に所属する国家公務員が別の省庁の国家公務員として転籍することだけではなく、国家公務員から地方公務員、またその逆の地方公務員から国家公務員、更には地方公務員が別の地方自治体の地方公務員として転籍することも認められている。

また、「(2) 国家公務員の採用」で述べたとおり、タイでは省庁内の局レベルでそれぞれ別法人となっているので、同じ省庁であっても、局を超えて身分を移す場合は、転籍となる。

国家公務員が別の省庁又は省内の別の局へ転籍することについては、所属する組織の長と、転籍先となる組織の長がそれぞれ承認することで認められる。その他、地方公務員への転籍等については、次項「2 地方公務員」の「(4) 地方公務員の転籍（トランスファー）及び異動（リロケーション）」で詳細を述べ

る。

次に、異動（リロケーション）とは、日本と同様、同じ組織内で勤務地や所属する課等を異動することである。これは組織の長が命令によって行うものである。

実際に、転籍は頻繁に行われており、中央省庁で採用され、数年働いた後に、例えば自分の出身地方の地方自治体に空きが出れば、そこに転籍するという場合が多いようである。

各省庁の局の組織は、地方にも出先機関があるので、転籍の場合も異動の場合も、中央省庁から地方へ勤務地を移ることがある。この場合も、同じ局の中の地方の出先機関へ移る場合は異動であり、局が変わる場合は転籍となる。

#### （5）国家公務員の退職

国家公務員は、60歳になる年の9月末をもって、一斉に退職となる。

#### （6）国家公務員の給与

公務員の給与は、各カテゴリーの階級により、それぞれ最低額と最高額の月給が決まっており、年齢や学歴、経験等によりその範囲で給与が決定される。各階級の最低額、最高額については表 47 から 50 までのとおりである。

このうち、暫定最低給与額とは、2008年に国家公務員の階級制度が大きく変わったため、転籍等で以前の給与とのバランスが大きく崩れてしまう場合があり、それを調整するために暫定的に作られているが、対象者は非常に少数である。

【表 47：国家公務員の階級による給与「General positions (O)」(月額)】

(単位：バーツ)

| level | Operational (O1) | Experienced (O2) | Senior (O3) | Highly skilled (O4) |
|-------|------------------|------------------|-------------|---------------------|
| 最高給与額 | 21,010           | 38,750           | 54,820      | 69,040              |
| 最低給与額 | 4,870            | 10,190           | 15,410      | 48,220              |

【表 48：国家公務員の階級による給与「Knowledge worker positions (K)」(月額)】

(単位：バーツ)

| level   | Practitioner (K1) | Professional (K2) | Senior professional (K3) | Expert (K4) | Advisory (K5) |
|---------|-------------------|-------------------|--------------------------|-------------|---------------|
| 最高給与額   | 26,900            | 43,600            | 58,690                   | 69,040      | 76,800        |
| 最低給与額   | 8,340             | 15,050            | 22,140                   | 31,400      | 47,810        |
| 暫定最低給与額 | 7,140             | 13,160            | 19,860                   | 19,860      | 29,980        |

【表 49：国家公務員の階級による給与「Managerial positions (M)」(月額)】

(単位：バーツ)

| level   | Primary (M1) | Higher (M2) |
|---------|--------------|-------------|
| 最高給与額   | 59,500       | 70,360      |
| 最低給与額   | 26,600       | 52,850      |
| 暫定最低給与額 | 19,860       | 24,400      |

【表 50：国家公務員の階級による給与「Executive positions (S)」(月額)】

(単位：バーツ)

| level   | Primary (S1) | Higher (S2) |
|---------|--------------|-------------|
| 最高給与額   | 74,320       | 76,800      |
| 最低給与額   | 51,140       | 56,380      |
| 暫定最低給与額 | 24,400       | 29,990      |

(7) 国家公務員の手当

国家公務員の手当は、国家公務員法<sup>i</sup>で規定されており、以下の4種類がある。

- ① 海外出向中の手当

<sup>i</sup> 国家公務員法第38条

- ② 地域手当
- ③ 専門職手当
- ④ 特殊手当

このうち、④特殊手当は、24 時間体制での勤務を行う場合で、刑務官等に対して支給されている。

#### (8) 国家公務員の研修制度及び人材育成

各省庁で独自に初任者、中堅、管理職等に対して行う研修に加え、人事委員会事務局（OCSC）が行う全省庁を対象とした研修もある。特に所属する公務員数が少ない局等では、OCSC で行われる研修を多く利用している。

さらに、全省庁横断的なエリート公務員を養成するための研修がプラチャータイポック王立学院で行われている。ここは公務員に限らず民間の管理職や管理職候補の人材等に関する組織マネジメント等の研究を行っている組織で、それらの成果に基づいた研修を行っている。

特に修士課程や博士課程を卒業した職員に対して行う、22 か月間のエリート国家公務員養成コースは、希望者が非常に多く人気がある。

#### (9) 国家公務員の人事評価及び業務管理

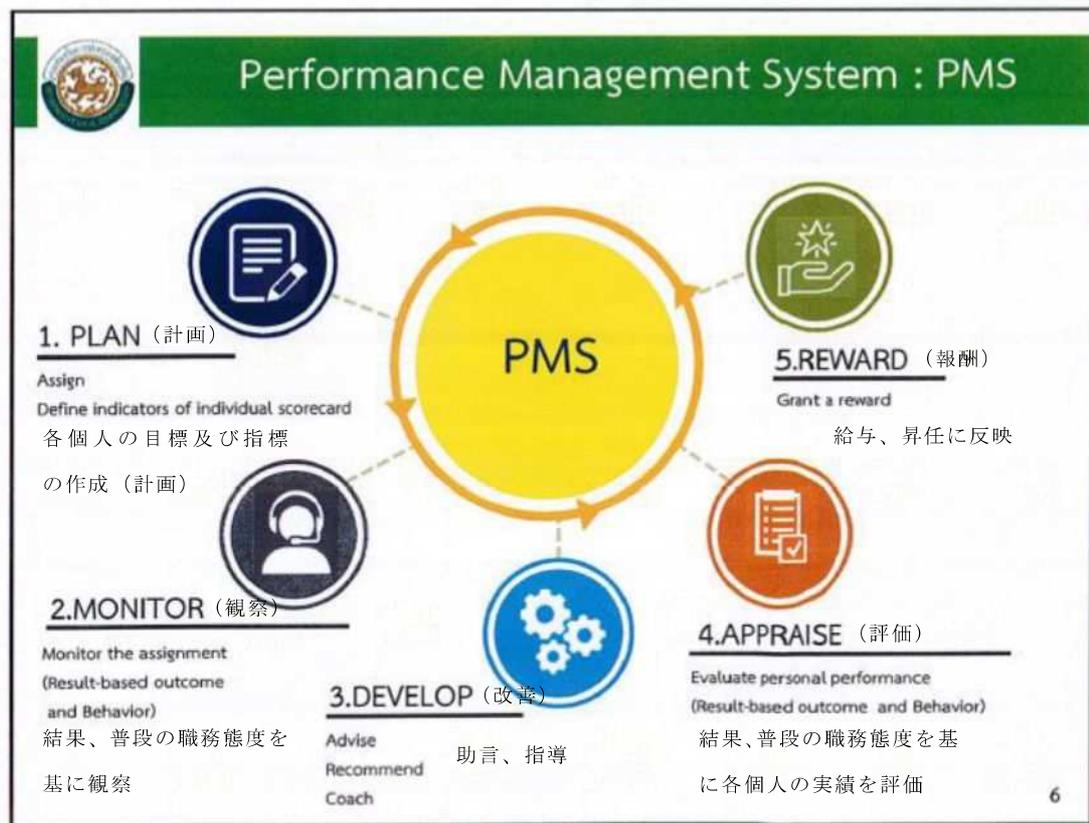
人事委員会（CSC）で、監督的立場にある職員が部下職員の人事評価を行う人事評価制度を策定し、各省庁はそれに従い人事評価を行っている。

職員の人事評価は、業績評価と能力評価について行われ、昇任や勤務意欲の増進に活用される。

タイの政策に対し、その政策達成のための KPI (key performance indicator : 重要業績評価指標をいい、以下「KPI」という。) がそれぞれの省庁又は局で定められており、それを基にさらに部署、最終的には職員それぞれに対して KPI が定めている。

そして、人事評価では、Performance Management System (PMS) を用いて行っている (図 35 参照)。

【図 35 : 国家公務員の人事評価システム】



出典 (タイ政府 : 地方自治振興局 (Department of Local Administration) 提供資料に加筆)

【1. PLAN (計画)】: まず、それぞれの職員には、職務内容から達成すべき目標を立て、それを達成するための計画を作成させるが、その際にどのような KPI を用いて評価していくかということが説明されるので、その KPI に沿った目標を立てていくことになる。

【2. MONITOR (観察)】: そして、その目標に沿って職務を行っているかが常に観察される。

【3. DEVELOP (改善)】: 問題がある場合や目標に対して計画通りに進んでいない場合は、上司からの指導が行われたり、目標の変更等を行ったりしていく。

【4. APPRISE (評価)】: 上司が示した結果について、副局長を委員長とする委員会において評価していき、評価の結果を本人に伝える。

【5. REWARD (報酬)】 委員会の結果は給与及び昇任等に反映される。

この 1~5 を 1 つのサイクルとして、年間 2 サイクル (10 月から 3 月まで及び 4 月から 9 月まで) で人事評価及び業務管理が行われる。

## 2 地方公務員（特別地方自治体を除く）

タイの地方自治行政の体制は、第4章第4節「地方自治行政」で述べたとおり、県自治体（オボチョー）、市町自治体（テッサバン）、村自治体（オボトー）に分かれており、本項では、これらの地方自治体に勤務する公務員の制度について説明する。なお、中央省庁の出先機関を含む国による地方行政（Provincial Administration）である県（チャンワット）や郡（アンプー）等は含まない。

地方公務員の人事管理についての法律は、1999年の地方公務員人事行政法（以下「1999年地方公務員人事行政法」という。）で定められている。国家公務員については、人事委員会（CSC）及びその事務局（OCSC）が選考、採用、人事管理等について所管しているが、地方公務員についてはそれらとは別に人事委員会が設けられている（図36参照）。

地方公務員の人事委員会は、1999年地方公務員人事行政法の中で定められており、3つの委員会を作ることが規定されている。

1つ目は、各県自治体（オボチョー）にそれぞれ1つずつ設置された、県自治体公務員人事委員会（Commission on Provincial Administration Organaization Personnel）、市町自治体職員人事委員会（Commission on Municipal Personnel）、タムボン自治体職員人事委員会（Commission on Tambon Personnel）である。県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会は、県知事を委員長として、タムボン自治体職員人事委員会は県知事又は県知事から委任を受けた副知事が委員長として、それぞれ、12名、18名、27名の委員によって構成されている。市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会は各自自治体にそれぞれあるのではなく、所在地の県自治体（オボチョー）に1つずつしかないため、管内の市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）から数名の部門長等が委員として入っており、構成人数が多くなっている。これらの委員会で実質的な人事の運用や細かいルール、採用や任命、昇任等のルールが決められている。

2つ目は、1つ目で設置された県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会に対して、それぞれ中央政府に1つずつ、県自治体公務員中央人事委員会、市町自治体職員中央人事委員会、タムボン自治体職員中央人事委員会が設置されている。これらの中央委員会は、内務大臣又は内務大臣から委任を受けた内務副大臣を委員長とした18名程度の委員によって構成されている。人事に関するルールや手順、給与、採用方法等を全国的に統一するため、これらの中央委員会で規定している。

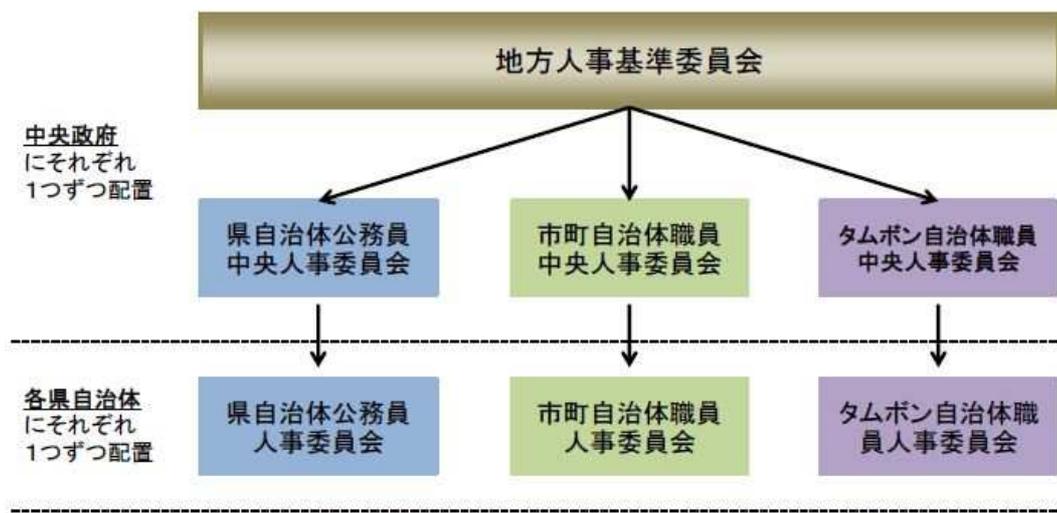
これら中央政府にある人事委員会の事務局は内務省地方自治振興局（DLA）にある。

3つ目は、さらに地方公務員全体の制度や統一的に運用すべきルール等を決める委員会として、地方人事基準委員会（Commission on Local Personnel Standards：CLS）が中央政府に1つある。全国の地方自治体はここで定められたルールを順守し運営していかなければならない。この委員会は、各中央政府の

委員会の委員の代表等から構成され、その中から委員長が選ばれる。

国家公務員同様に、階級、昇任等を規定していくが、上記のとおり、中央政府における中央人事委員会の下に各地方自治体の人事委員会がある。このことから、全体的に地方公務員制度については、国家公務員制度を基に作られ又は準用されており、国家公務員の制度と大きな違いはないと言える。

【図 36：地方公務員の人事委員会】



出典（タイ政府：地方自治振興局（Department of Local Administration）提供資料を基に作成）

### （1）地方公務員の階級

地方公務員においても国家公務員同様、階級制度が規定されている。

1999年の時点では、国家公務員と同様、1から11の階級で統一されていたが、2014年に現在の国家公務員の階級制度と同様に4つのカテゴリーに分けられ、さらにそれぞれが複数の階級に階層化されるという形に変更された（図37参照）。

#### ① General positions : O

(O1 : Operational level、O2 : Experienced level、O3 : Senior level)

学位を持たない者はこのカテゴリーで採用される。

#### ② Knowledge worker positions : K

(K1 : Practitioner level、K2 : Professional level、K3 : Senior professional level、K4 : Expert level)

大学卒以上の者はこのカテゴリーで採用される。

#### ③ Managerial positions : M

(M1 : Primary level、M2 : Middle level、M3 : Higher level)

異動、転籍、昇任によりこのカテゴリーとなる。部局の長がこのカテゴリーである。

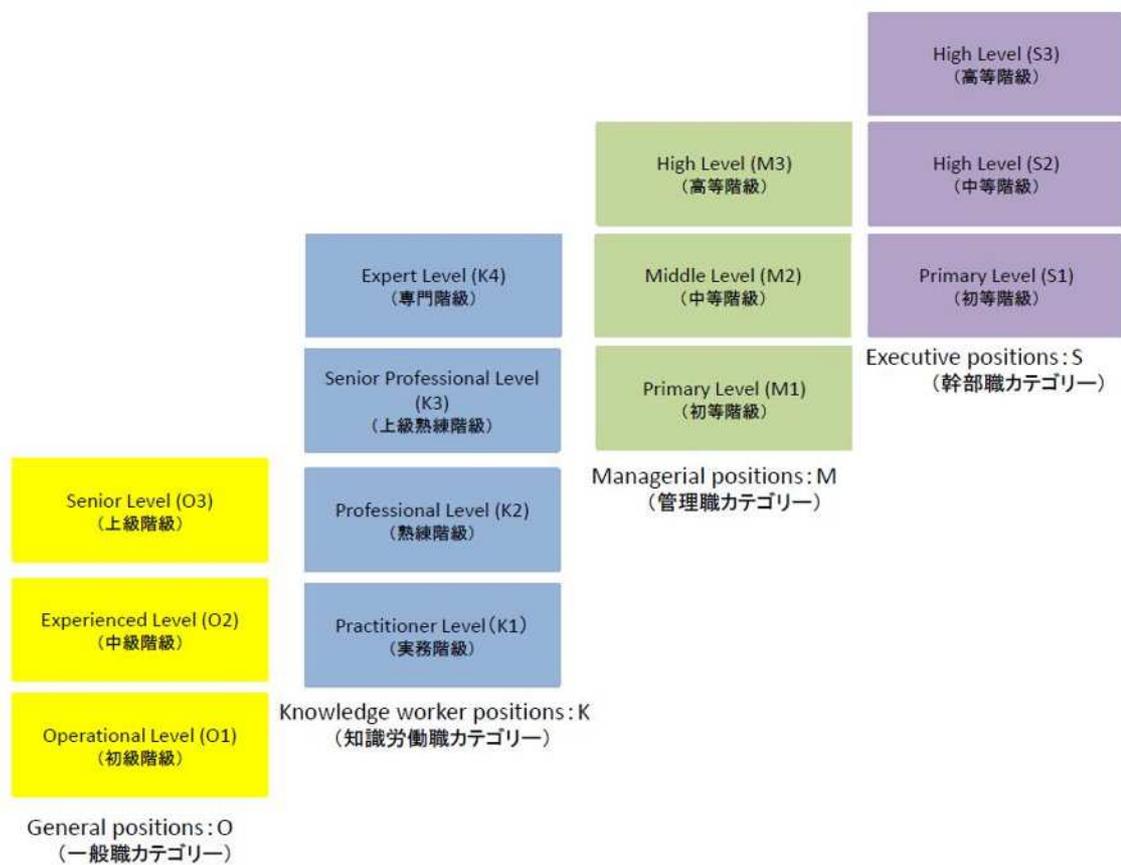
④ Executive positions : S

(S1 : Primary level、S2 : Middle level、S3 : Higher level)

県自治体長、県自治体助役、県自治体助役補佐がこのカテゴリーである。

全国の地方自治体がこれらのカテゴリーの階級に分けられている。国家公務員と比較すると、General positions、Knowledge worker positions で1つずつそれぞれ階級が少なく、一方で、Managerial positions、Executive positions でそれぞれ1つずつ階級が多くなっている。

【図 37 : 地方公務員の階級】



出典 (タイ政府 : 地方自治振興局 (Department of Local Administration) 提供資料を基に作成)

(2) 地方公務員の採用

これまでの地方公務員の採用については、1999年地方公務員人事行政法の規定により、図 36 の各県自治体 (オボチョー) にそれぞれある県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会におい

て、採用試験を行うこととされていた。

ただし、個別に試験を実施することができない地方自治体では、内務省が代わりに試験を行うということもあった。特に、2016年に、中央政府の人事委員会が、試験の際には大学が試験問題の作成、試験の実施において関与することを必須とするよう仕組みを変更した結果、それに対応できない地方自治体が出てきたため、内務省が試験を行った。

そして、2017年2月からは、国家平和秩序評議会（NCPO）の命令により、正式に内務省地方自治振興局（DLA）で一括して地方公務員（特別地方自治体を除く。）の採用試験を行うように変更された。

国家公務員の採用では、人事委員会事務局（OCSC）で一括して行われるが、地方公務員においては内務省自治振興局（DLA）で、全国一斉の同一試験（年1回）により行われる。

試験はAタイプ、Bタイプ、Cタイプと呼ばれる3種類に分かれており、Aタイプは筆記試験である。この筆記試験は、内務省自治振興局（DLA）が大学に委託し、問題を作成している。Bタイプは専門の筆記試験、Cタイプは面接となる。これら3タイプの試験の合計得点から合格者を順位付けしたリストを作成する。

また、採用希望のある地方自治体は内務省自治振興局（DLA）に報告し、内務省自治振興局（DLA）で採用可能な地方自治体のリストを作成する。合格者のうち、上位の者から希望する地方自治体に採用される。

### （3）地方公務員の任命と昇任

国家公務員同様、地方公務員においても試験に合格した場合、学位を持たない者は General positions の O1、学位を持つ者は Knowledge worker positions の K1 でそれぞれ採用される。任命は、それぞれの地方自治体の長が行う。

Managerial positions、Executive positions に昇任する場合は全て試験により行われる。

昇任についても、それぞれの地方自治体の長により任命される。

国家公務員と同様、例えば O1 から O2 へ昇任するためには6年の経験が必要であるなど、下位の階級やカテゴリーでの最低限の経験年数等が昇任する条件として決まっており、それらの経験を経た後、試験を受け、合格することで昇任する。

### （4）地方公務員の転籍（トランスファー）及び異動（リロケーション）

転籍（トランスファー）とは、日本には基本的にはない制度であるが、これは採用された地方自治体から、別の地方自治体に移ることを指す。また、それだけでなく、国家公務員への転籍又はその逆の転籍も含む。

転籍は以下の2つのパターンに分けることができる。

1つ目のパターンは、同じ階級への転籍である。この場合は、希望する地方自治体に自分と同階級に空きがあれば、希望を出した上で、現所属自治体の長及び希望する（転籍先となる）地方自治体の長に認められることで可能となる。就職時に、出身地方の地方自治体で採用がなかった場合や、試験の成績によって希望する地方自治体に採用されなかった場合等には、まずは空きのある地方自治体に採用され、自分が希望する地方自治体に空きが出るのを待つというケースもある。

2つ目は、昇任による転籍である。**Managerial positions**、**Executive positions** に昇任する場合は全て試験により行われる（前項参照）。**Managerial positions**、**Executive positions** の昇任試験を受ける資格（勤務年数や勤務態度等）を得た昇任による転籍を希望する者は、内務省自治振興局（DLA）が行う当該昇任試験を受けることになる。そして、採用の際と同様、試験の成績順の合格者リストが作成され、各地方自治体に空きがあれば、成績順に希望する自治体に昇任することになるが、成績順のため昇任した結果別の地方自治体に配属する場合があります、その場合は転籍となる。つまり、この昇任試験を受ける場合は、試験の結果次第では他の地方自治体に転籍する可能性があるため、その覚悟で受験することになる。これは、従前、優秀な職員を各地域で活用するということと、1つの地方自治体で昇任を続けることで、不正や賄賂が横行することが問題になったということから、それらを防ぐ役割を果たしている。**Managerial positions**、**Executive positions** であっても同じ階級であれば、制度的には1つ目のパターンも可能であるが、現実的には昇任による転籍が行われている。

一方、異動（リロケーション）とは、同じ地方自治体の中で勤務地や所属する課を異動することを指すが、国家公務員や日本の公務員と同様、本人の希望を勘案しながら所属する長の命令により行われるものである。

#### （5）地方公務員の定年

国家公務員同様、地方公務員も60歳になる年の9月末をもって、一斉に退職となる。

#### （6）地方公務員の給与

地方公務員の給与については、各県自治体（オポチョー）にそれぞれ1つずつ設置された、県自治体公務員人事委員会、市町自治体職員人事委員会、タムボン自治体職員人事委員会で決められる。自治体により違いがあり、同じ階級であっても同額の給与が支給されるわけではない。

#### （7）地方公務員の手当

先述の各人事委員会で規定される。

(8) 地方公務員の人事評価及び業務管理

国家公務員で用いられている KPI を指標とした Performance Management System (PMS) が用いられ、国家公務員同様に年間 2 回のサイクルで人事評価及び業務管理が行われる。

3 特別地方自治体公務員

タイでは地方自治体のうち、バンコク都及びパタヤ市は特別地方自治体と呼ばれ、その他の地方自治体である県自治体(オボチョー)、市町自治体(テッサバン)、タムボン自治体(オボトー)とは扱いが異なっている。特にバンコク都はタイの首都であることから特別地方自治体として位置付けられ、一早く首長の公選が認められている。また行政機能や財政規模等についても突出していることから、公務員制度についても他の地方自治体とは区別して、本項で述べる。

バンコク都の公務員制度は、バンコク都公務員法によって規定されている。

バンコク都の公務員の人事や昇任等に関する管理がなされているのは、バンコク都人事委員会 (Bangkok Metropolitan Administration Civil Service Commission : BMA CSC) である。

この委員会はバンコク都知事を委員長に、事務次官、副知事、各部門の長等で構成されている。

(1) バンコク都公務員の階級

バンコク都においても、他の地方公務員や国家公務員同様、階級制度が作成されている。

以前は 1 から 11 の階級で統一されていたが、現在の国家公務員の階級制度と同様に 4 つのカテゴリーに分けられ、さらにそれぞれが複数の階級に階層化されるという形となっている (図 38 参照)。

① General positions : O

(O1 : Operational level、O2 : Experienced level、O3 : Senior level、O4 : Highly skilled level)

学位を持たない者はこのカテゴリーで採用される。

② Knowledge worker positions : K

(K1 : Practitioner level、K2 : Professional level、K3 : Senior professional level、K4 : Expert level、K5 : Advisory level)

大学卒以上の者はこのカテゴリーで採用される。

③ Managerial positions : M

(M1 : Primary level、M2 : Higher level)

異動、転籍、昇任によりこのカテゴリーとなる。部局の長がこのカテゴリーである。

④ Executive positions : S

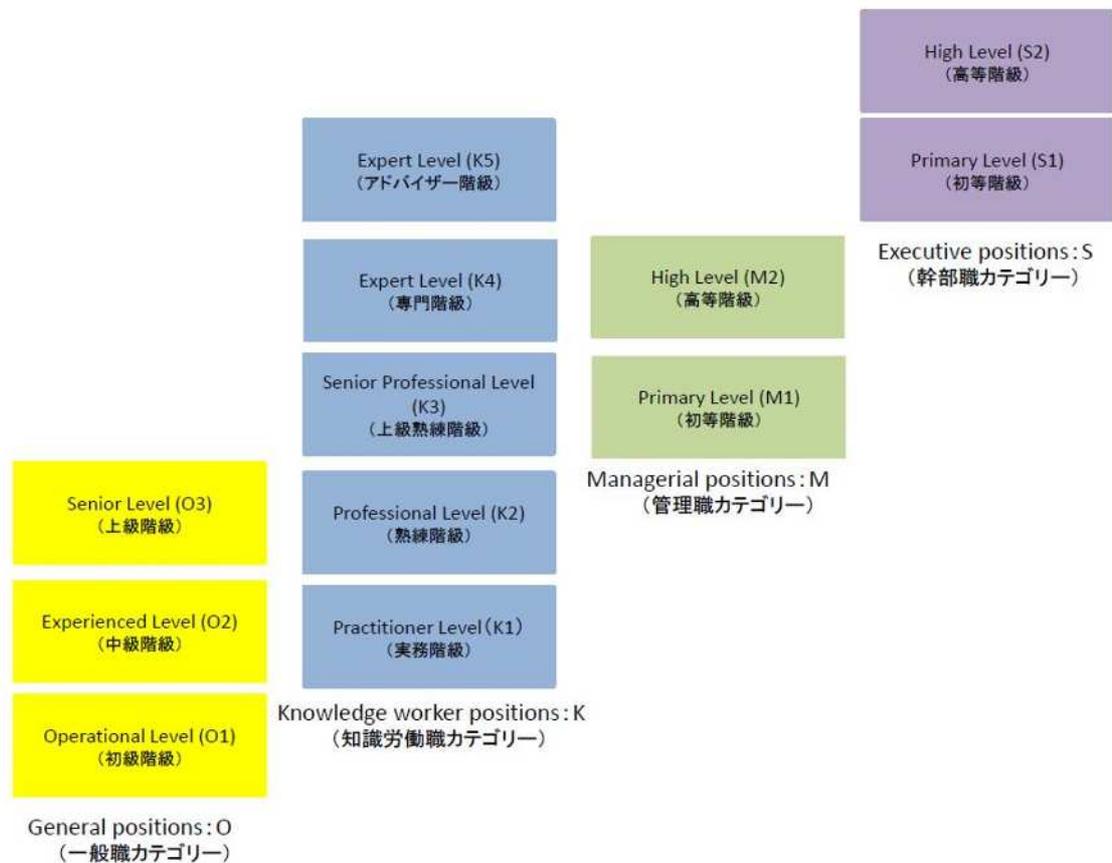
(S1 : Primary level、S2 : Higher level)

区長、局長等の管理職がこのカテゴリーである。

各カテゴリーを見ると、General positions は国家公務員より 1 つ少なく、地方公務員と同様、Knowledge worker positions は国家公務員と同様で、地方公務員より 1 つ多い。

Managerial positions、Executive positions の階級は国家公務員と同様で、地方公務員よりそれぞれ 1 つずつ少ない。

【図 38 : バンコク都公務員の階級】



出典 (バンコク都提供資料を基に作成)

## (2) バンコク都公務員の採用

バンコク都の公務員の採用は、他の地方公務員とは異なり、バンコク都独自で行っており、採用試験は年に 3 回実施されている。

試験は 2 種類あり、A タイプが一般教養の筆記試験で、B タイプが専門分野の筆記試験である。これらの筆記試験を行った上で、面接を行い、採用者を決定している。

年間採用者は近年では約 200 人程度で、ほとんどが地方出身者で占められて

いる。

その他、各部局が独自に採用する特別枠も設けられ、例えば建築の専門家を建築部局が独自に採用することなどがあり、その採用人数は年間に 10 数名程度である。

今後は、退職者が増える予定なので、採用者数を増やすことを検討している。

### (3) バンコク都公務員の任命と昇任

国家公務員、他の地方公務員と同様、バンコク都の公務員も、学位を持っていない者は **General positions** の **O1** で採用され、学位を持つ者は **Knowledge worker positions** の **K1** で採用される。修士号を持つ場合や職歴等がある者は経験等に応じて、**K2** などで採用される場合もある。これらの採用者の任命はバンコク都知事が行う。

バンコク都の場合、学位を持たない者は、採用後、職務年数や業績等から **General positions** の **O1** から **O2**、**O3** と昇任していくが、**Knowledge worker positions** へ昇任することはできない。ただし、夜間の大学に通い、学位を取得すると、**Knowledge worker positions** へ昇任するための試験を受けることができ、この試験に合格すれば、**Knowledge worker positions** へ昇任することができる。

学位を持つ者がバンコク都の公務員に採用された場合、**Knowledge worker positions** となり、これもバンコク都知事が任命する。採用後、4～6年後に **K2** に昇任する。その後、8年以上の勤務年数を超えた職員は、**K3** に昇任するための試験を受けることができる。合格した者は、勤務年数、業績によって **Knowledge worker positions** の **K4**、**K5** へ昇任する。

また、**K3** に昇任して3年以上経過した者は **Managerial positions** の **M1** に昇任するための試験を受けることもできる。そこから **M2** への昇任、また試験に合格することにより **Executive positions** の **S1** への昇任が可能となる。

### (4) バンコク都公務員の転籍（トランスファー）と異動（リロケーション）

転籍（トランスファー）については、他の地方自治体と同様、他の地方自治体や、中央省庁との間で行うことが可能である。この場合、同じ階級であれば、バンコク都の公務員が転籍する場合も、バンコク都の公務員へと転籍する場合も、所属元及び転籍先の長が承認すれば可能となる。

実情は、多くのバンコク都の公務員が、他の地方自治体の公務員へと転籍している。転籍先は、転籍する公務員の出身地域の地方自治体であることが多い。地方出身者は、出身地域の地方自治体の公務員の応募がなければ、多くの公務員を採用するバンコク都の試験を受け、採用後、希望する地方自治体に空きがあると、そこへ転籍を希望することが多い。近年では新規採用者が約 200 人であるが、そのうち 3 分の 1 は他の地方自治体へ転籍している。

バンコク都には 17 の部局があり、異動（リロケーション）は本人の希望や職歴、業務の都合等により、部局間や、バンコク都内の出先機関等の間で行われる。

(5) バンコク都公務員の退職

バンコク都公務員も、他の公務員と同様に、60 歳になる年の 9 月末をもって、一斉に退職となる。

ただ、今後退職者が増えていくため、採用者数を増やすことに加え、定年の延長が検討されている。

(6) バンコク都公務員の給与

バンコク都の公務員の給与も、階級によって決まっており、国家公務員の規定に準じている。

(7) バンコク都公務員の人事評価及び業務管理

他の公務員で用いられている KPI を指標とした Performance Management System (PMS) が用いられ、他の公務員と同様に年間 2 回のサイクルで人事評価及び業務管理が行われる。

4 公務員制度に関する運用事例（ケーススタディ）

1 から前項まででは、憲法及び法律に基づく制度内容や仕組みに加え、聞き取り調査を行った国の機関や地方自治体からの情報を基に述べたが、本稿では、聞き取り調査の中で得た運用事例（ケーススタディ）について紹介していく。

(1) 内務省自治振興局（DLA）

内務省自治振興局（DLA）は、国による地方行政（Provincial Administration）及び地方自治行政（Local Administration）を所管していることから、地方自治体との関係も深く、この局の考え方が地方自治体にとって大きな影響を及ぼす。

例えば、採用に関して、現在国家公務員の採用については、人事委員会事務局（OCSC）で一括して試験が行われるが、2017 年 2 月から地方公務員（バンコク都を除く。）についても、DLA が一括して採用試験を行うようになった（「2（2）地方公務員の採用」を参照）。これは、国家平和秩序評議会（NCPO）の命令によるものであるが、効率的な運営のために DLA が提案したことにより実現した試験採用方法とのことであり、採用試験委員会の事務局は DLA にある。

一方、この局での転籍（トランスファー）や異動（リロケーション）の実情については、地方での勤務を希望する職員は多いようで、やはり自分の出身地方に帰りたいと考えているとのことである。

地方で勤務するためには、地方の県（チャンワット）の地方自治振興局事務

所へ異動（リロケーション）するか、地方自治体へ転籍（トランスファー）するかになるが、どちらも職員の退職や転籍等で空きが出ると募集され、応募していく。

## （２）チェンマイ県自治体

チェンマイ県自治体には、約 1,000 人程度の職員が在籍している。従前は職員の採用を県自治体独自で行っていたが、2017 年 2 月から DLA による全国の地方自治体一斉の試験に変更となっており、また、同様に昇任についても、DLA による試験により行われるため、「2（４）地方公務員の転籍（トランスファー）及び異動（リロケーション）」で述べたとおり、管理職に就きたいと思う職員は、試験を受け、全国の地方自治体の中でその職に就いている者がいなく空いている地方自治体に転籍という形で就くことになる。不正が減るということでは、それぞれの地方自治体での試験を行うことよりも望ましいと考えられているが、これまでにその職員が業務の中で得た知識をその地方自治体に活かせることができないなど、問題も今後出てくるのが懸念されている。

中央政府やバンコク都等、都会で就職していた職員が、出身地方に帰るために希望した場合は転籍によって移ることができるため、中央政府やバンコク都側からすると、まず都会で就職し、その後、地元の地方自治体等で空きがでるのを待つという職員が多いという問題意識がある。しかし、受け入れる側の県自治体（オボチョー）からすると、転籍により移ってきた職員の一部が中央政府やバンコク都であったという程度で、特に問題意識を感じてはいない。

## （３）バンコク都

採用試験が、他の地方自治体分は中央政府が行う一斉試験によって採用が行われるようになった今でも、バンコク都では独自で行われており、また、採用数も他の地方自治体と比べると圧倒的に多いが、先述のとおり採用した職員の多くが転籍により出身地方の地方自治体へ移ることを希望するため、職員を育成してもそれがバンコク都の発展につながりにくいといった問題もあり、就職後 5 年以内の転籍を禁止するといった対策を行っている。

また、バンコクでの就職ではバンコク都より民間企業の方が給与を含めた待遇が良いため、優秀な人材が集まりにくいという点も課題となっている。

## 第9章 タイの地方自治制度における課題と展望

タイにおいては、1999年11月に定められた地方分権推進法により、国から地方に対して業務や財源を移譲する取組が進められてきた。

この地方分権推進法には、2001年から中央行政（Central Administration）50局の245業務を原則4年（最長10年）の間に地方自治行政（Local Administration）へ移譲すること、また、財源に関しては、国家歳出に占める地方歳出の割合を2001年までに20%、2006年までに35%とすることが規定されていたが、国から地方への権限移譲については予定どおりに進まなかった。

その背景には、タイ特有の地方行政体制がある。これまで見てきたとおり、タイにおける地方行政は、国による地方行政（Provincial Administration）と地方自治体による地方自治行政（Local Administration）が、それぞれ重なる地域を管轄している。そのため、同じような業務をそれぞれの組織で行っていることが多く、二重行政による無駄が多いとの指摘もある。また、国による地方行政（Provincial Administration）は、地方自治行政（Local Administration）の条例、予算、開発計画の承認等強い権限を有しており、これらの権限を守ろうとする国家公務員の反発も地方分権が進まない原因となっている。また、このように地方自治行政（Local Administration）は国による地方行政（Provincial Administration）に権限及び財源を握られているため、地方分権の受け皿となるべき地方自治行政（Local Administration）の行政経営能力が向上しないといったことも原因の一つであると考えられる。

しかし、今回調査した地方自治行政（Local Administration）の地方自治体幹部からは、自らの地域の実情に合った政策の実施に関して強い思いを持っているが、権限及び財源が限られているため政策を実施できないことをもどかしく感じているとの声も出ていた。こうした考えを持つ地方自治行政（Local Administration）が増え、声を上げることで、国から地方への権限移譲は進んでいくと思われる。

また、タイにおいては、絶対君主制から立憲君主制に移行した1932年の立憲改革以降、13度のクーデターが発生しており、その多くは軍主導によるものであったことはこれまで述べてきたとおりである。

クーデターは、政権の批判や政党同士の争いといった要因により発生しているケースが多く、それらの争いを収めるためという名目で、タイ国内で権力を持つ軍が介入し政権を掌握するといったことが繰り返されている。結果として、政党では継続的、安定的な政治運営ができず、軍事政権時が最も安定した政権運営が行われるといった皮肉な状況が生じていると言われている。しかし、近隣諸国が民主化していく中、タイでは民主国家でありながら軍事政権であった状況はタイ国民にとって不満であり、早期の選挙実施が強く求められてきていた。

そうした中、2019年3月24日に総選挙が実施されたが、これは、これまで何度も実施が延期されてきた総選挙が実現したものであり、今回の総選挙が、2014年のクーデター後に行われた初の選挙である。

2019年7月16日にプラユット内閣が発足し、5年振りに民政復帰となったが、軍政を引き継ぐ形の新政権となったことから、引き続き、軍の政治への影響力が維持されることとなった。ただし、新政権下において、これまでのような中央集権的な政治運営ではなく、地方分権を見据えた動きも進んでいけば、地方自治行政(Local Administration)が地域のニーズに応じた政策を実施でき、それが地域の活性化にもつながっていくことを期待し、今後のタイの新たな動きに注目していきたい。

## 【注釈】

- 1 軍によるクーデターにより憲法（2007年憲法）が廃止され、国家平和秩序維持評議会（NCPO）が暫定憲法を發布。また、立法議会も廃止され、新たに設置された一院制の「国家立法議会」が上下両院の役割を果たす立法機関の役割を担っている。
- 2 商用、会議、観光、親族・知人訪問等を目的とする場合には、入国に際してビザを取得する必要がない（在留期間は15日。ICAO標準のIC旅券を所持する者に限る。）。ただし、日本で報酬を受ける活動に従事する場合又は短期滞在の期間（90日）を超えて滞在する場合にはビザを取得する必要がある。
- 3 1,132,100人（出典：日本政府観光局（JNTO））。
- 4 世界銀行の基準によると2014年時点の一人当たりGNI（Gross National Income：国民総所得）4,125ドル超12,735ドル以下が高位中所得国。
- 5 経済産業省の『通商白書2015』によると、一人当たりGNIでみた2013年の所得水準が12,746ドル以上の国・地域と定義している。G7諸国、ユーロ圏諸国等いわゆる先進国とされる国等76か国・地域で構成される。さらに、中東産油諸国等多くの資源国もここに含まれる。
- 6 物価上昇（インフレ）率の目標値（又は範囲）を設定・公表して、その達成に向けて中央銀行が金融政策運営を実施するという金融政策の枠組み。
- 7 株式会社において、定款に定める株式数（授權株式数・発行可能株式総数）の範囲内であれば、取締役会の判断でいつでも新株発行をすることができる制度。
- 8 駿河生まれ。17世紀初め、シャムに渡り首都アユタヤの日本人町の頭領となり、内戦を治め国王の信を得て重臣となった人物。
- 9 タクシン氏は、軍によるクーデターで失脚後、国有地の取得をめぐる国家汚職防止法違反罪で起訴され、公判中の2008年8月に国外に逃亡。同年10月に禁錮2年の実刑判決を受けているところ。
- 10 「非常事態における行政に関する勅令」。国王の名において發布された後、国会で承認されることを条件として、首相に強大な権限を与えるものとして、タクシン政権下の2005年7月に制定されたもの（法的拘束力を持つ）。3か月間の時限立法であり、その後、3か月間の延長措置を繰り返すことで施行が続いていた。  
2005年非常事態令は、第5条で「非常事態宣言の対象となる地域は、状況に応じ、王国全土又は特定の地域若しくは地方とする」と定めており、今回、サマック首相がその適用範囲にバンコク首都圏全域を指定。同令第9条で非常事態における首相の権限として以下の6項目が定められているが、今回の発令では第1項目以外の5項目が適用された。  
①当該地域からの移動の禁止（今回は適用されず）、②集会の禁止、③報道の規制及び通信の制限、④交通の規制、⑤建物の使用禁止、当該地域への移動・滞在の禁止、⑥強制的避難及び退去の命令。
- 11 サマック首相の料理番組出演が、首相の副業禁止を規定する旧憲法（2007年憲法）第276条に反するとした違憲判決。この結果、サマック首相は自動的に首相資格を失った。

- 
- 12 2007年5月、軍政下で、憲法裁判所が、選挙違反によって不当に国家権力奪取を企てたという理由でタイ愛国党を解党し、同党の役員111名に5年間の政治職追放処分を下している。
- 13 憲法裁判所は、一連の人事が「親族の利益のために人事に介入した」として、私的利益による公務員人事への介入を禁じた憲法に反すると判断。ただし、2013年12月の解散から「選挙管理内閣」となっていた当時の政権は、職務を継続すべきだとして、政府が不在の状態は避けられた。
- 14 政治活動の禁止、集会禁止、言論報道統制、逮捕状なしでの身柄拘束、不敬罪や安全保障に関する市民を対象とした軍法会議による裁判等を規定した戒厳令法が適用される。
- 15 仏暦2517年（西暦1974年）憲法第25条に、「皇位の継承は、仏歴2467年（西暦1924年）の王位継承に関する王室典範に従い、国民議会の承認により、これを行うものとする。皇子がいなくときには、国民議会は、皇女による継承を承認することができる」と規定。
- 16 2017年新憲法第130条に規定。次に掲げる法律。
- (1) 下院議員選挙に関する憲法関連法律
  - (2) 上院議員選挙に関する憲法関連法律
  - (3) 選挙委員会に関する憲法関連法律
  - (4) 政党に関する憲法関連法律
  - (5) 国家査察官（注釈：オンブズマン）に関する憲法関連法律
  - (6) 汚職防止取締に関する憲法関連法律
  - (7) 国家会計検査に関する憲法関連法律
  - (8) 憲法裁判所審理手続に関する憲法関連法律
  - (9) 政治色者刑事訴訟審理手続に関する憲法関連法律
  - (10) 国家人権委員会に関する憲法関連法律
- 17 2014年暫定憲法第44条。2017年新憲法では、最後の条文である第279条に、2014年暫定憲法で保障された全ての事項は、合憲及び合法である旨が記載されている。
- 《参考》2014年暫定憲法第44条（国家平和秩序維持評議会議長の絶対権限）
- 諸分野での改革、国民の団結と和解のため又は治安維持若しくは国家安全保障、王位、国家経済、公務を破壊する行為があれば、それが国内、国外で生じたものであるかどうかを問わず、それを防止、制止、掃討のために必要と判断すれば、国家平和秩序維持評議会議長は国家平和秩序維持評議会の承認を以て制圧又は何らかの行為をなす。ここにその行為が立法上、行政上、司法上の効力を有するかどうかを問わず、その命令、行為、当該命令の遵守は法律及び憲法に従ったもので、究極的なものとする（対抗できない）。ここに当該実施があった時は速やかに国家立法議会議長と首相に報告する。
- 18 行政優位の法運用体制が執られた大陸法系（フランスやドイツ）では、司法裁判所とは系統を異にする別個の行政裁判所が設置され、そこで行政事件を扱い、行政内部での監督統制が重視されている。
- 一方、伝統的なコモン・ローによる法の支配の確立を重視する英米法系では、行政に関する事件も通常の司法裁判所の裁判権に服し、司法権の優越が制度的に保障されている。

- 
- 19 産業革命の進む英国の都市行政にヒントを得て、準自治体としてバンコク南部に実験的に設置されたのが始まりであり、1908年の衛生区法の施行以降は多くの衛生区が主に農村部に設置され、市町自治体と同様に、道路や水路の建設、道路や公共の場所の清掃、水道、畜殺場、フェリー、消防の供給、ゴミ収集、街灯、保健等を担っていた。
- 20 県（チャンワット）の県次官（Deputy Governor）や自治体監察官、郡（アンプー）の自治体監督担当官等の主要ポストも地方行政局からの派遣された官僚。
- 21 当面の期間において、上院は国家平和秩序維持評議会（NCPO）の助言に基づき、国王が任命する（2018年12月時点）。
- 22 人選委員会の委員長は最高裁判所長官、委員は下院議員及び下院における野党指導者、最高行政裁判所長官のほか独立機関が任命した者（各機関から1人）で構成されている。人選委員会の事務局業務は、上院議員事務局が担っている。

#### 【参考文献】

##### 1 書籍・論文・報告書等

- ・ 『タイ国経済概況（2014/2015年版）』 バンコク日本人商工会議所（2015年）
- ・ 『タイの概況とアセアン経済』 日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所（2018年）
- ・ クレアレポート 160号『タイの地方行政制度－地方の行政を中心に－』 財団法人自治体国際化協会（1998年）
- ・ 『GET TO KNOW DOPA』 タイ内務省地方行政局提供資料（2014年）
- ・ 『Thai Local Government』 タイ内務省地方自治振興局提供資料（2006年）
- ・ 『Thailand's Constitution of 2007』 National Assembly of the Republic of Armenia（2007年）
- ・ 『2007年タイ王国憲法』 JETRO バンコクセンター（2007年）
- ・ 『タイの立法過程とその変容』小泉慎也 JETRO アジア経済研究所（2010年）
- ・ 『アジアで広がる司法化』小泉慎也 JETRO アジア経済研究所（2013年）
- ・ 『仏歴2557年暫定憲法』JETRO バンコク事務所（2014年）
- ・ 『タイ国税務小冊子 2014年』 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited 税務・法務統括パートナー（2014年）
- ・ 『タイ経済の基礎知識』若松勇・助川成也 JETRO（2015年）
- ・ 『物語 タイの歴史』柿崎一郎 中公新書（2016年）
- ・ 『Annual Judicial Statistics, Thailand A.D. 2016』 Court of Justice Thailand（2017年）
- ・ 『Constitution of the Kingdom of Thailand B.E. 2560』 ConstitutionNet（2017年）
- ・ 『タイ国情報 特別号 仏歴2560年（西暦2017年）タイ王国憲法』公益財団法人日本タイ協会（2017年）
- ・ 『平成29年版高齢社会白書』 内閣府（2017年）  
[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/zenbun/29pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/zenbun/29pdf_index.html)
- ・ 『海外在留邦人数調査統計平成30年要約版』 外務省（2018年）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000368753.pdf>
- ・ 『平成23年度国別戦略的マーケティング事業（東南アジア）調査報告書』農林水産省（2011年）

- 
- [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_enkatu/pdf/h23\\_seasia\\_whole.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_enkatu/pdf/h23_seasia_whole.pdf)  
『タイの投資環境』 国際協力銀行 (JBIC) (2017年)
  - <https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-thailand201708.html>  
『タイ経済の現状と今後の展望～短期的には危機の可能性小だが、中長期的には停滞の懸念もあるタイ経済～』 堀江 正人 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2016年)
  - [https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report\\_160530/](https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report_160530/)  
『タイ経済の現状と今後の展望～輸出回復で短期的には上向くが、中長期的には産業構造高度化が難しい課題に～』 堀江 正人 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2018年)
  - [https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report\\_180626/](https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report_180626/)  
『新興国経済の現状と今後の展望～アジア新興国は堅調、非アジア新興国は視界不良で先行きに不透明感～』 堀江 正人 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2018年)
  - [https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report\\_180914/](https://www.murc.jp/report/economy/analysis/research/report_180914/)  
『タイ国経済概況 (2016/2017年版)』 バンコク日本人商工会議所 (2017年)
  - 『タイの貿易構造の変化と FTA の現状』 吉岡 武臣 一般財団法人国際貿易投資研究所 (2016年)
  - <https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2016/09/Mr.-Yoshioka-presentation.pdf>
  - 『ASEAN・インド・スリランカの概況について』 一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所 (2018年)
  - 『アジア諸国の公務員制度に関する調査研究報告書』 日本人事行政研究所 (1998年)
  - 『公務員白書 (平成 26 年度 年次報告書)』 人事院 (2015年)
  - 『アジアにおける従業員ランク付けの比較研究—効率と公正が両立する秩序に向けて—』 ウー ジョンウォン (2017年)

## 2 Web site

- 外務省 Web ページ  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section1>
- 内閣府 Web ページ  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/sekai-shusshou.html>
- JETRO Web ページ  
[https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/basic_01.html)
- 在東京タイ王国大使館 Web ページ  
[http://www.thaiembassy.jp/rte1/index.php?option=com\\_content&view=article&id=86&Itemid=208](http://www.thaiembassy.jp/rte1/index.php?option=com_content&view=article&id=86&Itemid=208)
- The World Bank Web ページ  
<http://www.worldbank.org/>
- ミラー財団 Web ページ  
<http://www.themirrorfoundation.org/>
- タイ内務省地方行政局 Web ページ  
[http://www.moi.go.th/portal/page?\\_pageid=814,1036627,814\\_1036653&\\_dad=portal&\\_schema=PORTAL](http://www.moi.go.th/portal/page?_pageid=814,1036627,814_1036653&_dad=portal&_schema=PORTAL)
- タイ内務省地方自治振興局 Web ページ

- 
- <http://www.dla.go.th/>
  - タイ内務省災害防止軽減局 Web ページ  
<http://www.disaster.go.th/en/index.php>
  - タイ財務省 Web ページ  
<http://www.mof.go.th/home/index.php>
  - タイ地方分権委員会 Web ページ  
<http://www.opm.go.th/opmportal//index.asp?pageid=1556&parent=1232&directory=11083&pagename=viewbranch1>
  - タイ司法裁判所 Web ページ  
<http://www.coj.go.th/en/>
  - King Prajadhipok's Institute Web ページ  
<http://kpi.ac.th>
  - タイ国政府観光庁 Web ページ  
<https://www.thailandtravel.or.jp/>
  - タイ統計局 Web ページ  
<http://web.nso.go.th/index.htm>
  - タイ選挙委員会 Web ページ  
[https://www.ect.go.th/ect\\_en/](https://www.ect.go.th/ect_en/)
  - タイ人事委員会 Web ページ  
<https://www.ocsc.go.th/>
  - バンコク都 Web ページ  
<http://www.bangkok.go.th/main/>
  - パッタヤ市 Web ページ  
<http://www.pattaya.go.th/history/%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%A7%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%B4%E0%B8%AA%E0%B8%A1%E0%B9%80%E0%B8%94-%E0%B8%88%E0%B8%9E%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%88%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%95%E0%B8%B2%E0%B8%81/?lang=en>
  - スコータイ県自治体 Web ページ  
<http://www.sukhothai.go.th/sukhothai/index.php/th/position-name>
  - 公益財団法人 国際労働財団 Web ページ  
[http://www.jilaf.or.jp/country/asia\\_information/AsiaInfos/view/19](http://www.jilaf.or.jp/country/asia_information/AsiaInfos/view/19)
  - 世界保健機関 (WHO)  
World Health Statistics 2018  
[https://www.who.int/gho/publications/world\\_health\\_statistics/2018/en/](https://www.who.int/gho/publications/world_health_statistics/2018/en/)
  - 国際通貨基金 (IMF)  
World Economic Outlook Database October 2018  
<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/02/weodata/index.aspx>
  - 世界銀行  
Fertility rate, total (births per woman)  
<https://data.worldbank.org/indicator/sp.dyn.tfrt.in>
  - 日本貿易振興機構 (JETRO)  
世界貿易投資報告 (タイ)  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/gtir.html>
  - タイ日系企業進出動向調査結果 2017  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/762117c2abed4a1c.html>
  - 投資コスト比較

---

[https://www.jetro.go.jp/world/search/cost\\_result.html](https://www.jetro.go.jp/world/search/cost_result.html)

- ・ 日本政府観光局（JNTO）  
平成 31 年 1 月 16 日報道発表資料『訪日外客数 2018 年 12 月及び年間推計値』  
[https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press\\_releases/pdf/190116\\_monthly.pdf](https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/pdf/190116_monthly.pdf)
- ・ タイ投資委員会（BOI）  
Foreign Direct Investment Statistics and Summary  
[https://www.boi.go.th/un/statistics\\_condition\\_promotion](https://www.boi.go.th/un/statistics_condition_promotion)
- ・ GLOBAL NOTE  
タイの教育統計データ  
<https://www.globalnote.jp/>
- ・ タイの人口・構成統計データ  
<https://www.globalnote.jp/>
- ・ アジアトラベルノート  
2018 年訪タイ日本人旅行者数  
[https://www.asiatravelnote.com/2019/01/28/japanese\\_visitors\\_to\\_thailand\\_hit\\_record\\_high\\_in\\_2018.php](https://www.asiatravelnote.com/2019/01/28/japanese_visitors_to_thailand_hit_record_high_in_2018.php)
- ・ Dijima～出島～  
【2018 年版】タイ経済の最新事情～タイランド 4.0 で目指す未来～  
<https://www.digima-japan.com/knowhow/world/13324.php>

#### 【執 筆】

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所

元所長補佐 梅澤 泰紀

元所長補佐 石井 秀典

元所長補佐 新居 賢児

元所長補佐 新海 俊介

元所長補佐 古谷 弘之

元所長補佐 藤田 利宏

元所長補佐 能村 貴満

#### 【監 修】

前所長 橋本 憲次郎

所長 天利 和紀

前次長 鍋岡 崇

前調査役 山谷 公男

調査役 田中 里沙



一般財団法人

自治体国際化協会

